

6章 コンクリート工事	①型枠	外部に面するコンクリート打ち直し仕上げの打増し ・ 20 ※図示 (6.8.1) 打ち継ぎ目地 ※幅 20×深さ 10 ・ 図示 (6.6.4) (9.7.3) ひび割れ誘発目地 ※幅 20×深さ 10 ・ 図示 (6.8.1) (9.7.3) せき板の種類 ※厚さ 12mm (6.8.2) ※下記のいずれかとする。 (1)「コンクリート型枠用合板の農林規格」による表面加工品 (2)「コンクリート型枠用合板の農林規格」によるB-C (3)床型枠用鋼製デッキプレート 打ち直し仕上げの種類 (6.2.5) (表6.2.4)	①さび止め塗料	①鉄骨造の鉄部錆止め塗料の種類は 標仕表18.3.1 の下記とする。 (7.8.4) ○JIS K 5674 (鉛・クロムフリーさび止めペイント) ○OP塗装の場合 JIS K 5552・JIS K 5551 (2回) 耐火被覆材の接着する面の塗装 ・行わない ・行う ()	4 合成高分子系 ルーフィングシート 防水	脱気装置 ・設ける 材質 () 設置数量 () ・設けない 施工標準 ※設ける ・設けない	④張付け用材料 ※保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とする。 (11.2.3) (11.3.3) ※有機接着剤の種類 (表11.3.1) ※タイプⅠ ・タイプⅡ ※セメント混和用ポリマーディスペーションは JIS A6203による。 ※既調合目地材は、実績等の資料を監督職員に提出する。 ※下表による。 (11.2.6) (11.3.5) (表11.2.3) (表11.3.2)		
	②フレッシュコンクリート 試験・強度試験	※コンクリートの強度試験の試験回数は、下記による。 20m ³ 以下の場合は試験については、監督職員の指示による。 20~50m ³ の場合は任意の一車より試験を採取し、各3個供試体を作成する。 50m ³ 以上は 標仕6.9.3(1) による。	18 耐火被覆	種 別 所要性能及び適用構造部位 ・耐火材 ・乾式吹付けロックウール 吹付け ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール	5 塗膜防水	種 別 厚さ(mm) 施工箇所 仕上げ塗料 仕様区分 ・A種 ・B種 車庫立上り ・C種		種 別 厚さ(mm) 施工箇所 仕上げ塗料 仕様区分 ・A種 ・B種 車庫立上り ・C種	④壁タイル張り工法
	9 軽量コンクリートの 種別	設計基準強度 F _c (N/mm ²) ・ 18 ・ 21 (6.10.2) (表6.10.1) 種別 ※1種 ・2種 施工場所 () 気乾単位容積重量 (t/m ³) (※1.8~2.1t/m ³ 程度 ())	20 溶融亜鉛めっき工法	①アンカーボルト等の 設置	6 ケイ酸質系塗布防水	種 別 施工箇所 備考 ・A種 ・B種 ・C種		種 別 施工箇所 備考 ・A種 ・B種 ・C種	④表面仕上げ
	10 マスコンクリート	・適用箇所 () (6.13.1) セメントの種類 ※高炉セメントB種 (6.13.2) スランプ ※15cm (6.13.2)	8 補強コンクリート ブロック造の材料	②コンクリートブロック 造の材料	7 その他防水	種 別 施工箇所 備考 ※C-SUI ・C-SUP		種 別 施工箇所 備考 ※C-SUI ・C-SUP	④木材
	① 無筋コンクリート	材料・品質 (6.14.2) (6.14.3) 粗骨材の最大寸法(mm) (捨コンクリート及び防水押えコンクリートの場合 ※25 ())	2 コンクリートブロック 造の材料	3 ALCパネル	8 保証期間	種 別 施工箇所 備考 ・工 法 施工標準 ※設ける ・設けない		種 別 施工箇所 備考 ・工 法 施工標準 ※設ける ・設けない	④集成材又は 単板積層材
	④高力ボルト	④トルシア形高力ボルト ・ JIS形高力ボルト ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト (7.2.2)	4 押出成形セメント板	4 押出成形セメント板	④シーリング	種 別 施工箇所 備考 ・工 法 施工標準 ※設ける ・設けない		種 別 施工箇所 備考 ・工 法 施工標準 ※設ける ・設けない	④床張り用合板
	⑤普通ボルト	※標仕表7.2.3による (7.2.3)	1 アスファルト防水	1 アスファルト防水	10 石工工事	種 別 施工箇所 備考 ・工 法 施工標準 ※設ける ・設けない		種 別 施工箇所 備考 ・工 法 施工標準 ※設ける ・設けない	⑤防蟻処理
	⑥アンカーボルト	材質 ○一般構造用圧延鋼(JIS G 3101) ⊗S400 ・SS490 ○ABR400 ⊗SNR400B	2 保護層等の施工	2 保護層等の施工	11 タイル工事	種 別 施工箇所 備考 ・工 法 施工標準 ※設ける ・設けない		種 別 施工箇所 備考 ・工 法 施工標準 ※設ける ・設けない	⑤防蟻処理
	⑦ターンバックル	脚の種類 ※割付式 ・ ボルトの種類 ※羽子板ボルト (7.2.6)	3 改質アスファルト シート防水	3 改質アスファルト シート防水	11 タイル工事	種 別 施工箇所 備考 ・工 法 施工標準 ※設ける ・設けない		種 別 施工箇所 備考 ・工 法 施工標準 ※設ける ・設けない	⑤防蟻処理

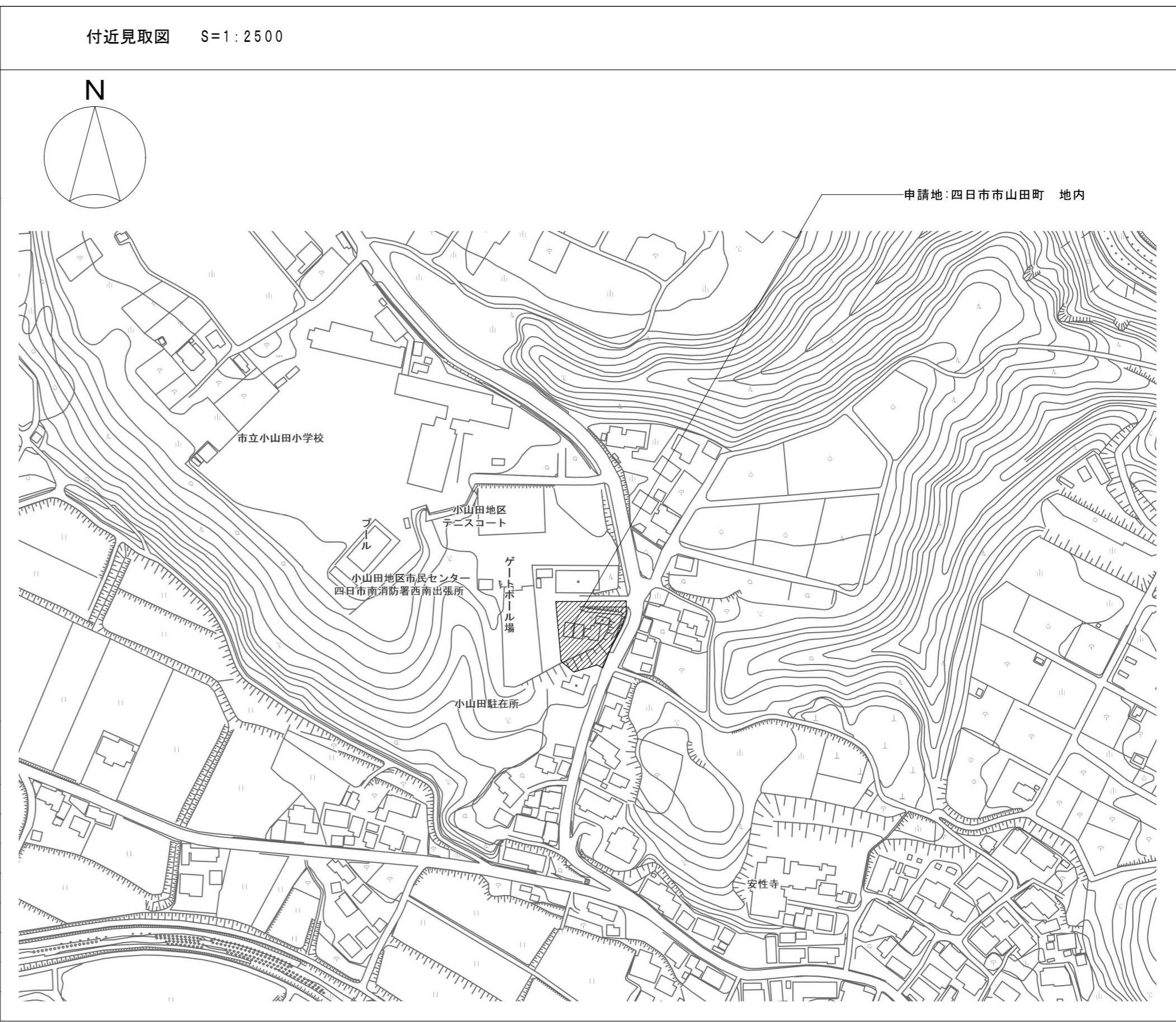
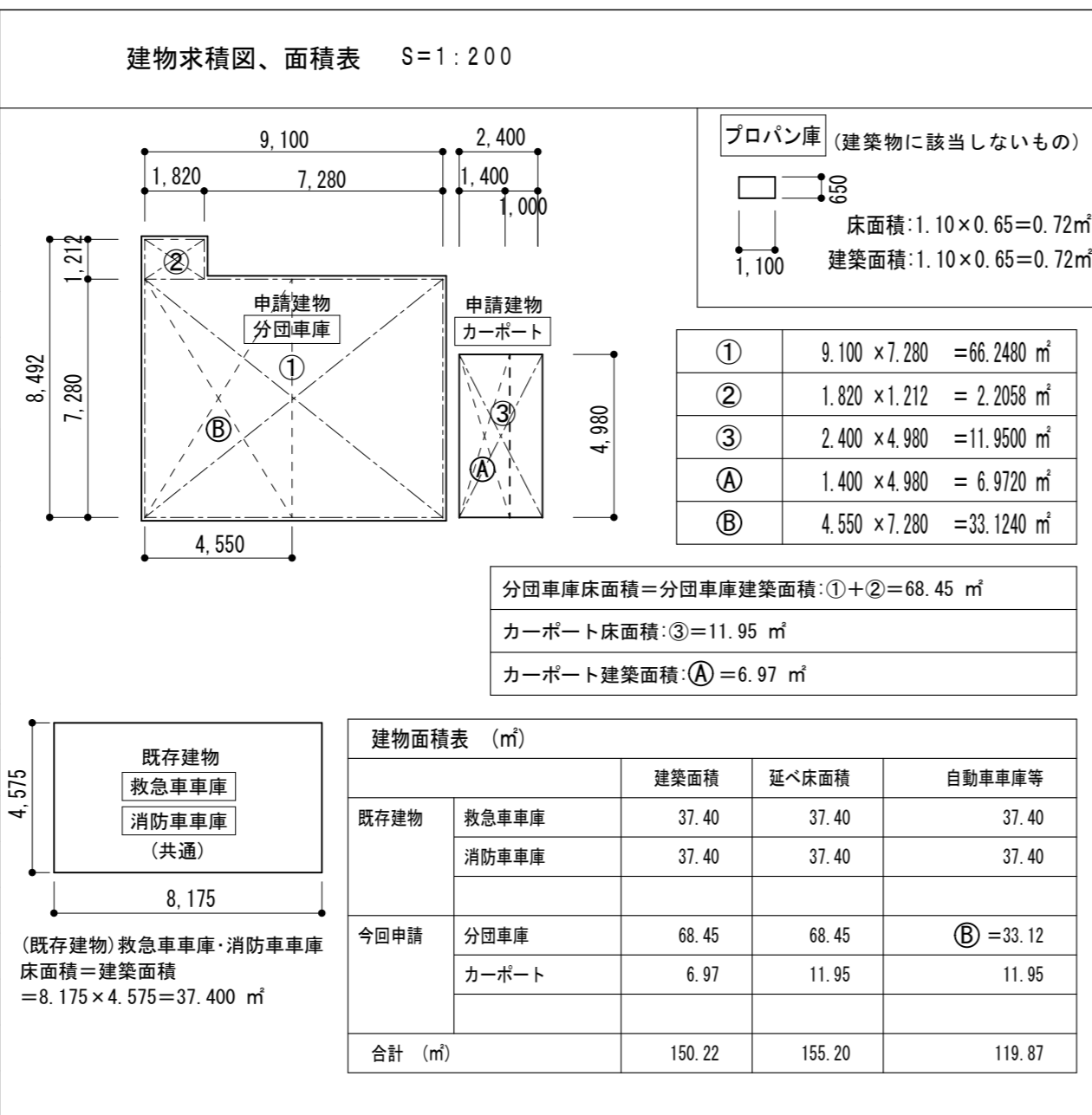
14章 金属 工事	1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	処理の種類 (14.2.1)(表14.2.1) 種別 施工箇所 ・BB-1種 ・BB-2種 (・ブランク系・ブランク・スタンチン) 表面処理の膜厚試験 ・行う ・行わない	④ 網戸 使用方法 ⑧可動式 ⑩固定式 (16.2.3) 網の材質 防虫網 ・合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 網目 ※16～18メッシュ 防虫網 ※ステンレス (SUS 304) 線材 ・	⑨ ガラス ガラス材料 建具表による (16.14.2) ガラスブロック 形状寸法 ・ ガラスの色 ・無色 ・着色 () 模様による種類 ・拡張ガラスブロック ・指向ガラスブロック ガラスの留め材 種類 (区分は図示による) ⑧シーリング材 (SR-1 シリコン系) ・ガスケット	19章 内装 工事	① ビニル床シート、 ビニル床タイル張り	①ビニル床シート (19.2.2) 種類 JISの記号 色柄 厚さ(mm) ※発泡層のないもの ※FS ・ 無地 ※マーブル ※2.0mm ・2.5mm ※発泡層のあるもの ※柄物 ・無地 ②防滑防汚 ③FS ・ 無地 ④マーブル ⑤2.0mm ・2.5mm 工法 ※熱溶接工法 ・突付け(施工箇所) () (19.2.3) 接着剤 ※標仕表19.2.1による ・エポキシ、ウレタン樹脂系 () (19.2.2)
	2 鉄鋼の垂鉛めっき	垂鉛めっきの種類 (14.2.2)(表14.2.2) 表面処理方法 種別 施工箇所 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 電気垂鉛めっき ・E種 ・F種 表面処理の品質 ※品質証明書を提出する ・品質試験を行う ・	5 樹脂製建具 外部に面する建具 (16.3.2)(16.3.4)(表16.3.1) コンクリート系下地及び鉄骨下地 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所 ・A種 S-4 ※W-4 ・B種 S-5 A-4 ・W-5 ・C種 S-6 木下地 (16.3.2)(16.3.4)(表16.3.2) 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所 ・D種 S-2 ※A-4 ※W-3 ・E種 S-3 遮音性能 ※T-1 ・T-2 断熱性能 ※H-4 ・H-5	19 ガラス用フィルム 品質は JIS A 5759 による。 名称 種類 張り面 性能等 施工箇所 ※ガラス飛散防止フィルム 第2種 ※内面 ※間接変位試験に適合するもの (B法) ・外面		② ビニル床タイル (19.2.2) 種類 JISの記号 厚さ(mm) 備考 ※単層ビニル床タイル T T ※2.0 ・複層ビニル床タイル F T ・コンポジションビニル床タイル K T 接着剤 ※標仕表19.2.1による ・エポキシ、ウレタン樹脂系 () (19.2.2)	
	③ 軽量鉄骨天井下地材料	屋内 ※19形 (14.4.2)(表14.4.1) 屋外 ※25形	6 鋼製建具 ・簡易気密型ドアセット 適用箇所: (16.4.2) 気密性 ※A-3 ・ 水密性 ※W-1 鋼板の厚さ (mm) ※標仕表16.4.2による (16.4.4)(表16.4.2)	17 性能 ・耐風圧性 () (17.1.1)~③ ・耐震性 () ・水密性 () ・気密性 () ・耐火性 () ・耐温度差性 () ・遮音性 () ・断熱性 () ※製造所標準仕様による 製品の許容差 ※表17.2.1 表17.3.1による (17.2.3)(17.3.3) 製品の見え掛り部分の仕上げ ・		③ ビニル床タイル (19.2.2) 種類 JISの記号 厚さ(mm) 備考 ※単層ビニル床タイル T T ※2.0 ・複層ビニル床タイル F T ・コンポジションビニル床タイル K T 接着剤 ※標仕表19.2.1による ・エポキシ、ウレタン樹脂系 () (19.2.2)	
	④ 軽量鉄骨壁下地材料	スタッド、ランナなどの種類 (14.5.3)(表14.5.1) ①60形 ②65形 ・90形 ③100形 ・標仕表14.5.1による	7 鋼製軽量建具 ・簡易気密型ドアセット 適用箇所: (16.5.2) 気密性 ※A-3 ・ 召合せ、縦小口包み板等の材質 (16.5.3) ※鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金の押出型材 鋼板の厚さ (mm) ※標仕表16.5.1による (16.5.4)(表16.5.1)	2 材料、形状及び仕上げ 主要取付部材の取付許容差 ※表17.2.3 表17.3.2による (17.2.5)(17.3.5)		④ 接着剤 壁紙施工用でん粉系接着剤、ユリア樹脂等を用いた接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種	
	5 金属成形板張り	形状 製法 材種 寸法(mm) 厚さ(mm) 表面処理 ・パネル形 ※プレス ・B B-1種 ・B B-2種 伸縮継手 ※設けない ・設ける(施工箇所は図示) (14.6.2)(表14.6.2) 取付下地 ※屋内19形 ※屋外25形 野線間隔 ・300mm ・360mm (14.6.3)	8 標準型鋼製軽量建具 ・製造所の仕様による (16.5.6)	3 取付 主要取付部材の取付許容差 ※表17.2.3 表17.3.2による (17.2.5)(17.3.5)		3 カーベツト敷き (19.3.2)(19.3.3)(表19.3.1~2) 施工箇所 種類 種別 色柄 敷込み工法 帯電防止 ・タフテッド ※無地 ※全面接着 ・行う ・タフテッド ※柄物 ※グリッパー ・行わない	
	6 アルミニウム製窓木	種類 呼称肉厚 表面処理 固定間隔 備考 ・250形 1.6以上 ※A B-1種又は B B-1種 表面処理 隅角部等の役物は ・300形 1.8以上 B B-1種 質計面で定めたもの 本体製造所の仕様 ・350形 2.0以上 ・B B-2種) による。 (14.7.2)(表14.2.1)(表14.7.1)	9 ステンレス製建具 ステンレス鋼板 ※SUS304 ・SUS430J1L ・SUS443J1 (16.6.3) 鋼板の厚さ (mm) ※標仕表16.6.1による (16.6.4)(表16.6.1) 表面仕上 ※H L (16.6.4) 曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ (補強あり) (16.6.5)	⑩ 木製建具 建具材の含水率による種別 (16.7.2)(表16.7.1) フラッシュ戸 かまち、中骨の樹種 ※標仕表16.7.2による ・標仕表16.7.2のむく材とする 表面材 ※普通適合板 ・難燃適合板 ③特殊合板 ・MDF ホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外 ・第三種 ※接着の程度は、水掛かりを1類、その他を2類とする。 ・かまち戸 かまち () 鏡板 () ・ふすまの材料 ※標仕表16.7.3 (表16.7.3) ・ふすまの上張りの種類 ※新鳥の子 ・ (押入れ内は雲花紙とする) ・ふすまの縁の仕上げ ※塗り縁 (カシュー塗料2回塗り) ・生地縁 (※ウレタンクリヤー塗装 ・素地)		① 材料 ・屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。 (18.1.3) ・次の箇所を除き防火材料とする。 () 建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種	

15章 左官 工事	① モルタル塗り	防水モルタル 防水剤は下記製造所の製品とする。 (15.3.2) セントラル工業 (C I C防水剤) ポース (ポース防水剤) ウォータイト (ウォータイトB号) マノール (マノール防水剤) 保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とする。 混和剤は、JIS A 6203に基づくセメント混和用ポリマーディスパージョンとする。 吸水調整材の品質 ※表15.3.2による 目地 位置 ※図示による (15.3.5) 種別 ※押し目地 ・既成目地材	⑪ 建具用金物 金物の見掛かり部材の材質 ※標仕表16.8.1による (16.8.2)(表16.8.1) モノロック ゴール(UH) 美和ロック(U9HK) シリンドー箱錠 ゴール(AS) 堀商店(No.1110,1171) 美和ロック(U9HM, MA, LH, LA) シリンドー本締めまり錠 ゴール(HD) 美和ロック(U9GH, DA) 堀商店(No.1131) ヒンジクローザー ※丁番型 ・内蔵型 押板、とっ手 樹製工業 ユニオン マスターキーについては下記による。 (16.8.4) ・グループ及びグランドマスターキーを製作し、鍵箱に整理し提出する。 ①マスターキーを製作し、鍵箱に整理し提出する。 ・一般キー (マスターキー装置付)のみパネルに整理して提出する。 ・一般キー(マスターキー装置なし)のみパネルに整理して提出する。 ②鍵箱 既製品 (・30個用 ・60個用 ・120個用 ③20個用)	⑪ 11 性能 ・耐風圧性 () (17.1.1)~③ ・耐震性 () ・水密性 () ・気密性 () ・耐火性 () ・耐温度差性 () ・遮音性 () ・断熱性 () ※製造所標準仕様による 製品の許容差 ※表17.2.1 表17.3.1による (17.2.3)(17.3.3) 製品の見え掛り部分の仕上げ ・	16章 建具 工事	① アルミニウム製建具	外部に面する建具(フロントサッシは除く) コンクリート系下地及び鉄骨下地 (16.2.2)(16.2.4)(表16.2.1) 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所 ①A種 S-4 ※A-3 ※W-4 ・B種 S-5 ・C種 S-6 A-4 ・W-5 木下地 (16.2.2)(16.2.4)(表16.2.2) 種別 耐風圧性 気密性 水密性 枠見込み(mm) 施工箇所 ・D種 S-2 ※A-3 ※W-3 ・E種 S-3 表面処理 ※BB-1種 ・BB-2種 (・ブランク系・ブランク・スタンチン) 屋内建具 表面処理 ※AC-1種又はBB-1種 ・AC-2種又はBB-2種 (・ブランク系・ブランク・スタンチン) ・防音建具 遮音性の等級 (16.2.2) ・断熱建具 断熱性の等級 ・耐震建具 内面変形追従性の等級
	2 セルフレベリング材	種類、品質 ※標仕表15.5.1による。 (15.5.2)(表15.5.1) 種類 厚さ(mm) 施工箇所 ※セメント系 ※10 ・せつこう系 ・	12 自動ドア開閉装置 種別 (16.9.2)(16.9.3)(表16.9.1~4) 開閉方法 引き戸用検出装置の種類 ※引き戸 (性能値は表16.9.1) ※光線センサー ・熱線センサー ・多機能トイレル引き戸 ※音波センサー ・光電センサー (性能値は表16.9.2) ・電波センサー ・タッチスイッチ ・押しボタンスイッチ ・多機能トイレルスイッチ ・凍結防止措置 (適用箇所は建具表による)	⑫ 2 材料、形状及び仕上げ 主要取付部材の取付許容差 ※表17.2.3 表17.3.2による (17.2.5)(17.3.5)		② 石こうボードその他のボード張り ※石こうボード、その他ボード、合板の類で天井及び壁に使用されるものは、下記以外すべて防火材料の認定表示のあるものとする。 ※合板類で、防火材料の特記がない場合 種類 JISの記号 厚さ(mm) 規格等 ③石こうボード GB-R ④12.5(不燃) ⑤9.5(準不燃) ・吸音孔あき石膏ボード ⑥9.5 ※12.5 ・不燃積層せつこうボード GB-N-C ⑦9.5(不燃) 化粧無(下地張り用) 化粧有(15mm・20mm) ・強化石膏ボード GB-F ⑧12.5(不燃) ・15(不燃) ・ ⑨シーリングせつこうボード GB-S ⑩9.5 ※12.5 ⑪化粧石こうボード GB-D ※9.5 ・12.5 ⑫けい酸カルシウム板 0.8FK 無石綿 ※6 ・8 ・ロックウール吸音板 DR ※7mmタイプ(※9(不燃) ・12 ()) ・凹凸タイプ(※12(不燃) ・15 ()) ・硬質木毛セメント板 HW ・15 ・20 ・25 ・ ・普通木毛セメント板 NW ・15 ・20 ・25 ・ ・単板張り ・無研磨板VN ・研磨板VS ・パーティクルボード ・MDFタイプ(※12(不燃) ・15 ()) ・メラミン樹脂化粧板 ※1.2 ・1.6 ・ポリエステル樹脂化粧板 ※2.7 ・4.0 ⑬化粧けい酸カルシウム板 0.8FK ※0.6 ⑭0.6 合板類、繊維板、及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種 工法 (19.7.3)(表19.7.2)(表19.7.3)(表19.7.4)(表19.7.5) ⑮合板類の張り付け ・A種 ※B種 (表19.7.3) ⑯石こうボードの目地工法 (表19.7.5) ・継目処理工法 (加下地) ⑰突付け工法 (化粧石膏ボード) ・目隠し工法 () ・石こうボードの石こう系接着剤による直張り工法 (19.7.3(5)による) () ※9.0mm未満の合板上張り留め付けはタッカー留めとする。	
	3 仕上塗材仕上げ	種類 呼び名 仕上の形状 ・薄付け仕上塗材 ・外装薄塗材E ・砂壁状 ・着色骨材砂壁状 ・内装薄塗材E 砂壁状じゆらく ・可とう形外装薄塗材E ・砂壁状 ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・防水形外装薄塗材E ・ゆず肌状 ・さざ波状 ・凹凸状 ・外装薄塗材S ・砂壁状 ・複層仕上塗材 ・複層塗材CE ・ゆず肌状 ・凸凹処理 ・凹凸状 ・可とう形複層塗材CE 上塗材 ・複層塗材E ・水系アクリル ・複層塗材RE ・水系アクリルシリコン ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材E 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック 複層仕上塗材の耐候性 ※耐候形3種 (15.6.2) 防火材料の指定 ※屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。 ・次の箇所を除き防火材料とする。 () 建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種	13 自閉式上吊り引き戸装置 性能 ※標仕表16.10.1 (16.10.3)(表16.10.1)	⑬ 12 木材保護塗料塗り (WP) 工法 ・A種 ※B種 (18.12.2)(表18.12.1)			
	1 防火戸	・防火戸 (建築基準法に基づく認定) ・有り ・無し (16.1.3) ・防火戸の自動閉鎖装置及び防火戸の煙感知器との連動装置 ※図示	14 重量シャッター 形式 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター (16.11.2) ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター 開閉形式 ※上部電動式 (手動併用) ・上部手動式 (表16.11.1) 外部に面するシャッターの耐風圧性能 () N/m ² 防火又は防煙シャッターの危害防止機構 ※「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に定める基準に適合するもの。 シャッターケース (防火・防煙以外のもの) ・設ける ・設けない ※危害防止装置 (16.12.2)(表16.12.1) 開閉形式 ※上部電動式 (手動併用) ①手動式 (16.12.2)(表16.12.1) スラット 材質 ※塗装溶融垂鉛めっき鋼板 厚さ ・0.5 ②0.8 形状 ③インターロック形状 ・オーバーラッピング形 外部に面するシャッターの耐風圧性能 () N/m ²	⑭ 13 ビジメントステイン塗り 木部 工法は標仕表18.11.1による (18.11.2)(表18.11.1) ・ビジメントステイン塗り			
	2 見本の製作等	・特殊な建具の仮組 (建具番号) (16.1.4)	15 オーバーヘッドドア セクション材料 ※ステールタイプ ・アルミニウムタイプ (16.13.2) ・ファイバークラスチック 開閉方式 ※バランス式 ・チェーン式 ・電動式 ガイドレール ※ステンレス鋼板 ・溶融垂鉛メッキ鋼板 耐風圧性能 () N/m ²	⑮ 14 ウレタン樹脂ワニス (UC) 表面仕上げの種類 ※平滑仕上げ ・防滑仕上げ 工法 ・A種 ※B種 (18.10.2)(表18.10.1)			

19章 内装工事	⑨ 壁紙張り	(19.8.2)(19.8.3)	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>品質</th> <th>防火性能</th> </tr> <tr> <td>便所壁</td> <td>※量産φ4</td> <td>・不燃 ○準不燃 ・難燃</td> </tr> <tr> <td>待機室</td> <td>※量産φ4</td> <td>・不燃 ○準不燃 ・難燃</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>ジュラック 木目調</td> <td>・不燃 ○準不燃 ・難燃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・不燃 ・準不燃 ・難燃</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・不燃 ・準不燃 ・難燃</td> </tr> </table> <p>モルタル及びせっこうプaster一面の素地ごしらえ ・ A種 ※B種 (表19.8.1) コンクリート面の素地ごしらえ ・ A種 ※B種 (表19.8.2) せっこうボード面及びけい酸カルシウム表面の素地ごしらえ ・ A種 ※B種 (表19.8.3) 壁紙のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種</p>	施工箇所	品質	防火性能	便所壁	※量産φ4	・不燃 ○準不燃 ・難燃	待機室	※量産φ4	・不燃 ○準不燃 ・難燃	和室	ジュラック 木目調	・不燃 ○準不燃 ・難燃			・不燃 ・準不燃 ・難燃			・不燃 ・準不燃 ・難燃														
	施工箇所	品質	防火性能																																
	便所壁	※量産φ4	・不燃 ○準不燃 ・難燃																																
	待機室	※量産φ4	・不燃 ○準不燃 ・難燃																																
	和室	ジュラック 木目調	・不燃 ○準不燃 ・難燃																																
			・不燃 ・準不燃 ・難燃																																
			・不燃 ・準不燃 ・難燃																																
	⑩ 断熱材	(19.9.2)(19.9.3)	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>品質等</th> </tr> <tr> <td>○押出法</td> <td>※2種b</td> <td>※25</td> <td>・ノンフロンのもの ・特定フロンを使用しないもの</td> </tr> <tr> <td>ポリスチレンフォーム</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>保温板</td> <td>※3種b</td> <td>○接地部分</td> <td>※25</td> </tr> <tr> <td>・現場発泡断熱材</td> <td>※A種1又はA種1H</td> <td>※断熱材補修部分</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・一般部</td> <td>※15</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ノンフロンのもの ・特定フロンを使用しないもの 難燃性・3級・2級</td> </tr> <tr> <td>・断熱材兼用型枠</td> <td>・木質系 ・コンクリート系 ・フアラック系</td> <td>※壁(図示の範囲)</td> <td>※40以下</td> </tr> </table> <p>ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材のホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・ 第三種</p>	種類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等	○押出法	※2種b	※25	・ノンフロンのもの ・特定フロンを使用しないもの	ポリスチレンフォーム				保温板	※3種b	○接地部分	※25	・現場発泡断熱材	※A種1又はA種1H	※断熱材補修部分				・一般部	※15				・ノンフロンのもの ・特定フロンを使用しないもの 難燃性・3級・2級	・断熱材兼用型枠	・木質系 ・コンクリート系 ・フアラック系	※壁(図示の範囲)	※40以下
	種類	施工箇所	厚さ(mm)	品質等																															
	○押出法	※2種b	※25	・ノンフロンのもの ・特定フロンを使用しないもの																															
ポリスチレンフォーム																																			
保温板	※3種b	○接地部分	※25																																
・現場発泡断熱材	※A種1又はA種1H	※断熱材補修部分																																	
		・一般部	※15																																
			・ノンフロンのもの ・特定フロンを使用しないもの 難燃性・3級・2級																																
・断熱材兼用型枠	・木質系 ・コンクリート系 ・フアラック系	※壁(図示の範囲)	※40以下																																
10 ポリカーボネート樹脂板		<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ</th> <th>色</th> <th>耐候性</th> <th>防火性能</th> </tr> <tr> <td></td> <td>・3 ・5</td> <td>・着色 ・無色</td> <td>※一般型 ・超耐候性</td> <td>※有り(大臣認定) ・無し</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・ブロンズ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・大臣認定 (・DW ・UW)</td> </tr> </table>	施工箇所	厚さ	色	耐候性	防火性能		・3 ・5	・着色 ・無色	※一般型 ・超耐候性	※有り(大臣認定) ・無し			・ブロンズ							・大臣認定 (・DW ・UW)													
施工箇所	厚さ	色	耐候性	防火性能																															
	・3 ・5	・着色 ・無色	※一般型 ・超耐候性	※有り(大臣認定) ・無し																															
		・ブロンズ																																	
				・大臣認定 (・DW ・UW)																															
1 フリーアクセスフロア	(20.2.2)	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>仕上り高(mm)</th> <th>耐震性能</th> <th>耐荷重性能</th> <th>表面仕上げ材</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・3000N ・5000N</td> <td>・帯電防止床タイル ・タイルカーペット</td> </tr> </table> <p>スロープ及びボーダー ※製造所の標準仕様 ・ 図示</p>	施工箇所	仕上り高(mm)	耐震性能	耐荷重性能	表面仕上げ材				・3000N ・5000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット																							
施工箇所	仕上り高(mm)	耐震性能	耐荷重性能	表面仕上げ材																															
			・3000N ・5000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット																															
2 可動間仕切り	(20.2.3)	<table border="1"> <tr> <th>構造形式</th> <th>h²部部の総厚さ(mm)</th> <th>表面材種</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>表面仕上げ</th> </tr> <tr> <td>※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式</td> <td></td> <td>※鋼板 (※0.6 ・0.8)</td> <td></td> <td>※メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け</td> </tr> <tr> <td>遮音性</td> <td>・あり ()</td> <td>・なし</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>操作方法</td> <td>・手動式 ・電動式 ・部分電動式</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>パネル表面材 (・)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>遮音性 (・)</td> </tr> <tr> <td>パネル装着装置の操作方法 (・)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	構造形式	h ² 部部の総厚さ(mm)	表面材種	厚さ(mm)	表面仕上げ	※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式		※鋼板 (※0.6 ・0.8)		※メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け	遮音性	・あり ()	・なし			操作方法	・手動式 ・電動式 ・部分電動式				パネル表面材 (・)				遮音性 (・)	パネル装着装置の操作方法 (・)							
構造形式	h ² 部部の総厚さ(mm)	表面材種	厚さ(mm)	表面仕上げ																															
※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式		※鋼板 (※0.6 ・0.8)		※メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け																															
遮音性	・あり ()	・なし																																	
操作方法	・手動式 ・電動式 ・部分電動式																																		
パネル表面材 (・)				遮音性 (・)																															
パネル装着装置の操作方法 (・)																																			
3 移動間仕切り	(20.2.4)	<p>遮音性 ・あり () ・なし 操作方法 ・手動式 ・電動式 ・部分電動式 パネル表面材 (・) パネル装着装置の操作方法 (・)</p>																																	
4 トイレブース	(20.2.5)	<p>パネル表面材 ※高圧メラミン樹脂系化粧板(アルミ製コーナーエッジ付き) ・ポリエステル樹脂系化粧板(アルミ製コーナーエッジ付き) 脚部 (樹脂製) ※幅木タイプ ・脚金物タイプ</p>																																	
5 手すり		<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>材料の種類</th> <th>表面処理</th> </tr> <tr> <td>手すり</td> <td>※ステンレス(SUS 304) ・鉄</td> <td>※HLL程度 ・鏡面程度 溶融亜鉛めっき 外部 ※C種 電気亜鉛めっき 内部 ※E種</td> </tr> </table>	種類	材料の種類	表面処理	手すり	※ステンレス(SUS 304) ・鉄	※HLL程度 ・鏡面程度 溶融亜鉛めっき 外部 ※C種 電気亜鉛めっき 内部 ※E種																											
種類	材料の種類	表面処理																																	
手すり	※ステンレス(SUS 304) ・鉄	※HLL程度 ・鏡面程度 溶融亜鉛めっき 外部 ※C種 電気亜鉛めっき 内部 ※E種																																	
6 階段滑り止め	(20.2.7)	<p>材種、形状 ※ステンレス製ビニルタイヤ入り 寸法(幅) ※35mm 取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法</p>																																	
⑪ 黒板及びホワイトボード	(20.2.9)	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>寸法(mm)</th> <th>色彩</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>・黒板</td> <td>※ホーロー ※焼付け</td> <td>※緑 ・黒 ※緑 ・黒</td> <td>※平面 ・曲面</td> </tr> <tr> <td>○ホワイトボード</td> <td>※ホーロー W1800×H1200</td> <td>※白</td> <td></td> </tr> </table>	種類	寸法(mm)	色彩	備考	・黒板	※ホーロー ※焼付け	※緑 ・黒 ※緑 ・黒	※平面 ・曲面	○ホワイトボード	※ホーロー W1800×H1200	※白																						
種類	寸法(mm)	色彩	備考																																
・黒板	※ホーロー ※焼付け	※緑 ・黒 ※緑 ・黒	※平面 ・曲面																																
○ホワイトボード	※ホーロー W1800×H1200	※白																																	
8 表示	(20.2.11)	<p>衝突防止表示 ※図示(市販品 ※ステンレス製 径約30mm) ・なし 誘導標識、非常用進入表示等は市販品とし、その他は図示とする。</p>																																	
9 タラップ	(20.2.12)	<table border="1"> <tr> <th>タラップ</th> <th>材料の種類</th> <th>表面処理</th> </tr> <tr> <td>・鉄</td> <td>※ステンレス(SUS 304) ・鉄</td> <td>※研磨無し 溶融亜鉛めっき 内外部 ※C種</td> </tr> </table>	タラップ	材料の種類	表面処理	・鉄	※ステンレス(SUS 304) ・鉄	※研磨無し 溶融亜鉛めっき 内外部 ※C種																											
タラップ	材料の種類	表面処理																																	
・鉄	※ステンレス(SUS 304) ・鉄	※研磨無し 溶融亜鉛めっき 内外部 ※C種																																	
⑫ ブラインド	(20.2.14)	<table border="1"> <tr> <th>形式</th> <th>種類</th> <th>スラットの材種・幅(mm)</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>※横型</td> <td>※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式</td> <td>※アルミニウム合金 ※25</td> <td>図示による</td> </tr> <tr> <td>・縦型</td> <td>・1本操作コード ※2本操作コード</td> <td>・アルミスラット ・80 ・クロススラット ・100</td> <td></td> </tr> </table>	形式	種類	スラットの材種・幅(mm)	施工箇所	※横型	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金 ※25	図示による	・縦型	・1本操作コード ※2本操作コード	・アルミスラット ・80 ・クロススラット ・100																						
形式	種類	スラットの材種・幅(mm)	施工箇所																																
※横型	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金 ※25	図示による																																
・縦型	・1本操作コード ※2本操作コード	・アルミスラット ・80 ・クロススラット ・100																																	
11 ロールスクリーン	(20.2.15)	<p>材種・品質 () 操作方法 ()</p>																																	
12 カーテン	(20.2.16)	<table border="1"> <tr> <th>施工箇所</th> <th>名称・品質</th> <th>ひだの種類</th> <th>形式</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・箱ひだ等 ・片ひだ</td> <td>・片引 ・引分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>・箱ひだ等 ・片ひだ</td> <td>・片引 ・引分</td> </tr> </table> <p>防火加工 消防庁認定の ④ とする ・カーテンレール ・アルミニウム製 ※ステンレス製 ※C型又はD型 カーテン生地のはぎれ ※半幅未満は使用しない ・幅未満は使用しない 暗幕用カーテンの重なりは300mm以上とする。なお、重ねか所は下記による。 ・両端 ・上部 ※召合わせ 表面材 ※ビニルレザー張り(防火加工)</p>	施工箇所	名称・品質	ひだの種類	形式			・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引 ・引分			・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引 ・引分																					
施工箇所	名称・品質	ひだの種類	形式																																
		・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引 ・引分																																
		・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引 ・引分																																
13 アコーディオンドア		<table border="1"> <tr> <th>形式</th> <th>間開き</th> <th>片開き</th> </tr> <tr> <td>折りたたみ幅(mm)</td> <td>※約 230</td> <td>・約 120</td> </tr> </table>	形式	間開き	片開き	折りたたみ幅(mm)	※約 230	・約 120																											
形式	間開き	片開き																																	
折りたたみ幅(mm)	※約 230	・約 120																																	

20章 ユニット及びその他工事	17 くつふきマット	⑭ 天井見切縁	天井点検口 ※アルミニウム製 (※鏡縁タイプ ・ 目地タイプ) 床点検口 ※アルミニウム製 ・ ステンレス製 受け枠(・)	① アスファルト舗装	構成及び厚さ ○車道部の基層なし 基層 — 表層 50mm (22.4.2) ・車道部の基層有り 基層 50mm 表層 30mm ・歩道部 基層 — 表層 30mm 配合その他 (22.4.4) 加熱アスファルト混合物等の種類 (表22.4.5~6) 表層 ※密粒度アスファルト混合物(13)又は密粒度アスファルト混合物(13F) ・細粒度アスファルト混合物(13) 試験繰り ・行う ※行わない 切取り試験 ・行う ※行わない (22.4.6) 平坦性 ※通行に支障となる水たまりを生じない程度 アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ○行わない	(収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報第三者に再提供してはならない。 2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 (複写、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。 (持ち出しの禁止) 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等をして関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びびき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還) 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破壊 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 (研修・教育の実施) 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (苦情の処理) 第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
	19 旗ざお受金物	⑮ フェンス	材種 (※塩化ビニル製 ○木製)	② アスファルト舗装	構成及び厚さ (22.5.2) 部位 厚さ(mm) 施工箇所 歩行者用通路 ※70	(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破壊 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 (研修・教育の実施) 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (苦情の処理) 第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
	20 旗ざお	⑯ フォーム	形式 ・テーパー式 ・同一断面式 長さ() 材質 ※アルミニウム合金 操作方法 ・ロープ式 ・ハンドル式	③ カラー舗装	構成及び厚さ ※標仕22.6.2による (22.6.2)(表22.6.1) 舗装の種類 ・加熱系(・アスファルト混合物 ・ 石油樹脂系混合物) ・常温系(・シート工法 ・ 塗布工法) 車道部の基層 ・有り ※無し	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
	21 丸環	⑰ 旗ざお受金物	材種 ※ステンレス製(SUS 304)	④ 透水性アスファルト舗装	厚さ ※歩道部30mm (22.7.2) 平坦性 ※著しい不陸がないもの ○ 図示による アスファルト ・歩道部 ※ストリートアスファルト (22.7.3)(表22.7.1)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
	22 救助袋	⑱ 旗ざお受金物	形式 ※斜降式 ・垂直式	⑤ ブロック系舗装	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
	23 屋根マンホール	⑳ 旗ざお受金物	形式 ※角形 ・丸形 寸法 ※600角 材質 ※SUS製 ・鋼板めっき製 材質 ・塩化ビニル系 ・レジンコンクリート系 厚さ(mm) ※30 ・ 厚さ(mm)	⑥ 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
	24 視覚障害者用誘導床材	㉑ 旗ざお受金物	材質 (・ステンレス ・ SUSチェーン(・有 ・無) ・上下式 ・抜き差し式 ・固定式	⑦ 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
	25 車止め支柱	㉒ 旗ざお受金物	材質 (・アルミ ・ ステンレス クリアランス ・50 ・100 耐火性能 ・有り () ・無し	⑧ 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
	26 エキスパンションジョイント金物	㉓ 旗ざお受金物	材質 ・アルミ ・ ステンレス クリアランス ・50 ・100 耐火性能 ・有り () ・無し	⑨ 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
	27 耐震スリット	㉔ 旗ざお受金物	方向 タイプ 耐火性能 防水性能 ・垂直方向 ※完全(全貫通型)スリット ・耐火型 ・有り ・水平方向 ※完全(全貫通型)スリット ・耐火型 ・無し	⑩ 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。
21章 排水工事	1 排水管	排水管用材料 (21.2.1~2)(表21.2.1) 材質 管の種類 管形状(接合方式) ※硬質ポリ塩化ビニル管 ※VP ・VU ・遠心力鉄筋コンクリート管 ※外圧管(※1種 ・2種) B形(ゴム接合) ・排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手 ・DV	23章 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	
2 排水枘及びふた	2 排水枘及びふた	鉄製マンホールふた (21.2.1) 種類 ・水封形 ・密閉形(「n」・「n」付式) ・T-2用 ・T-6用 ・簡易密閉形(「h」付式) ・中ふた付密閉形 ・T-14用 ・T-20用	23章 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	
3 埋戻し土	3 埋戻し土	種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 (21.2.1)(表3.2.1)	23章 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	
22章 舗装工事	1 路床	・遮断層 厚さ(mm) 材料 ※川砂、海砂、良質な山砂 (22.2.2) ・路床安定処理 厚さ(mm) ・添加材料の種類 ・盛土材料 種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 (22.2.3)(表3.2.1) ・フィルター層 厚み ・車道150mm歩道50mm (22.2.2~3)(表21.2.2)	23章 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	
2 路床土の支持力比試験	2 路床土の支持力比試験	・行う (・乱した土 ・ 乱さない土) ・行わない (22.2.5)	23章 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	
3 路床締固め度の試験	3 路床締固め度の試験	・行わない ・行う (22.2.5)	23章 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	
4 砂の粒度試験	4 砂の粒度試験	・行わない ・行う	23章 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	
⑬ 路盤材料	⑬ 路盤材料	路盤の厚さ 車道部(※150)mm 歩道部(※100)mm (22.3.2~5) 種別及び呼び名 ※クラッシュランC-40又はクラッシュランスラグCS-40 再生クラッシュランRC-40 締固め度の検査 ※行う (箇所) ○行わない	23章 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていないことを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。 2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反しているとき認められたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	
⑭ 路盤の構成及び仕上がり	⑭ 路盤の構成及び仕上がり	○標仕22.3.2(3)は適用しない (22.3.2)	23章 植栽工事	試験繰り ・行う ※行わない (22.7.4) 開粒度アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.7.6)	第11 乙は、この契約による工事に施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告) 第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査) 第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていない	

設計概要	
建築主	四日市市長
建築主住所	四日市市諏訪町1番5号
工事場所(地番)	四日市市山田町1373-3の一部
敷地面積	1,349.94 m ²
用途地域	市街化調整区域
床面積	申請部分:80.40 m ² 申請以外の部分:74.80 m ² 合計:155.20 m ² 容積率算定用床面積:124.16 m ² 容積率:9.20%<200%
建築面積	申請部分:75.42 m ² 申請以外の部分:74.80 m ² 合計:150.22 m ² 建ぺい率:11.13%<60%
最高軒高	申請部分:4.093m (設計GLより 4.120 m)
最高高さ	申請部分:4.383m (設計GLより 4.410 m) 申請以外の部分:4.010m
構造	車庫建物部分 鉄骨造平屋建
	カーポート アルミ造平屋建
	プロバン庫 スチール製 プレハブ既製品
	ホース乾燥塔 コンクリート既製品
設備	機械設備・電気設備・給排水設備・ガス設備
工事範囲	分団車庫、分団車庫カーポート 増築 既設分団車庫ほか2棟解体撤去
別途工事	救急車庫、消防車庫 解体撤去



外部仕上表 ※カーポート、プロバン庫は詳細図による

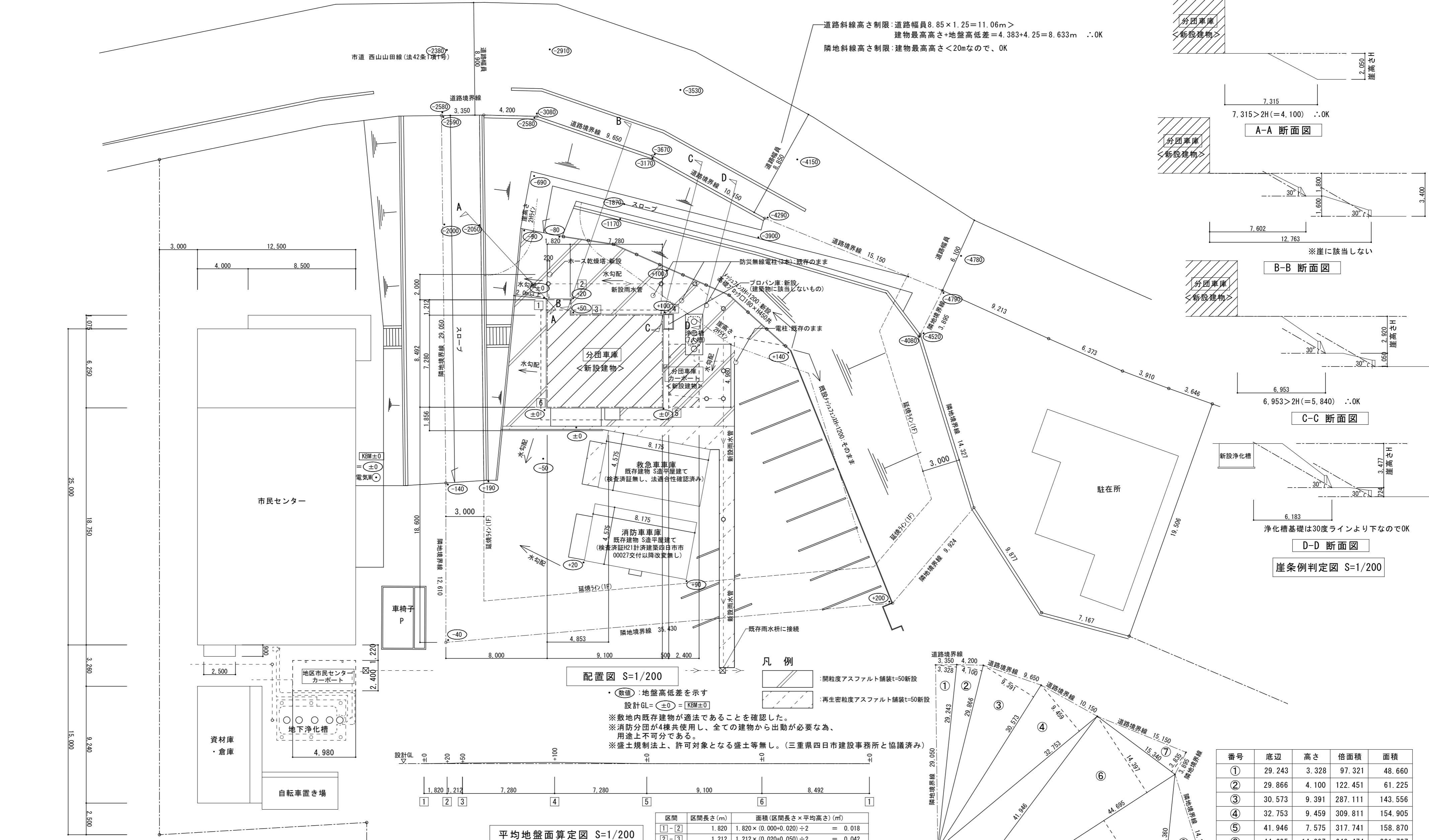
部位	仕様	建具	仕様
屋根	ルーフデッキ カラーガルバリウム鋼板 t=0.8mm H=85 不燃断熱材t=5mm裏打ち (屋内)	建具	アルミサッシ鉄骨用サッシ 軽量バランスシャッター
外壁	角波カラーガルバリウム鋼板 t=0.5mm 防水シート ケイカル板 t=6mm 下地 水切金物: カラーガルバリウム鋼板 t=0.5mm	樋	軒樋: 硬質塩ビ製 W=130 (前高) 縦樋: 硬質塩ビ製 カラーVP 100φ
外部巾木	モルタル金ゴテ仕上げ GL+300	断熱材	天井: グラスウールt=50mm 24kg/m ³ 外壁: グラスウールt=50mm 24kg/m ³ 内壁: グラスウールt=50mm 24kg/m ³
		庇	ルーフデッキ カラーガルバリウム鋼板 t=0.8mm H=85

内部仕上表

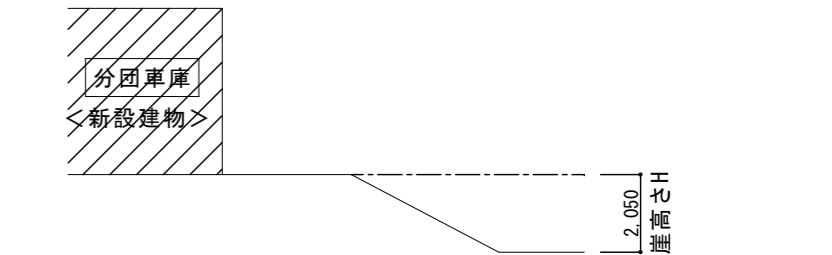
室名	床	巾木	壁	天井	廻縁	備考
車庫 (非居室)	コンクリート金ゴテ仕上げ	コンクリート打放し	鉄骨鋼線表しのまま SOP 一部ケイカル板 t=6.0mm素地 (縦方向のみアルミジョイナー押え)	ルーフデッキ表し (断熱材表し)	CH=3800	鉄骨見え掛かり 全てSOP ホース棚、コート・ヘルメット掛け・車止め
便所(A) (非居室)	50角モザイクタイル	タイル巾木	LGS W 65下地+耐水PB t=12.5mm下地 クロス貼り FL+1200まで 100角タイル貼り	軽量鉄骨天井下地 化粧PB t=9.5mm	CH=2,350	塩ビ製 欄板・ピクトサイン
便所(B) (非居室)	乾式二重床下地ビニル床シート (防汚防漏)	塩ビ製巾木H=100	LGS W 65下地+耐水PB t=12.5mm下地 クロス貼り	軽量鉄骨天井下地 化粧PB t=9.5mm	CH=2,400	塩ビ製 欄板・ピクトサイン
待機室 (居室 火気使用室)	コンクリート金ゴテ仕上げ 一部 乾式二重床下地 複合フローリング貼り t=12mm	塩ビ製巾木H=100 木製巾木H=60	LGS W 65+耐水PB t=12.5mm下地 クロス貼り 流し前LGS W65+耐水PB t=12.5mm下地 化粧ケイカル板 t=6mm貼り アルミジョイナー共	軽量鉄骨天井下地 化粧PB t=9.5mm	CH=2,400 一部2,600	塩ビ製 流し台・ガス台 (レンジフード付き)・吊戸棚
和室 (居室 火気使用室)	乾式二重床下地タタミ敷き 一部板の間部分 乾式二重床下地 複合フローリング貼り t=12mm	タタミ寄せ	LGS W 65+PB t=12.5mm 下地 ジュラク調クロス貼り	軽量鉄骨天井下地 PB t=9.5mm+木目調クロス貼	CH=2,400	木製 横型ブラインド(正面付け)、ホワイトボード 1800×1200、ピクチャーレール=5,100(7ヶ所20箇所)
共通事項	クロス: 準不燃 防火2級 (QM-0803 同等品) 木材: 見え隠れ、車庫棚-杉特1等、見え掛かり-建具額縁、廻り縁・タタミ寄せ・床見切り(和室): 杉上小		化粧ケイカル板 t=6mm: 不燃 (NM-8579) 特記なき限り、次の木部はUC塗装: 上がり框、建具枠及び額縁(敷居部分は除く)、壁見切、床見切、巾木、廻り縁	内部 鉄部見え掛かり部 SOP塗装塗装、その他錆止め塗装		

特記事項
 ・壁: PB t=12.5mm: 不燃【NM-8619】・吹き付け石綿及び吹き付けロックウール等の建築材料は使用しないこと。
 ・建材全て【F☆☆☆☆】とする。石綿及びクホルピリホスが含まれる材料は使用しないこと。
 ・天井: 化粧石膏ボード t=9.5mm: 準不燃【QM9828】

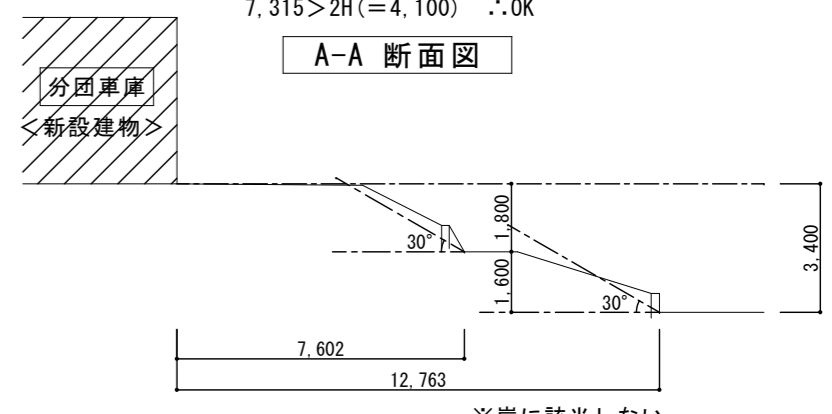
※ビニル床シート (防汚防漏) は右記同等品以上とする。
 ・タクロンマテックス: ネオクリーン
 ・ロンシール: サニタリウム
 ・東リ: 消臭NSTワレ



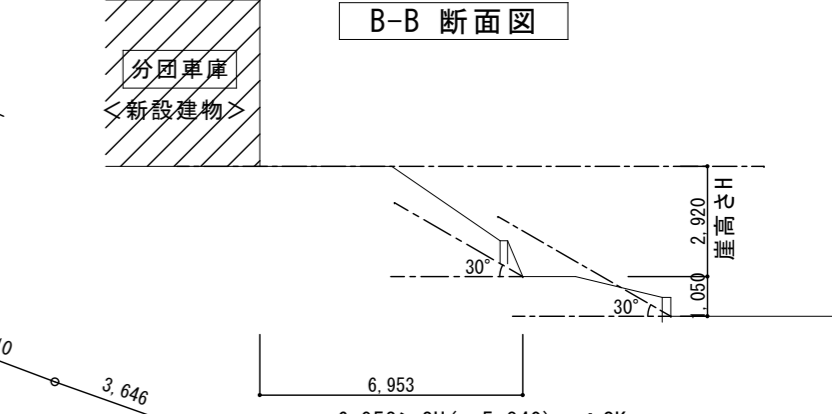
道路斜線高さ制限: 道路幅員 8.85 × 1.25 = 11.06m >
 建物最高高さ + 地盤高低差 = 4.383 + 4.25 = 8.633m ∴ OK
 隣地斜線高さ制限: 建物最高高さ < 20m なので、OK



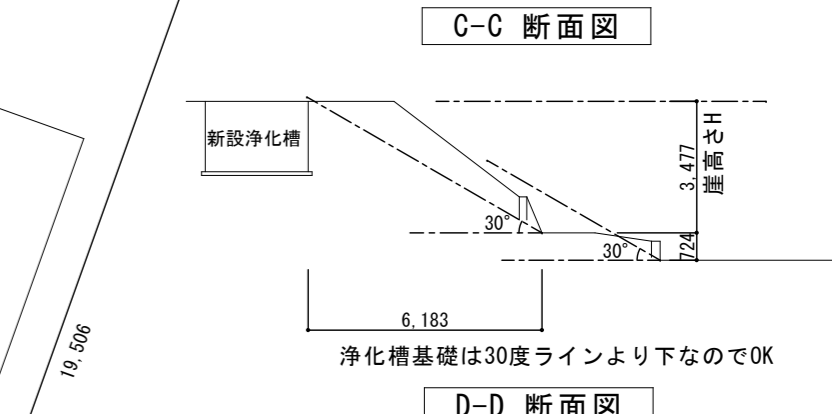
A-A 断面図



B-B 断面図



C-C 断面図

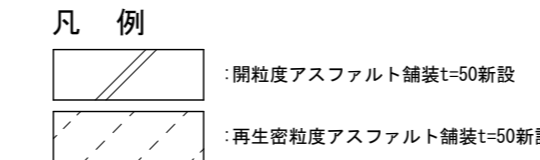


D-D 断面図

※崖に該当しない
 ※浄化槽基礎は30度ラインより下なのでOK

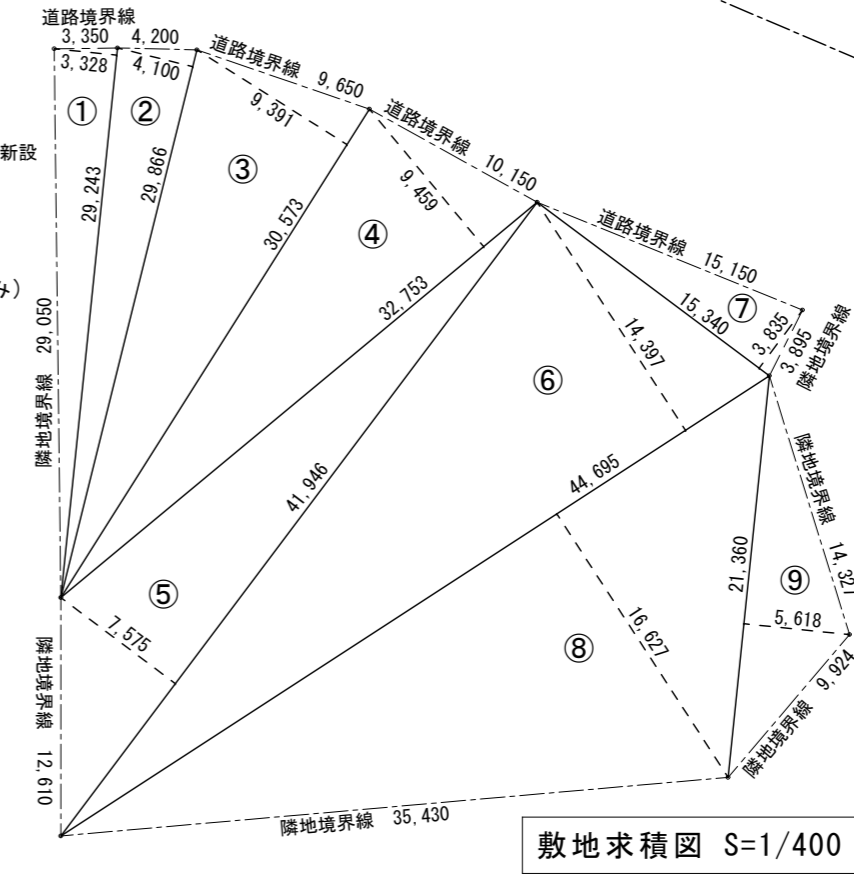
配置図 S=1/200

- 数値: 地盤高低差を示す
 設計GL = (±0) = [KBM ± 0]
- ※敷地内既存建物が適法であることを確認した。
- ※消防分団が4棟共使用し、全ての建物から出動が必要な為、用途上不可分である。
- ※盛土規制法上、許可対象となる盛土等無し。(三重県四日市建設事務所と協議済み)



平均地盤面算定図 S=1/200

区間	区間長さ (m)	面積 (区間長さ × 平均高さ) (m ²)
1-2	1.820	1.820 × (0.000 + 0.020) ÷ 2 = 0.018
2-3	1.212	1.212 × (0.020 + 0.050) ÷ 2 = 0.042
3-4	7.280	7.280 × (0.050 + 0.100) ÷ 2 = 0.546
4-5	7.280	7.280 × (0.100 + 0.000) ÷ 2 = 0.364
5-6	9.100	9.100 × (0.000 + 0.000) ÷ 2 = 0.000
6-1	8.492	8.492 × (0.000 + 0.000) ÷ 2 = 0.000
合計	35.184	= 0.971
平均地盤面高さ		0.971 ÷ 35.184 = 0.0276
		- 0.027 m (設計GLより)

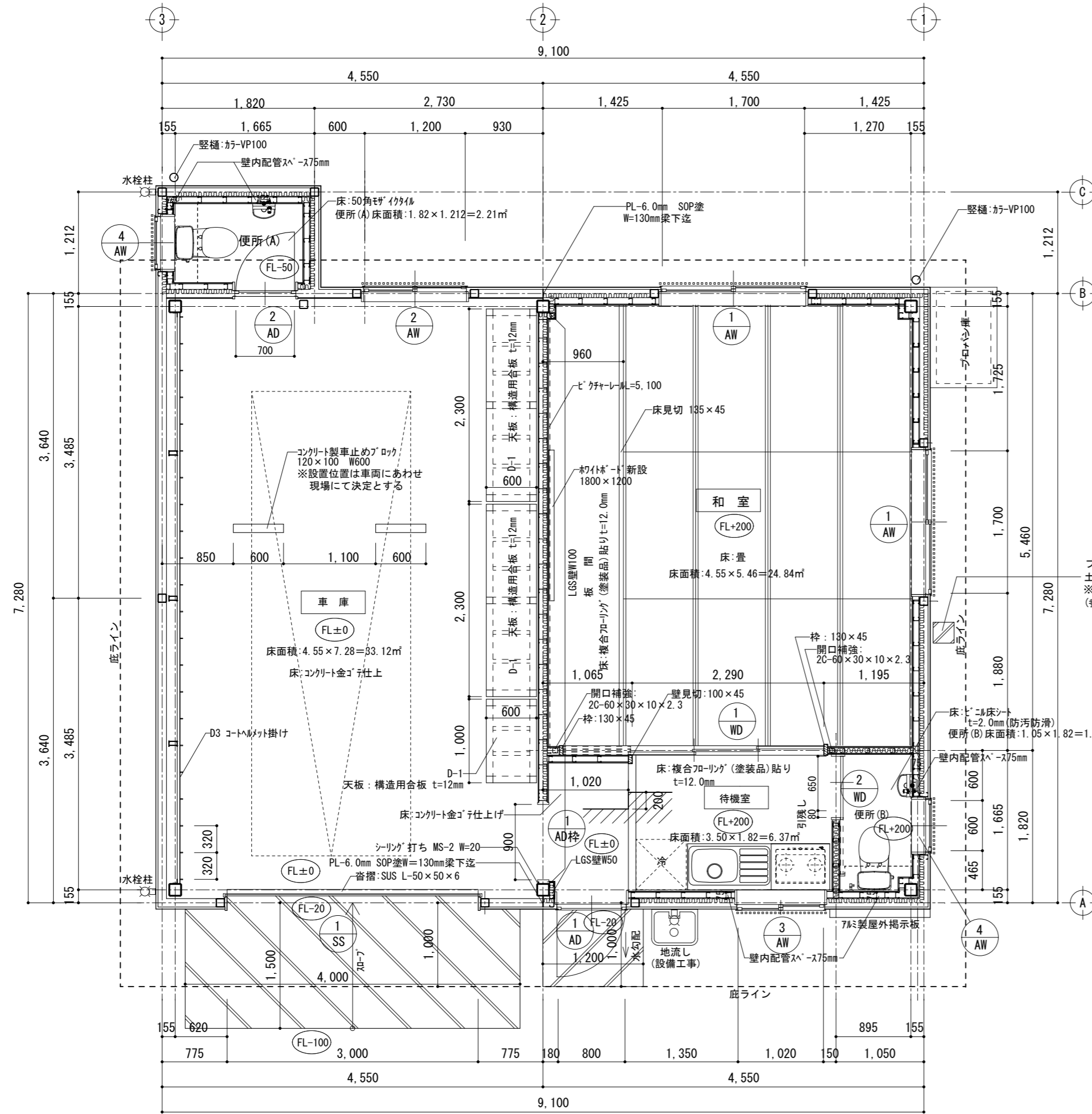


敷地求積図 S=1/400

番号	底辺	高さ	倍面積	面積
①	29.243	3.328	97.321	48.660
②	29.866	4.100	122.451	61.225
③	30.573	9.391	287.111	143.556
④	32.753	9.459	309.811	154.905
⑤	41.946	7.575	317.741	158.870
⑥	44.695	14.397	643.474	321.737
⑦	15.340	3.835	58.829	29.414
⑧	44.695	16.627	743.144	371.572
⑨	21.360	5.618	120.000	60.000
合計				1,349.940
敷地面積				1,349.94

階	面積 (A)	消防法有窓無窓チェック	A/30
1階	1階床面積 9.10*7.28+1.82*1.212 =68.454	西側 SS-1 3.0*3.0=9.0 西側 AD-1 0.8*2.0=1.6 10.6	> 2.282

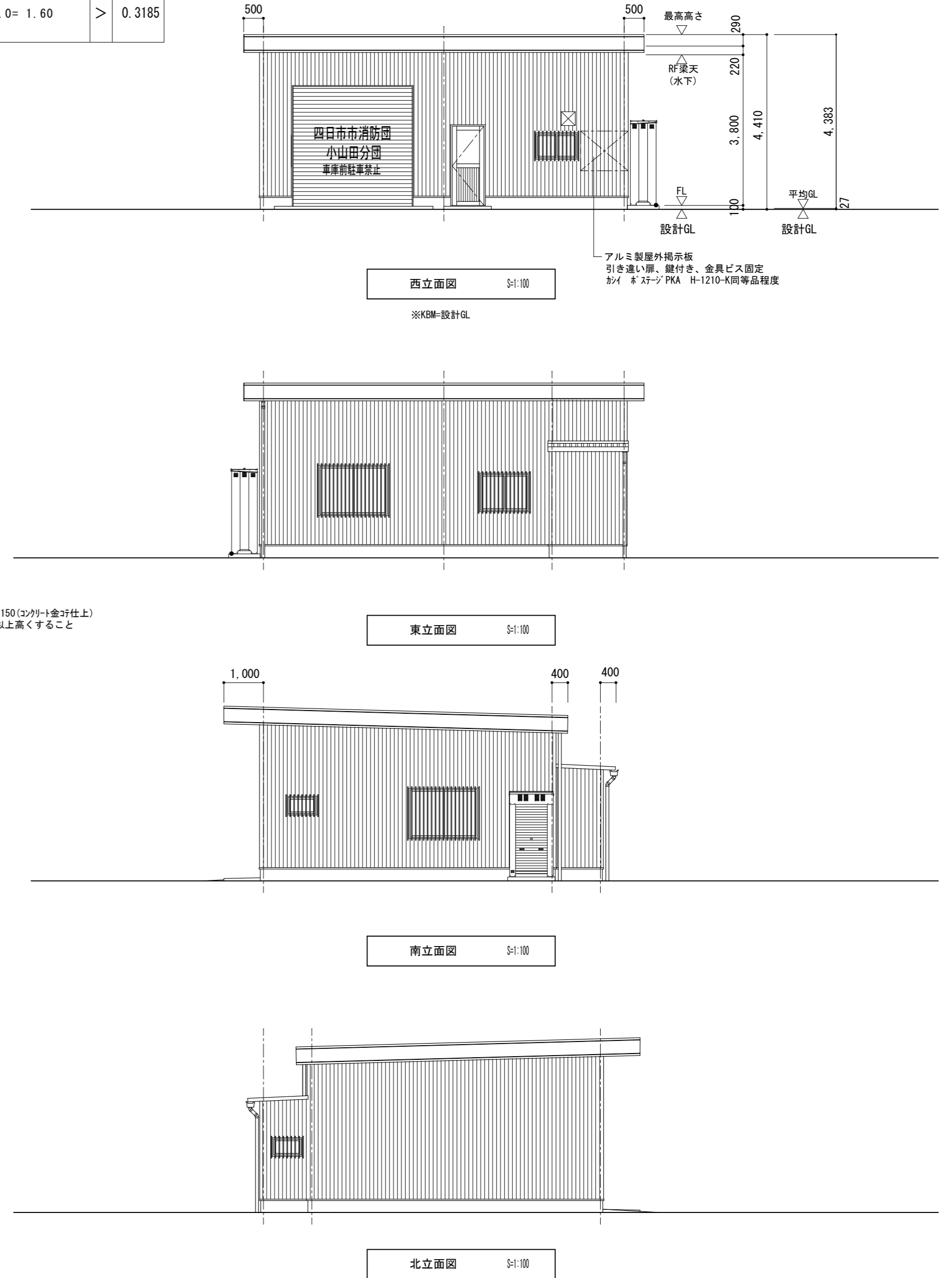
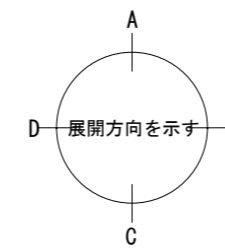
室名	面積(A)	採光計算	A/20	排煙計算	A/50	換気計算	A/20
1階 和室	4.55*5.46 =24.843	AW-1 1.7*1.2= 2.04	> 1.2422	AW-1 1.7*0.4/2 × 2箇所 = 0.68	> 0.4969	AW-1 1.7*1.2/2 × 2箇所 = 2.04	> 1.2422
1階 待機室	3.50*1.82 =6.370	AD-1 0.8*2.0= 1.60	> 0.3185	AD-1 0.8*0.2= 0.16	> 0.1274	AD-1 0.8*2.0= 1.60	> 0.3185

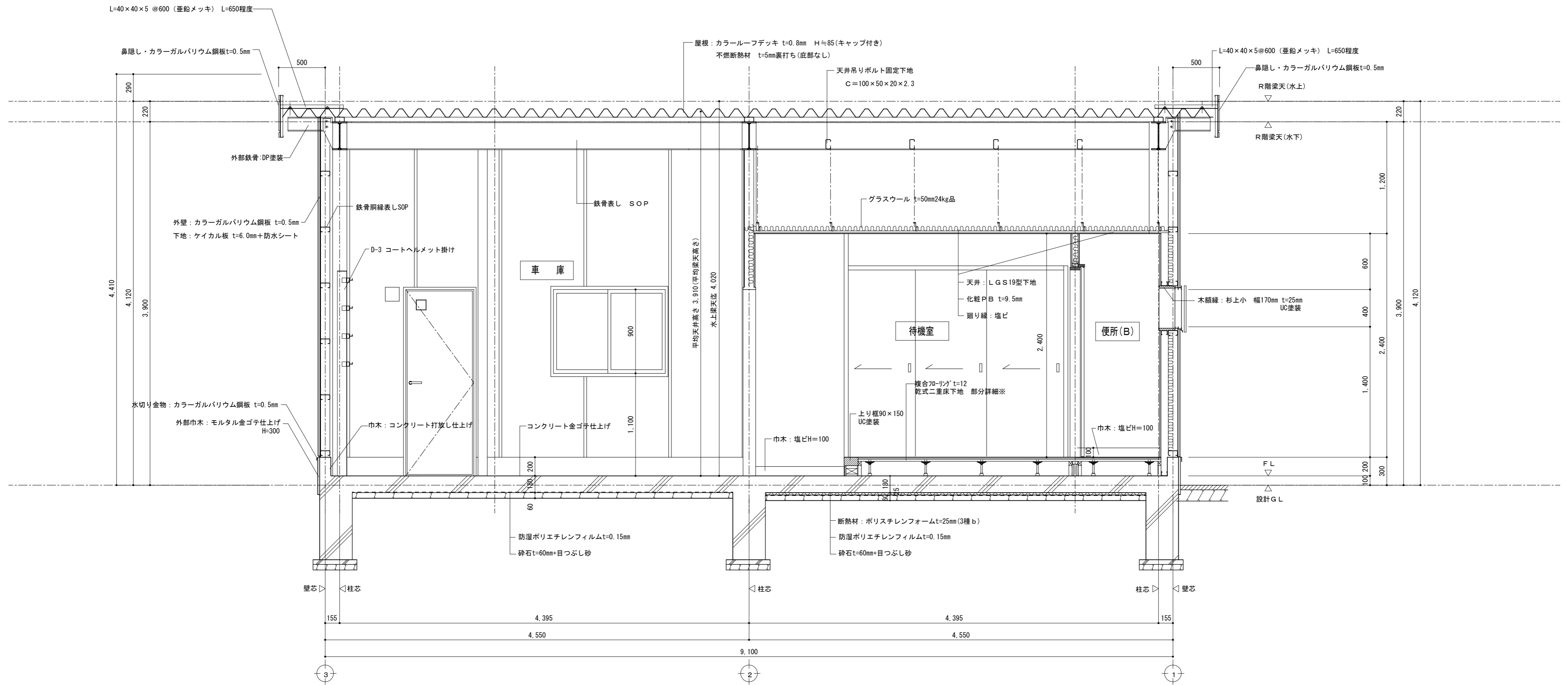


1階平面詳細図 S=1:50

※特記無き箇所のLGS壁はW65とする。
 ※土間下の断熱材は和室及び待機室、便所(B)に敷く。
 ※IFL=設計GL+100=KBM+100

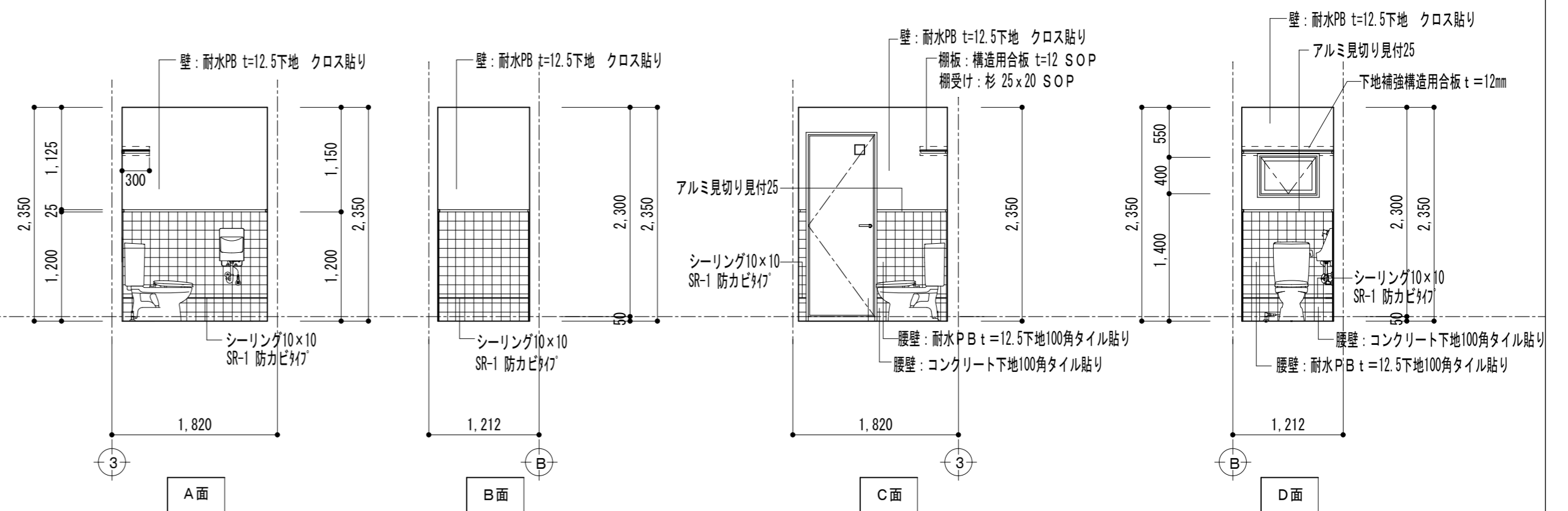
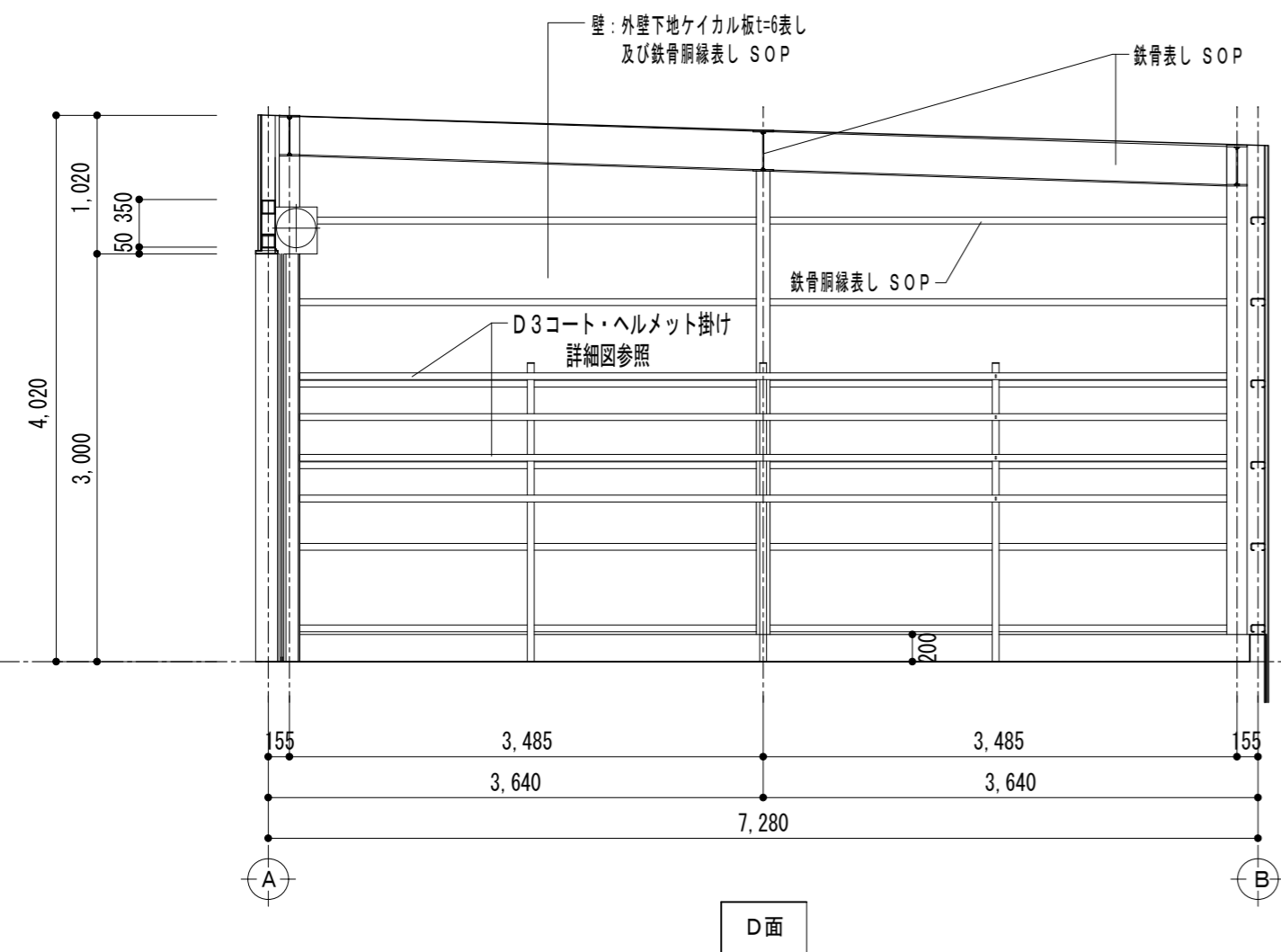
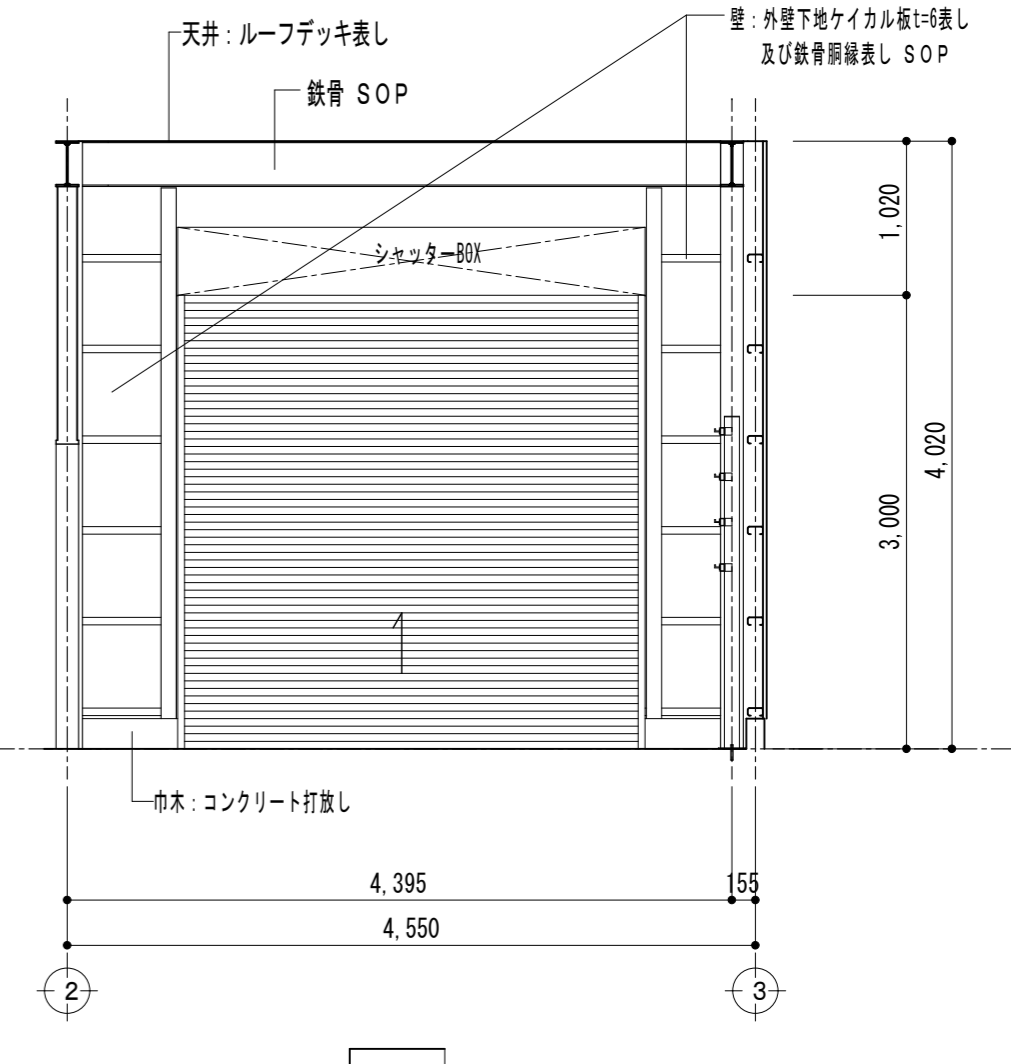
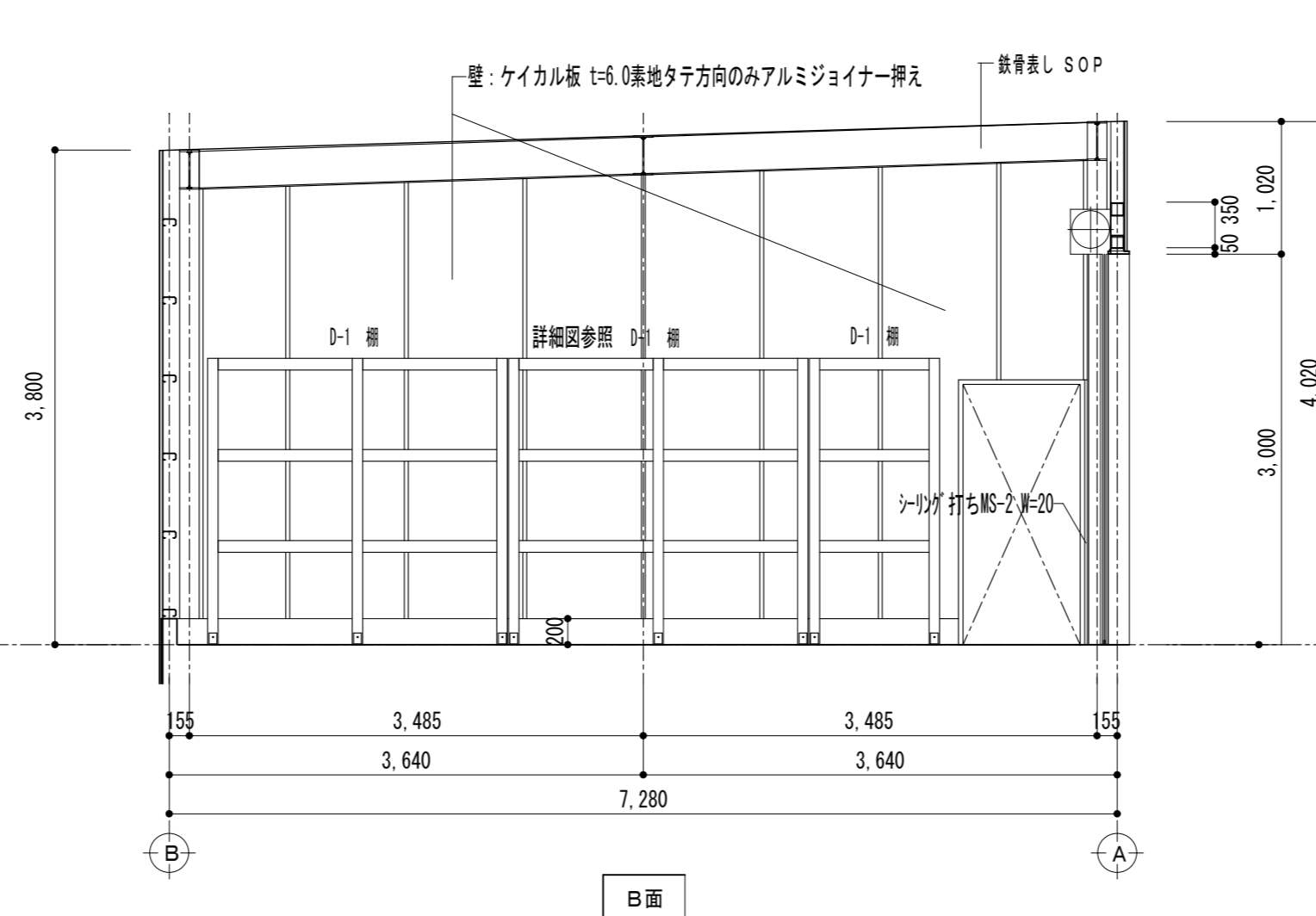
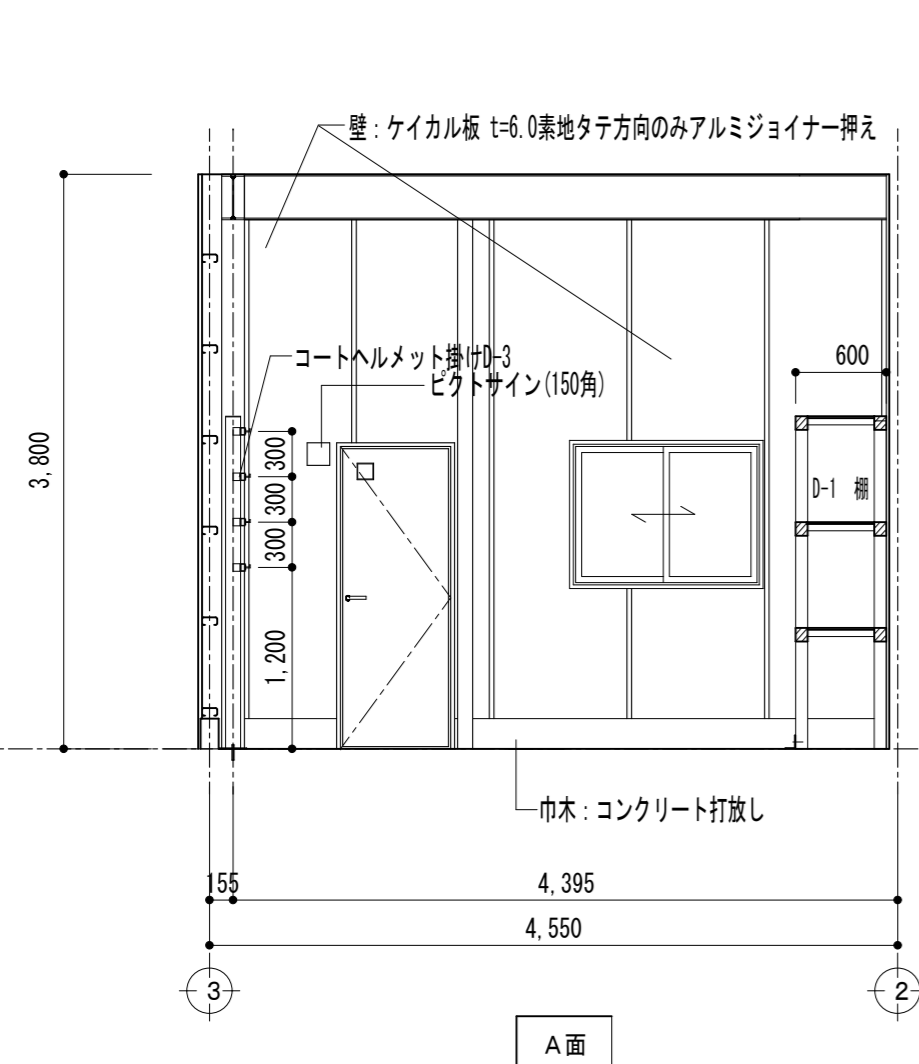
凡例	
	土間コンクリートt=150mm (コンクリート刷毛引き仕上) D13@200併用
	土間コンクリートt=150mm (コンクリート金型仕上) D13@200併用



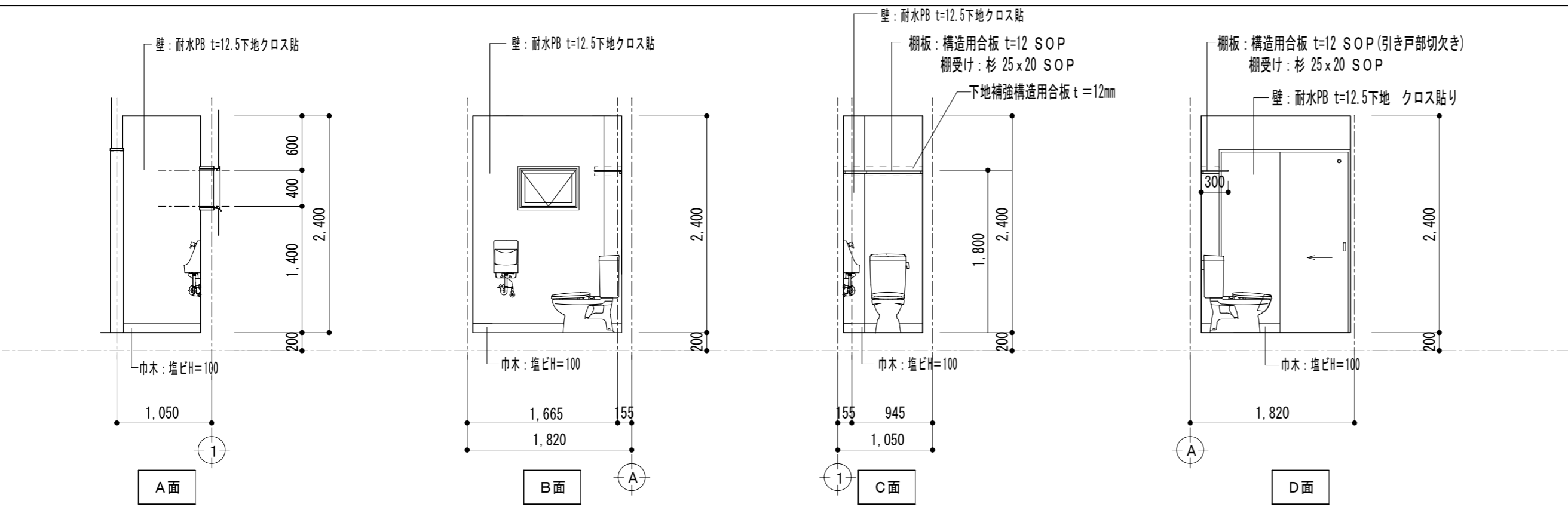


矩計図 S = 1 : 30

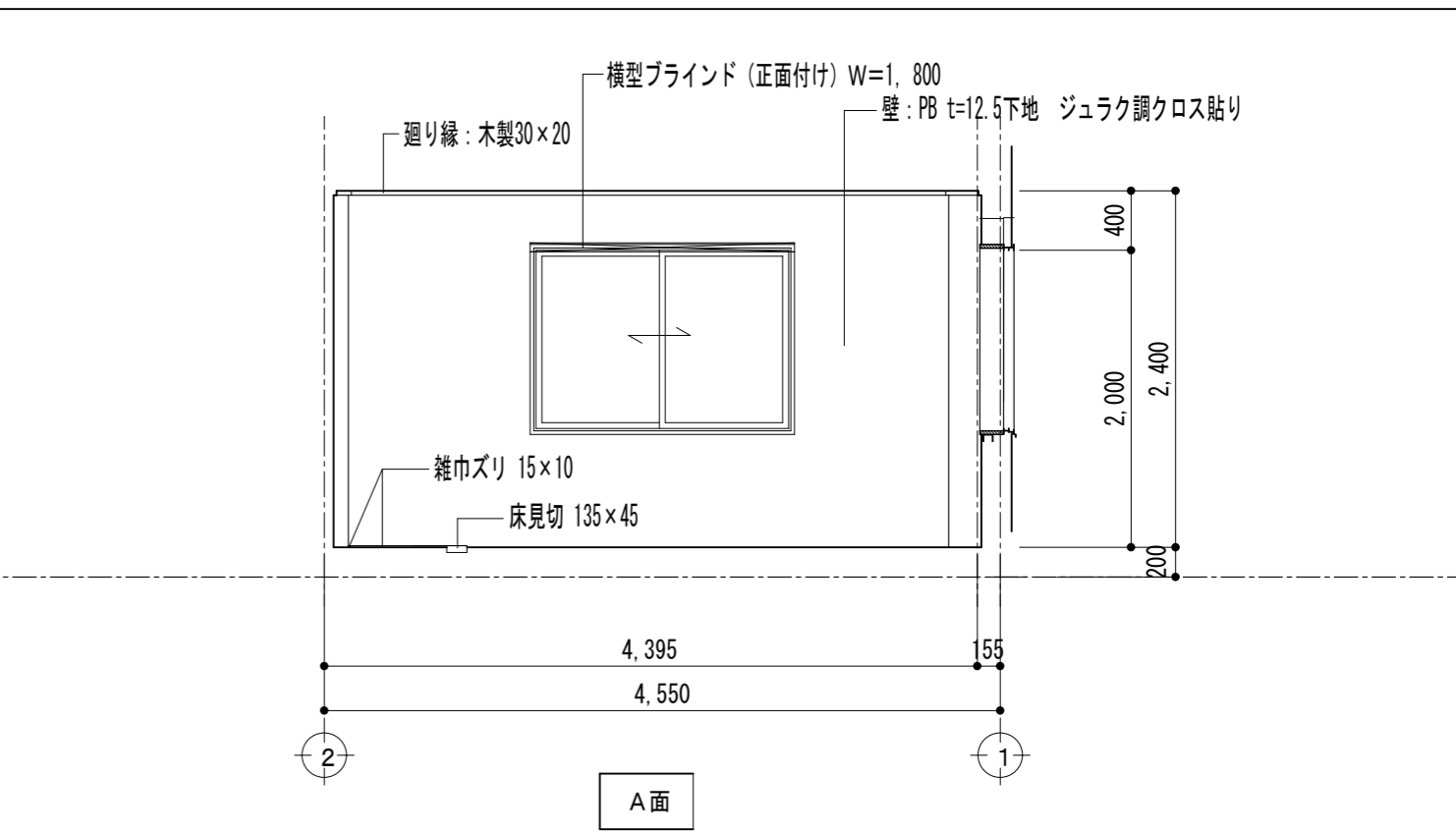




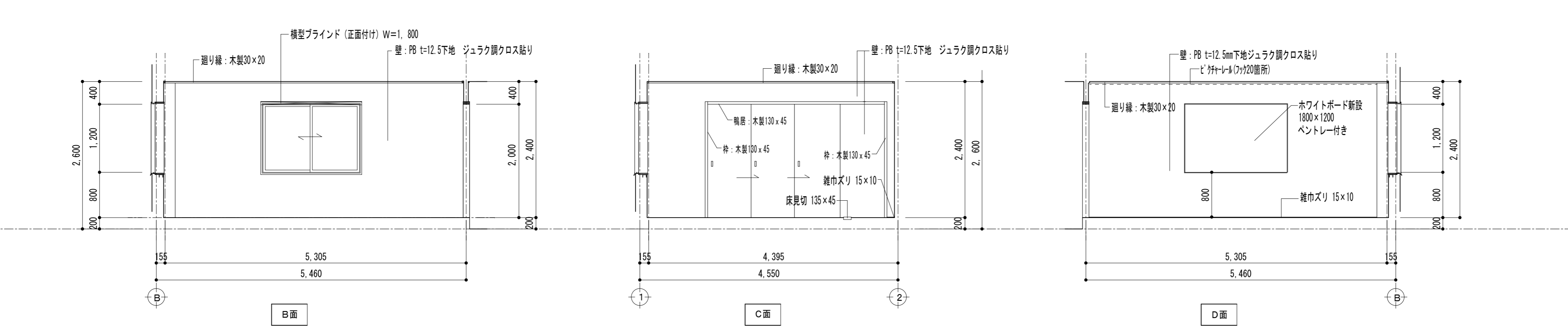
便所(B) S=1:50



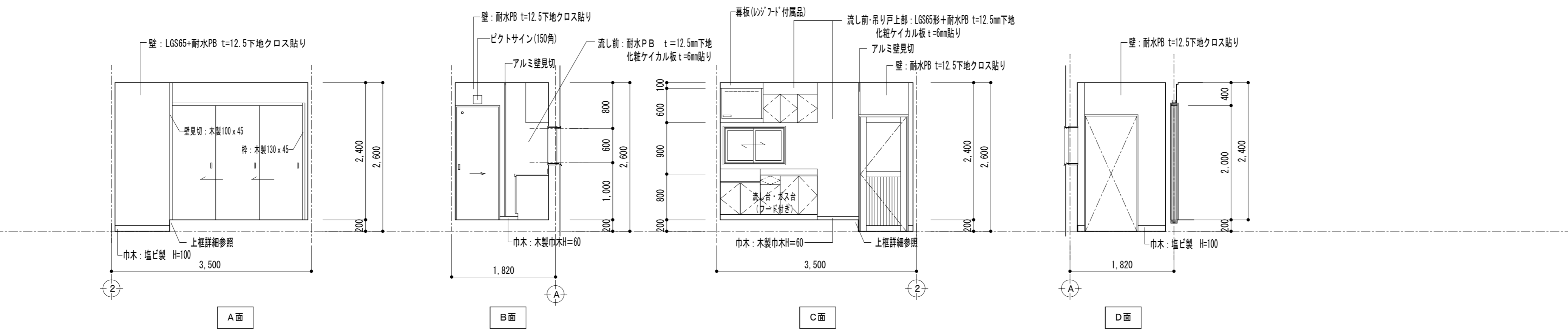
和室 S=1:50



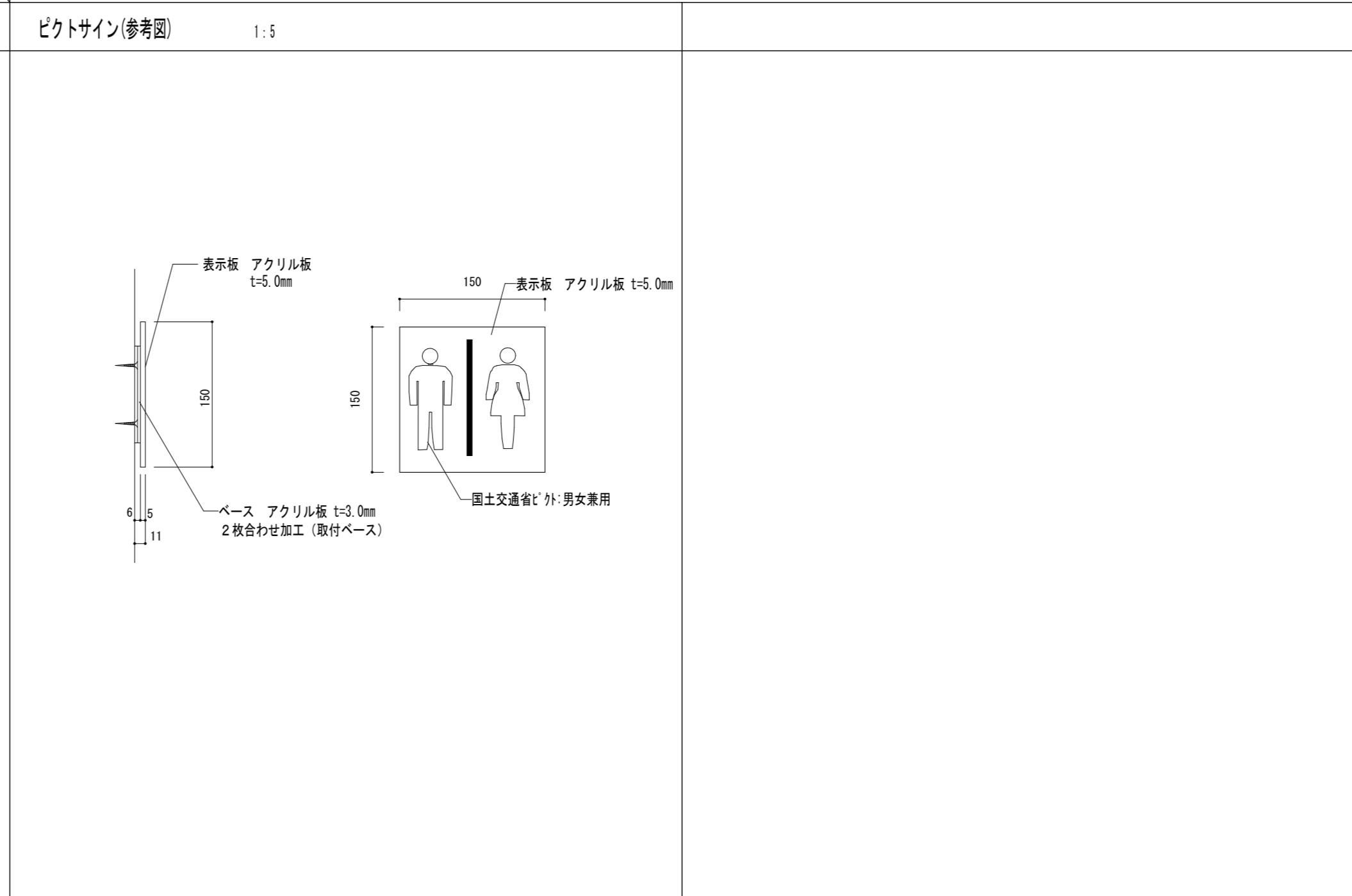
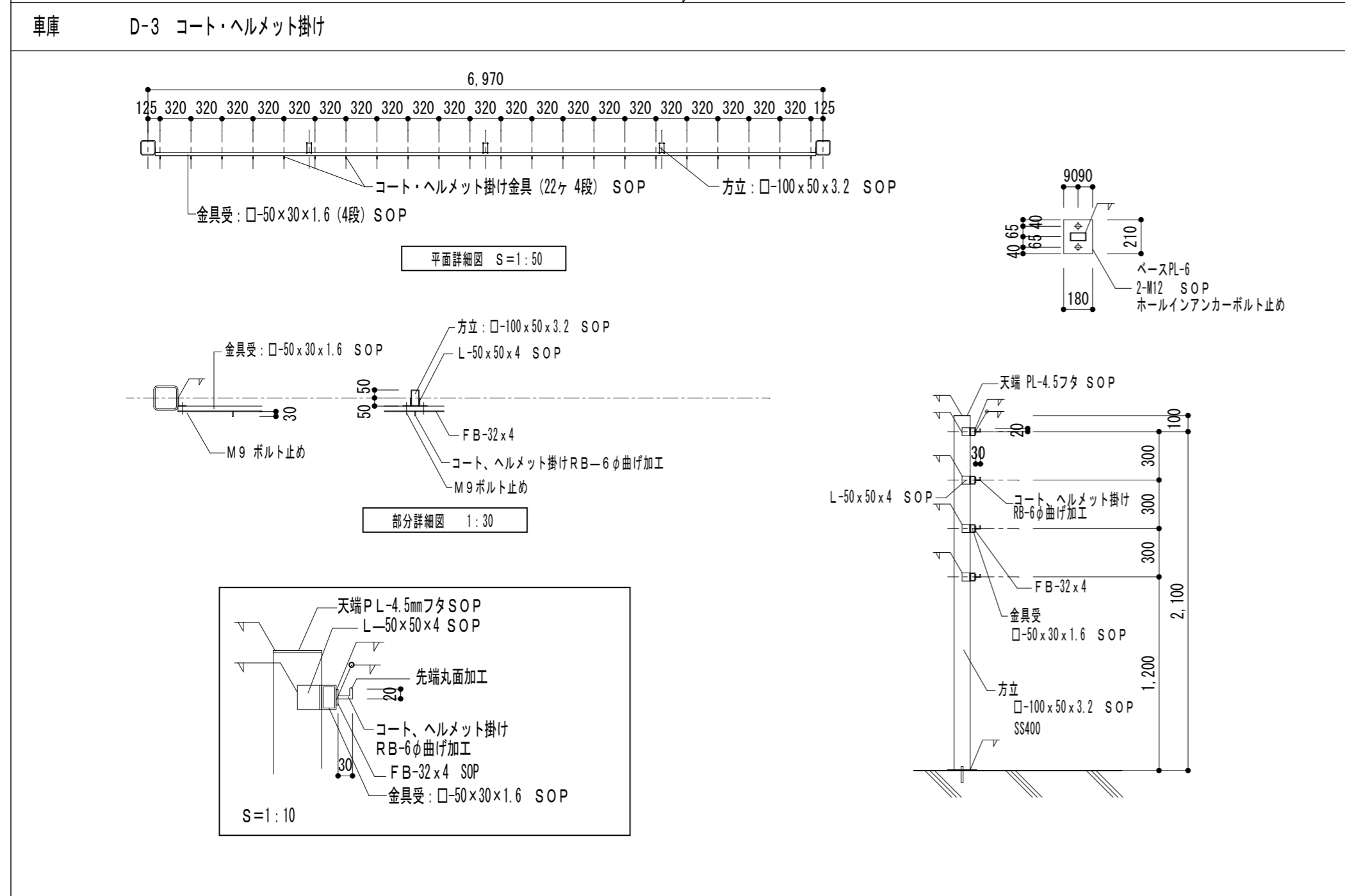
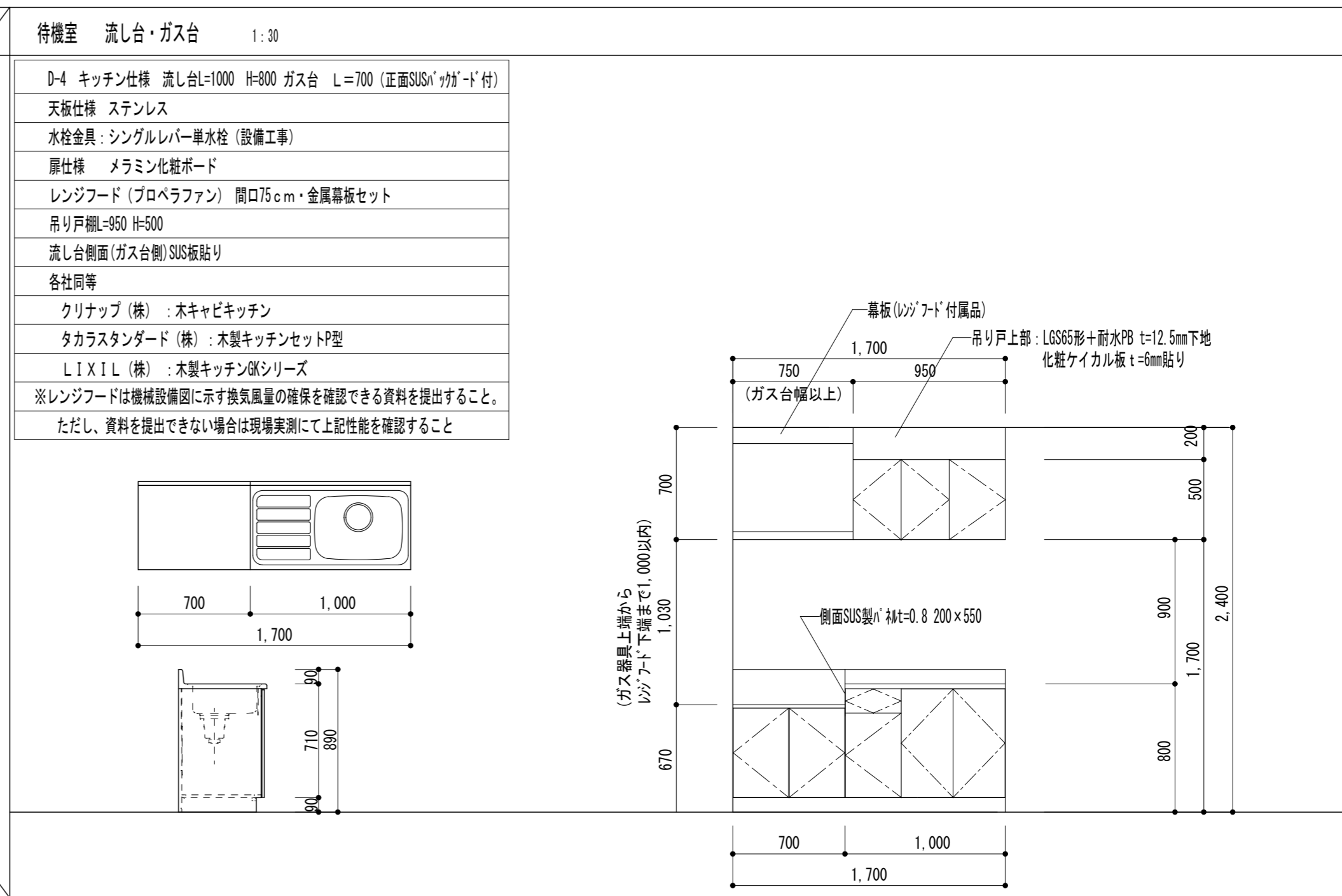
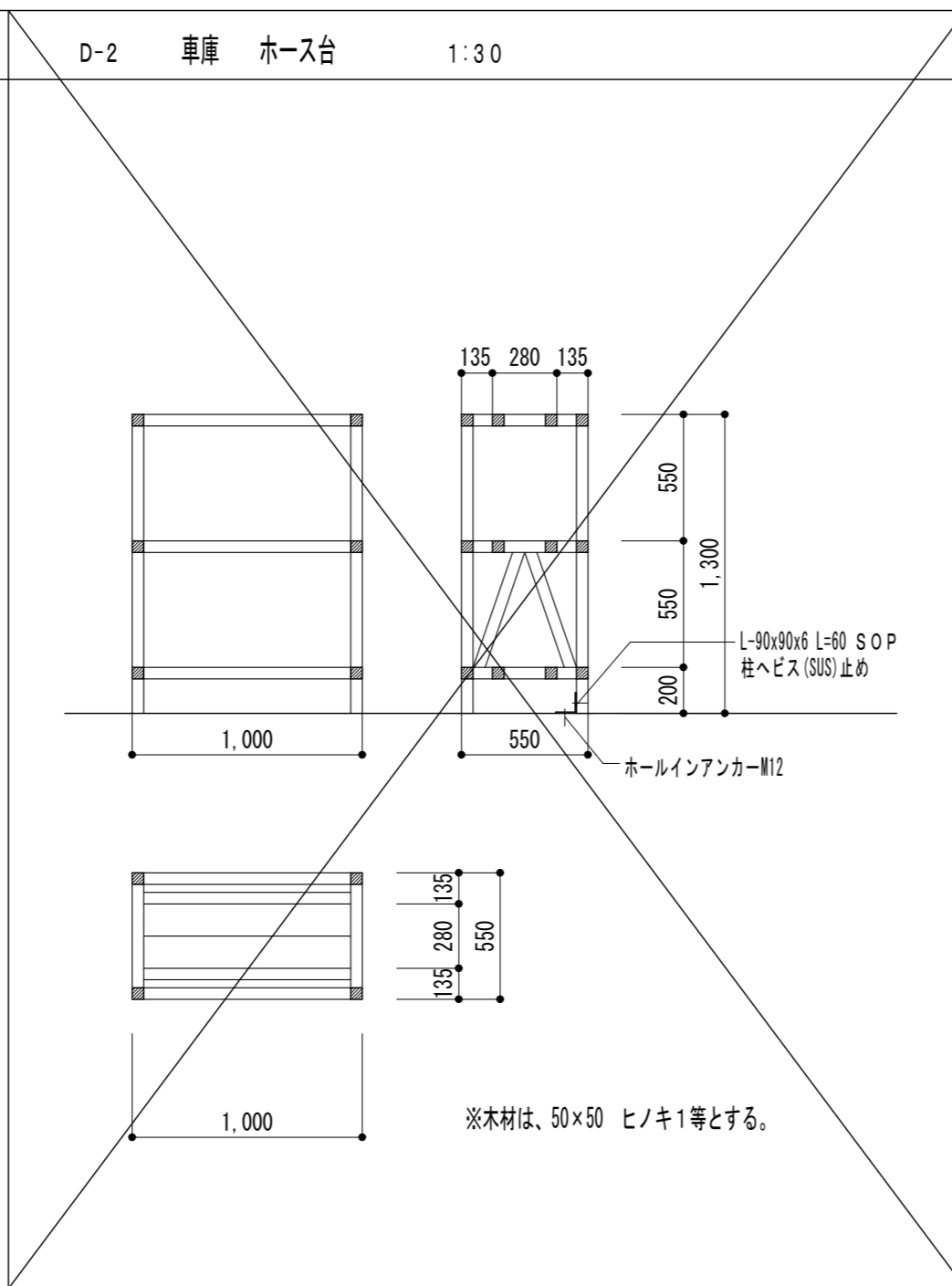
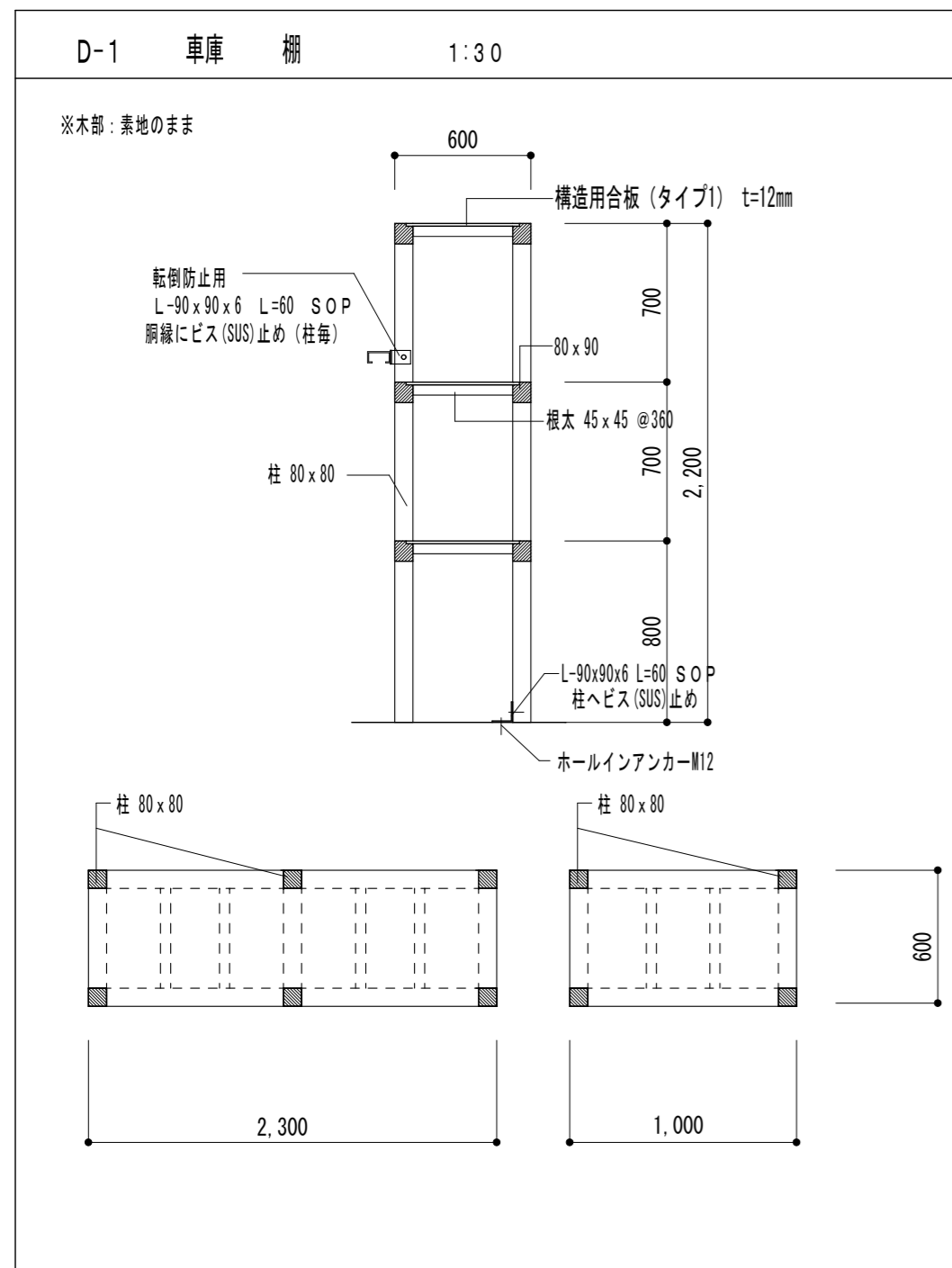
和室 S=1:50



待機室 S=1:50

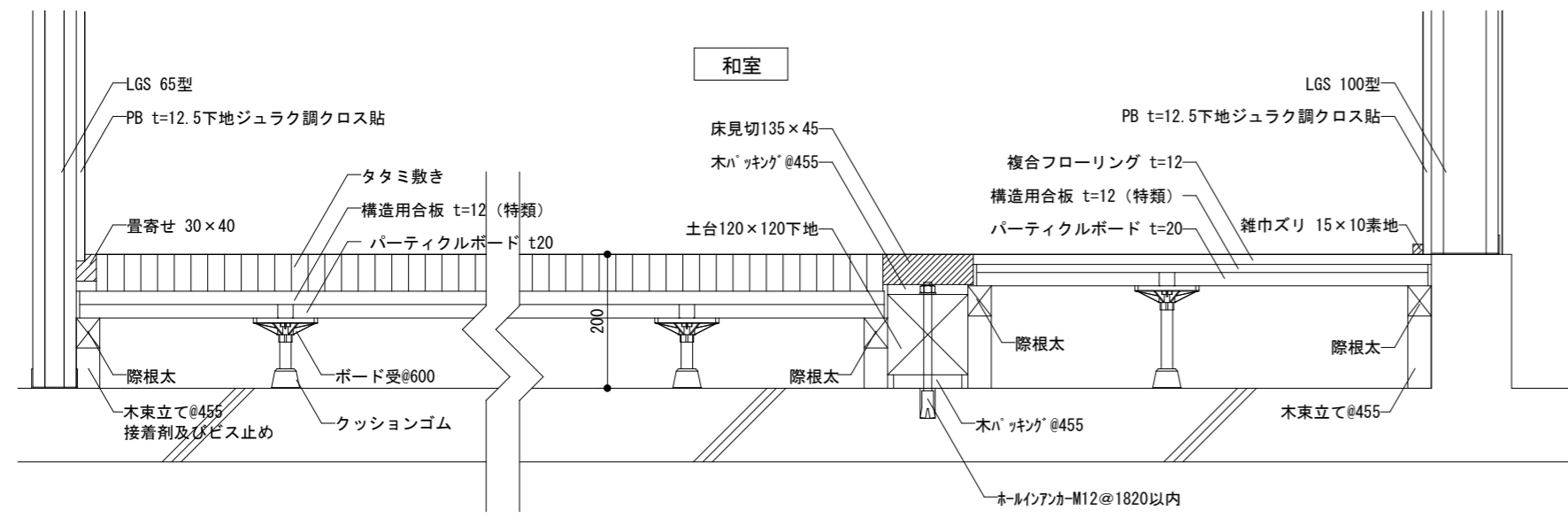


記号・数量	① AD枠 アルミ三方枠 1か所	① AD 片開きドア 1か所	② AD 片開きドア 1か所	① AW 引き違い窓 2ヶ所
場所	車庫	待機室	便所(A)	和室12帖
姿図				
寸法・見込	W900 x H2,000	W800 x H2000 見込み70	W700 x H2,000 見込み70	W1700 x H1200 見込み70
材質/仕上	アルミシルバー	アルミシルバー	アルミシルバー	アルミシルバー
ガラス	-	網入り型板ガラス t=6.8mm 下部アルミパネル	強化型板ガラス t=4.0mm	網入り型板ガラス t=6.8mm
額/柵・型式	アルミ	アルミ額縁/SUS製柵ズリ 厚1.5mm	アルミ額縁/SUS製柵ズリ 厚1.5mm	木額縁
金物	-	SUS3枚丁番・戸当り・ドアチェック(ストッパー付き) シリンダーサムターン錠	SUS3枚丁番・戸当り・ドアチェック(ストッパー付き)・表示錠	クレセント・戸車・SUS製網戸・アルミ製タテ格子付き 付属金物一式
備考				
記号・数量	② AW 引き違い窓 1か所	③ AW 引き違い窓 1か所	④ AW 内倒し窓 2か所	① WD 3本引込フラッシュ戸 1か所
場所	車庫	待機室	便所(A)(B)	待機室
姿図				
寸法・見込	W1200 x H900 見込み70	W1020 x H600 見込 70	W600 x H400 見込み70	W2290 x H2000 ドア見込み36
材質/仕上	アルミシルバー	アルミシルバー	アルミシルバー	木製・ポリ合板(両面)
ガラス	網入り型板ガラス t=6.8mm	網入り型板ガラス t=6.8mm	網入り型板ガラス t=6.8mm	
額/柵・型式	アルミ額縁	アルミ額縁	アルミ額縁(便所(A))、木額縁(便所(B))	木製
金物	クレセント・戸車・SUS製網戸・アルミ製タテ格子付き 付属金物一式	クレセント・戸車・SUS製網戸・アルミ製タテ格子付き 付属金物一式	付属金物一式、SUS製網戸、アルミ製タテ格子付き	SUS製引き手、平車
備考				化粧縁 桧 t=6.0mm (UC塗装)
記号・数量	② WD 片引きフラッシュ戸 1か所	① SS 手動式 軽量バランスシャッター 1か所	特記事項	
場所	便所(B)	車庫	外部建具廻りは全てコーキングとする (MS2 10×10)	
姿図			アルミサッシは、全て鉄骨造用半外付用とする。	
寸法・見込	W730 x H2000 ドア見込36	W3000 x H3000		
材質/仕上	木製・ポリ合板(両面)	スチール・カラー鋼板スラットt=0.8mm		
ガラス				
額/柵・型式	木製	柵・SUS製L-50×50×6		
金物	SUS製引き手、平車、表示錠(内サムターン)、明かり窓、SUSレール	引掛錠、フック棒、ガイドレール、ケース:カラー鋼板、マグサはSUS付属金物一式・3方枠(スチールt=1.6mmDP)		
備考	化粧縁 桧 t=6.0mm (UC塗装)	文字カッピングシート貼り		

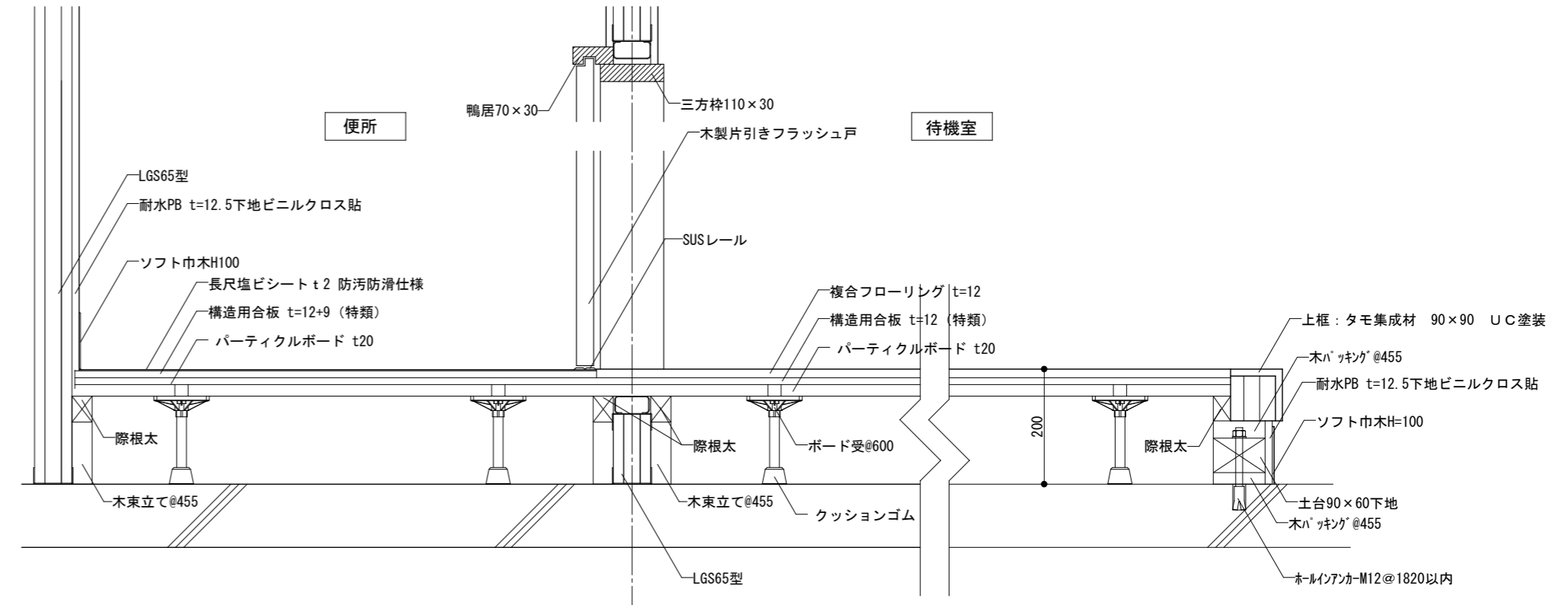


※仕様等の詳細については、施工図を提出し、監督職員の承諾を得ること。

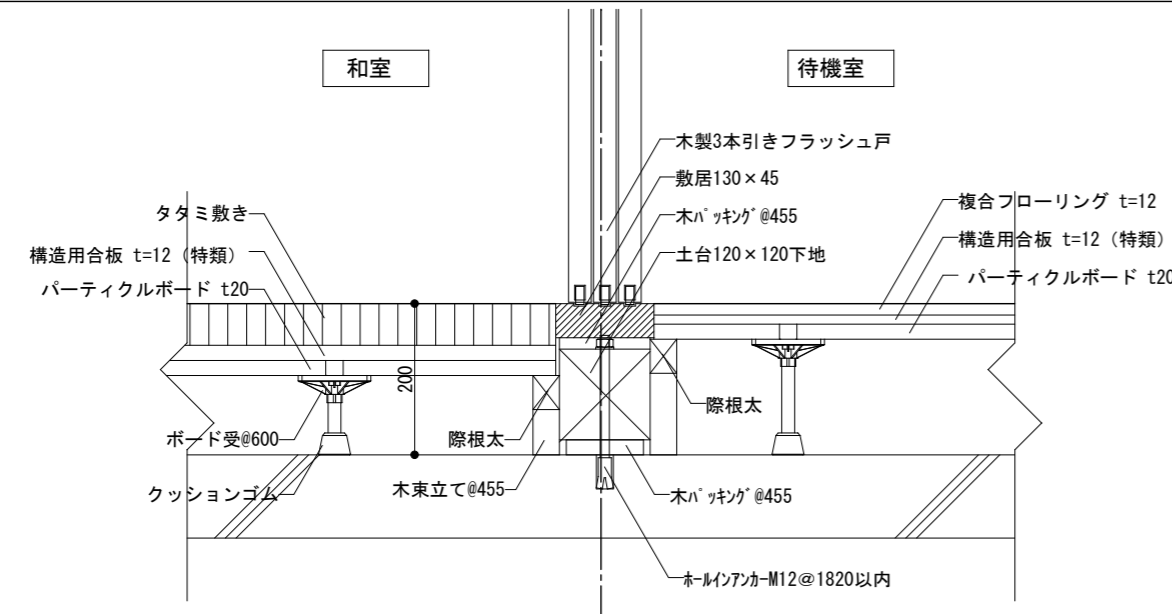
床部分詳細 (壁際-畳-床見切-フローリング-壁際) S=1/10



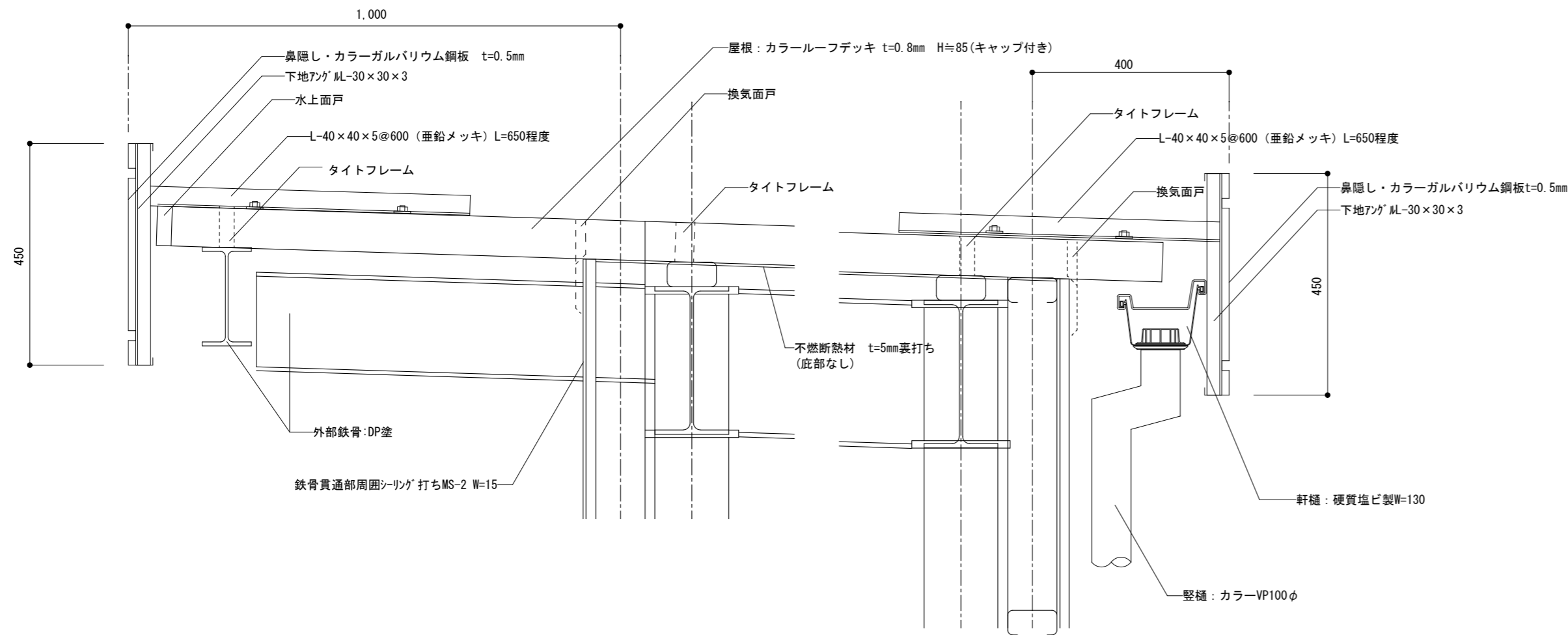
床部分詳細 (壁際-塩ビシート-フローリング-框) S=1/10



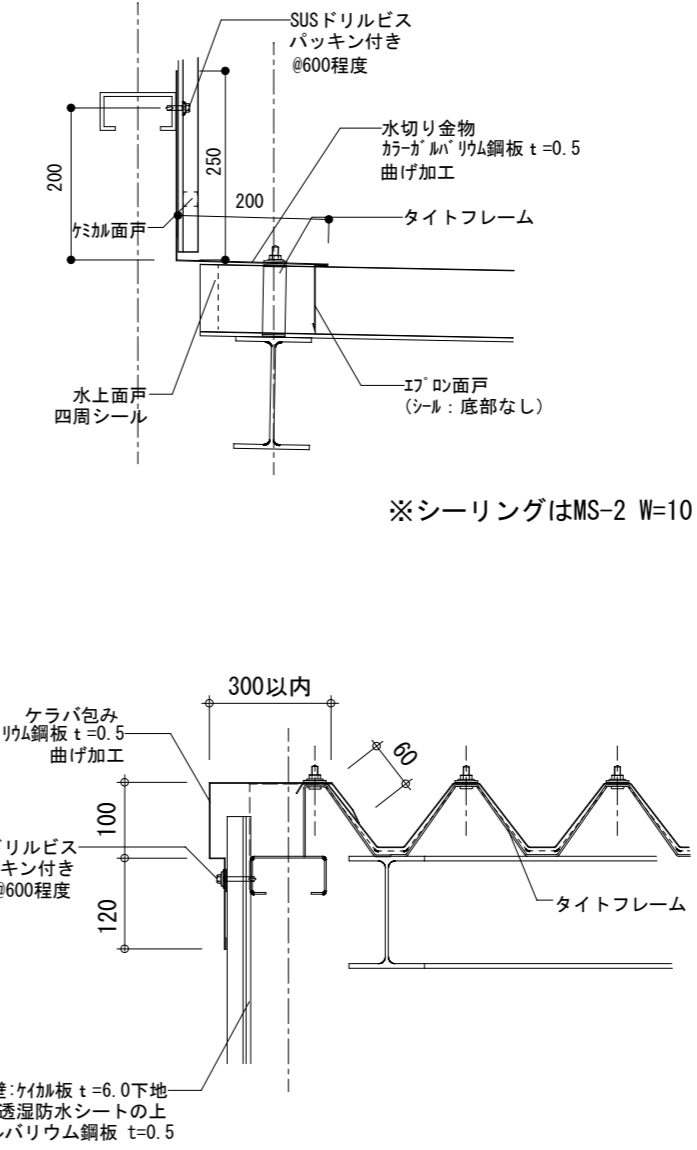
床部分詳細 (畳-敷居-フローリング) S=1/10



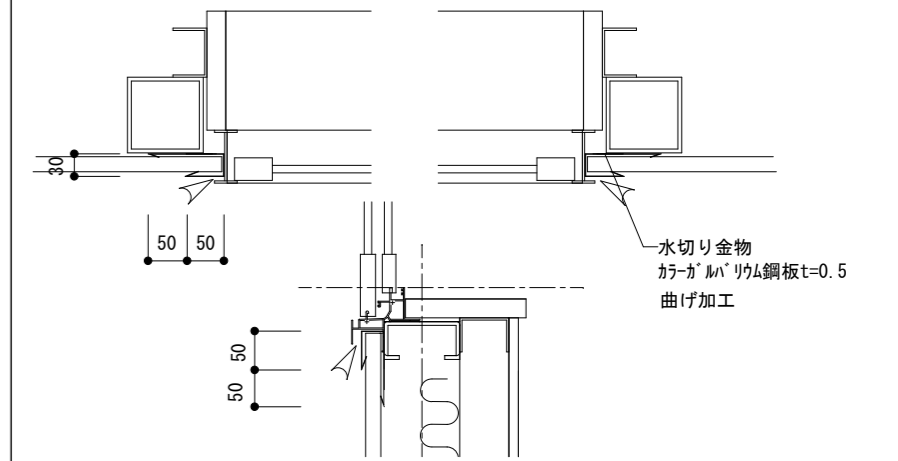
水上・水下軒先取り合い部分詳細図 S=1/10



便所(A)屋根、外壁取り合い部分詳細図 S=1/10

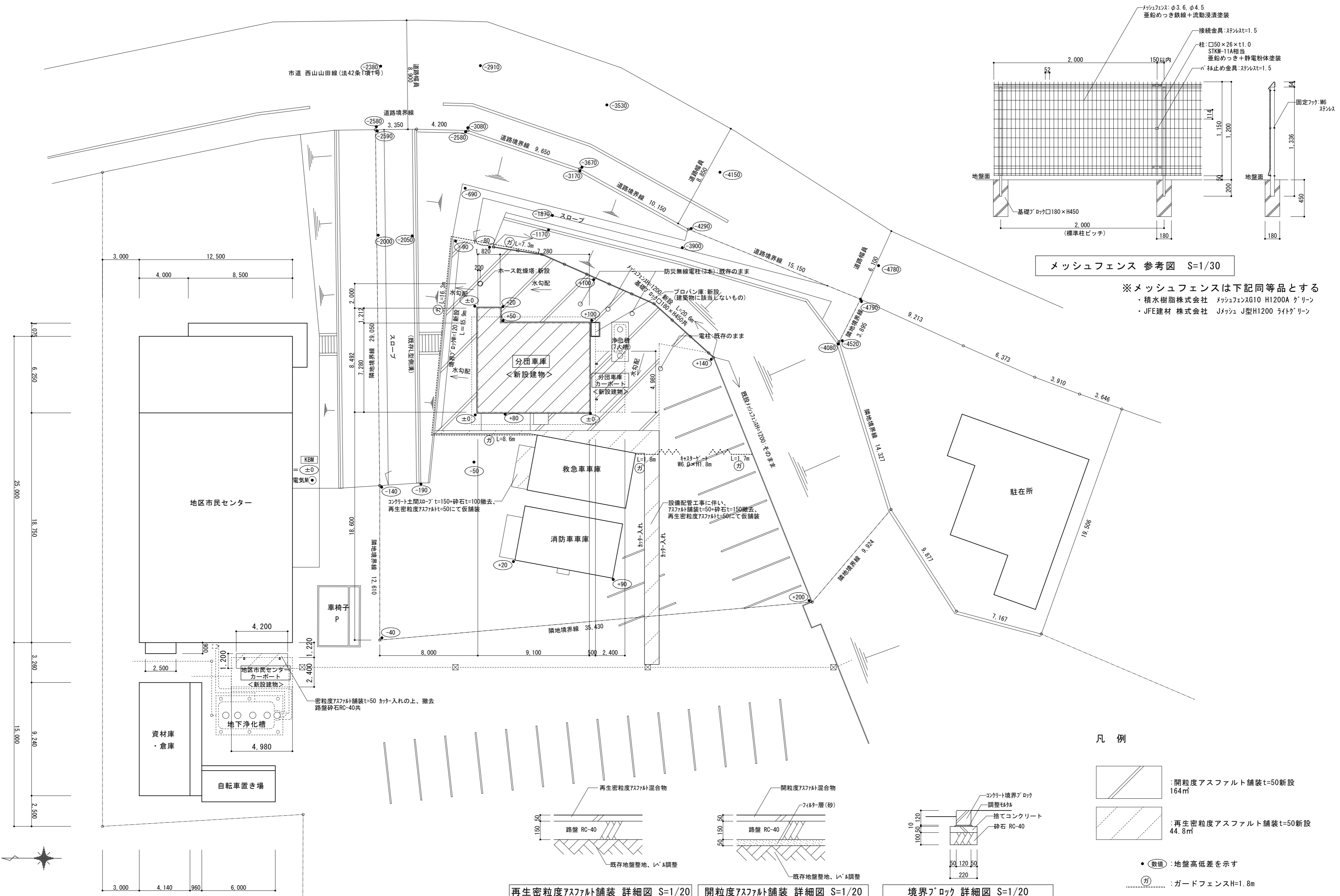


サッシ回り詳細図 S=1/10



※シーリングMS-2 W=10





メッシュフェンス 参考図 S=1/30

※メッシュフェンスは下記同等品とする
 ・積水樹脂株式会社 メッシュフェンスG10 H1200A グリーン
 ・JFE建材 株式会社 Jメッシュ J型H1200 ライトグリーン

凡例

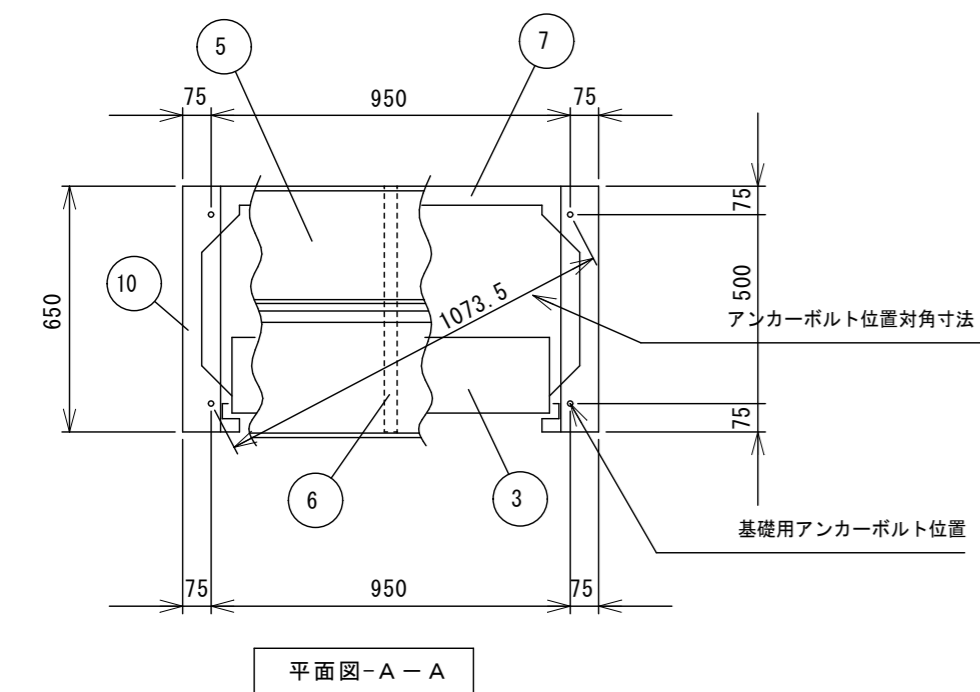
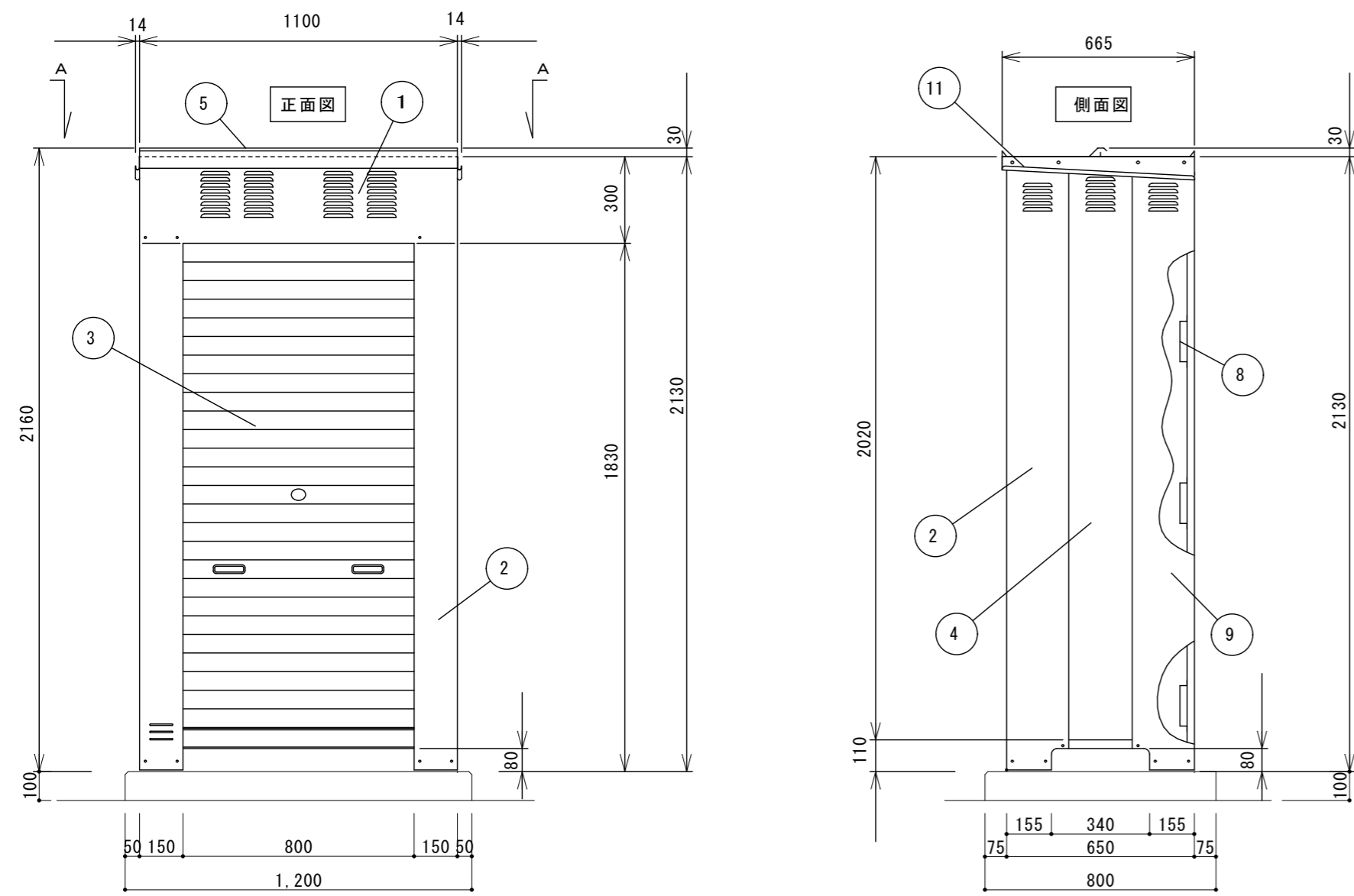
- : 開粒度アスファルト舗装 t=50 新設 164㎡
- : 再生密粒度アスファルト舗装 t=50 新設 44.8㎡

● (数字) : 地盤高低差を示す
 ○ (カ) : ガードフェンス H=1.8m

再生密粒度アスファルト舗装 詳細図 S=1/20

開粒度アスファルト舗装 詳細図 S=1/20

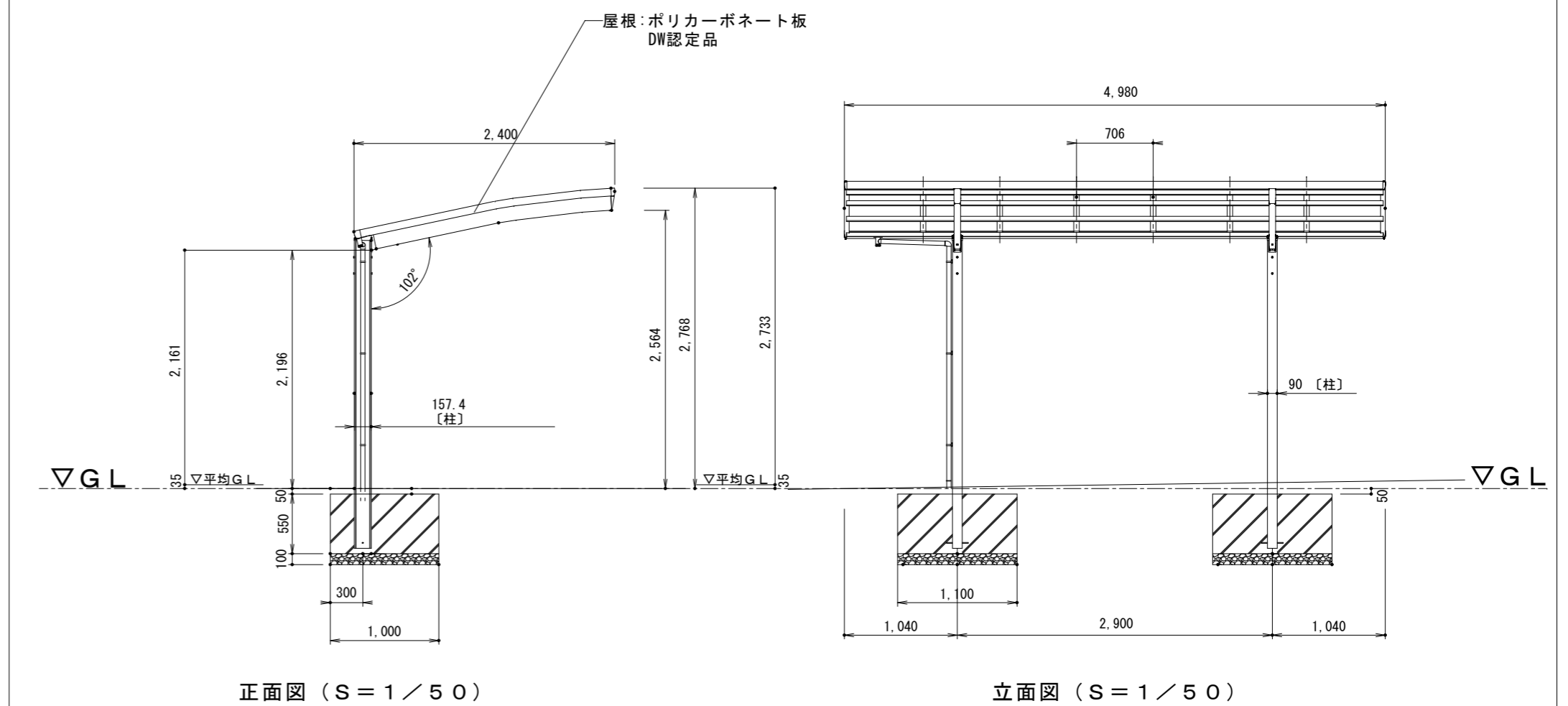
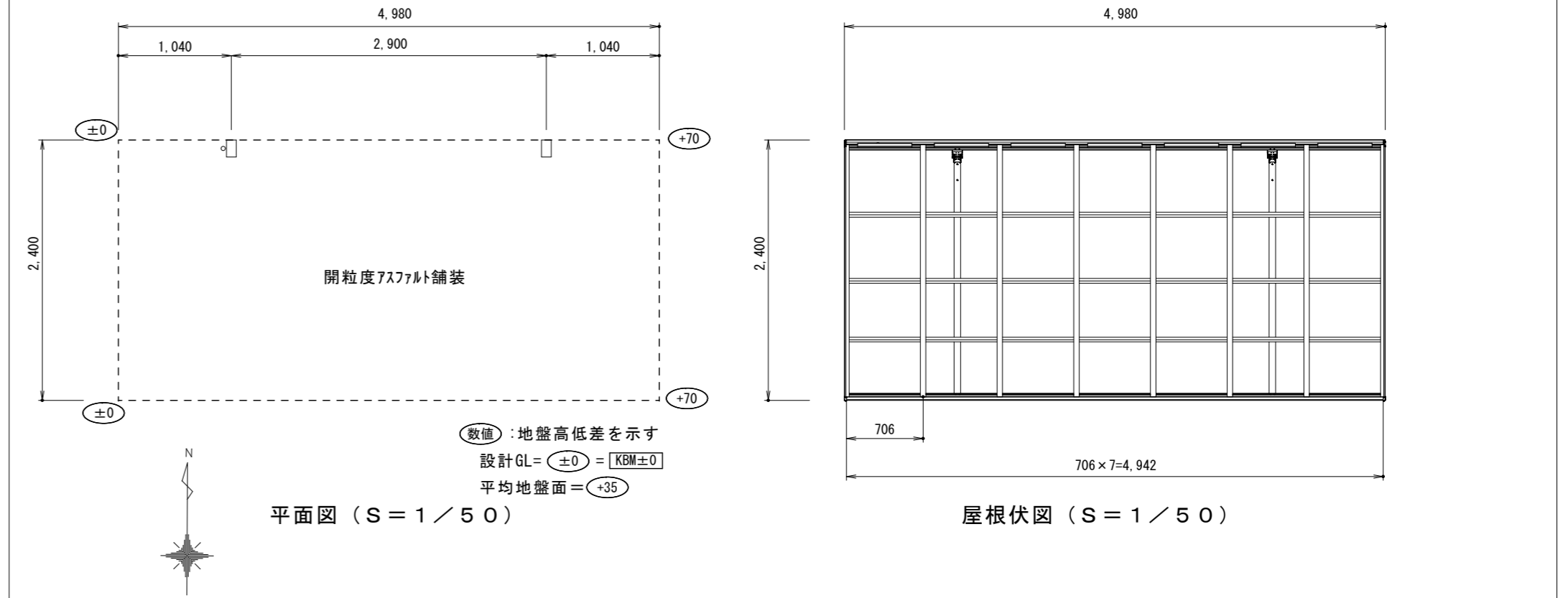
境界ブロック 詳細図 S=1/20



参考品番
 (株)ホクエイ BN-100
 高橋産業 (株) UTIC50810S
 (株) 田窪工業所 GB-1306

番号	品名	個数	記事
1	前梁	1	めっき鋼板
2	前柱	右1左1	めっき鋼板
3	シャッター	1	めっき鋼板 t0.4
4	側パネル	2	めっき鋼板
5	屋根	前1後1	高耐食めっき鋼板
6	母屋	1	めっき鋼板
7	後土台	1	高耐食めっき鋼板
8	横棧	3	めっき鋼板
9	後柱	右1左1	めっき鋼板
10	左右土台	2	高耐食めっき鋼板
11	屋根受け雨樋	右1左1	高耐食めっき鋼板

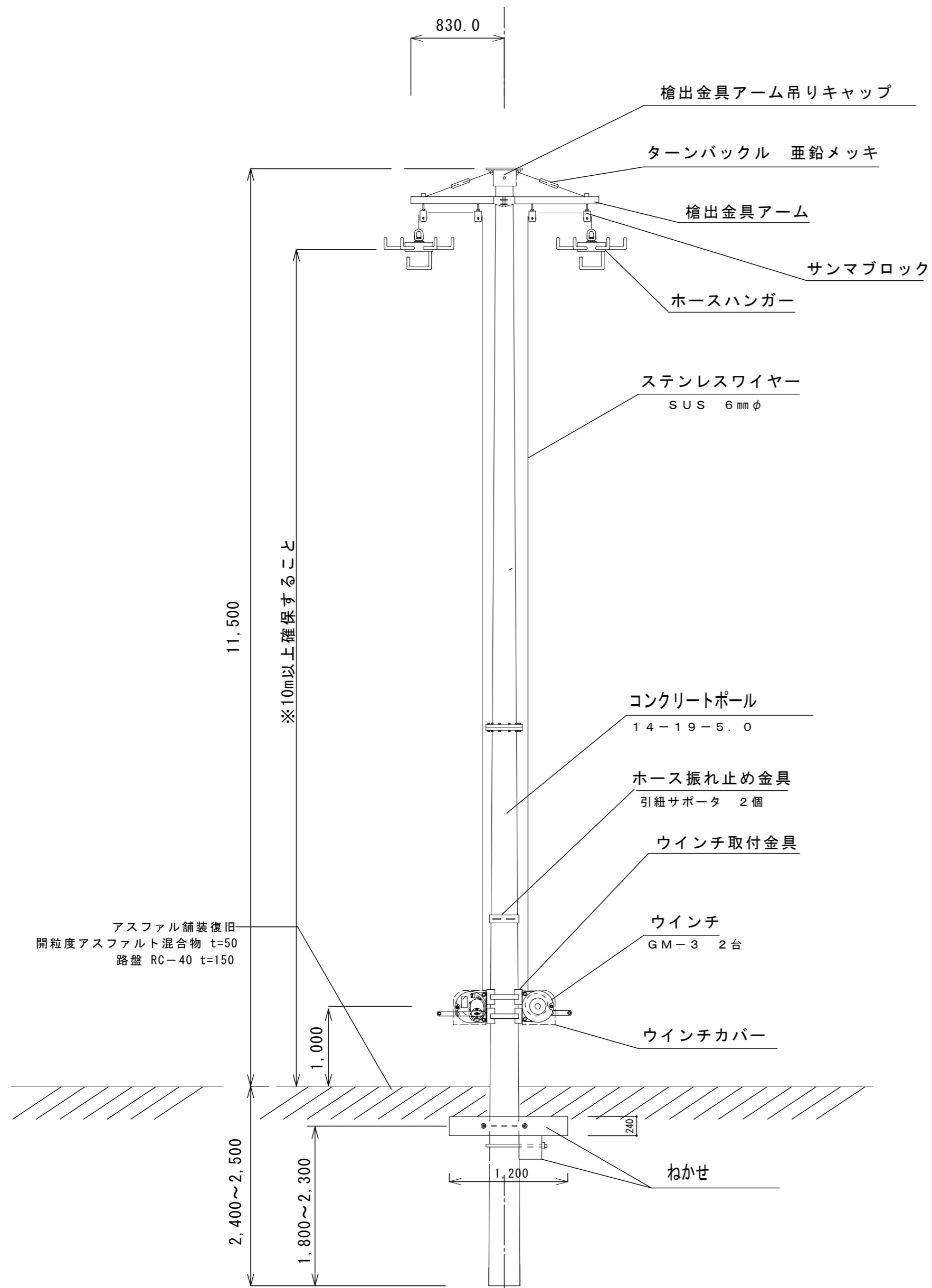
表面処理: 静電焼付粉体塗装



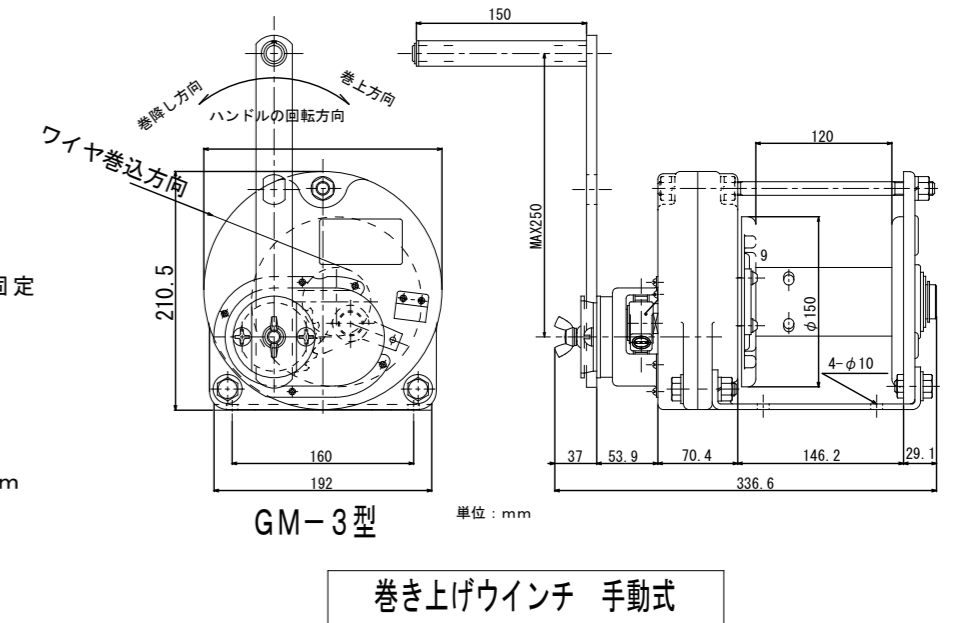
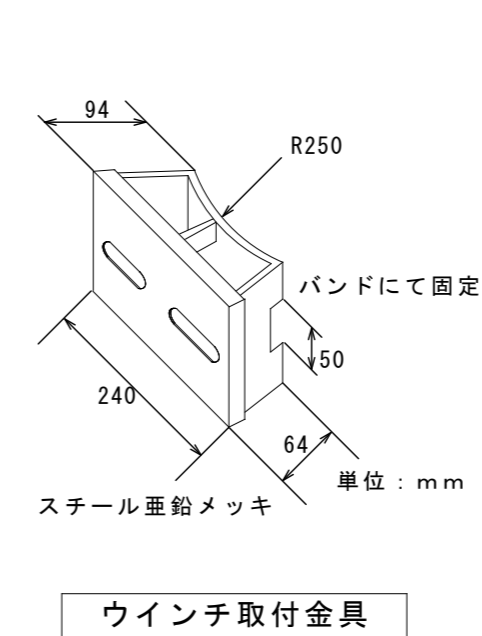
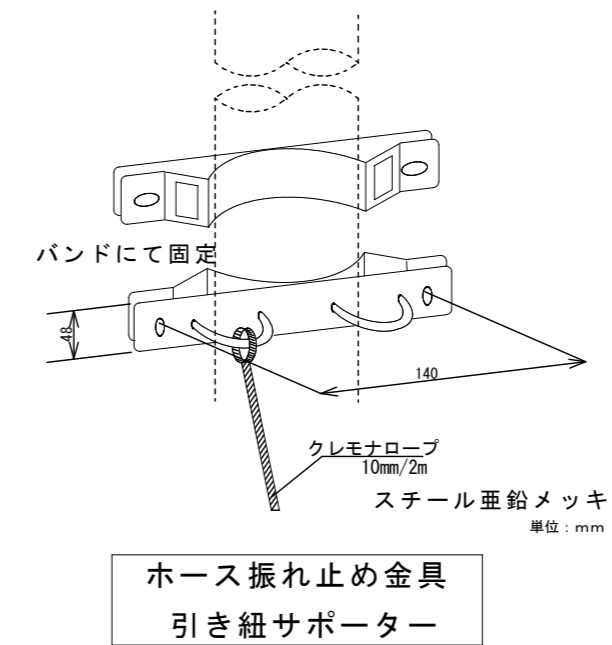
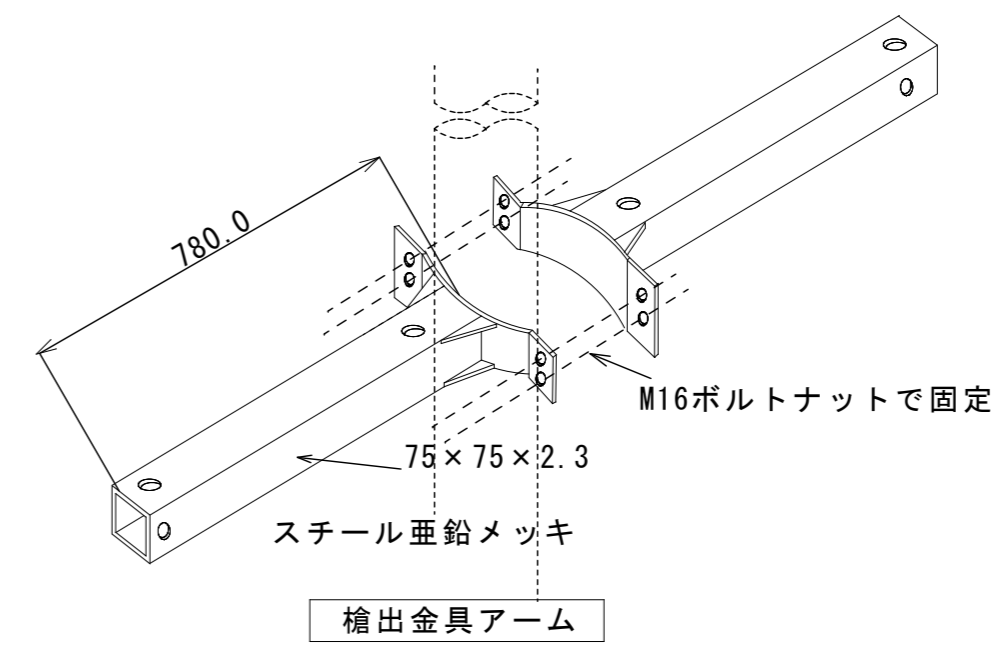
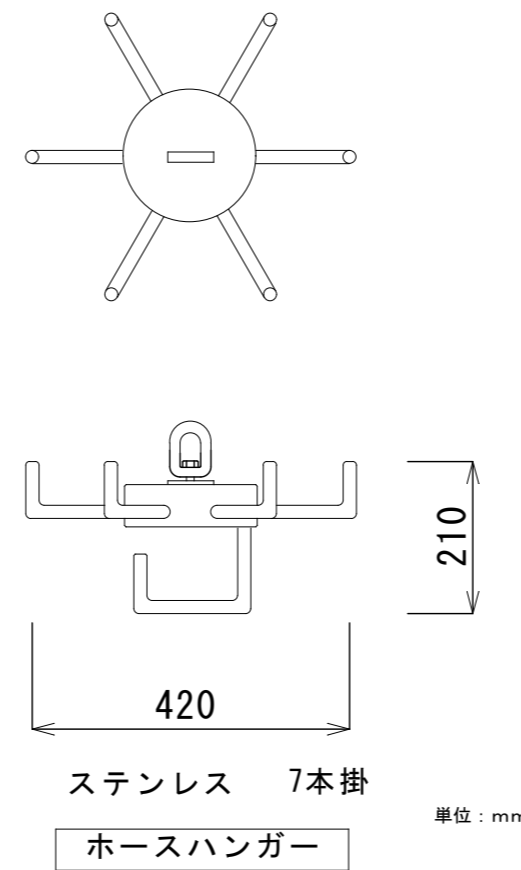
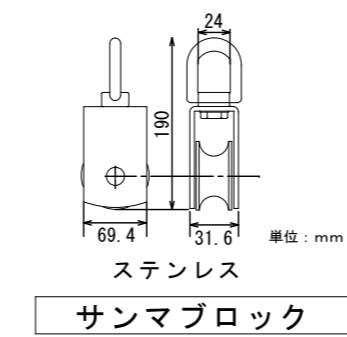
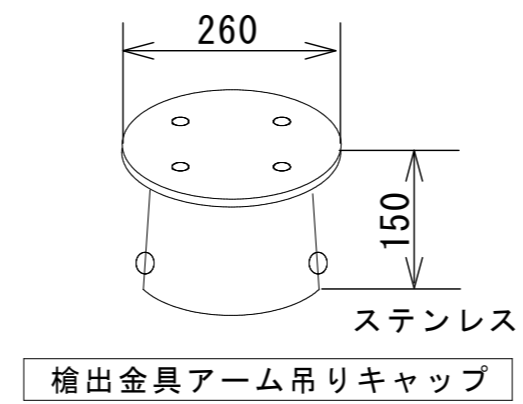
参考商品: 三協エクステリア カムフィエース 4325
 四国化成 バリュポートR 2450
 LIXIL ネスカR 2450

※基礎コンクリートはFc18とする ※基礎の詳細はメーカー仕様による
 ※砕石はRC-40とする
 ※柱・梁: アルミ製 (国交省 告示第408・409・410・750号対応品)





CPホース乾燥塔詳細図

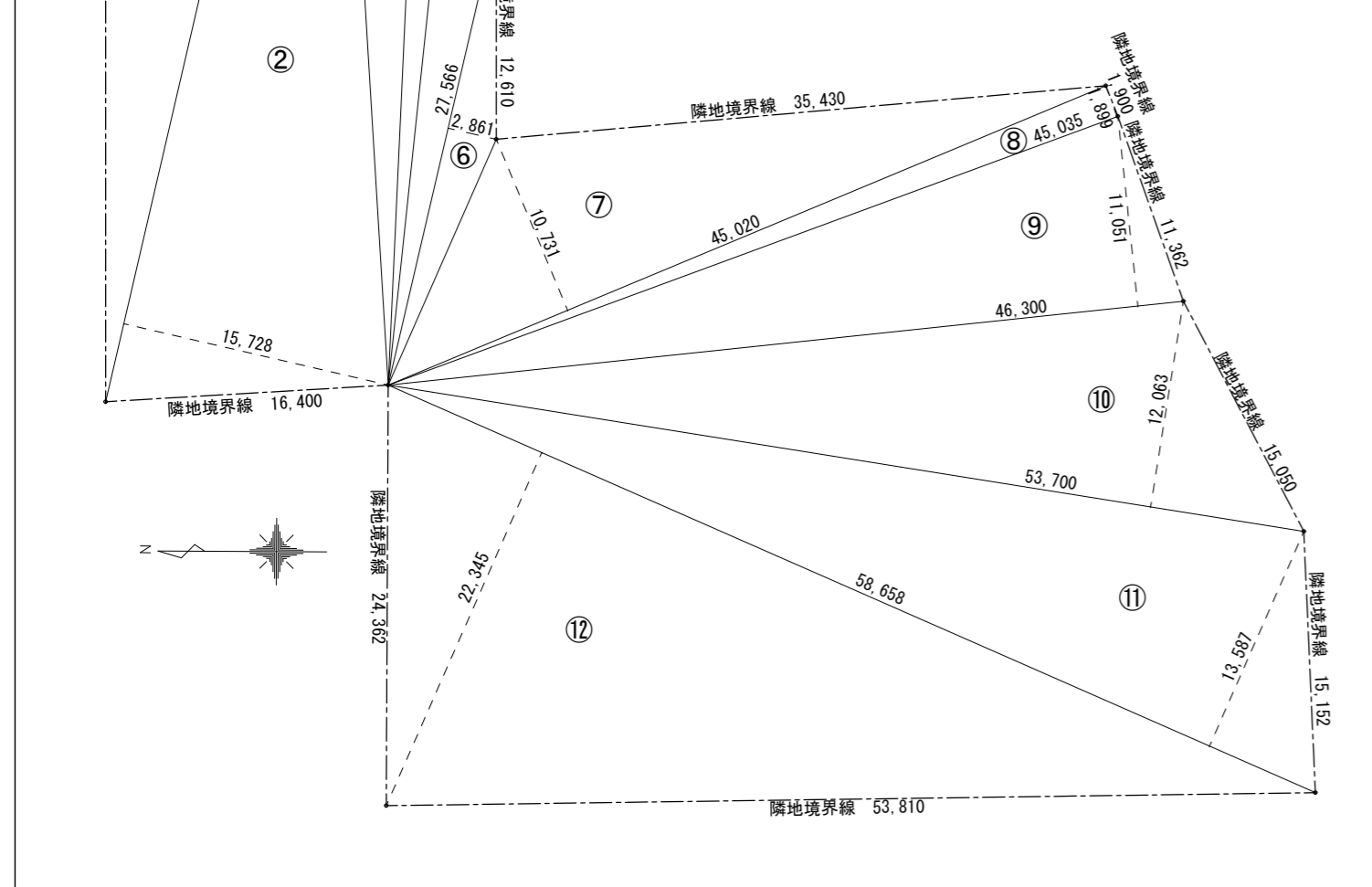
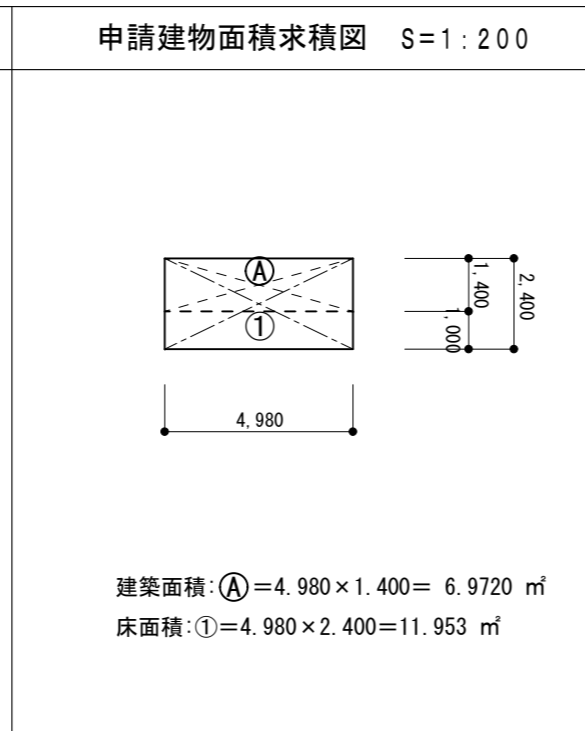
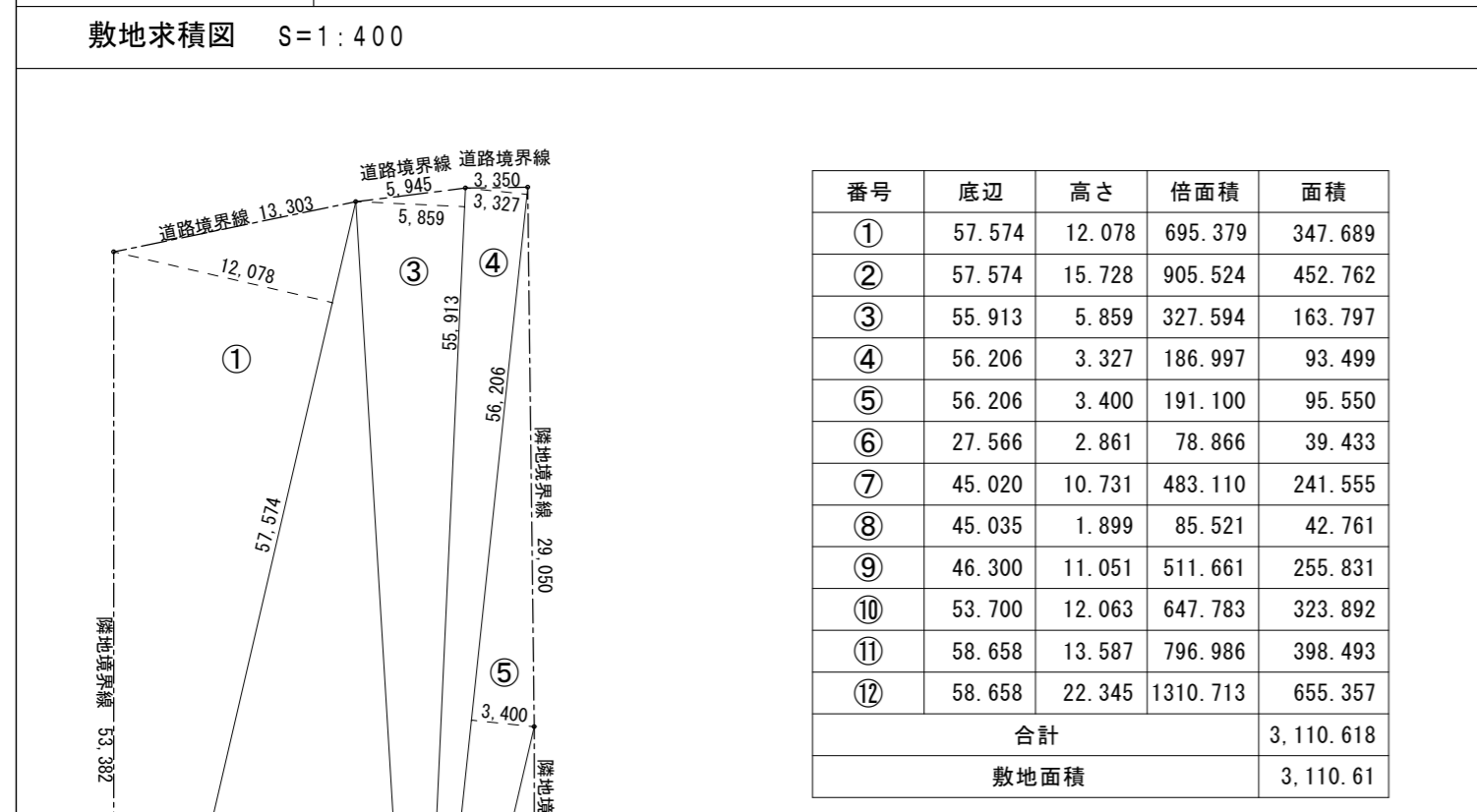
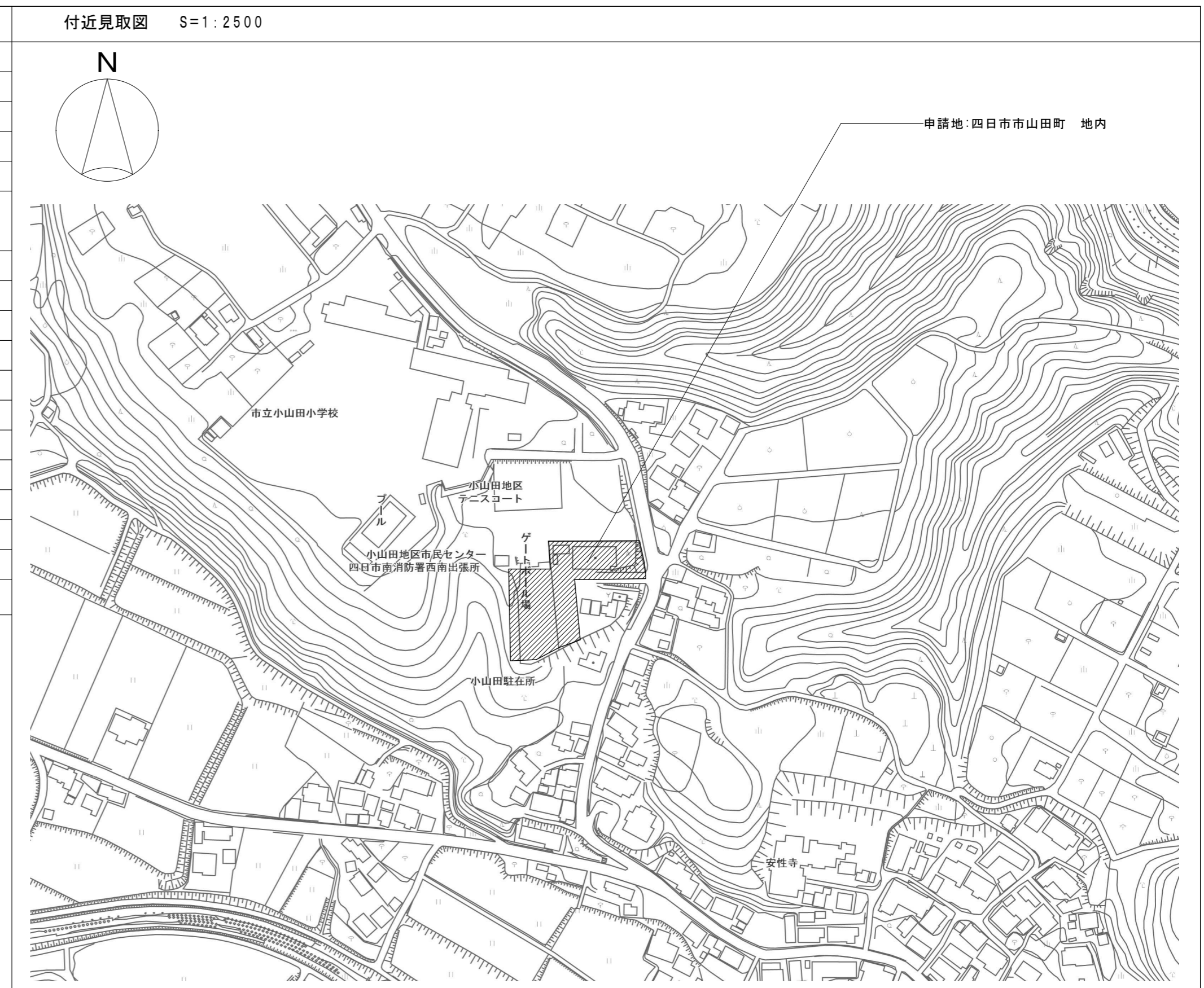


資機材詳細図

参考メーカー
 CSK総合防災(株) 又は FSK 木曽防災設備: CPホース乾燥塔 同等品
 ※事前に施工図を提出し監督職員の承諾を得ること。

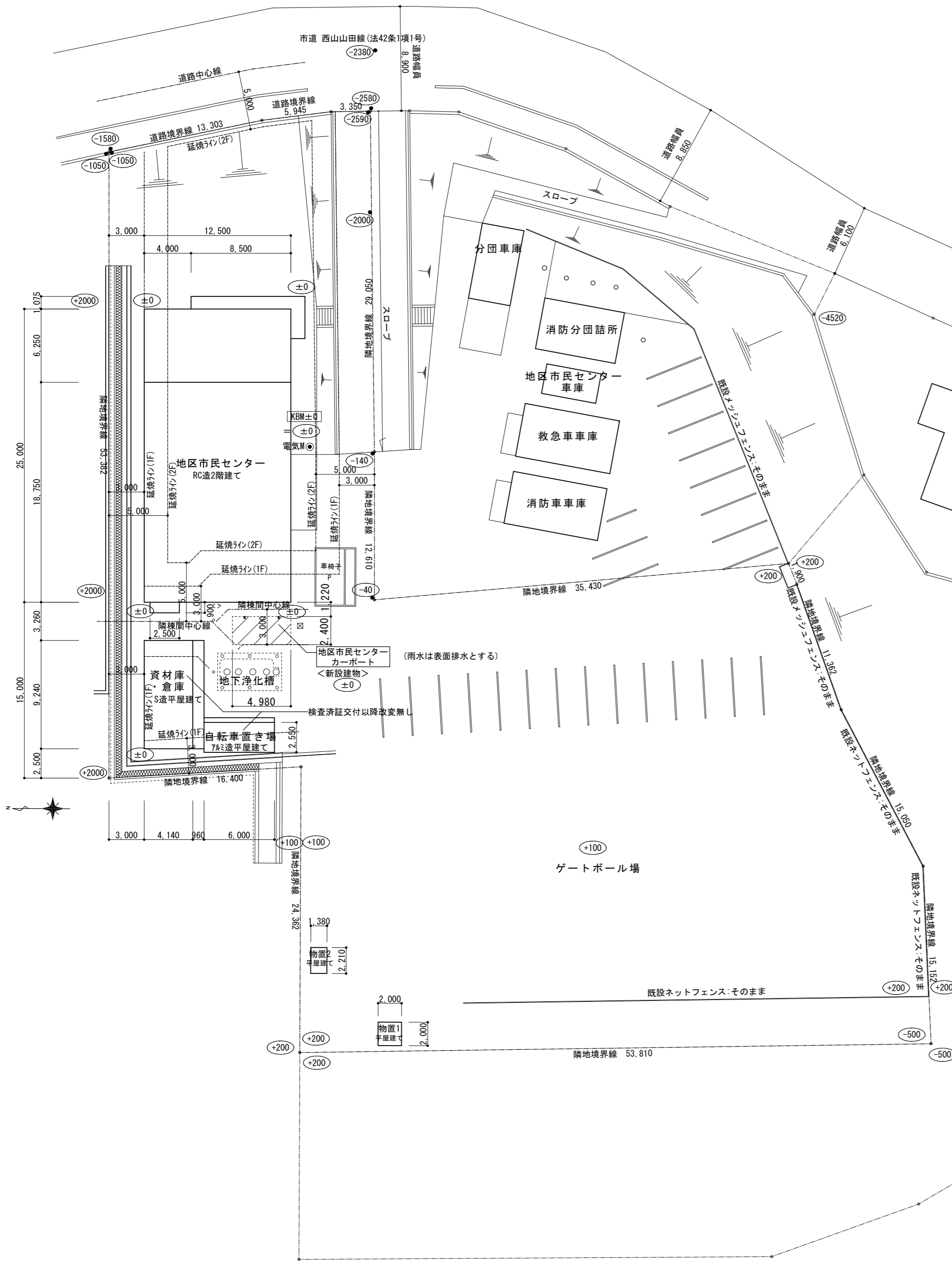


設計概要	
建築主	四日市市長
建築主住所	四日市市諏訪町1番5号
工事場所(地番)	四日市市山田町1373-3の一部
敷地面積	3,110.61 m ²
用途地域	市街化調整区域 (建ぺい率:60%、容積率:200%)
床面積	申請部分:11.95 m ² 申請以外の部分:610.37 m ² 合計:622.32 m ² (自動車庫等 申請部分:11.95 m ² 申請以外の部分:15.30 m ²) 容積率算定用床面積:595.07 m ² 容積率:19.13%<200%
建築面積	申請部分:6.97 m ² 申請以外の部分:390.73 m ² 合計:397.70 m ² 建ぺい率12.79%<60%
最高高さ	申請部分:2.857 m 申請以外の部分:8.500 m
構造	申請部分:アルミ造平屋建て 申請以外の部分:鉄筋コンクリート造2階建て等
設備	なし
工事範囲	地区市民センターカーポート増築



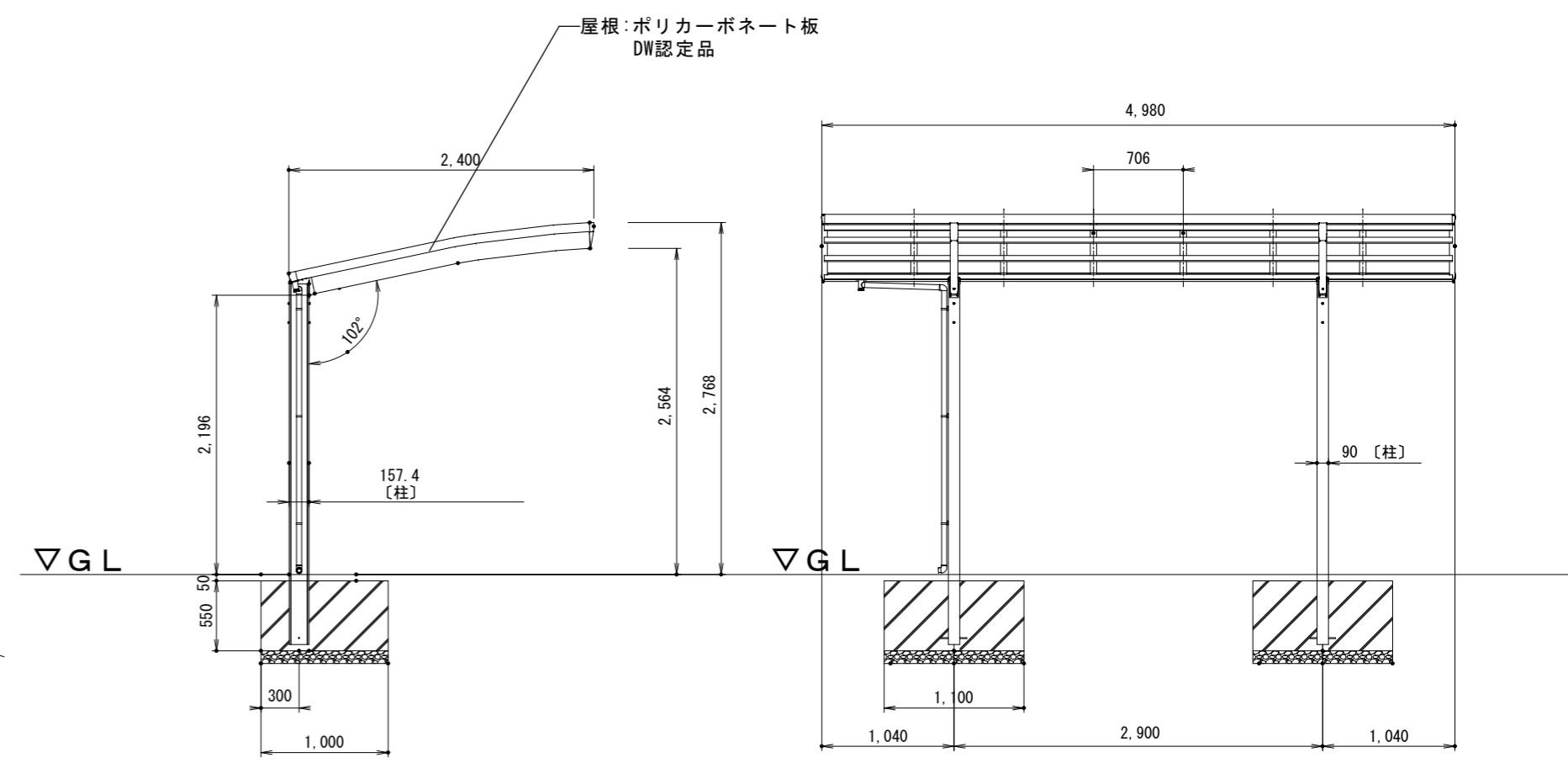
建物面積表

建物面積表 (m ²)			
		建築面積	延べ床面積
平成21年 申請時	地区市民センター	330.13	549.77
	資材庫・倉庫	38.25	38.25
	自転車置き場	15.30	15.30
未申請	物置1	4.00	4.00
	物置2	3.05	3.05
今回申請	地区市民センターカーポート	6.97	11.95
合計 (m ²)		397.70	622.32



配置図 S=1/300

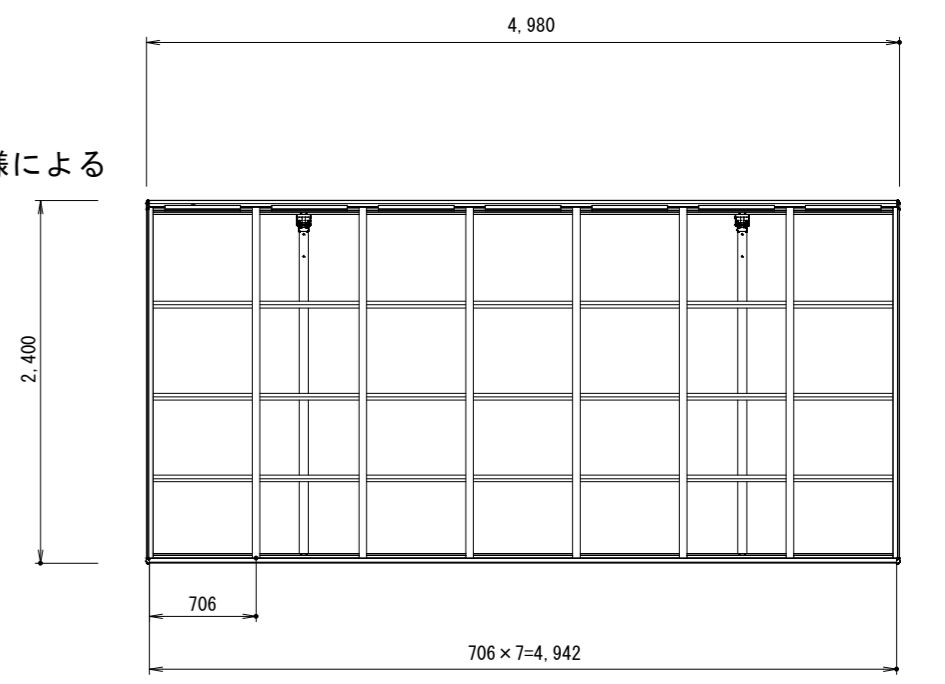
●数値：地盤高低差を示す
 ※新設建物に接する地盤面は全て(±0) = 設計GL
 ※敷地内既存建物が適法であることを確認した。
 ※今回申請建物増築により既存建物に延焼の恐れのある範囲が発生するが、既存建物は全て耐火又は準耐火ではないその他建築物であり、問題無し。
 ※前面道路反対側までの距離>20mなので、道路斜線高さ制限OK
 ※建物最高高さ<20mなので、隣地斜線高さ制限OK
 ※盛土規制法上、許可対象となる盛土等無し。(三重県四日市建設事務所と協議済み)



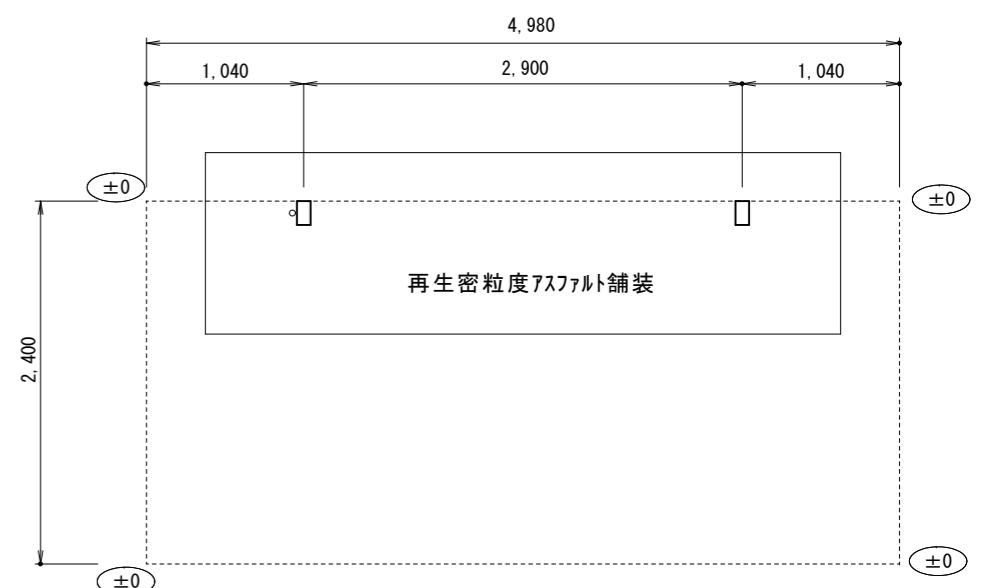
正面図 (S=1/50)

立面図 (S=1/50)

参考商品：三協エクステリア カムフィエース 4325
 四国化成 バリューポートR 2450
 LIXIL ネスカR 2450
 ※基礎コンクリートはFc18とする ※基礎の詳細はメーカー仕様による
 ※砕石はRC-40とする
 ※柱・梁：アルミ製
 (国交省 告示第408・409・410・750号対応品)



屋根伏図 (S=1/50)



平面図 (S=1/50)

●数値：地盤高低差を示す
 設計GL = (±0) = [KBM±0]
 平均地盤面 = (±0)

鉄筋コンクリート構造配筋標準図 (単位 mm)

1-1 基礎
1-2 コンクリート
1-3 鉄筋
1-4 その他

§ 1. 一般事項
別途構造特記仕様書による。
F_c = 18, 21, 24, 27, 30 kN/mm²
のうち使用区分は、別途構造特記仕様書による。
★ コンクリートの打継面には 打継処理剤を施すこと。
SD295A, SD345, SD390
のうち使用区分は、別途構造特記仕様書による。

特記なき場合は、本標準図に従うものとする。
又、本標準図に明記なき場合は、JASS5及び鉄筋コンクリート配筋指針による。
本標準図は異形鉄筋を対象とし、dは呼び名に用いた数値とする。
全て、使用材料・工法等について、同一仕様による事。
§ 2. 共通事項
鉄筋の表示記号及び最大径は下表による。

記号	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
呼び径 d	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D35	D38
最大径 D	11	14	18	21	25	28	33	36	40	43

- フックのない場合
- フックのある場合
- 本数に差がある場合
- 圧接継手表示
- 機械継手表示

鉄筋末端部 (片持スラフの上端筋の先端、壁の自由端に用いる先端及び補助筋の先端は余長4d以上で良い)

曲げ角度	図	鉄筋の種類	径による区分	折り曲げ内法直径(D)
180°		SD295A	D16以下	3d以上
135°		SD345	D19以上	4d以上
90°		SD390	D29以上	5d以上

鉄筋中間部 () は梁の主筋の折り曲げ定着

曲げ角度	図	使用箇所による呼称	鉄筋の種類	径による区分	折り曲げ内法直径(D)
90°		あばら筋	SD295A	D16以下	3d以上
90°		2φ1/3筋	SD345	D19以上	4d以上
90°		柱・梁・壁スラフ	SD295A	D16以下	4d以上
90°		基礎梁	SD345	D19~D25	6d以上
90°		などの主筋	SD390	D29以上	8d以上

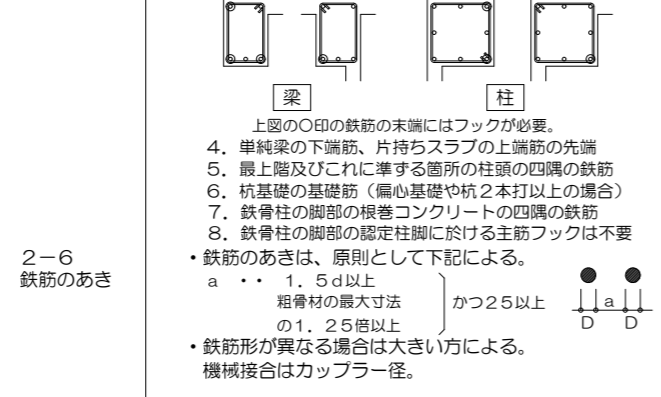
コンクリートの割れのおそれのある部分への定着はL1とする。

鉄筋の種類	重ね継手の設計頻率強度(N/mm ²)	重ね継手の長さ(L1)	定着の長さ(L2)	下筋部(L3)
SD295A	18	45d又は35dかつ付	一般(L2)	下筋部(L3)
	21, 24	40d又は30dかつ付	小梁片持スラフ	スラフ
	27, 30	40d又は30dかつ付		
SD345	21, 24	40d又は30dかつ付		
	27, 30	40d又は30dかつ付		
	33, 36	40d又は30dかつ付		
SD390	21, 24	40d又は30dかつ付		
	27, 30	40d又は30dかつ付		
	33, 36	40d又は30dかつ付		

- 梁、柱の主筋の継手は原則として重ね継手とし、重ね継手とする場合は構造計算によって継手長さを確認すること。
- 末端のフックは、定着及び重ね継手の長さに含まない。
- 直径の異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い方の鉄筋の継手長さによる。
- 耐圧スラフの下端筋の定着長さは一般定着(L2)、上端筋は2.5dとする。
- () 内は軽量コンクリートの場合を示す。
- 軽微な箇所については、係員の承認を得て定着長さを2.0d程度とすることができる。

- 溶接継手 0.2d以下 1.4d以上 機械継手 間隔 a ≥ 400 1.1d以上 ガス圧接 間隔 a ≥ 400
- 重ね継手 (下記のいずれかとする) かつ b ≥ 400
- D35以上の継手は重ね継手としてならない。(溶接、機械接合等による)
- 溶接継手を行う場合は原則として同一鋼種とし、鉄筋径の差はガス圧接の場合は2サイズ、突き合せ溶接の場合は1サイズとする。
- 溶接継手、機械継手の場合はメーカー仕様による。

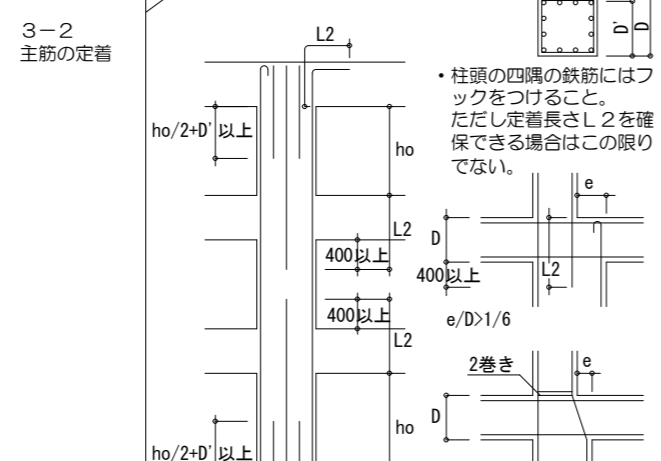
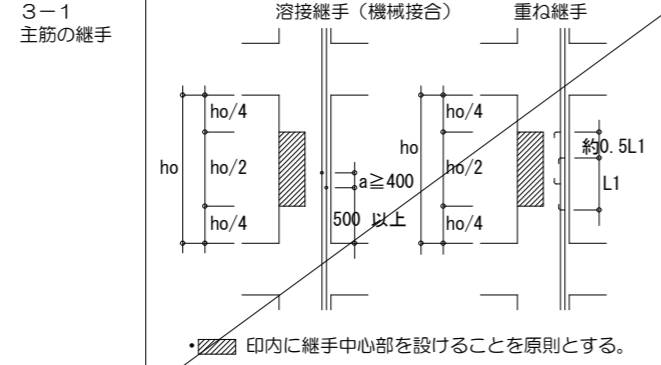
2-5 鉄筋のフック
2-6 鉄筋のあき
2-7 かり厚さ



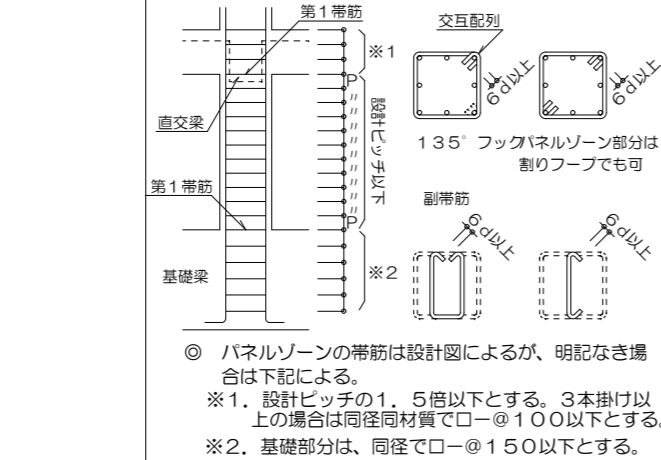
鉄筋に対するコンクリートの設計かり厚さと最小かり厚さ

部位	かり厚さ (mm)
屋根スラフ	30 (20)
床スラフ	30 (20)
非耐力壁	40 (30)
柱	40 (30)
耐力壁	40 (30)
梁	50 (40)
壁	50 (40)
土に接する部分	50 (40)
基礎・埋壁	70 (60)*

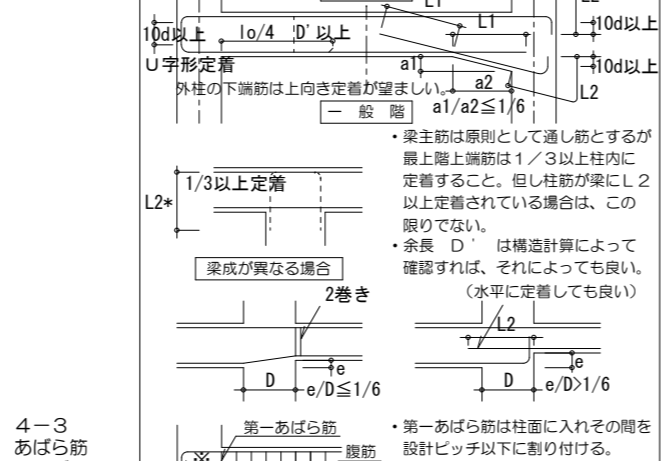
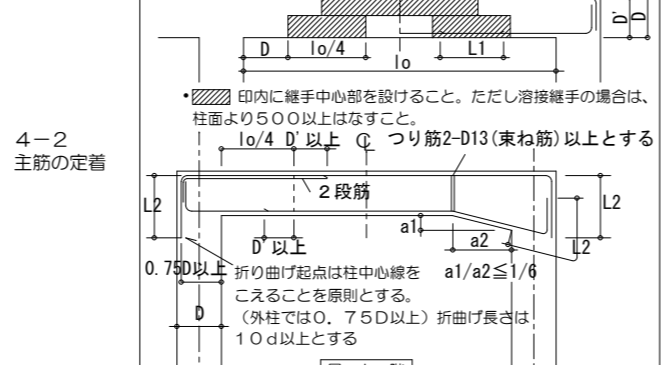
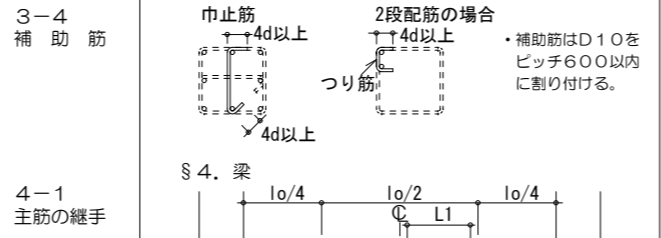
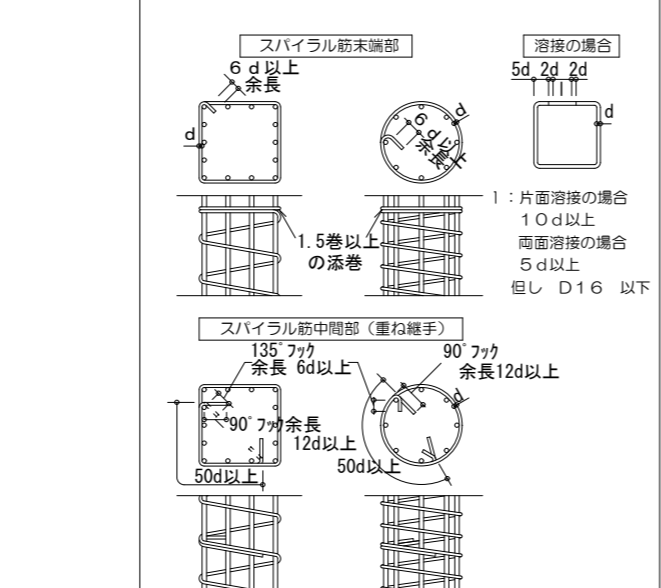
- () 内の数値は最小かり厚さを示す。
- 「仕上げあり」とは、鉄筋の耐久性上有効な仕上のある場合とする。
- *印は、軽量コンクリートの場合で 10mm増しの値とする。
- 柱、梁の主筋のかり厚さは主筋径の1.5倍以上とする。



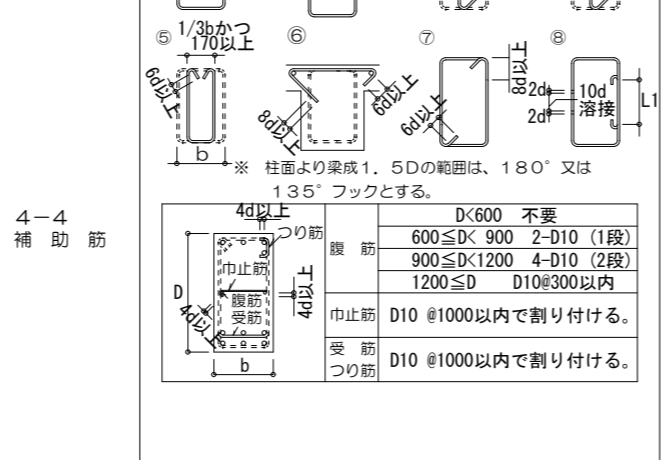
- 第一筋(D13以上使用の事)は、梁面に入れ、その間を設計ピッチ以下に割り付ける。
- 第一筋の加工は下図による。



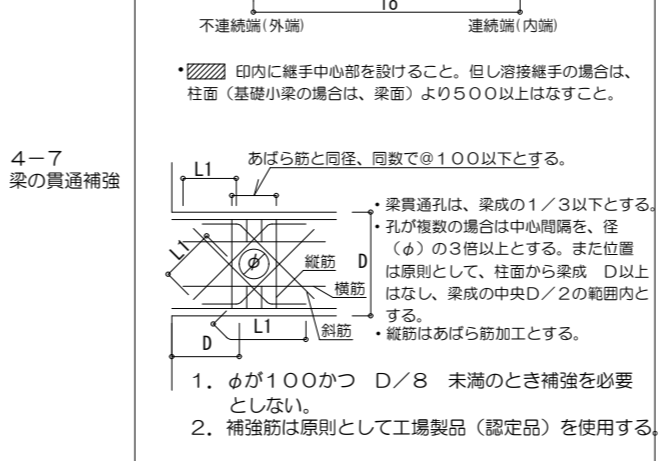
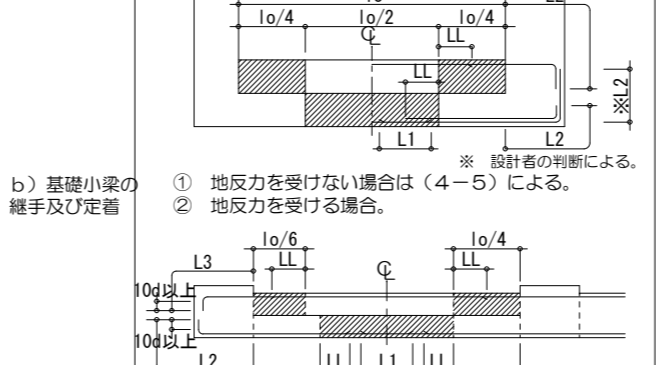
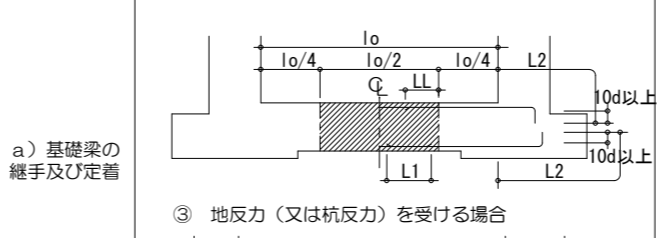
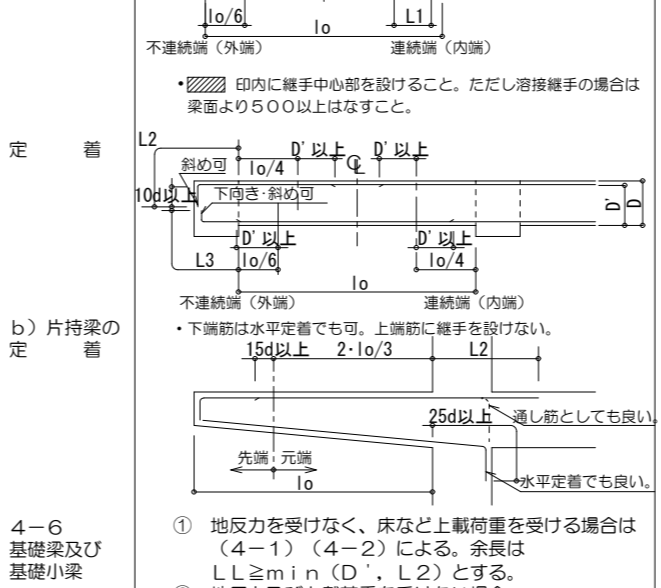
3-4 補助筋
4-1 主筋の継手
4-2 主筋の定着



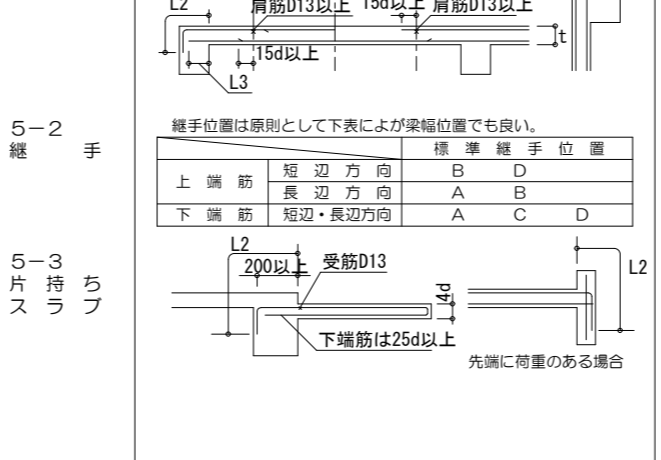
- 第一筋は柱面に柱面に入れ、その間を設計ピッチ以下に割り付ける。
- 第一筋の加工は下図による。



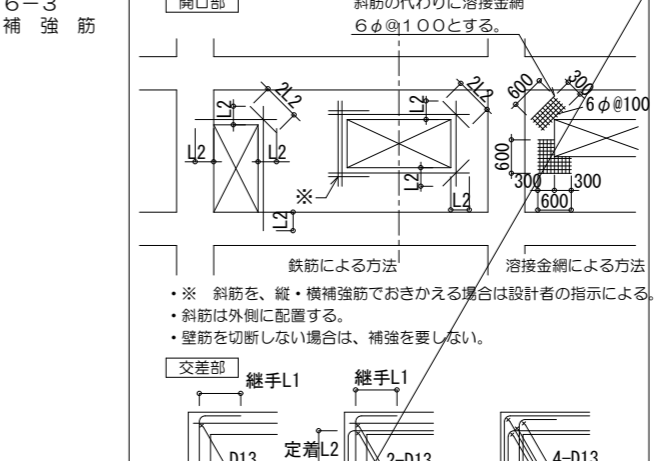
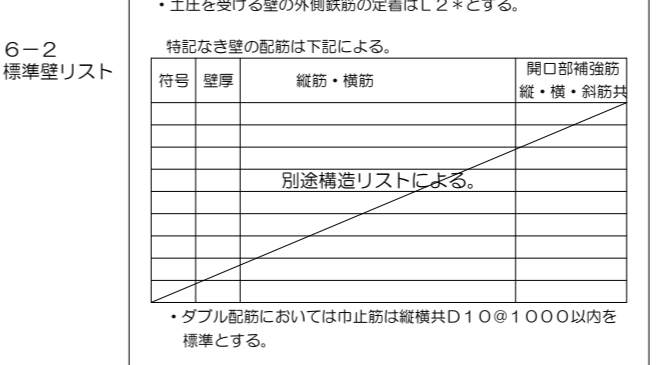
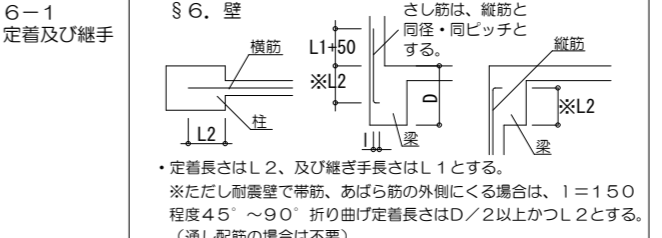
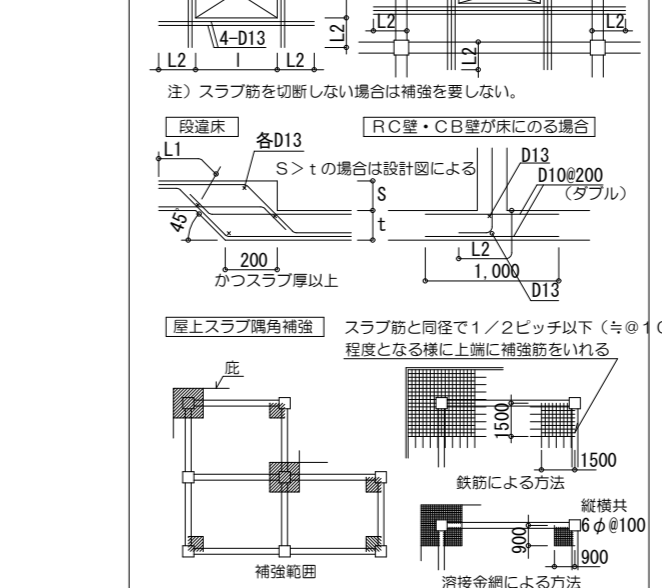
4-5 小梁及び片持梁
4-6 基礎梁及び基礎小梁
4-7 梁の貫通補強



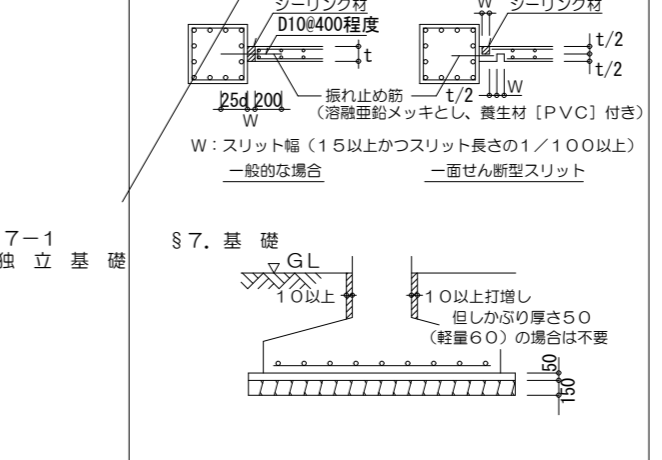
- 第一筋は柱面に柱面に入れ、その間を設計ピッチ以下に割り付ける。
- 第一筋の加工は下図による。



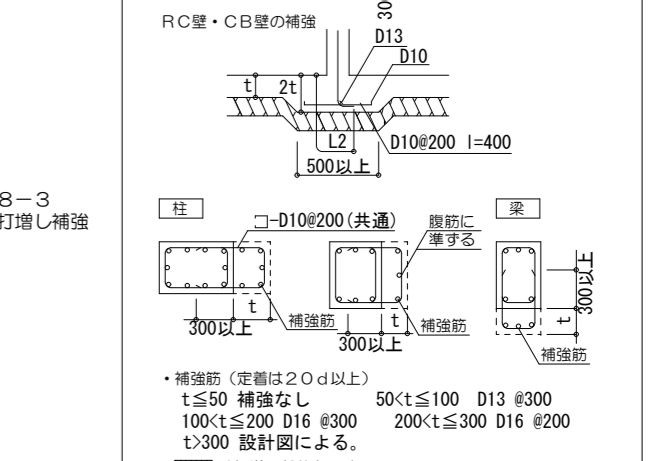
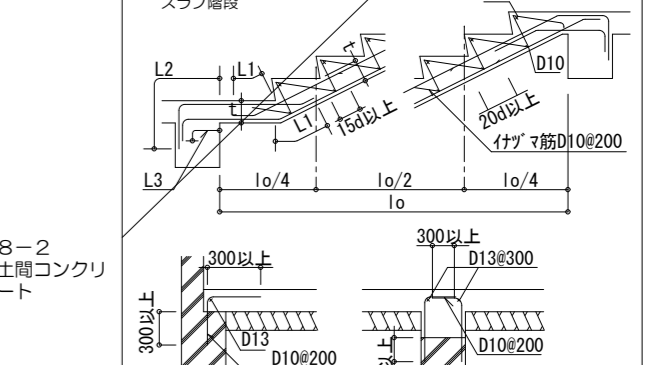
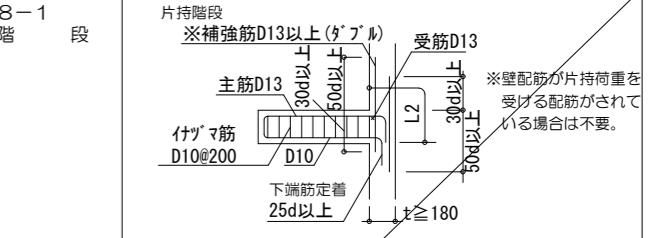
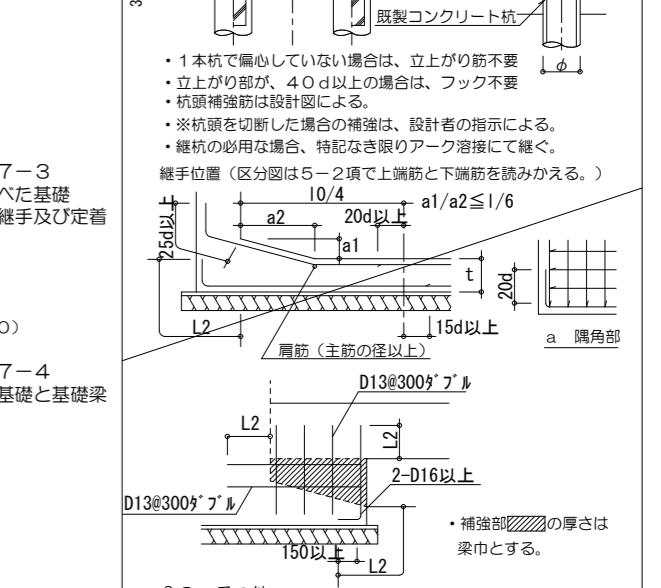
5-4 補強筋
6-1 定着及び継手
6-2 標準壁リスト
6-3 補強筋



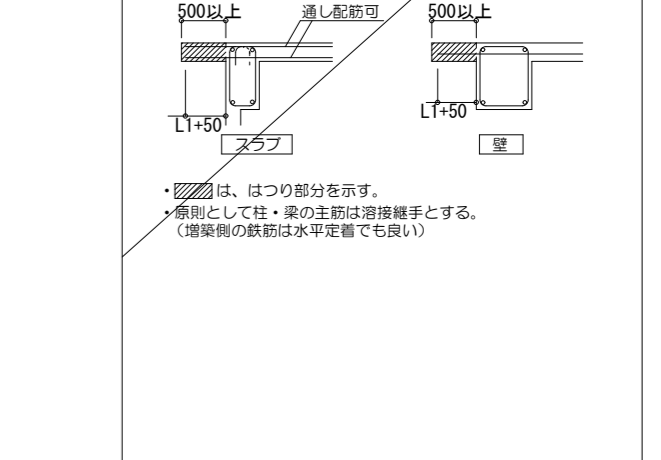
- 第一筋は柱面に柱面に入れ、その間を設計ピッチ以下に割り付ける。
- 第一筋の加工は下図による。



7-2 杭基礎
7-3 ベタ基礎
7-4 基礎と基礎梁
8-1 階
8-2 土間コンクリート
8-3 打増し補強
8-4 増築予定



- 第一筋は柱面に柱面に入れ、その間を設計ピッチ以下に割り付ける。
- 第一筋の加工は下図による。



鉄骨構造工作標準図

§ 1. 一般事項

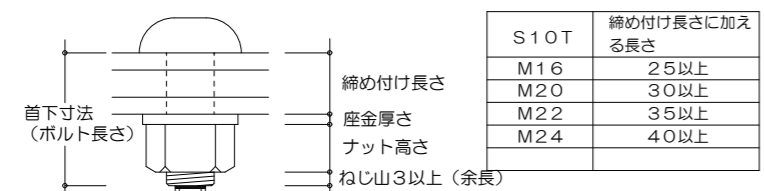
・使用材料はすべて規格品とする。
 SS400, SN400, SN490
 STKR400, STKR490, BCR295, BCP235, BCP325
 STK400, STK490, SSC400
 高力ボルト F8T, F10T, S10T
 のうち使用区分は、別途構造特記仕様書による。

・設計図書に記載なき場合は本標準図に従うものとする。
 ・本標準図における単位はすべてmmとする。
 ・精度に関しては、JAS6の付則6「数値精度検査基準」による。

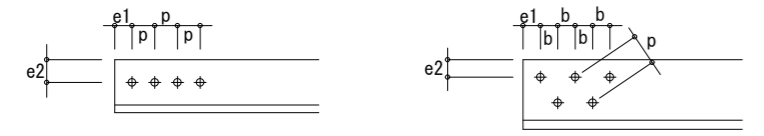
§ 2. 共通事項

- ・ AB アンカーボルト
- ・ BH 組立てH形鋼
- ・ BP ベースプレート
- ・ CHR チェッカープレート
- ・ CP カバープレート
- ・ FB フラットバー
- ・ FR フランジプレート
- ・ GR ガセットプレート
- ・ HTB 高力ボルト
- ・ SR スプラインプレート
- ・ TB ターンバックル
- ・ WR ウェブプレート
- ・ W1-5 溶接記号 (§ 4参照)
- ・ D1A 内径
- ・ D1A 通シダイヤフラムプレート

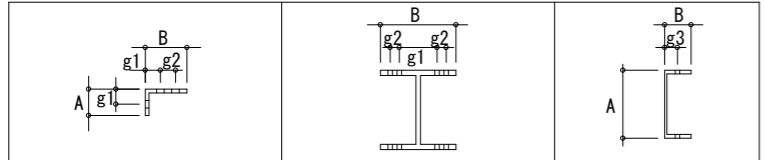
§ 3. ボルト接合



・HTBはすべてS10T(トリアシ高力ボルト)を使用し、スベリ係数は0.45とする。
 ・ボルト接合面の処理
 締め付け摩耗面は母材に於いては平クランダー掛け、スプラインプレートに於いてはショット掛けを行い、黒皮を除去し一様に赤さびを生じさせる。

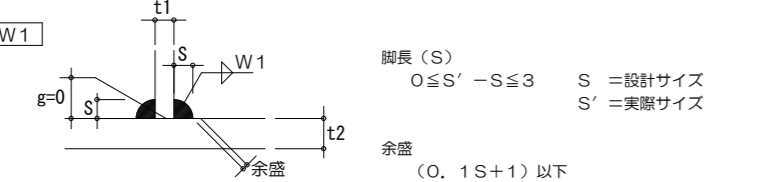


呼び径	M16	M20	M22	M24
孔径	18.0	22.0	24.0	26.0
標準ピッチ	60	60	60	70
はしあき	40(40)	40(50)	40(55)	45(60)
へりあき	25	30	35	40



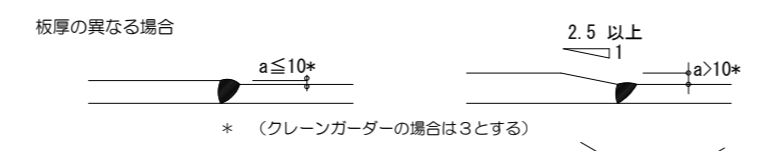
A or B	g1	g2	最大軸径	B	g1	g2	最大軸径	B	g3	最大軸径
**50	30	16	**100	60	16	**50	30	16		
60	35	16	125	75	16	65	35	20		
65	35	20	150	90	22	70	40	20		
70	40	20	175	105	22	75	40	22		
75	40	22	200	120	24	80	45	22		
80	45	22	250	150	24	90	50	24		
90	50	24	*300	150	40	24	100	55	24	
100	55	24	350	140	70	24				
125	50	35	400	140	90	24				
130	50	40	24							
150	55	40	24							
175	60	70	24							
200	60	90	24							

§ 4. 溶接接合



t: t1とt2の小さい方	6以下	9	12	14	16	19
S	8	11	12	14	16	16

4-2 突合せ溶接



エンドタブ
 両端に継手と同じ形状のエンドタブを取り付ける。その長さ1は35以上かつ薄い方の板厚の2倍以上とする。代替タブを採用する場合は溶接技術付加試験に合格した溶接工によること。

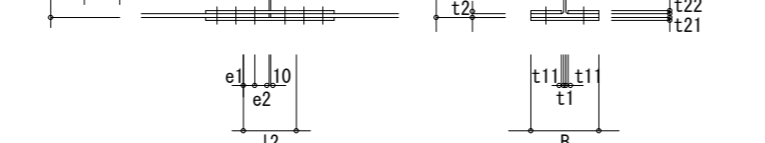
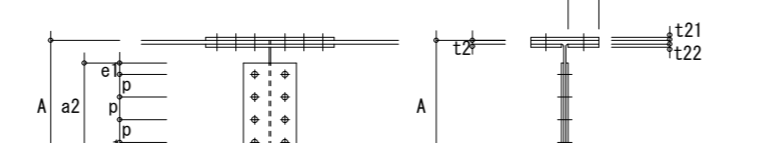
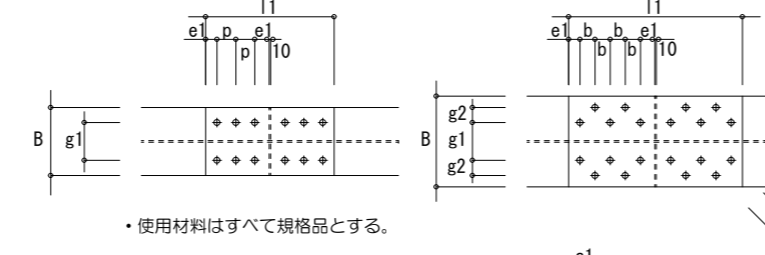
スカーラップ(改良スカーラップ)
 R1=3.5, R2=1.0を標準とする。複合円は滑らかに仕上ること。

4-3 開先形状

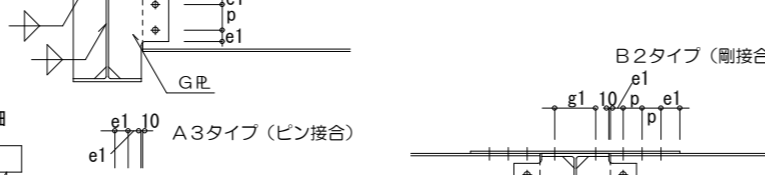
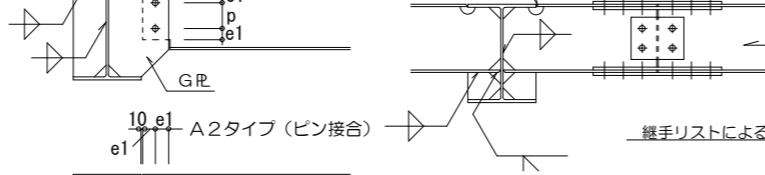
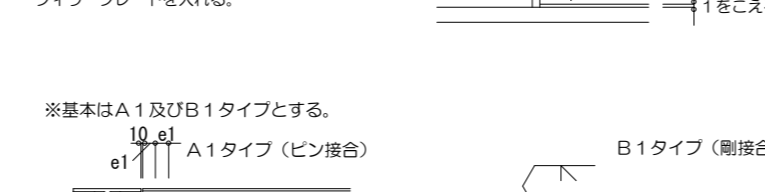
記号	形状	適用板厚	寸法
W2 (MC-BL-B1)	[Diagram]	6<t≤12	g 7+2(-2) r 2+1(-2) α1 45°-5° g 9+2(-2) r 2+1(-2) α1 35°-5° g 0+2(-0) r 2+2(-2) α1 45°-5°
		12<t≤32	g 7+2(-2) r 2+1(-2) α1 35°-5° g 0+2(-0) r 2+2(-2) α1 45°-5°
W3 (MC-BL-2)	[Diagram]	6<t≤19	g 0+4(-0) d1 2/3(t-r) r 2+2(-2) d2 1/3(t-r) α1 45°-5° α2 60°-5° g T-2
W4 (MC-BK-2)	[Diagram]	19<t≤32	g 0+4(-0) d1 2/3(t-r) r 2+2(-2) d2 1/3(t-r) α1 45°-5° α2 60°-5° g T-2
W5 (MC-B1-B1)	[Diagram]	t≤6	g T-2

・上図は手溶接の隅肉又は完全溶込みグルーブ溶接の場合を示す。但し、半自動溶接および自動溶接にて施工する場合は別途指示とする。

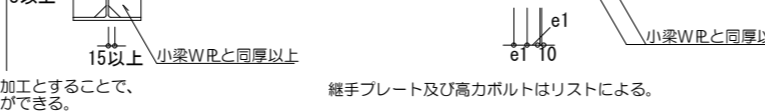
5-1 継手リスト



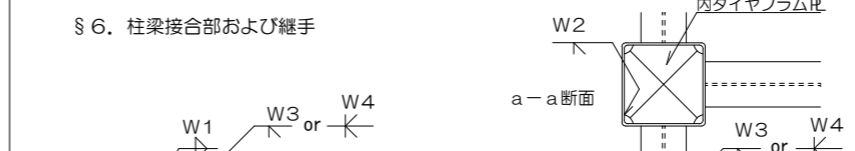
5-2 仕口リスト



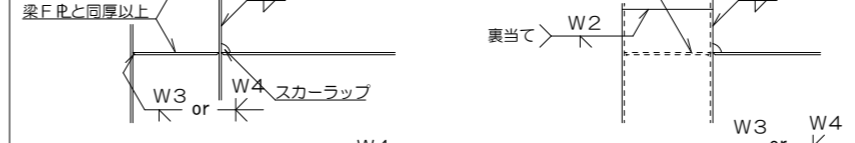
スチフナー形状詳細



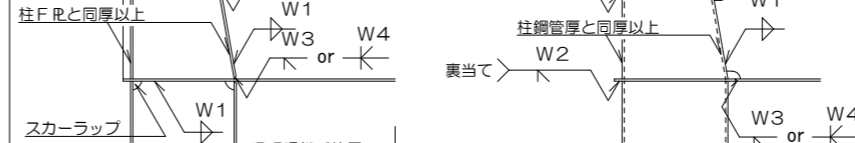
§ 6. 柱梁接合部および継手



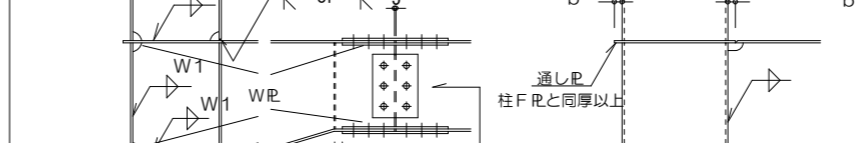
6-1 柱通し



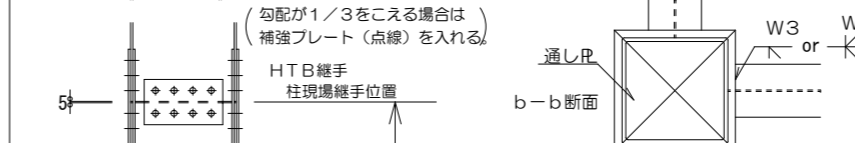
6-2 梁通し



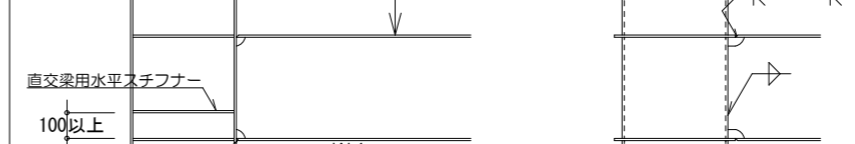
6-3 雑仕様



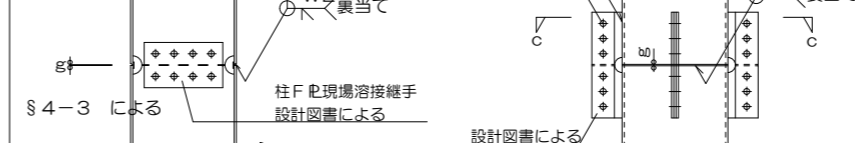
6-4 現場溶接継手



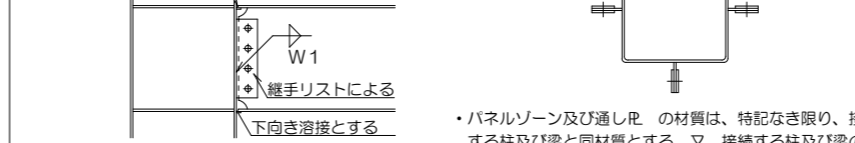
7-1 柱脚ピン



8-1 丸鋼



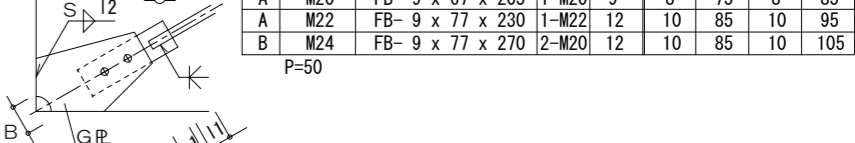
8-2 山形鋼



9-1 丸鋼



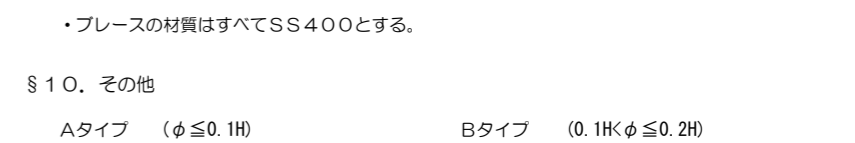
9-2 山形鋼



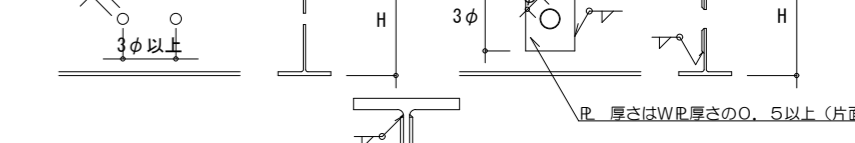
10-1 貫通補強



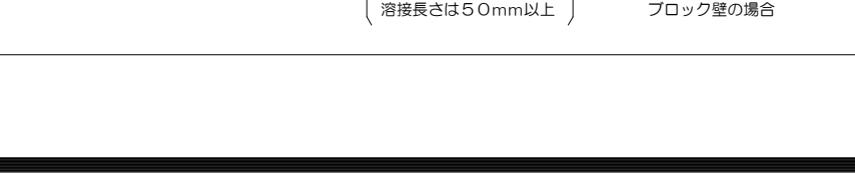
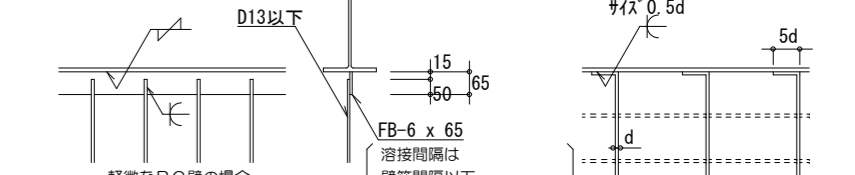
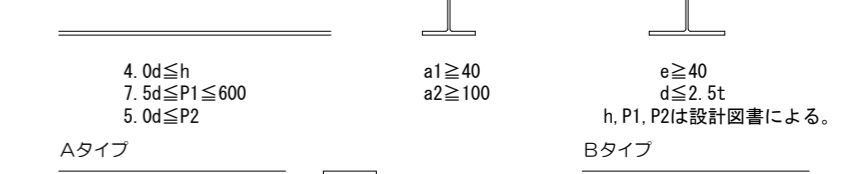
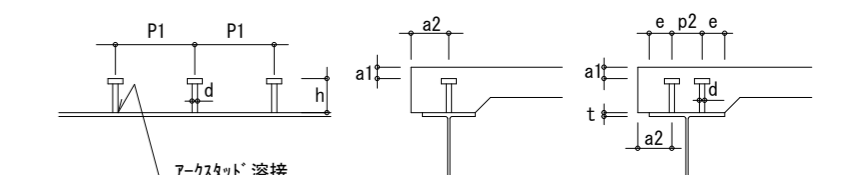
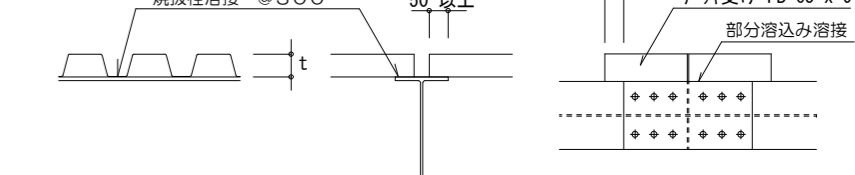
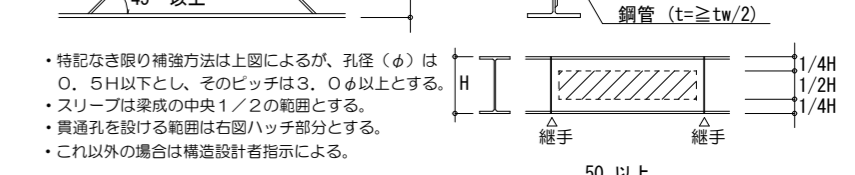
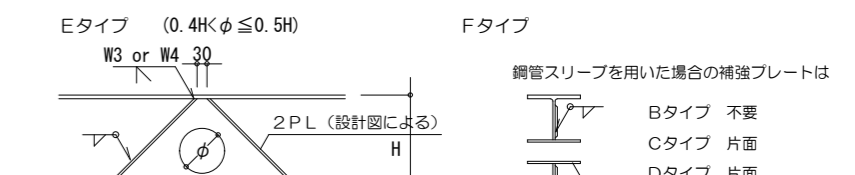
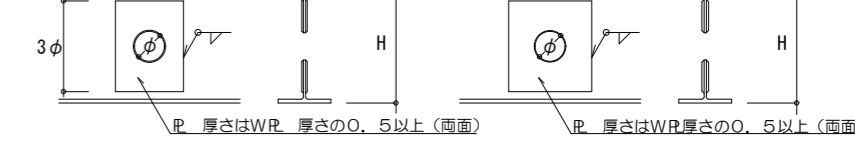
10-2 デッキプレート



10-3 スタッシバル



10-4 壁筋の溶接



ウルトラコラム工法 特記仕様書 (参考図)

※他工法を使用する場合には、仕様書及び工法の妥当性について係員の承認を得る事 (参考として他工法として、エスミコラム工法、テノコラム工法など)

§ 1. 工法概要

本地業は、ウルトラコラム工法による、地盤改良地業であり、スラリー状のセメント系固化材を地中に注入しながら、ウルトラコラム専用共回り防止翼(十字型)を装着した攪拌装置を用いて、原地盤を機械的に混合攪拌し、固化材の化学反応により所要の強度を持つ改良体を築造する工法である。

§ 2. 特記事項

本工事工法は、攪拌能力・攪拌径・品質(変動係数)に対して「建築技術性能認証委員会」にて証明された技術審査証明取得工法とする。
また、事前にその証明書を管理者に提出し、認証を得ることとする。

§ 3. 一般事項

<1> 施工業者

本工事の施工業者は、地盤改良工法の施工技術及び計測装置の取扱いに精通したもので、ウルトラコラム工法協会に所属する指定施工会社とする。

<2> 設計変更

コラム径、掘削深度(改良長+空堀長)、本数配置等は、設計図書による。ただし、コラムの径・長さ・本数・位置及びセメントスラリーの配合等について土質や地盤状況により変更した方が適切と判断される場合は、監督員の承認の上に変更することができる。

§ 4. コラム仕様

<1> 設計基準強度

コラムの設計基準強度は $F_c = 1200 \text{ kN/m}^2$ とする。

<2> 固化材

固化材の配合は、原則として、改良部分の検査対象土を採取し、3種類以上の添加量にて室内配合試験を行い試験結果と配合強度を基に添加量を決定する。

※使用する固化材は、六価クロム等の土壌環境基準に適合することを確認する。

<3> 配合強度

配合強度 X_f は、設計基準強度 F_c と変動係数・採取ヶ所数により割増係数 α_t を用いて、次式による。 $X_f = \alpha_t \times F_c$

割増係数 α_t は、合格率80%とした下表による。

採取ヶ所数 N	1	2	3	4~6	7~8	9~
変動係数 V_c						
25%	2.163	1.918	1.815	1.719	1.651	1.594
30%	2.597	2.240	2.095	1.961	1.869	1.792
35%	3.160	2.649	2.448	2.265	2.140	2.037

<4> 室内配合強度

室内配合強度 X_l は、配合強度 X_f を現場/室内強度比 α_{ft} で除して、次式による。

$$X_l = X_f / \alpha_{ft} \quad (\alpha_{ft} = 0.7)$$

<5> 固化材液の配合

固化材添加量は、配合試験結果による。

※参考配合量として300kg/m³、水セメント比70%

§ 5. 施工管理

※施工手順書に沿って次の仕様で行う。

- ① 固化材スラリーの吐出量
- ② ロッドの鉛直性
- ③ オーガー回転数
- ④ 掘進深度・速度及び引上げ深度・速度
- ⑤ トルク値またはオーガー電流値

<1> 調査ヶ所 (検査対象層に対して)

① 検査対象層群は、概ねコラム300本を1単位とし、層厚50cm以上の土層毎に検査対象層を決める。

② 検査対象層は (粘性土) であり設計対象層を (粘性土) とする。

③ 検査手法は強度のバラツキを想定する場合は検査手法Aによる。

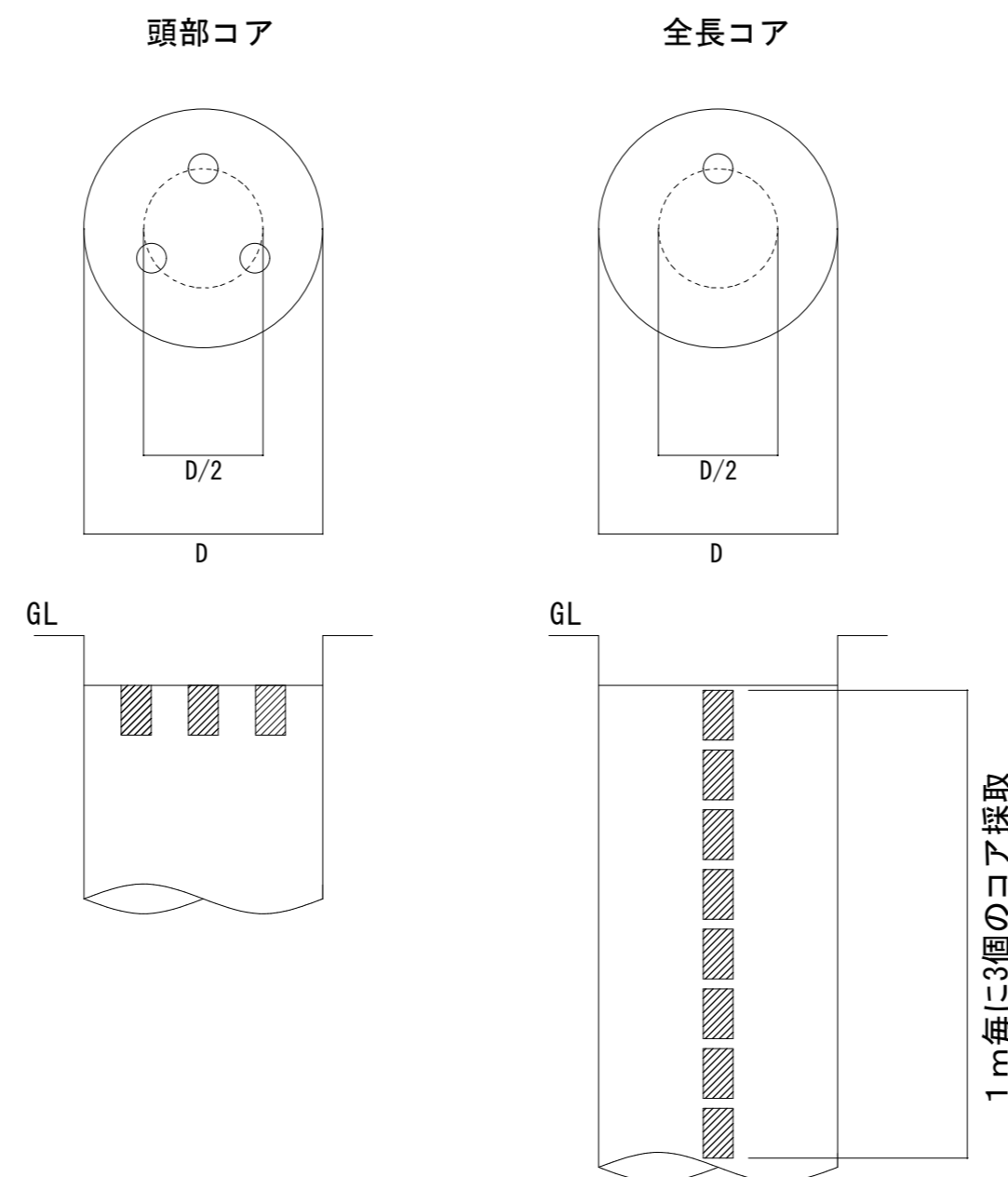
④ 調査ヶ所数 (検査対象層に対して)

検査手法A	頭部コア試験	1	箇所
	全長コア試験	1	箇所

※頭部コアは、1箇所当り3個のコア採取を標準とする。

※全長コアは、1m当り3個のコアを採取を標準とする。

<2> 採取位置



<3> ボーリングコア採取率 (連続性の確認)

コア採取率は、全長に対して砂質土系で95%以上、粘性土系で90%以上とし、1m当りのコア採取率は、砂質土系で、90%以上、粘性土系で85%以上とする。(塩ビ管などを代用する場合もある)

<4> 可否の判定

① 設計対象層についての採取ヶ所をNとする。1箇所あたり3個の供試体を採取し、強度をその箇所の強度とする。

② 一軸圧縮試験は第三者で行うものとする。

③ 検査手法Aによる品質検査

可否の判定は設計対象層におけるNヶ所(採取ヶ所数)の一軸圧縮試験結果が、下式を満足する場合を合格と判定とする。

$$X_N \geq X_L = F_c + K_a \cdot \sigma_d = F_c + K_a \{ F_c \cdot V_d / (1 - 1.3V_d) \}$$

X_N : Nヶ所の一軸圧縮強度の平均値

X_L : 合格判定値

F_c : 設計基準強度

K_a : 合格判定係数

σ_d : 標準偏差

V_d : 変動係数、品質確認書より想定する。

(合格判定係数)

抜き取りヶ所数 N	1	2	3	4~6	7~8	9~
合格判定係数 K_a	1.9	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3

<5> 未固化改良体の比抵抗測定

施工直後の改良体の攪拌混合状況を把握するために、比抵抗の深度方向の分布を測定する。

検査数量は、1検査対象層群毎に1箇所以上かつ、50コラム毎に1箇所以上とする。

比抵抗測定	1	箇所
-------	---	----

ウルトラコラム工法 改良コラム数量明細

記号	○	◎	
改良径	φ800	φ1000	
設計基準強度	1200kN/m ²		
空堀長	1.10m		
設計改良深度	設計GL-9.0m		
改良本数	14本	3本	



アイ・エス建築企画

三重県知事登録(1)第1384号 一級建築士事務所

一級建築士 第227535号 生川 昌毅

樋口設計室
1級建築士事務所 三重県知事登録第1-2228号
一級建築士 大臣登録 第303185号 樋口隆秀
構造設計一級建築士 第2304号

Project

小山田分団車庫改築工事

Date

2025.11.13

Title

Scale
A2:1/NOS
A3:1/NOS

ウルトラコラム工法 特記仕様書

No.

S-03

特記仕様書

1 使用材料

- 1 コンクリート ----- 24 N/mm² (=F_c) + 構造体強度補正値S JASS 5による
- 2 土間コンクリート ----- 18 N/mm² T=150 タテヨコ D13-@200 シングル JASS 5による
※土間コンクリートひび割れ誘発目地等は、意匠図及び打ち合わせによる
- 3 鉄 筋 ----- D16以下・・・SD 295 JIS G 3112
D19以上・・・SD 345 ----- 継手ガス圧接（超音波探傷試験） JIS G 3112
- 4 鉄 骨 ----- SS400, SN400B, SSC400, STKR400, BCR295, SN490C 下表による

鋼材種	使用箇所	JIS規格等
SS400	突き合わせ溶接の無い重量形鋼（小梁）：その他一般鋼材 鋼線用アンカーボルト	JIS G 3136
SN400B	突き合わせ溶接の有るH型鋼（大梁全域・片持ち梁）	JIS G 3136
SN490C	C柱の通しダイヤフラム C柱のB, PL T \geq 16	JIS G 3136
ABR400	C柱の転造アンカーボルトセット 降伏比0.75以下を証明書にて確認の事	JIS B 1220
SNR400B	間柱用アンカーボルト	JIS G 3138
BCR295	C 柱	MSTL-0141, 0142
STKR400	C柱以外の角形鋼管	JIS G 3466
SSC400	C型軽重形鋼	JIS G 3350

※鋼材種別について、その流通性等によりやむおえず変更する場合は、上位ランク（A→B等）であれば、断面性能は変わらず、品質向上により可とする。
また、入手不可等やおえない場合は、上記SN400Aの代替としてSS400を用いても可とする。

- 5 プレース ----- JIS A 5540 ~ 5541
- 6 H T B ----- F10T or S10T（国住指発 第294号 MBLT-0052【同等】） JIS B 1186
- 7 中ボルト ----- F4T 強度区分（4, 6） JIS B 1180
- 8 錆止塗料 ----- JIS K 5674（工場にて2回塗りとする） 現場 タッチペイント
軒庇等の屋外露出部材はDP塗装
※DP塗装を行う部分の素地こしらは、B種プラスト法による錆落しとする。
なお、板厚6mm未満で、ゆがみを誘発することが想定される場合は、監督職員と協議の上、C種とする
- 9 柱 脚 ----- 柱脚 BASE：PL下端モルタルは、無収縮モルタルとする。（F_c=24N/mm²）
アンカーボルトのセットには、フレーム組みをする事。

- 2 設計用長期地耐力 深層混合処理構法による地盤改良による。（ ）内は短期地耐力を示す。 根切り底は係員の承認を得てから決定する。
L_fa = 180 kN/m²

※ 土間コンクリート下部及び埋め戻し土は、十分な転圧を施すこと。

- 3 溶接加工業者は、旧告示1103号 認定工場とするが、監理者と協議の上、同等と認めた場合は許容する。

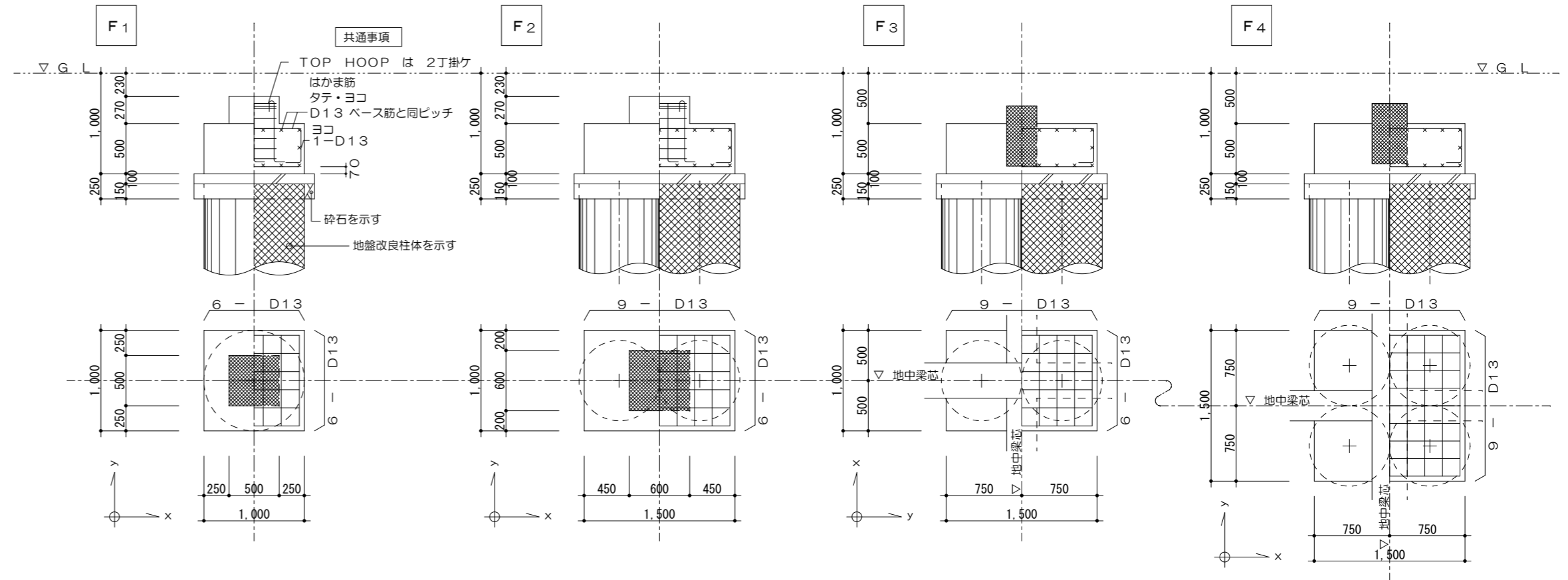
- 4 全ての工事は国土交通大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書〔最新年版〕及び、日本建築学会共通仕様書に依る

スラブリスト

柱列部の配筋は、端部の配筋と同じとする。 主筋・配力筋の配筋方向には、注意する事。

符 号	スラブ厚	位 置	短 辺 ・ 主 筋 方 向		長 辺 ・ 配 力 筋 方 向		備 考
			端 部	中 央	端 部	中 央	
FS	180	上 端 筋	D13・16-@175	↗	D13 - @175	↗	3隣辺ピン 2隣辺固定 Y方向=主筋方向
		下 端 筋	D13 - @175	↖	D13 - @175	↖	
CFS	180	上 端 筋	D13・16-@175	↗	D13 - @200	↗	片持床板
		下 端 筋	D13 - @175	↖	D13 - @200	↖	

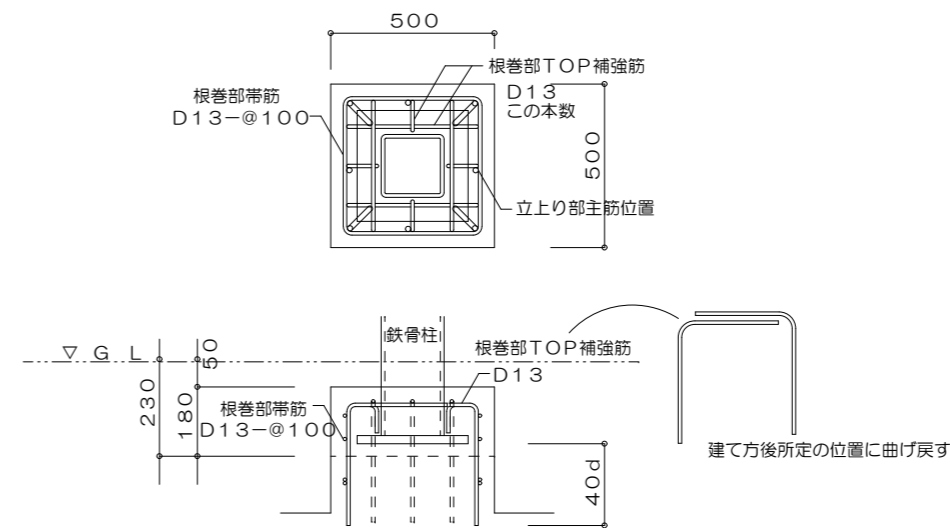
基礎リスト SC 1 : 50



基礎立ち上がり

柱 符 号	1C	立ち上り筋加工法
断 面 図		コーナー筋のみフック付き 水平部 A寸法
主 筋	8 - D19	
フ ー プ	D13 - @100	
ダイヤフープ		
主筋フック	コーナー筋のみ	
A 寸 法	150	

C 柱脚部根巻部コンクリート補強要領

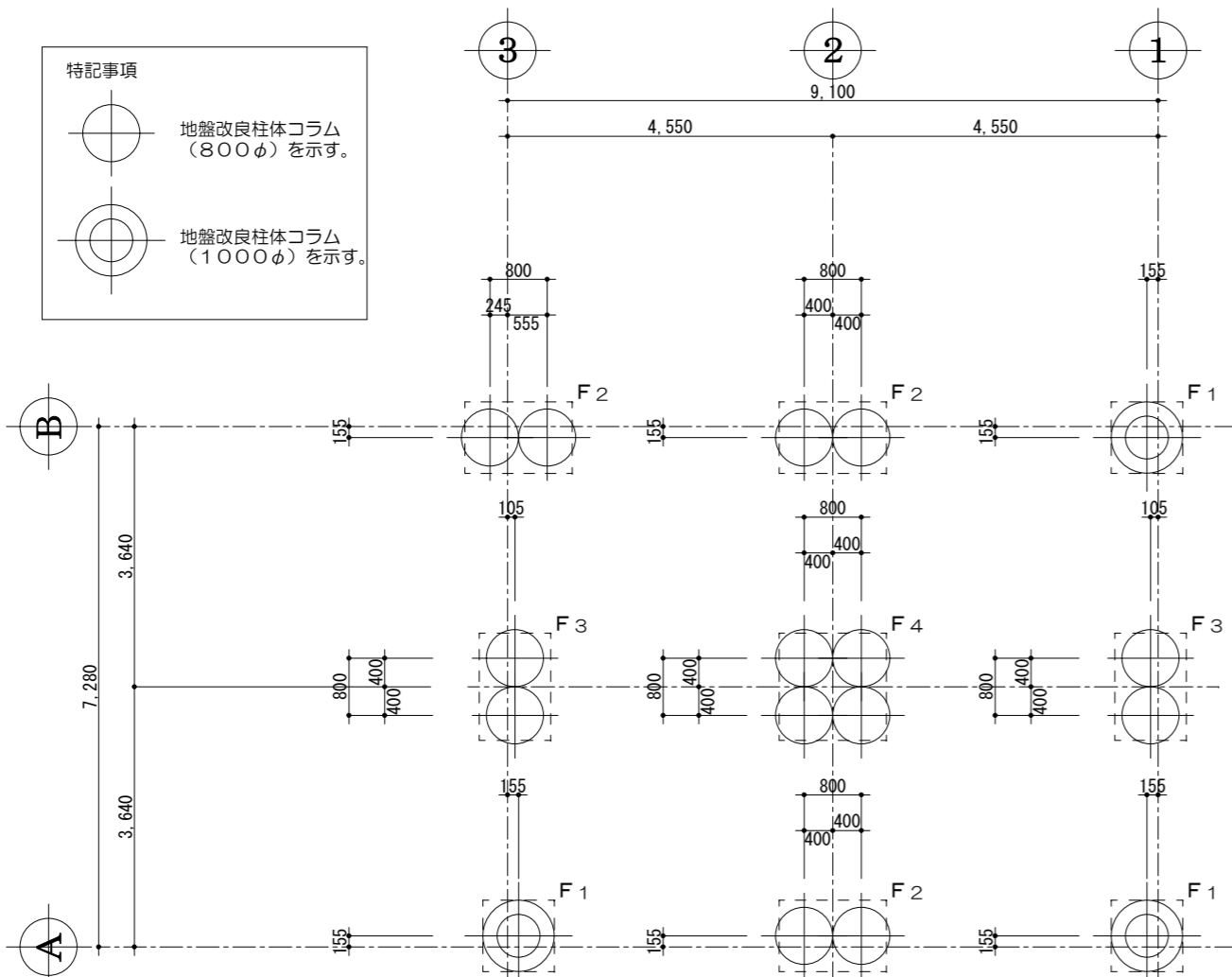


地中梁リスト SC 1 : 50

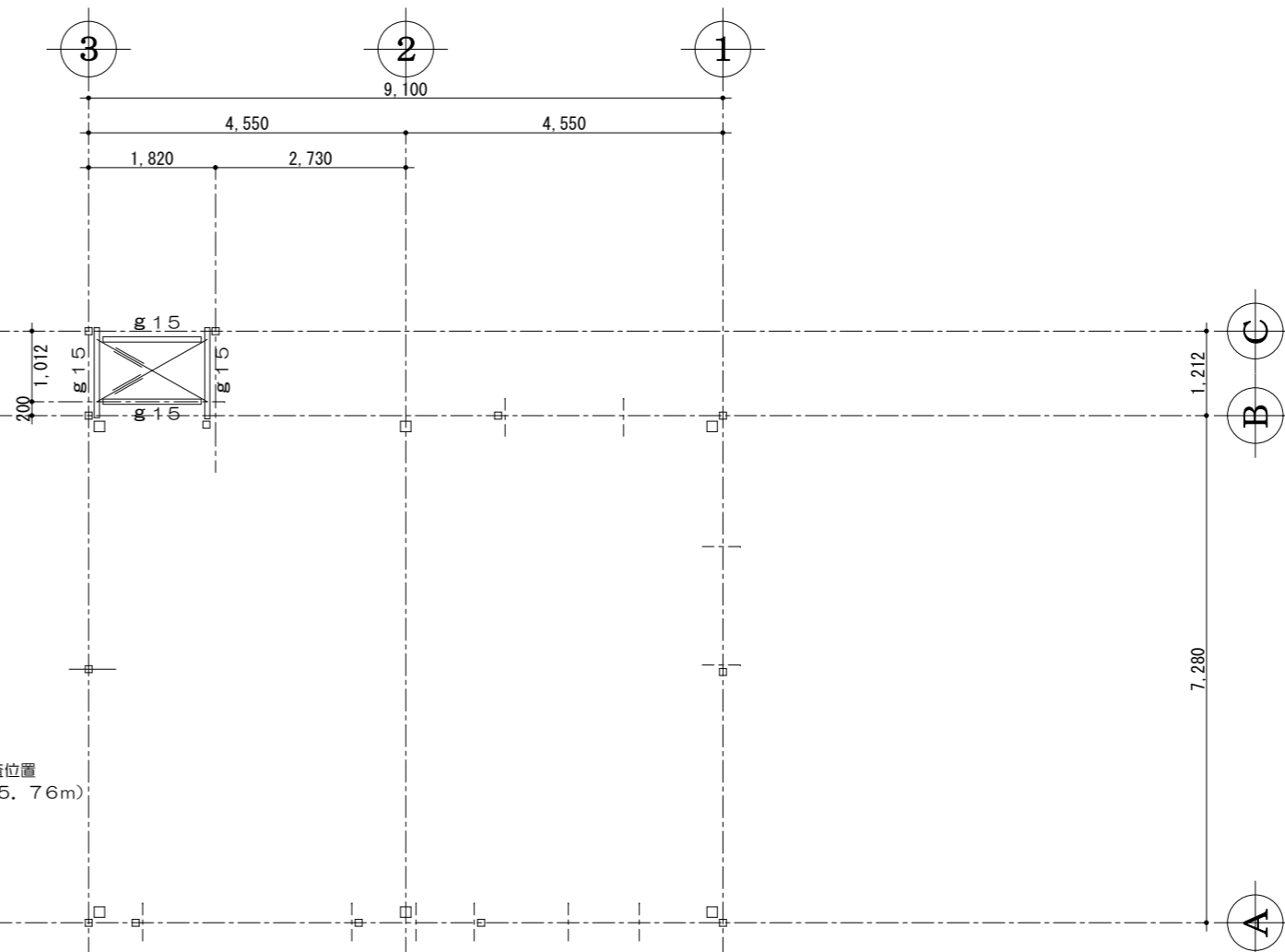
巾止め筋は、D10-@1,000とする。

符 号	FG	FB	Fg	外部巾木
位 置	全 域	全 域	全 域	
断 面 図				
B x D	350 x 600	350 x 600	300 x 600	
上 端 筋	3 - D22	3 - D22	3 - D22	
腹 筋	2 - D13	2 - D13	2 - D13	
下 端 筋	3 - D22	3 - D22	3 - D22	
スターラップ	D13-@200	D13-@200	D13-@200	

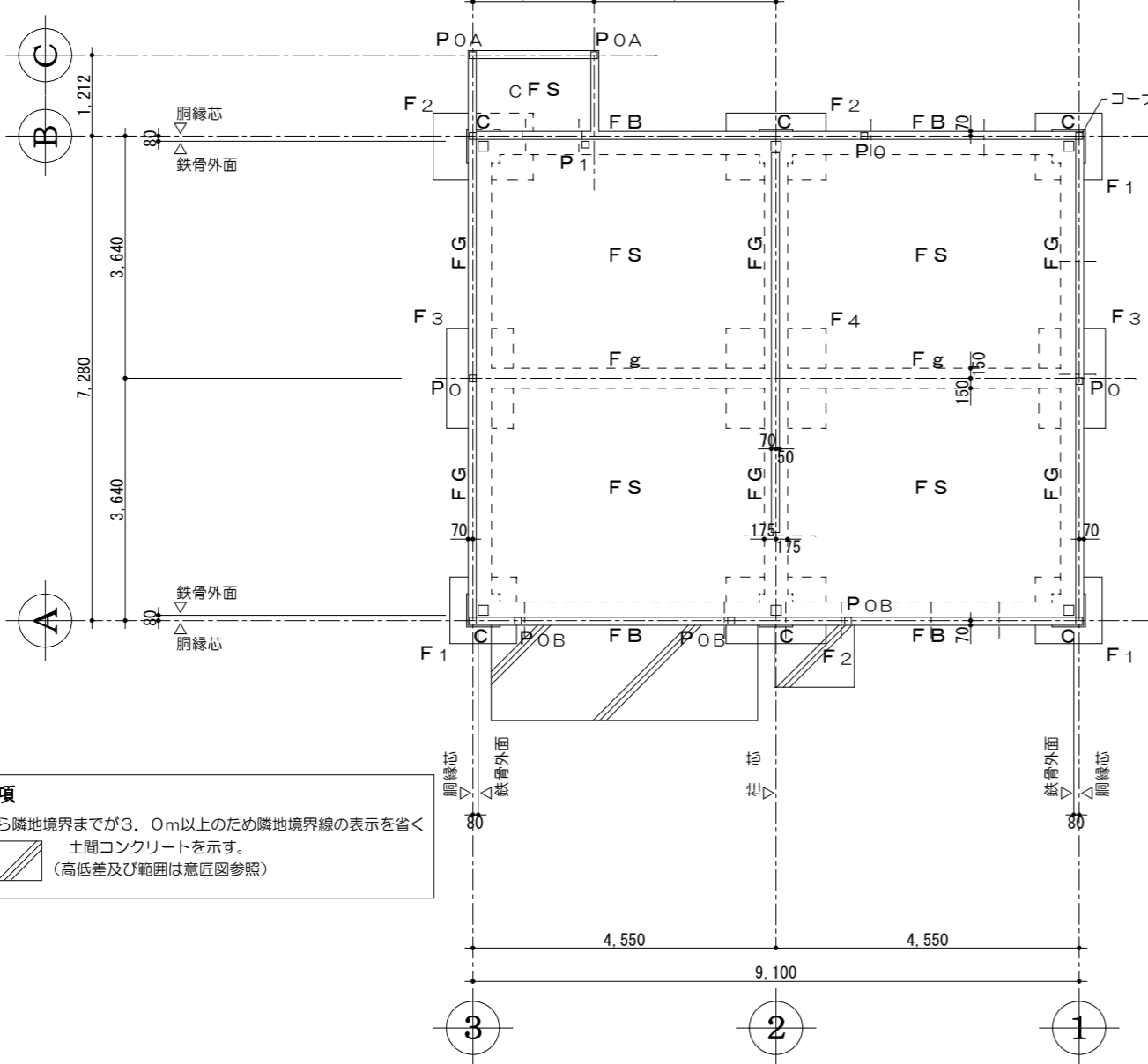
- 特記事項
- 地盤改良柱体コラム (800φ) を示す。
 - 地盤改良柱体コラム (1000φ) を示す。



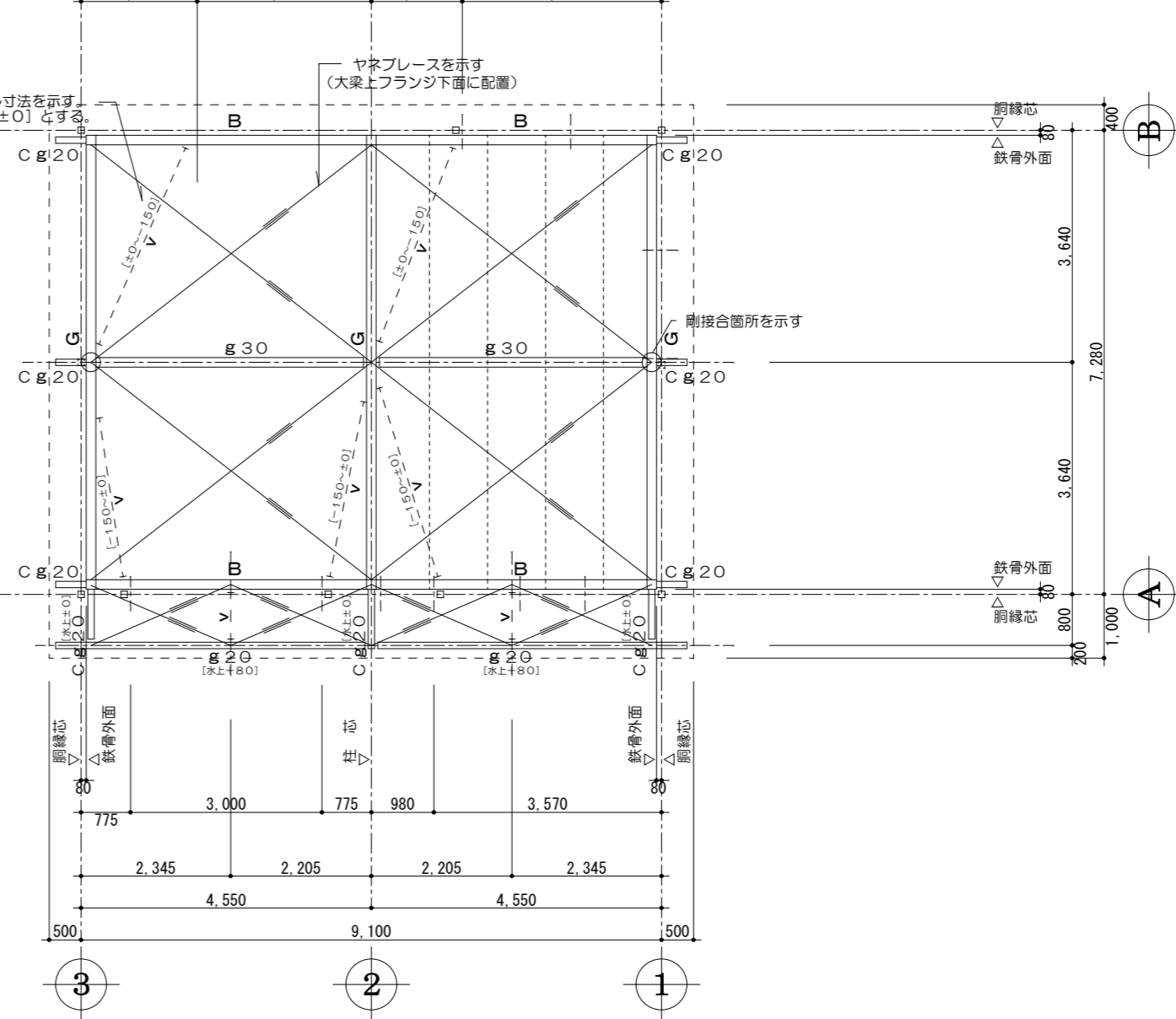
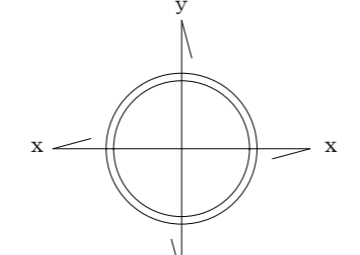
地盤改良柱体伏図 SC 1 : 100



便所 A 屋根梁伏せ図 SC 1 : 100



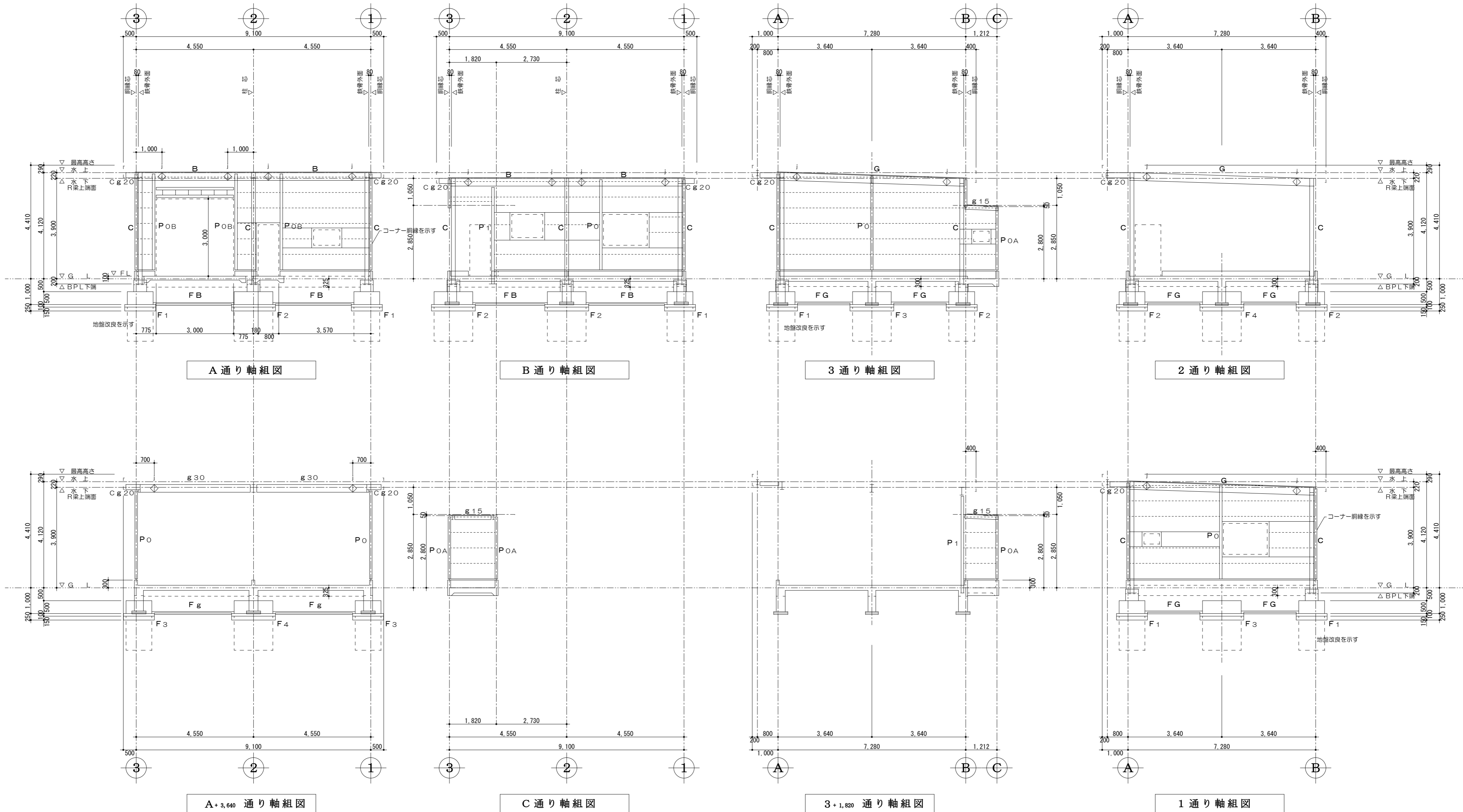
基礎伏図 SC 1 : 100



R 階梁伏図 SC 1 : 100

- 共通事項
- 外壁面から隣地境界までが3.0m以上のため隣地境界線の表示を省く
 - 土間コンクリートを示す。(高低差及び範囲は意匠図参照)





鉄骨部材リスト

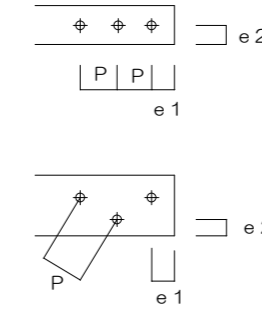
符号	断面寸法	フランジ		ウェブ		備考				
		P	L	H	T B		P	L	H	T B
G・B	H - 300 × 150 × 6 ⁵ × 9	2	-	9	4 - M20	2 - 6	3 - M20	ウェブ P = 60		
C	□ - 150 × 150 × 9	B: PL-22×350×350 (SN490C) A, BOLT 8-M16 (L=500) DN (ABR400)				定着板 PL-9×50×50				
	最大 λ = 76.786	ザガネ PL-6×60×60				定着板・ザガネ PL・・・SN400A				
g15	H - 150 × 75 × 5 × 7			1 - 6	2 - M16	ウェブ P = 55				
g20	H - 200 × 100 × 5 ⁵ × 8			1 - 6	2 - M16	ウェブ P = 80				
g30	H - 300 × 150 × 6 ⁵ × 9			1 - 9	3 - M20	ウェブ P = 80				
	剛接合部	2	-	9	4 - M20	2	-	6	3 - M20	ウェブ P = 60
Cg20	H - 200 × 100 × 5 ⁵ × 8					E W				
v	H - 150 × 75 × 5 × 7			1 - 6	2 - M16	ウェブ P = 55				
PO	□ - 100 × 100 × 3 ²	2PL-4 ⁵ : 中ボルト 2-M12 (ヌイツケ)		B: PL-6×110×260 : A, BOLT 2-M16 (L=500) : ザガネ PL-4 ⁵ ×60□						
POA	□ - 100 × 100 × 3 ²	2PL-4 ⁵ : 中ボルト 2-M12 (ヌイツケ)		B: PL-6×185×185 (L字幅110) : A, BOLT 2-M16 (L=500) : ザガネ同上						
POB	□ - 100 × 100 × 3 ²	2PL-4 ⁵ : 中ボルト 2-M12 (ヌイツケ)		B: PL-6×110×205 (340を曲げ加工) : A, BOLT 2-M16 (L=500) : ザガネ同上						
P1	□ - 100 × 100 × 4 ⁵	2PL-4 ⁵ : 中ボルト 2-M12 (ヌイツケ)		B: PL-9×130×260 : A, BOLT 2-M16 (L=500) : ザガネ PL-4 ⁵ ×60□						
横 胴 縁	C - 100 × 50 × 20 × 2 ³ @600	L-100×75×7 (既製品ヒース可: 間柱正面に取り合う部分は PL-4 ⁵ 曲げ加工)		: 中ボルト 2-M12			開口部は C-100×50×20×3 ² とする 建物出隅コーナー部は □-100×100×3 ² とする			
SSBOX受け	上下 □-100×100×3 ² C-100×50×20×3 ² @500	梯子加工								
ヤネブレース	M16 (T, B付)	G: PL-9 : HTB 1-M16					大梁上フランジ下端に配置			
天井吊り材	C - 100 × 50 × 20 × 2 ³ @900	PL-4 ⁵ : 中ボルト 2-M12								
特 記 事 項	角パイプの端開口部は PL-3, 2 以上にて小口塞ぎを行う事。 中ボルト使用部位には、スプリングワッシャーにて戻り止めを併用する事 (C型鋼の取り合いを除く)									

H型鋼 大梁 継手表

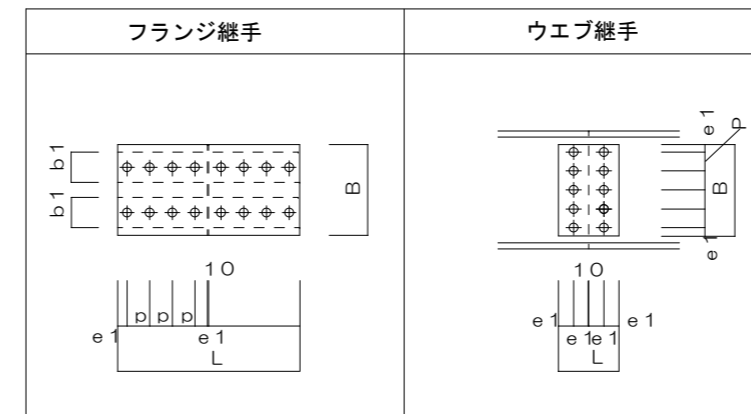
- 1 使用鋼材 SN400B
- 2 高力ボルト F10T or S10T
- 3 孔あけ加工は、ドリル加工法とする。

ボルト	ノ	ピッチ	端あき	縁あき	(セン断, 手動ガス切断)
呼称	フランジ	ピッチ	最少端あき	最少縁あき	穴径
	P		e1	e2	
M16	60	40	28	18.0	
M20	60	40	34	22.0	
M22	60	40	38	24.0	

特記無きウェブPは、フランジPと同じとする。



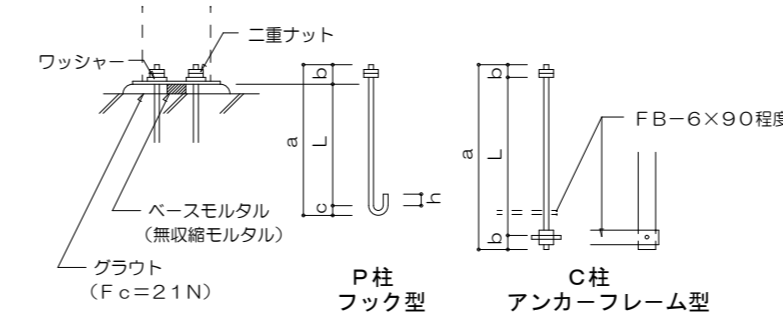
ボルト ゲージ 等				
B	g1	g2	b1	
100	56			
125	75			
150	90		60	
175	105		70	
200	120		80	
250	150		100	
300	150	40	110	



アンカーボルトの規格

- 1) ベースプレート下面のモルタルは無収縮モルタルとし、これに接するコンクリートと同等以上の圧縮強度を持つものとする。
- 2) 構造図に記入なき限りアンカーボルトの導入張力は0.5t/cm²とし、トルクコントロール法によって締め付ける。
- 3) 座金及びナットとベースプレートとの溶接が必要な箇所は、メイン柱とする。

部位	材質	部位	材質
AB	SNR400B	AB	ABR400
定着板	フック対応	定着板	SS400



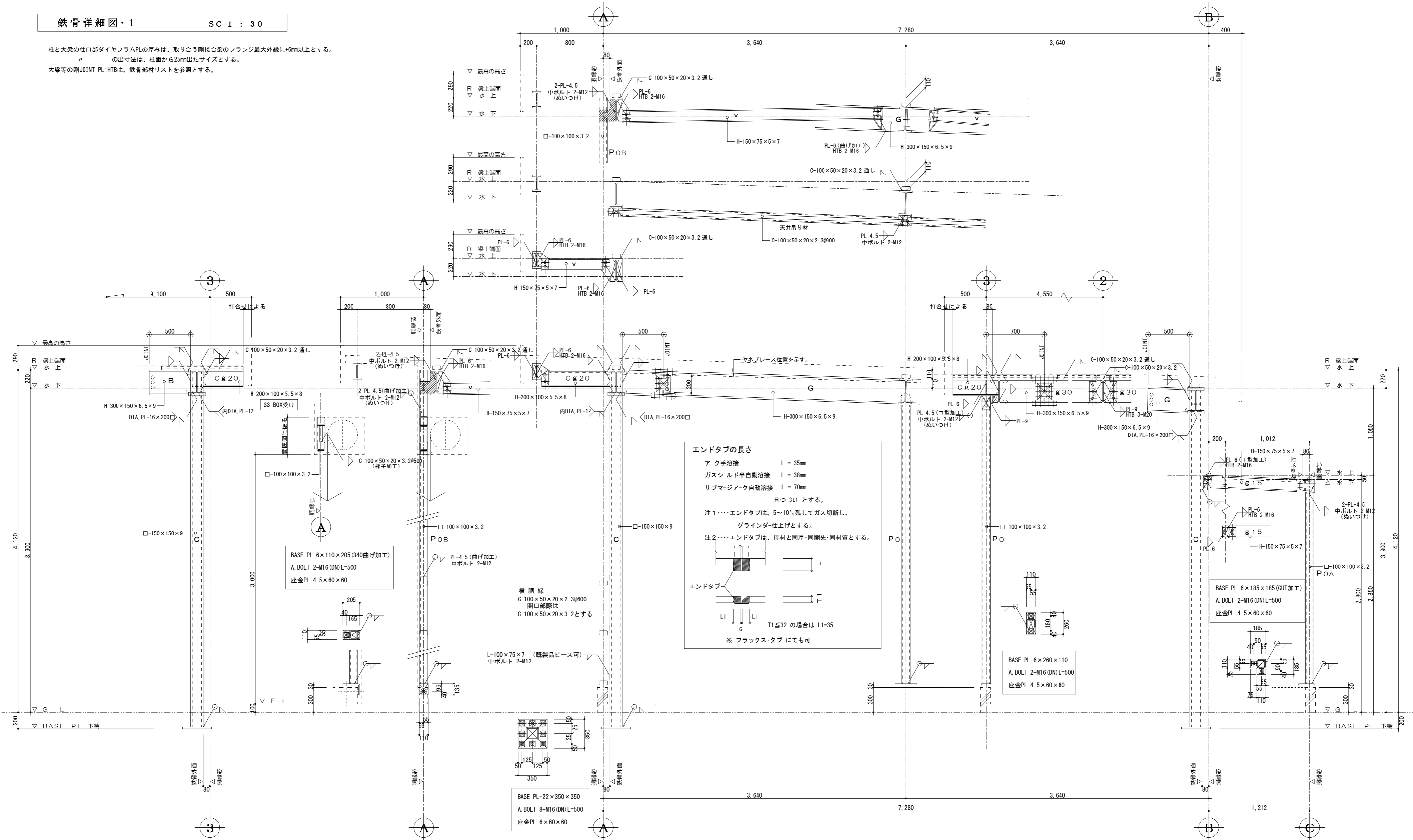
ボルト径	フック型					アンカーフレーム型			
	a	L	b	c	h	a	L	b	定着板
M16	605	500	65	40	65	630	500	65	9×50角
M20	730	600	80	50	80	760	600	80	12×60角
M22	805	660	90	55	90	840	660	90	12×70角
M24						910	720	95	16×75角
M27						1030	810	110	16×90角
M30						1140	900	120	16×100角
M33						1250	990	130	19×100角
M36						1370	1080	145	19×110角
M39						1480	1170	155	22×125角

L=30d



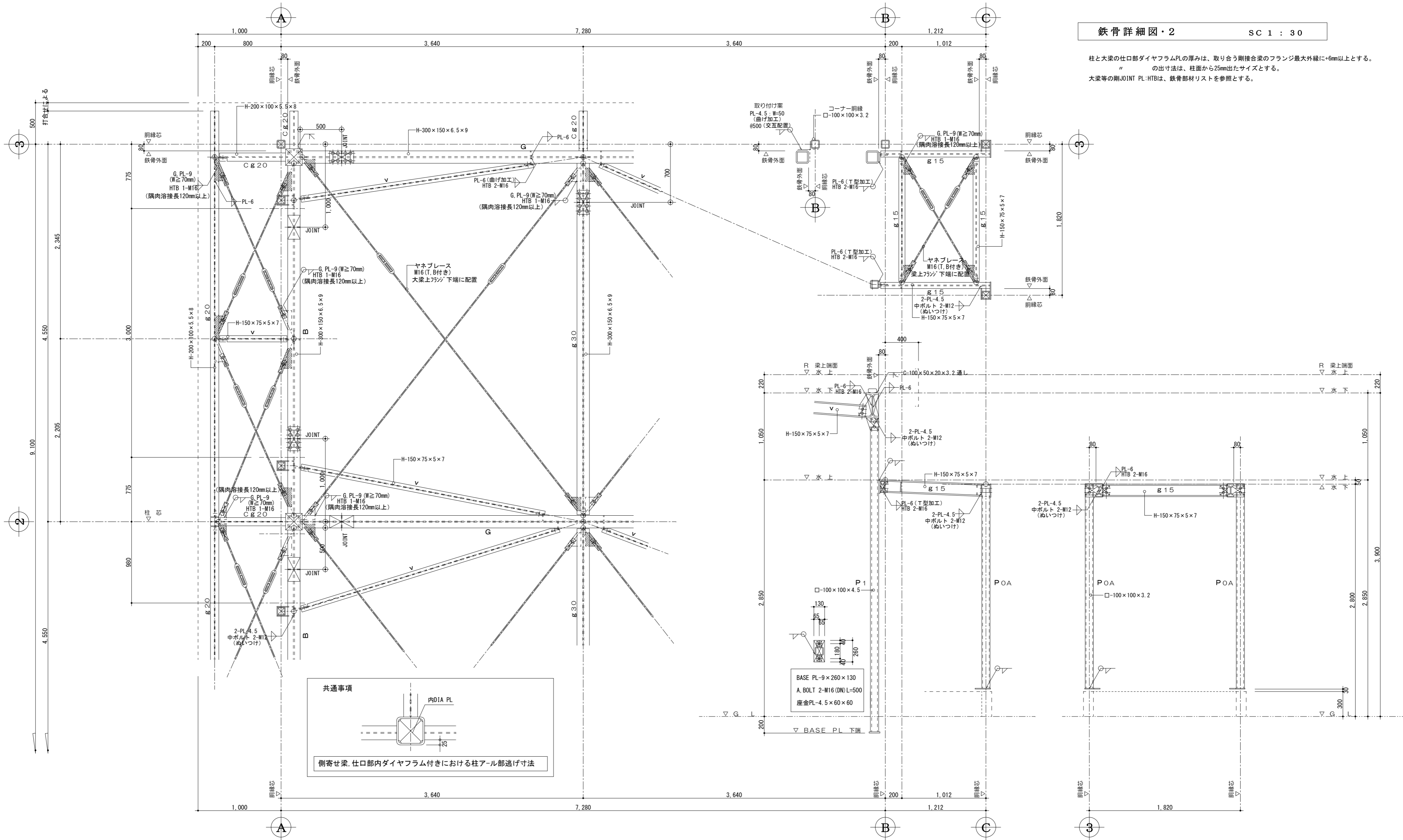
鉄骨詳細図・1 SC 1 : 30

柱と大梁の仕口部ダイヤフラムPLの厚みは、取り合う剛接合梁のフランジ最大外縁に+6mm以上とする。
 " の出寸法は、柱面から25mm出たサイズとする。
 大梁等の剛JOINT PL・HTBは、鉄骨部材リストを参照とする。



鉄骨詳細図・2 SC 1 : 30

柱と大梁の仕口部ダイヤフラムPLの厚みは、取り合う剛接合梁のフランジ最大外縁に+6mm以上とする。
 " の出寸法は、柱面から25mm出たサイズとする。
 大梁等の剛JOINT PL:HTBは、鉄骨部材リストを参照とする。



共通事項
 側寄せ梁、仕口部内ダイヤフラム付きにおける柱アル部逃げ寸法

BASE PL-9×260×130
 A. BOLT 2-M16 (DN) L=500
 座金PL-4.5×60×60

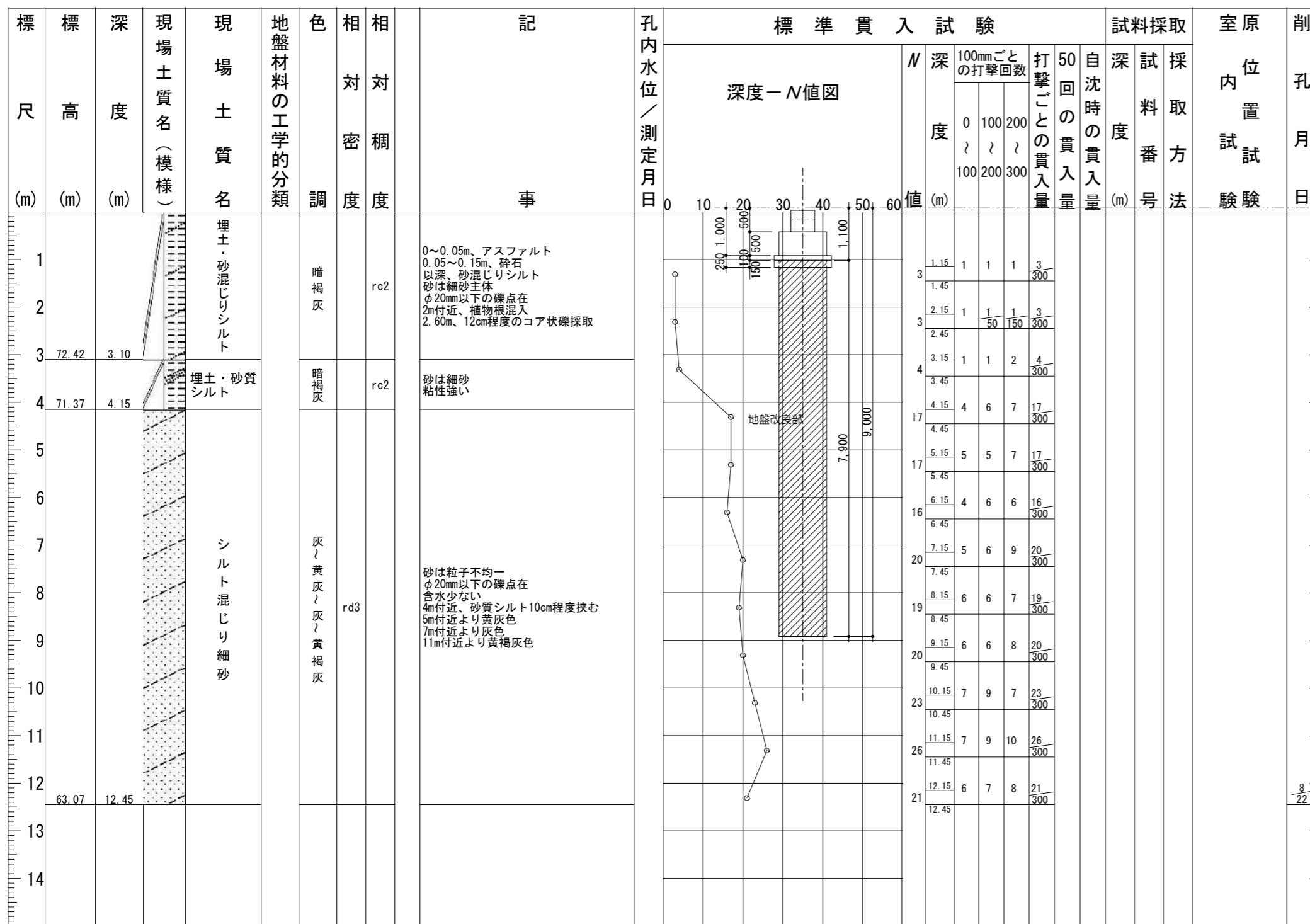
土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

調査名 小山田分団車庫改築工事地質調査業務委託

事業名 または 工事名

調査目的及び調査対象 建築 構造物基礎

ボーリング名	No. 1	調査位置	三重県四日市市山田町 地内	北緯	34° 56' 45.2"
発注機関	三重県四日市市	調査期間	令和7年 8月 22日 ~ 令和7年 8月 22日	東経	136° 32' 5.2"
調査業者名	株式会社 見取コンサルタント 電話 059-326-1510	主任技師	地質調査技師 登録番号:	現場代理人	地質調査技師 登録番号:
コア鑑定者	地質調査技師 登録番号:	ボーリング責任者	地質調査技師 登録番号:	試験機	KANO KR-100
孔口標高	T.P. 75.52m	角	180° 上下 0°	方位	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°
総削孔長	12.45m	鉛直	90° 0°	水平	0° 0°
エンジン	YANMAR NFD9	ポンプ	KANO V-6		



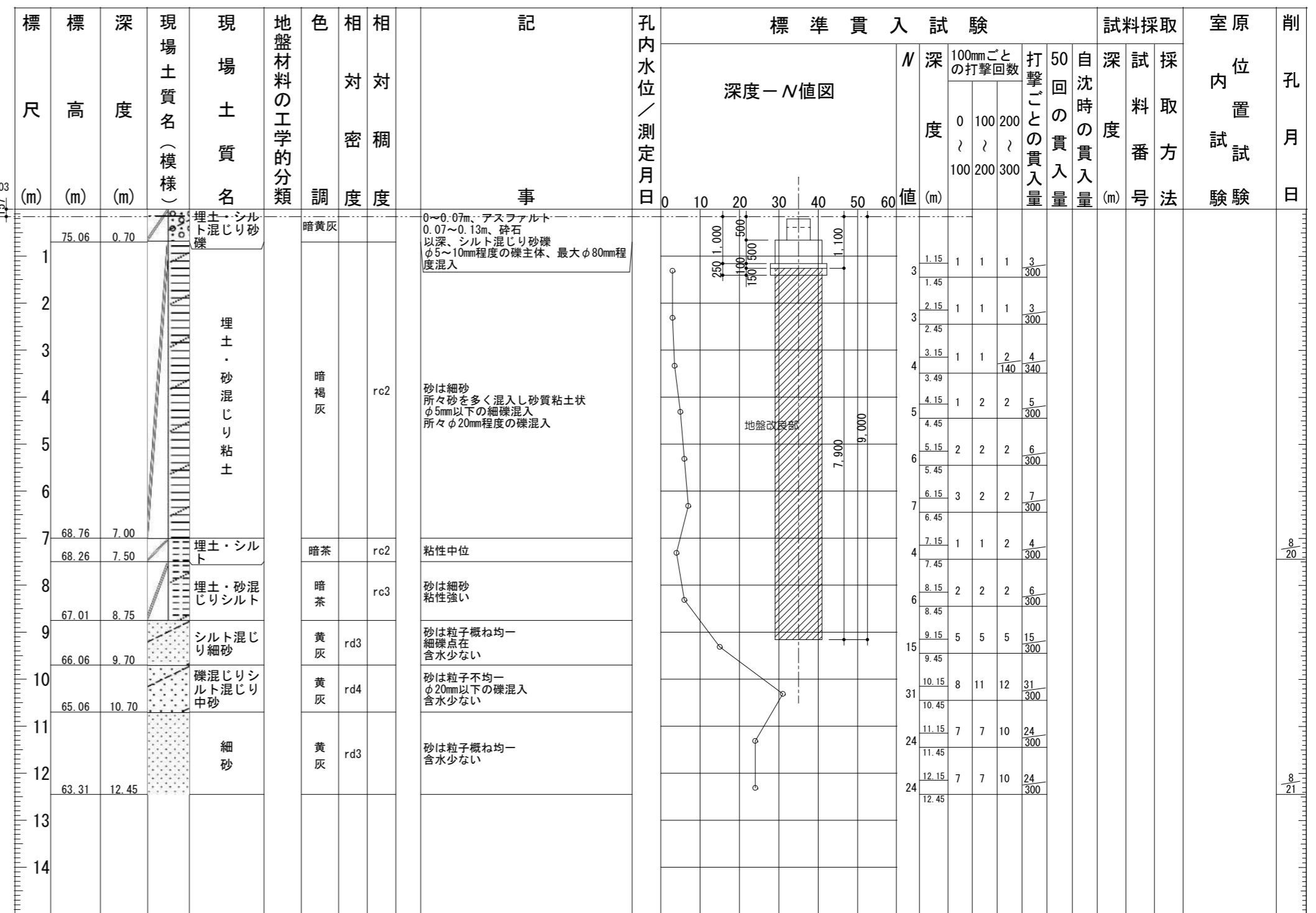
土質ボーリング柱状図（標準貫入試験）

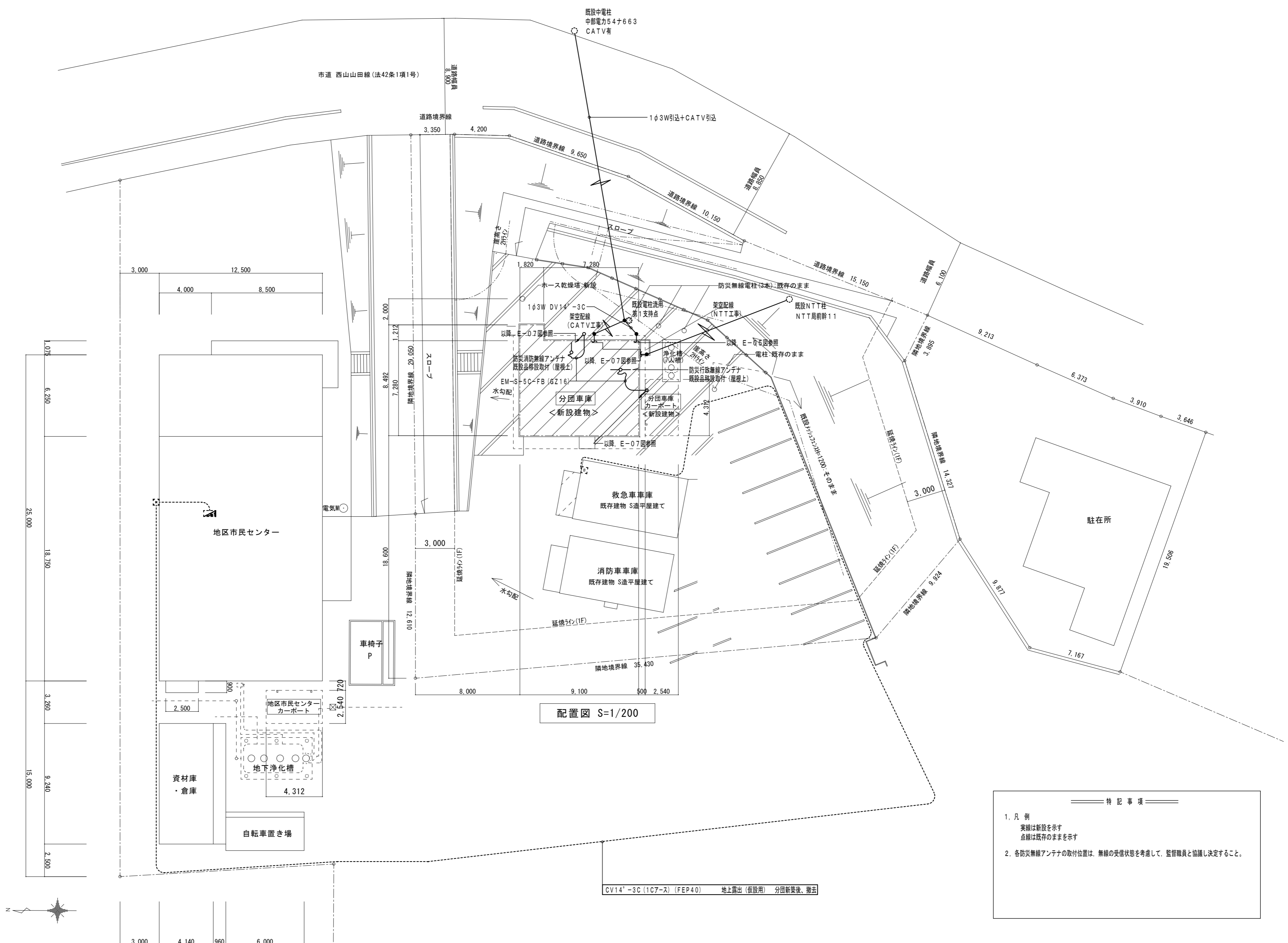
調査名 小山田分団車庫改築工事地質調査業務委託

事業名 または 工事名

調査目的及び調査対象 建築 構造物基礎

ボーリング名	No. 2	調査位置	三重県四日市市山田町 地内	北緯	34° 56' 44.7"
発注機関	三重県四日市市	調査期間	令和7年 8月 20日 ~ 令和7年 8月 21日	東経	136° 32' 4.7"
調査業者名	株式会社 見取コンサルタント 電話 059-326-1510	主任技師	地質調査技師 登録番号:	現場代理人	地質調査技師 登録番号:
コア鑑定者	地質調査技師 登録番号:	ボーリング責任者	地質調査技師 登録番号:	試験機	KANO KR-100
孔口標高	T.P. 75.76m	角	180° 上下 0°	方位	北 0° 西 270° 東 90° 南 180°
総削孔長	12.45m	鉛直	90° 0°	水平	0° 0°
エンジン	YANMAR NFD9	ポンプ	KANO V-6		

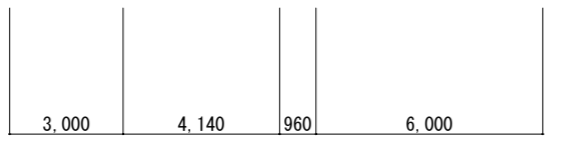
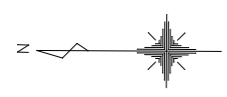




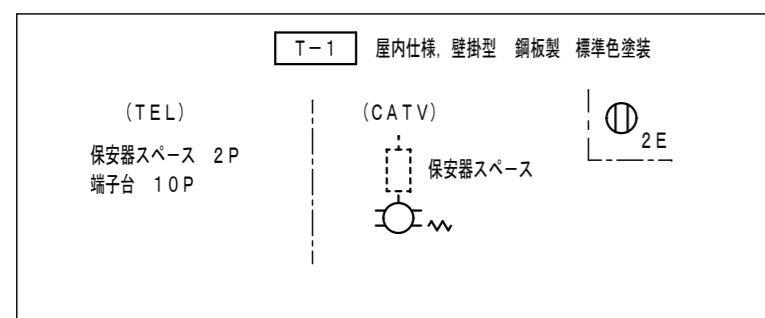
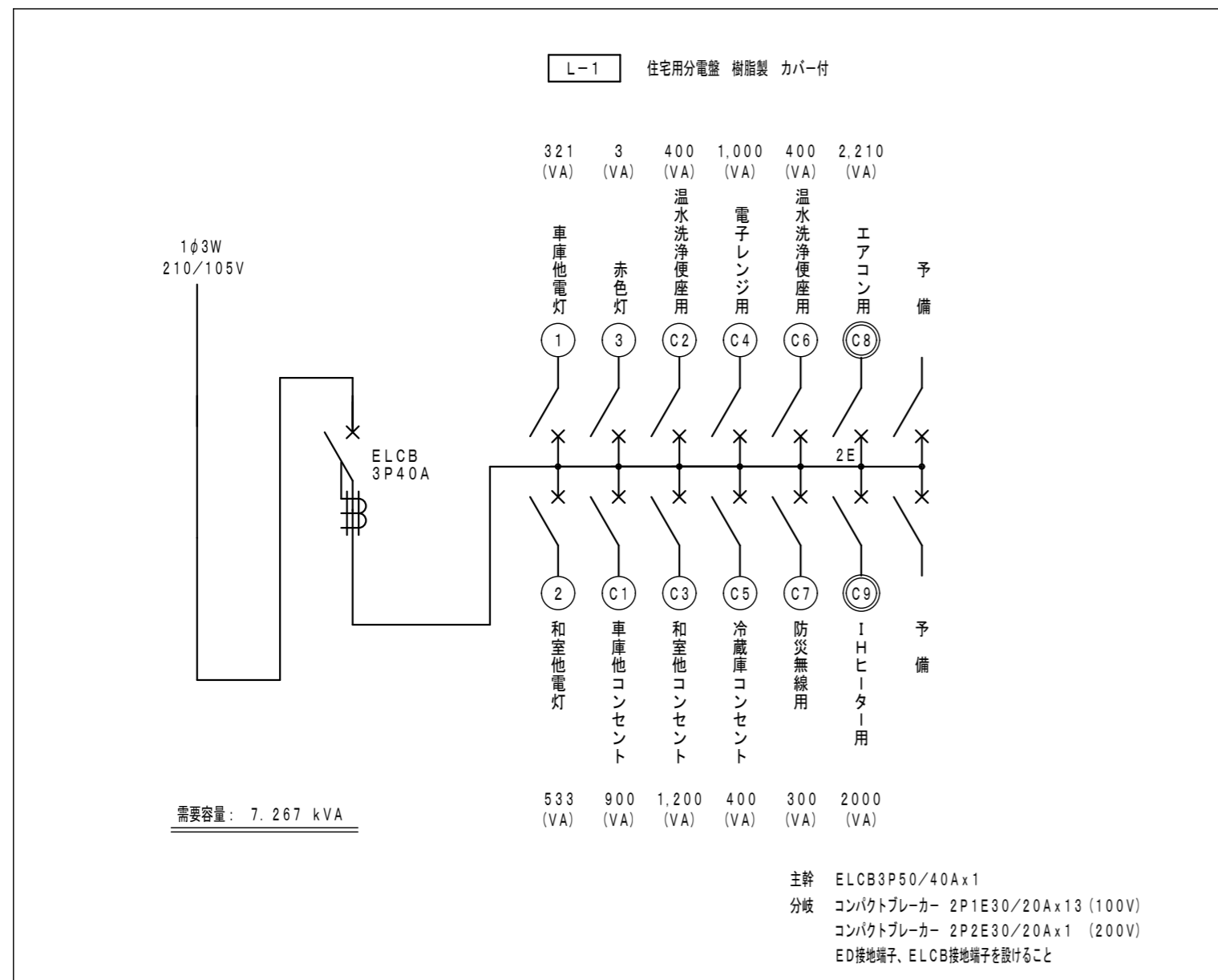
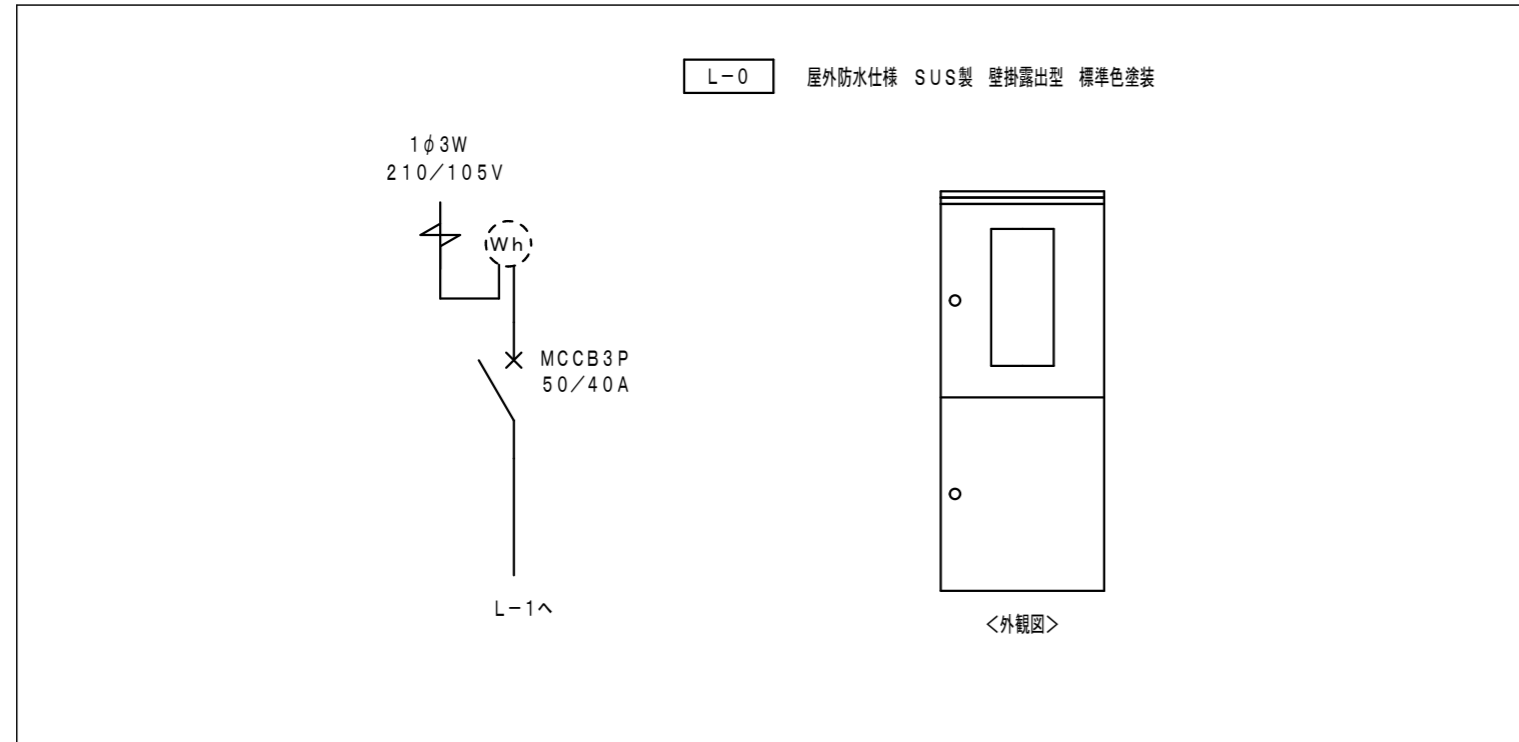
配置図 S=1/200

CV14⁴-3C (107-ス) (FEP40) 地上露出 (仮設用) 分団新築後、撤去

- 特記事項
- 凡例
 実線は新設を示す
 点線は既存のままを示す
 - 各防災無線アンテナの取付位置は、無線の受信状態を考慮して、監督職員と協議し決定すること。

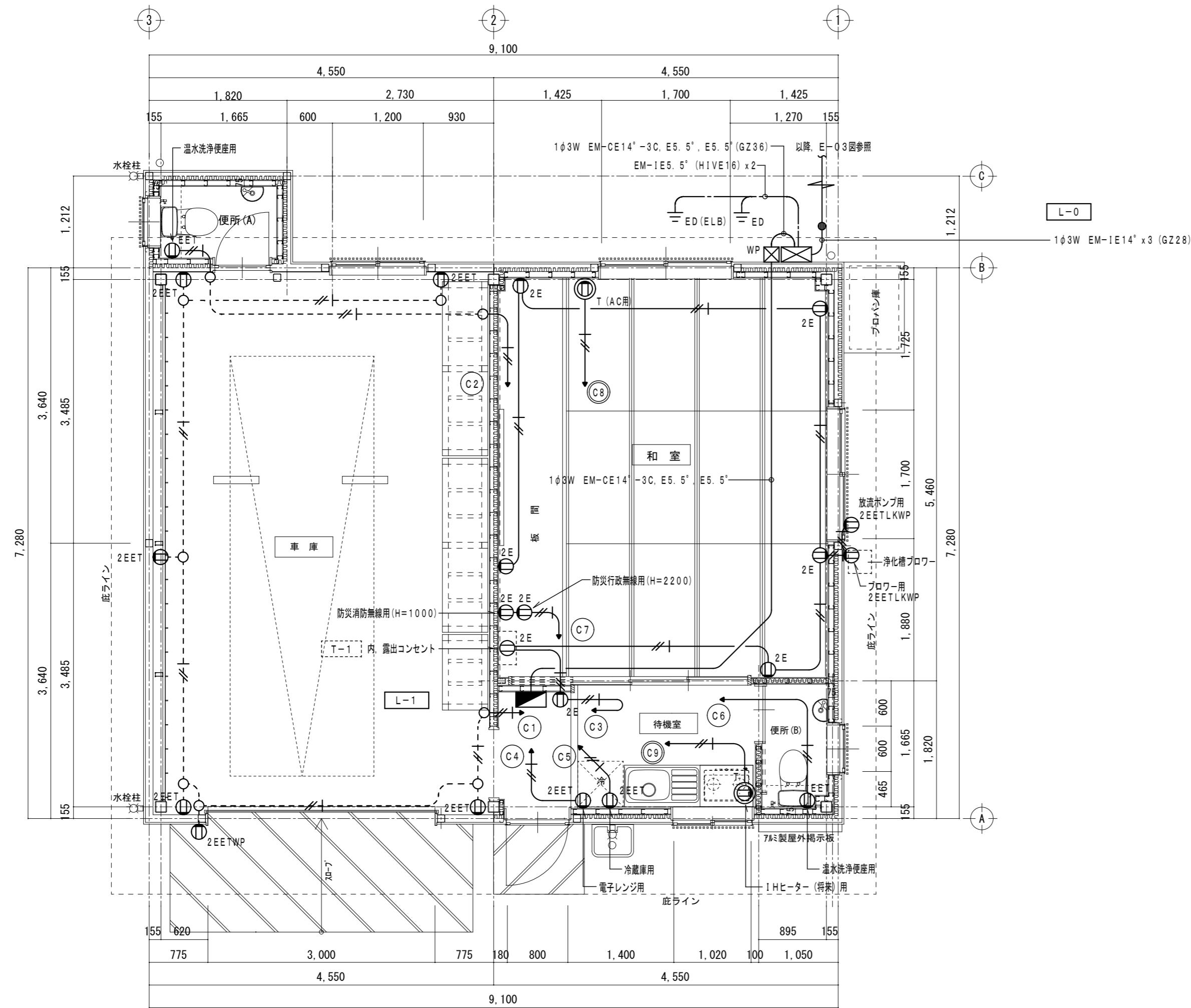


照明器具姿図

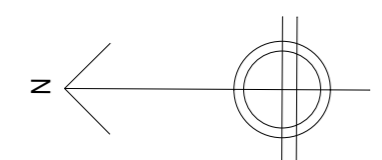


<p>A 一体型LEDベースライト 直付 反射笠付 消費電力31.9W FHF32W×2 定格出力相当</p> <p>パナソニック 直付XF450KEN LE9 相当品 東芝ライテック LEKT415523N-LS9 相当品 三菱電機 MY-H450430/N AHTN 相当品</p>	<p>B 一体型LEDベースライト 直付 消費電力20.3W FHF32W×1 高出力相当</p> <p>LSS9-4-30</p>	<p>C 一体型LEDベースライト 直付 消費電力43.1W FHF32W×2 高出力相当</p> <p>LSS9-4-65</p>
<p>D LEDダウンライト 消費電力7.0W LED100形 FDL27W相当</p> <p>LRS1-08</p>	<p>E LEDブラケット 防雨型 消費電力5.1W 人感センサー・明るさセンサー付</p> <p>パナソニック LGWC85068Y 相当品 東芝ライテック LEDB88932Y+ランプLDA4L-H-E17/S/40W2 相当品 三菱電機 EL-V0300AL 1LN相当品</p>	<p>F LEDスポットライト 防雨型 消費電力10.7W 人感センサー・明るさセンサー付</p> <p>照射方向可動型 落下防止ワイヤー共</p> <p>パナソニック LGWC40116 相当品 東芝ライテック LEDS88901Y (S) M+ランプLDR12L-W/150W 相当品 三菱電機 EL-S0501L 1HN 相当品</p>
<p>G LED赤色灯 防雨型 消費電力2.2W</p> <p>パナソニック NNF20293Z 相当品 東芝ライテック LEDB-00902X 相当品</p>		





1階平面詳細図 S=1:50



—— 特記事項 ——

1. 記入なき配管配線は下記とする

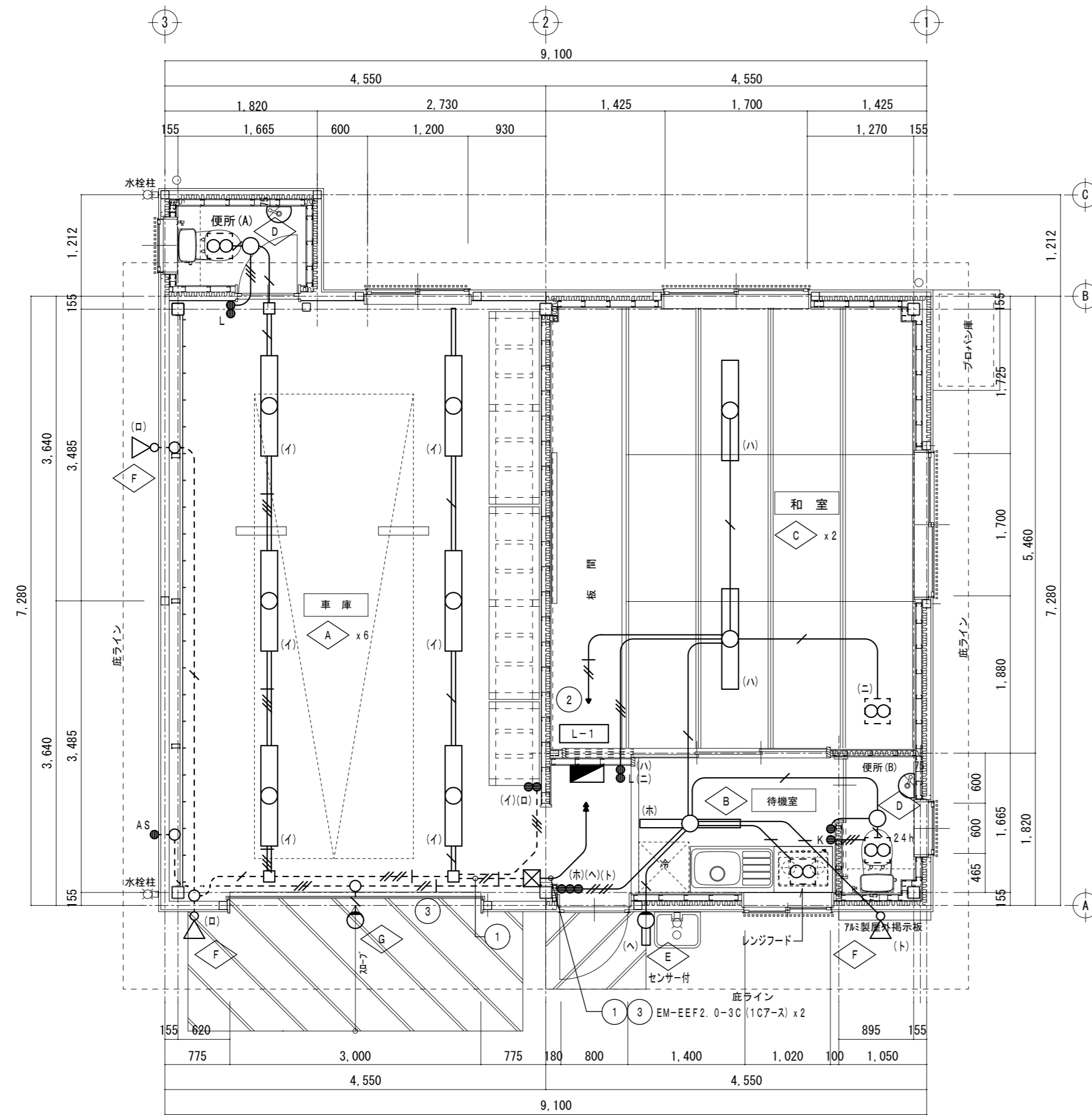
- EM-EF2.0-3C (1C7-ス) (PF22) 隠蔽
- - - EM-IE2.0x2, E2.0 (E19) 露出

※ 二重天井内はケーブルこがしとする

2. 凡例

- ⊙ 2E : 埋込コンセント 2P15A x 2, E付
- ⊙ EET : 埋込コンセント 2P15A x 1, E+ET付
- ⊙ 2EET : 埋込コンセント 2P15A x 2, E+ET付
- ⊙ 2EETLKWP : 防水コンセント 2P15A x 2, E+ET付 抜止
- ⊙ T : 埋込コンセント T型 2P15A・20A兼用, E付 (200V用)
- ⊠ WP : 防水プルボックス SUS製 300x300x200
- : 丸型露出ボックス





1階平面詳細図 S=1:50

特記事項

1. 記入なき配管配線は下記とする

	EM-EEF2.0-3C (107-ス) (PF22)
	EM-EEF1.6-2C (PF16)
	EM-EEF1.6-3C (PF22)
	EM-EEF1.6-2Cx2 (PF22)
	EM-EEF1.6-3C (107-ス) (PF22)
	EM-1E2.0x2, E2.0 (E19)
	EM-1E1.6x2, E1.6 (E19)
	EM-1E1.6x3 (E19)
	EM-1E1.6x4, E1.6 (E25)
	EM-1E1.6x2, E1.6 (レースウェイ)
	EM-1E1.6x3, E1.6 (レースウェイ)

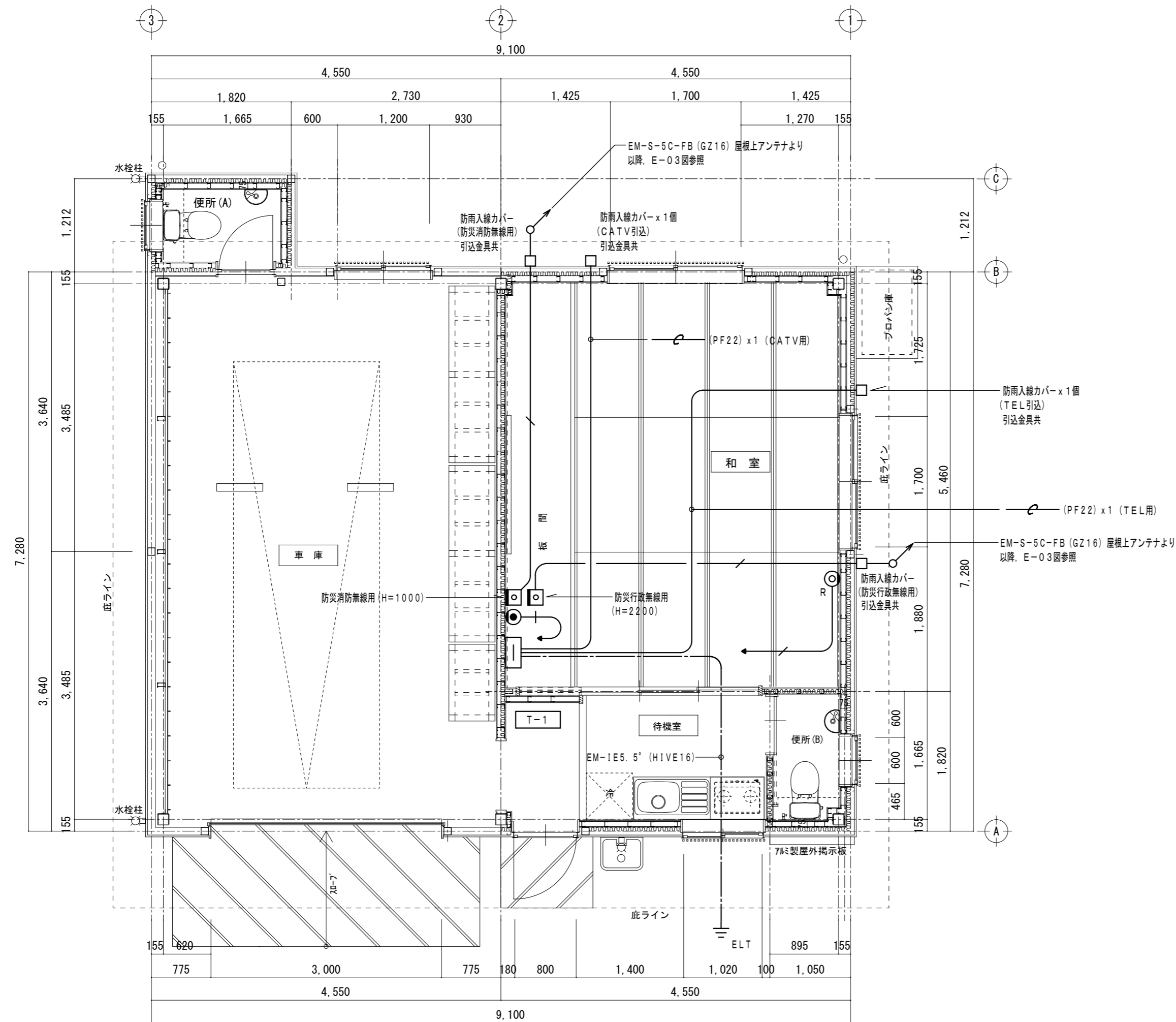
※ 二重天井内はケーブルころがしとする

2. 凡例

- : 埋込スイッチ 1P15A x 1
- : 埋込スイッチ 1P15A x 2
- : 埋込スイッチ 1P15A x 3
- L : 埋込スイッチ 1P15A x 1 + L x 1
- K : 24h換気扇スイッチ 機械設備工事より支給品取付
- AS : 自動点滅器
- ☒ : プルボックス SSS製 塗装共 200 x 200 x 100
- : レースウェイボックス
- : 丸型露出ボックス

3. レースウェイには振止め支持を行うこと





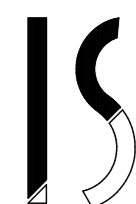
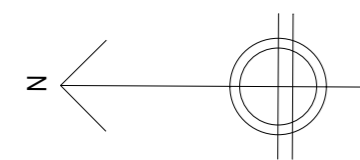
特記事項

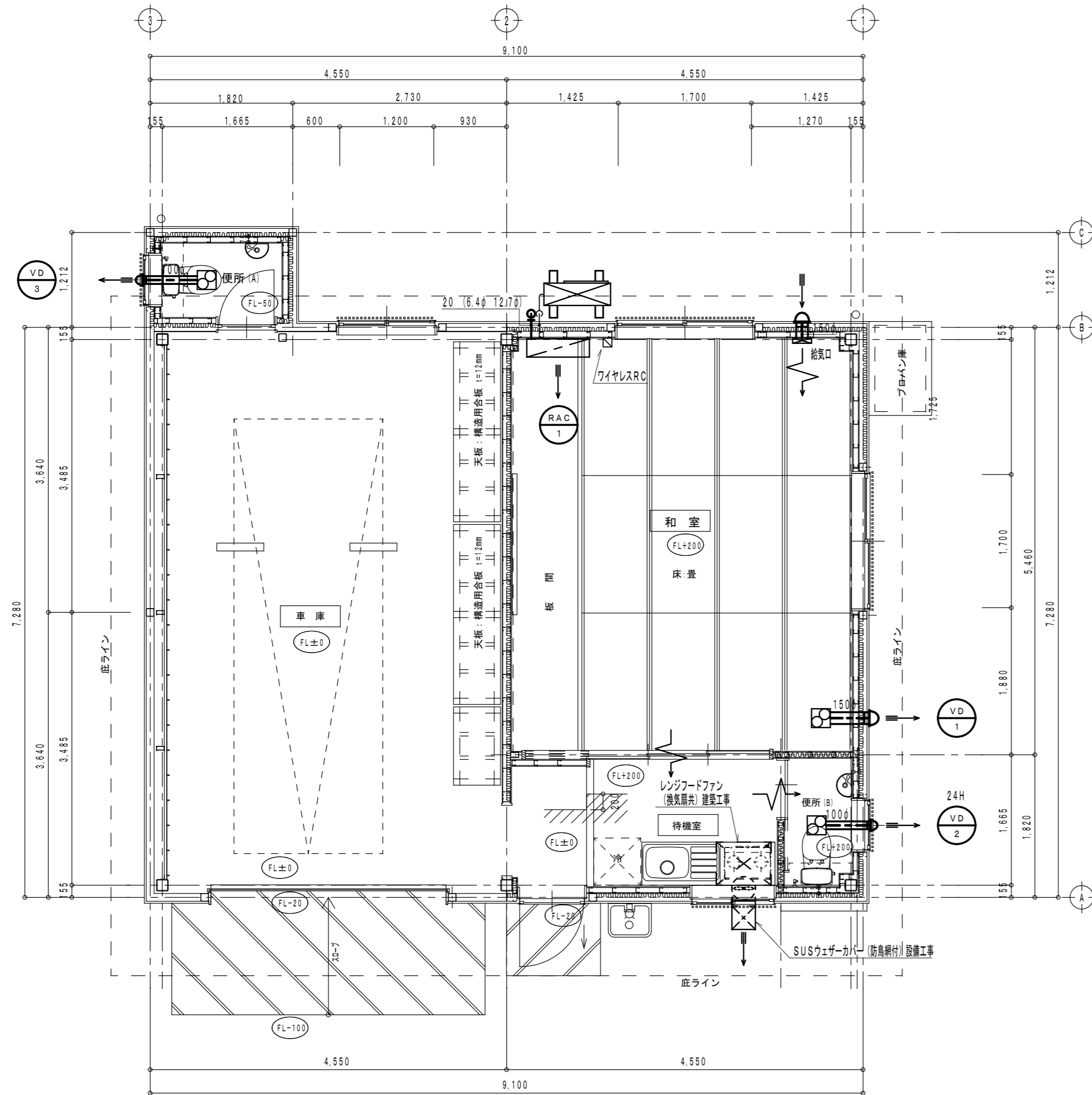
1. 記入なき配管配線は下記とする
 TEL ——— EM-EBT0.4-2P (PF16) 隠蔽
 CATV ——— EM-S-5C-FB (PF16) 隠蔽
 ※ 二重天井内はケーブル槽とする

2. 凡例
 ● : 電話受口 モジュラジャック6極4芯 新金属プレート
 ⊙_R : 直列ユニット 終端 新金属プレート
 □ : ノズルプレート

3. 各防災無線アンテナの取付位置は、無線の受信状態を考慮して、監督職員と協議し決定すること。

1階平面詳細図 S=1:50





1階平面詳細図 S=1:50

- ※1) 冷房能力以外の数値は参考とする。
- ※2) グリーン購入法適合品とする。
- ※3) 屋外機は転倒防止策を施す。
- ※4) 冷房能力・暖房能力はJIS条件による。
- ※5) ルームエアコンの屋内・屋外ユニット間の電気配線は (EM-EEF2.0-3C) アース共とする。
- ※6) 室内外連絡線は冷媒管共巻とする。

空調設備機器表

記号	機器名	仕様	数量	
RAC-1	空冷ヒートポンプ式ルームエアコン	(壁掛型)	1	
		冷房能力		7.1kW (0.3~7.3) kW
		暖房能力		8.5kW (0.4~12.2) kW
		消費電力		(C) 2210W, (H) 2020W (1φ×200V)
		圧縮機		1900W
		付属品		既製コンクリート基礎400L×2本 (防振ゴム敷設) ワイヤレスリモコン (ホルダー共)
VD-1	天井ダクト扇	(低騒音型) インテリアタイプ (金属ボディ, プラスチックグリル) 深型SUSベントキャップ (ガラリ付) 共	1	
		150φ×350CMH×60PA×82W×1φ×100V		
VD-2	天井ダクト扇 (24時間換気)	(低騒音型) (金属ボディ, プラスチックグリル) 深型SUSベントキャップ (ガラリ付) 共	1	
		100φ×70CMH×30PA×9.3W×1φ×100V 24H換気スイッチは電気工事へ支給		
VD-3	天井ダクト扇	(低騒音型) (金属ボディ, プラスチックグリル) 深型SUSベントキャップ (ガラリ付) 共	1	
		100φ×70CMH×30PA×9.3W×1φ×100V		
F-1	レンジフード	※建築工事	1	
		レンジフード キッチン付属品 580m ³ /h 10Pa SUSウエザーカバー (25cm用・防鳥網付) は本工事、他一式共		
	給気口	樹脂製給気グリル (フィルター付) 開閉可 + 150φ 防虫網付深型SUSベントキャップ共 (風量調整機能付)	1	

部屋名: 1階待機室
理論排ガス量 K=0.93M3/kWh
ガス消費量 Q=5.75kW (1型排気フード有り)
(2口ガスコンロ5.75kW)
必要換気風量① V=30K×Q
=30×0.93×5.75
≒161M3/H
ガス消費量 Q=10.5kW (排気フード無し)
(5号瞬間湯沸器10.5kW)
必要換気風量② V=40K×Q
=40×0.93×10.5
≒391M3/H
∴ 合計必要換気風量は①+②=552M3/H以上とし
決定風量は 580M3/Hとする (10pa時) F-1

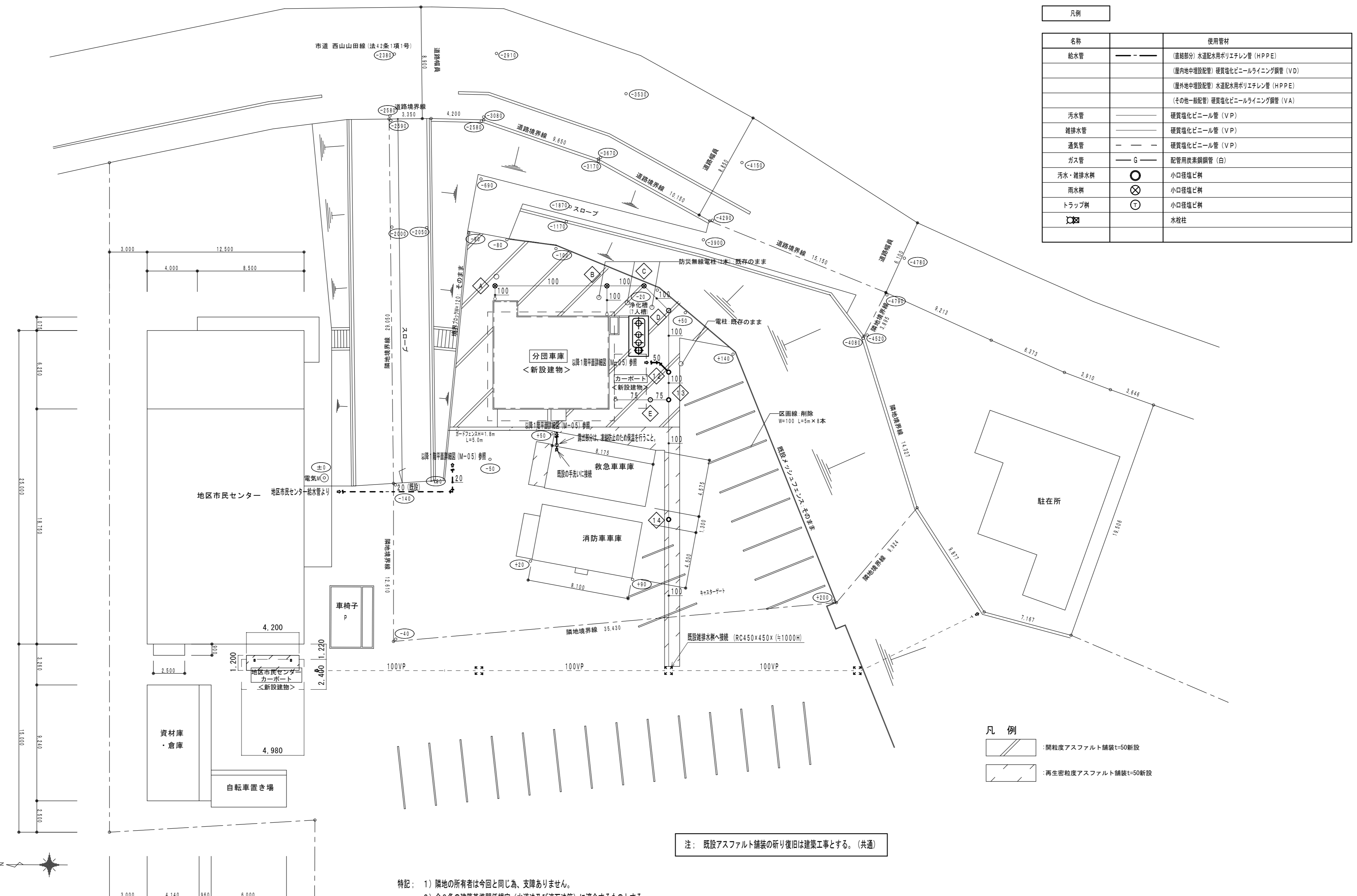
階	部屋名	面積 (m ²)	平均天井高 (m)	気積 (m ³)	必要換気回数 (回/h)	必要換気量 (m ³ /h)
1	和室	24.84	2.4	59.616		
	待機室	6.37	2.6	16.562		
	便所B	1.92	2.4	4.608		
	車庫	33.12	3.91	129.50		
	計			(210.286)	0.3	63.09

種別	相当長 (m)
直管 (100φ)	0.7
曲管直管相当長 (100φ)	-
SUS深型フード (100φ)	5.0
P-13VS4 (100φ) 三菱電機	5.7
合計	10

換気種別	第3種換気
(参考) VD-10ZJ14	
換気機器名	天井扇 (VD-2)
換気能力 (10m相当時)	85m ³ /h
必要換気量	63.09m ³ /h
∴ 判定	OK

部屋名: 1階和室
理論排ガス量 K=0.93M3/kWh
ガス消費量 Q=7.0kW
2口コック (1口ガスコンロ相当) 3.5kW×2箇所
必要換気風量 V=40K×Q
=40×0.93×7.0
≒261M3/H
∴ 決定風量は350M3/Hとする。(60pa時) VD-1

凡例	
名称	使用管材
給水管	—— (直結部分) 水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)
	—— (屋内地中埋設配管) 硬質塩化ビニールライニング鋼管 (VD)
	—— (屋外地中埋設配管) 水道配水用ポリエチレン管 (HPPE)
汚水管	—— (その他一般配管) 硬質塩化ビニールライニング鋼管 (VA)
	—— 硬質塩化ビニール管 (VP)
雑排水管	—— 硬質塩化ビニール管 (VP)
通気管	—— 硬質塩化ビニール管 (VP)
ガス管	— G — 配管用炭素鋼管 (白)
汚水・雑排水樹	○ 小口径塩ビ樹
雨水樹	⊗ 小口径塩ビ樹
トラップ樹	⊕ 小口径塩ビ樹
⊗	水栓柱



凡例	
	開粒度アスファルト舗装t=50新設
	再生密粒度アスファルト舗装t=50新設

注： 既設アスファルト舗装の葺り復旧は建築工事とする。(共通)

- 特記： 1) 隣地の所有者は今回と同じ為、支障ありません。
 2) 令9条の建築基準関係規定(水道法及び液石法等)に適合するものとする。

○ (数値) : 地盤高低差を示す

アイ・エス建築企画

三重県知事登録(1)第1384号 一級建築士事務所 一級建築士 第227535号 生川 昌毅

Project

小山田分団車庫改築工事

Date

2025.10.24

Title

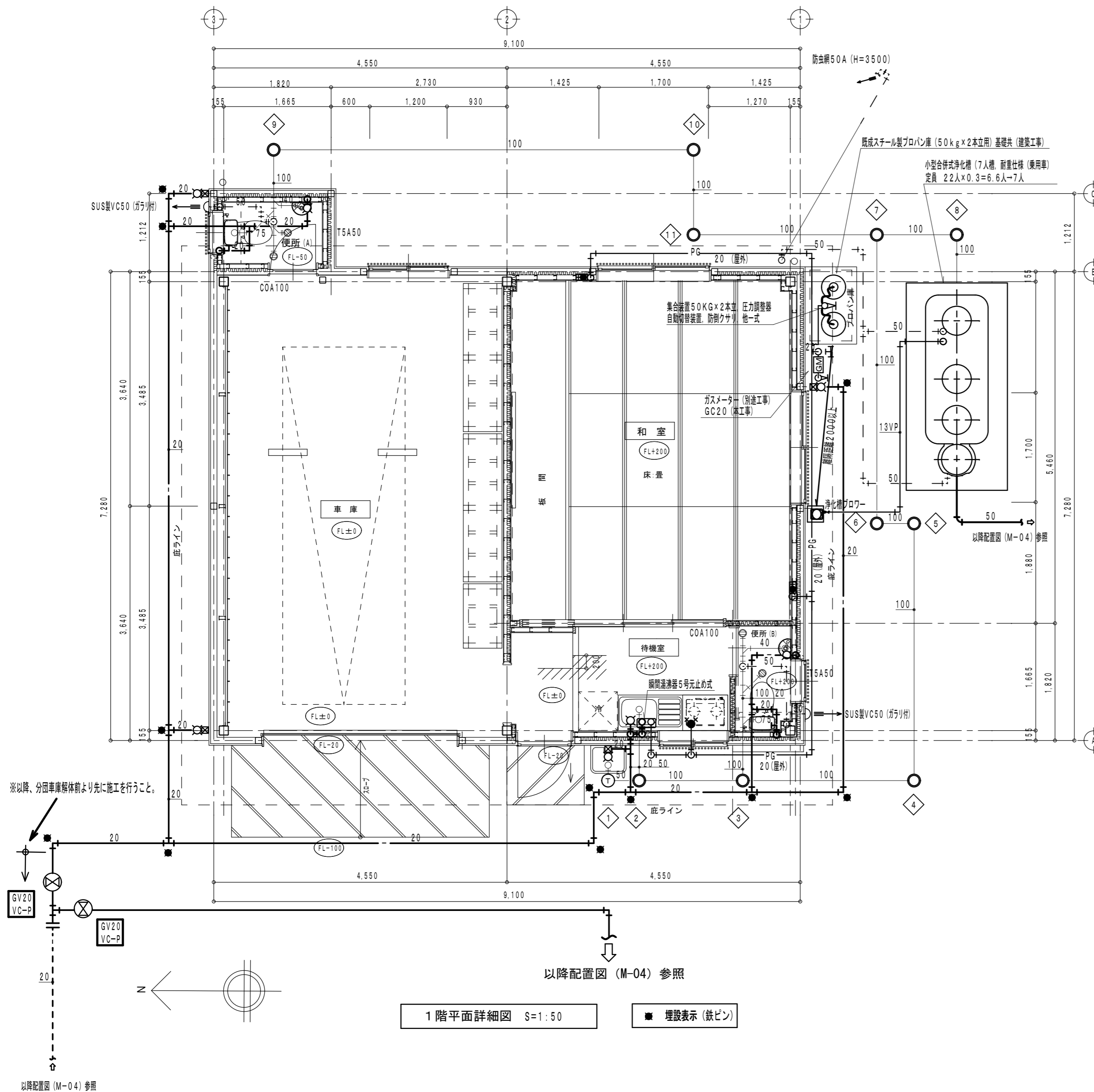
配置図(衛生)

No.

M-04

Scale

A2:1/200, A3:1/282



1階平面詳細図 S=1:50

■ 埋設表示 (鉄ピン)

衛生設備器具表

器具名称	(参考) (TOTO)	(参考) (LIXIL)	付属品仕様	層別	数量	合計
腰掛便器	CS232B.TCF587	BC-230S.CW-KB31A	防露タンク (手洗い無し・蓋固定・陶器製)、温水洗浄便座 (貯湯式)、セット金具一式	1	1	2
紙巻器	YH117	CF-32H	SUS製ワンタッチ式	1	1	2
コンパクト手洗器	LSL570APR	AWL-71UA (P)	ハンドル式単水栓、壁給水、ストラップ、セット金具一式	1	1	2
横型自在水栓 (泡沫)	T130AUN13C	LF-12F-13	流し合用		1	1
吐水口回転形横水栓	T200CSNR13	LF-7RG-13	キー式、水栓柱用	4		4
水栓柱			SUS製角型、70×70×1200H	4		4
地流し			樹脂製パン、W=550、ゴム栓付、埋込タイプ	1		1
ガス瞬間湯沸器			瞬間式壁掛形、5号元止め式、止水栓 (チャッキ共)、可とう管コック、金属可とう管、SUS製フレキチューブ共		1	1
二口ガスコック					1	1
壁埋込ガスコック		コンセントコック			2	2

- 注意事項 1) 排水管の勾配は1/100以上確保する事。
 2) 樹深さは参考数値とする。
 3) 基準地盤は樹番号1を基準とする。

汚水樹リスト

記号	名称	種別	基準地盤管底	備考
1	雑排水樹 (トラップ)	小口径塩ビ樹90L 75-200	-300	樹脂製蓋共
2	汚水樹	小口径塩ビ樹90Y100-200	-320	樹脂製蓋共
3	汚水樹	小口径塩ビ樹90Y100-200	-350	T-8、防護ハット共
4	汚水樹	小口径塩ビ樹90L100-200	-390	T-8、防護ハット共
5	汚水樹	小口径塩ビ樹90L100-200	-450	T-8、防護ハット共
6	汚水樹	小口径塩ビ樹90L100-200	-470	T-8、防護ハット共
7	汚水樹	小口径塩ビ樹90Y100-200	-530	樹脂製蓋共
8	汚水樹	小口径塩ビ樹90L100-200	-560	樹脂製蓋共
9	汚水樹	小口径塩ビ樹90L100-200	-350	樹脂製蓋共
10	汚水樹	小口径塩ビ樹90L100-200	-430	樹脂製蓋共
11	汚水樹	小口径塩ビ樹90L100-200	-450	樹脂製蓋共
12	汚水樹	小口径塩ビ樹45Y100-200	-700	T-8、防護ハット共
13	汚水樹	小口径塩ビ樹ST 100-200	-730	T-8、防護ハット共
14	汚水樹	小口径塩ビ樹ST 100-200	-830	T-8、防護ハット共

雨水樹リスト

記号	名称	種別	基準地盤管底	備考
A	雨水樹	小口径塩ビ樹90L100-200	-300	樹脂製蓋共
B	雨水樹	小口径塩ビ樹90Y100-200	-400	樹脂製蓋共
C	雨水樹	小口径塩ビ樹45L100-200	-440	樹脂製蓋共
D	雨水樹 (トラップ樹)	小口径塩ビ樹45L100-200	-480	樹脂製蓋共
E	雨水樹 (トラップ樹)	小口径塩ビ樹ST 75-200	-700	T-8、防護ハット共

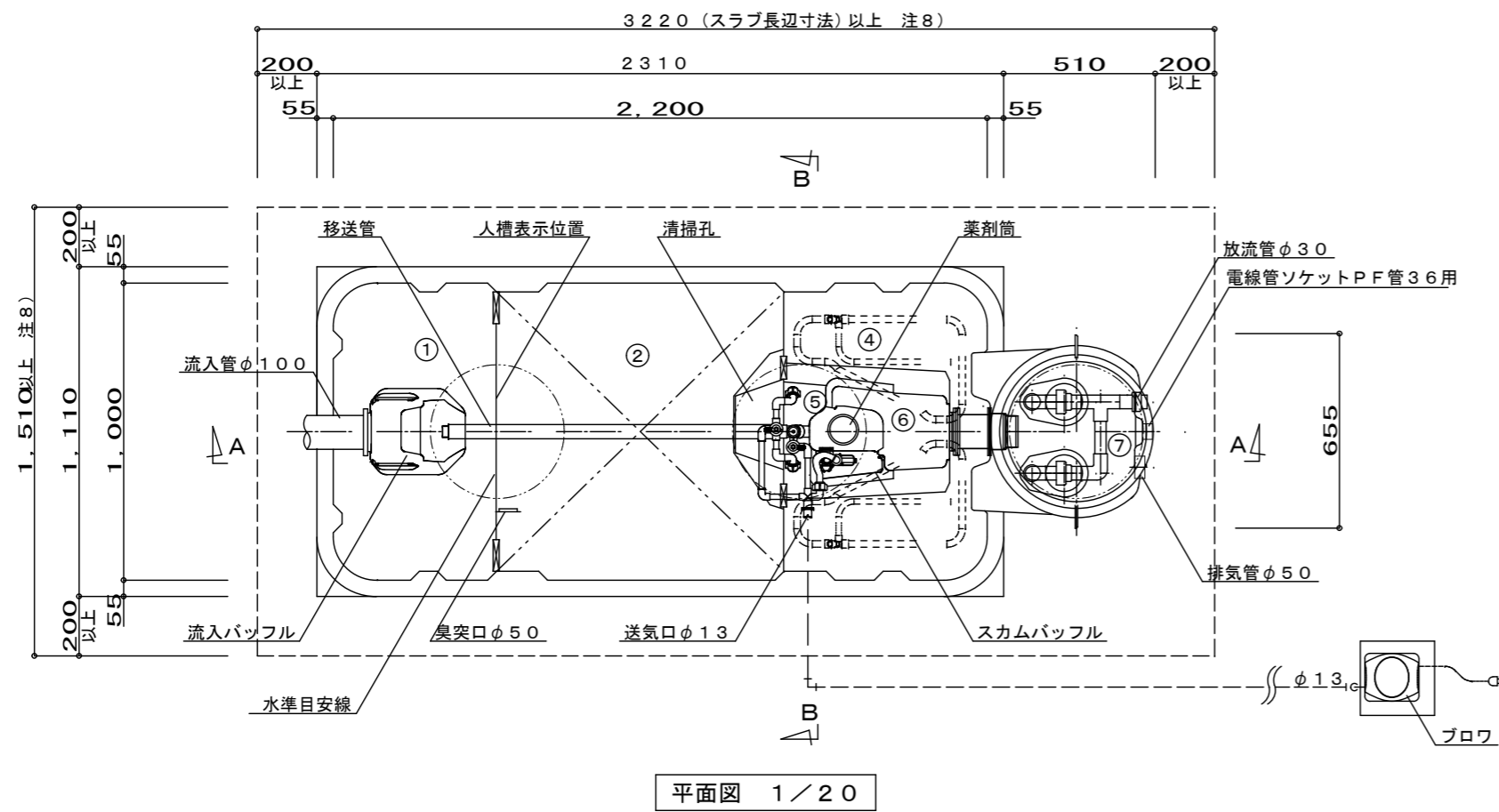
※泥溜バケットを取り付けること。

※以降、分団車庫解体前より先に施工を行うこと。

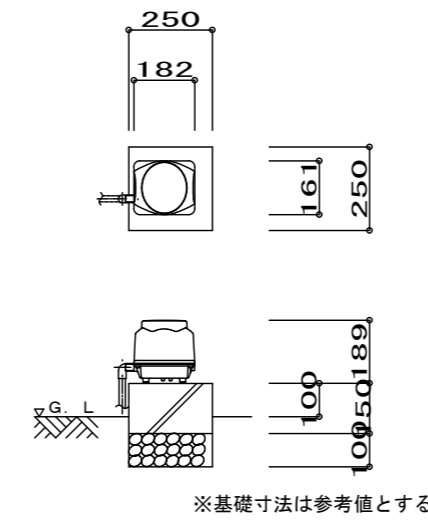
以降配置図 (M-04) 参照

以降配置図 (M-04) 参照

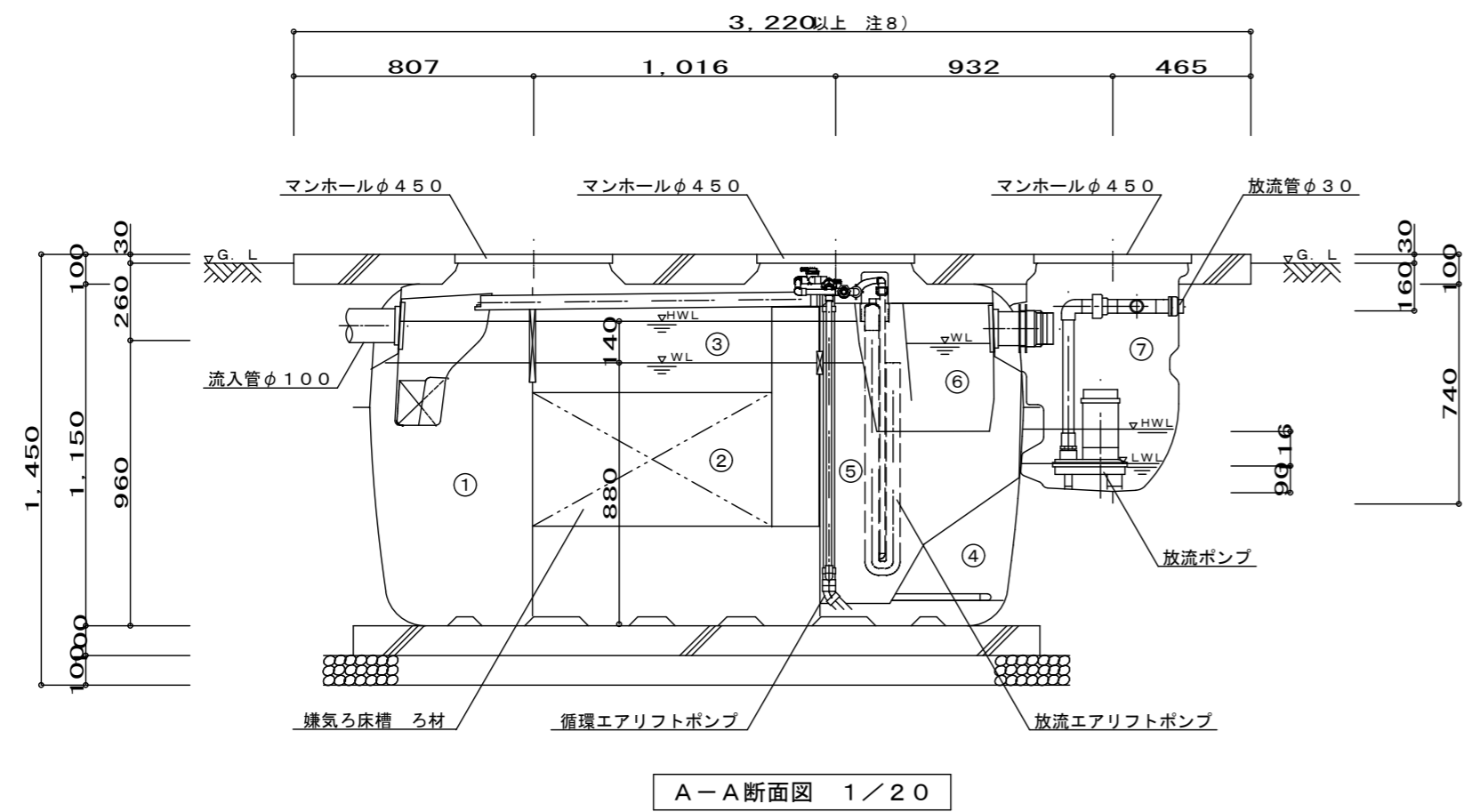




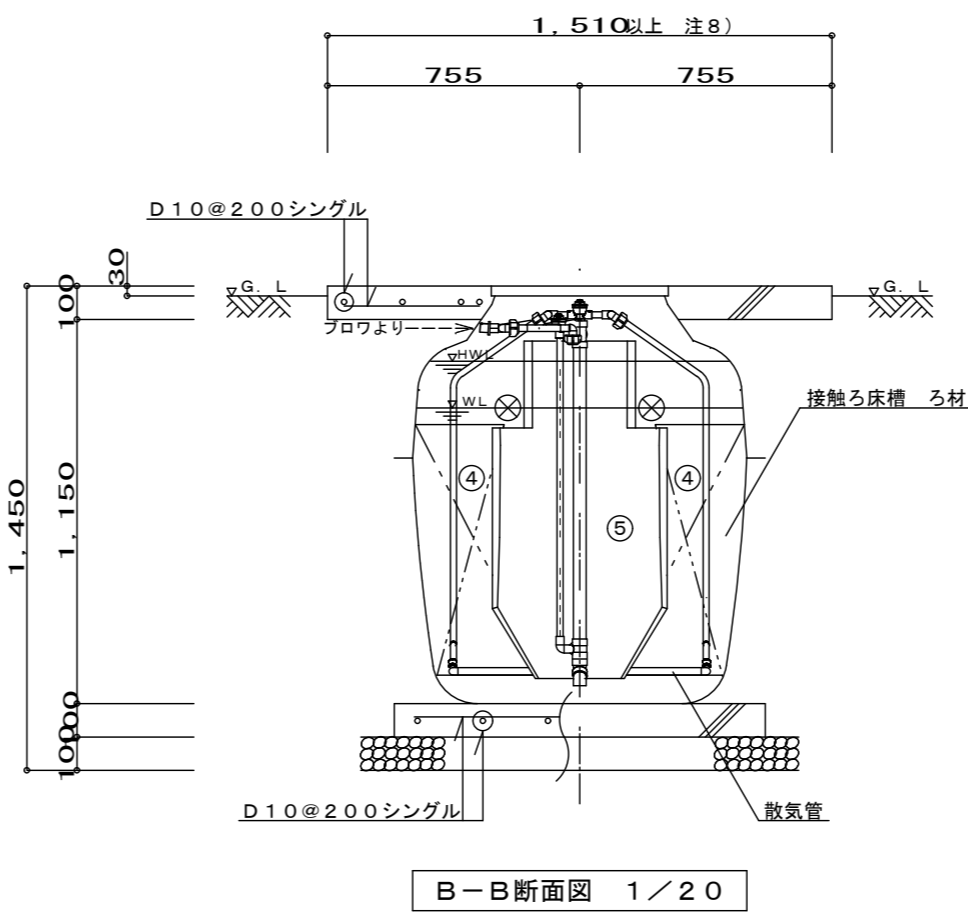
一般事項	
コンクリート	F _c = 21 N/mm ²
鉄筋	SD295
定着及継手	40d
開口補強筋	D13シングル
地業	砕石又はRC 40~0



プロフ 平・断面図 1/20



A-A断面図 1/20



B-B断面図 1/20

仕様表		
設計番号		
型式名称	CB-7型	※吊上目安重量: 160kg
処理対象人員	7人	
汚水量	1.40m ³ /d	
流入水質	BOD 200mg/L COD 100mg/L T-N 45mg/L SS 160mg/L	
放流水質	BOD 20mg/L COD 30mg/L T-N 20mg/L SS 15mg/L	
①	沈殿分離槽	有効容量 0.405 m ³
②	嫌気ろ床槽	有効容量 0.764 m ³
③	ピークカット部	有効容量 0.259 m ³
④	接触ろ床槽	有効容量 0.333 m ³
⑤	処理水槽	有効容量 0.171 m ³
⑥	消毒槽	有効容量 0.021 m ³
⑦	放流ポンプ槽	有効容量 0.028 m ³
	総容量	1.953 m ³
機器装置仕様		
嫌気ろ床槽ろ材 (網様円筒状)	PPまたはPE	
接触ろ床槽ろ材 (網様ロール状)	PPまたはPE	
ブロウ	80L/min	φ13 連続運転 1台
放流ポンプ	80L/min 130または150W	φ30 自動交互運転 2台
槽本体	FRP	
パイプ類	PVC、PPまたはPE	
マンホール	PPまたはFRP	
消毒剤	固形塩素剤	

配管仕様	
露出配管 (ブロウ廻り)	VP
土中配管	φ40以下~VP・φ50以上~VU
槽内配管	メーカー仕様

- 注1) 乗用車駐車場 (車両総重量2t以下) 用に限る。
- 注2) 浄化槽は駐車場の下に設置すること。
- 注3) 車両等の重量に耐える地盤 (長期許容地耐力が40kN/m²以上) に設置すること。
- 注4) 最高地下水位1m以下の場所に設置すること。
- 注5) 積雪高さ1m以下の場所に設置すること。
- 注6) スラブコンクリートが地盤沈下しないように良質土で水締めしながら埋戻しを行うこと。
- 注7) スラブコンクリートの寸法は土層に200mm以上かかる大きさとし、掘削する大きさに合わせて変更すること。
- 注8) スラブコンクリートには必ず開口補強筋を入れること。
- 注9) スラブコンクリートの鉄筋と土間コンクリートの鉄筋は、必ずラップ (40d) すること。
- 注10) 機器電源は単相100Vとする。
- 注11) 図中の "G. L." は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
- 注12) 浄化槽からブロウまでの距離は5m以内とする。
- 注13) 流入管・放流管・臭突管工事は設備工事とする。
- 注14) ブロウ付近にアース付きコンセント2口×2を設置のこと。設置は電気設備工事とする。
- 注15) かさ上げ寸法: 2.75mm (300mm以下想定)
- 注16) 土留工事は本工事とする。
- 注17) 浮上防止対策を講じること。
- 注18) ブロウ等の機器には、カッティングシール等で名称表示のこと。

放流ポンプ槽配管仕様	
排気管	VU50
電線管、配線共	FEP40

- 注1) 放流ポンプ槽の排気管は必ず接続のこと。
- 注2) 排気管の放出部は、側溝の最大水位より100mm以上 (目安) 上部に設置のこと。
- 注3) 排気管は雨水配管や放流配管、他の汚水配管と絶対に合流接続しないこと。
- 注4) 排気管は途中で水溜りが起こるようなV字配管にしないこと。
- 注5) 電線管の両端はシリコンシーラントなどで必ずコーキング処理のこと。
- 注6) これらの処理を怠ると、浄化槽内で発生したガスが浄化槽内、および電線管の接続先付近に設置している設備・機器の金属類を腐食し、機器破損・障害の生ずるおそれがある為注意する。

施工高さ範囲					
MH	項目	嵩上げ高さ	流入管底	放流管底	施工全高
簡易ロック	最小寸法 (この図面)	0H	G. L-260	G. L-160	1450H
	最小寸法 (嵩上付)	50H	G. L-320	G. L-220	1510H
	最大寸法	300H	G. L-570	G. L-470	1760H
ボルトロック	最小寸法	100H	G. L-390	G. L-290	1580H
	最大寸法	300H	G. L-590	G. L-490	1780H

注) 製品全高は、製品規格で+10、-20mmの公差があります。
流入・放流管底は、製品規格で製品全高に対し±10mmの公差があります。

参考

小山田分団車庫改築工事		
<p>総 則</p> <p>工 事 概 要</p> <p>1. 工事場所 四日市市 山田町 地内</p> <p>2. 工事種目 解体工事</p> <p>1. 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版)」(以下「解体共通仕様書」という。)による。 2. 特記仕様 (1) 項目は、○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の[. . .]内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の(標 . . .)内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>部 分 完 成 . . . 無 . . . 有 ()</p> <p>部 分 引 渡 し . . . 無 . . . 有 ()</p> <p>1) 保険及び保証 . . . 請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出) . . . 任意にて加入 (. . . 管理財物担保特約に加入のこと)</p> <p>2) 建設 . . . 任意にて加入</p> <p>建設業退職金共済制度 当初の請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額：請負金額の 0.8/1000以上 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする . . . 任意にて加入 ※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。</p>		

A-01 特記仕様書（1）による

5 施工中の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に関わる法令手続きは受注者にて行うこと。手続きに係る手数料は受注者の負担（道路占用許可申請における占用料は除く）とする。 ・仮囲い等について周辺住民等の安全上、使用上支障がないように計画し、維持管理に努めること。 ・工程計画については、関係者等と十分に調整を行った上で進めること。 ・資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。 ・大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。 ・足場を60日以上設置する場合は、着手の30日前までに、設置届を所管官庁へ提出すること。 ・道路の汚損がないように努めると共に、汚損した場合は直ちに清掃を行うこと。 ・既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。 ・工事により発生する残土や廃材、汚泥等は適切処理を行うこと。また、釜場を設け、敷地外への泥水の流出を防止すること。 ・振動、騒音、ほこりのでる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。 ・音の発生する工事は昼間の作業とし、早朝、夕方以降は作業を行わないこと。また、低騒音の建設重機を使用し周辺への影響に配慮すること。 ・工事期間中は、近隣住民の安全確保に努めること。 ・2026/ / ~ / / は工事を行わないこと。 ・解体中は必ず散水を行い、埃の飛散に注意して施工すること。また強風時は施工を行わないこと。
6 発生材の処理等	<ul style="list-style-type: none"> ・交通誘導員 ※配置する 1名以上（大型車の出入は必ず） ・配置しない [1.3.6] ・交通誘導警備員A ※交通誘導警備員B ・引渡しを要するもの () [1.3.10] ・工事現場において再利用及び再資源化を図るもの () ・特定建設資材の搬出 ・再資源化等を行う（再資源化が困難な場合には縮減） ・特定建設資材以外の搬出 ・建設発生土の搬出
7 石綿含有建材の調査	<ul style="list-style-type: none"> 事前調査（有資格者） ※行う ・行わない [1.4.1] 調査結果報告書の貸与 ・有 ・無 分析調査 ・行う（対象箇所： ） ※行わない ※定性分析 ・定量分析 ※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について(令和3年12月22日改正)」に基づき行う。 ※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。 ※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合（下記内容該当工事）は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。 ・建設副産物を搬出する際の計画 1. 土砂500m3以上 2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上 ・再生資材を利用する際の計画 1. 土砂500m3以上 2. 砕石500t以上 3. 加熱アスファルト200t以上
8 施工体制台帳の提出	
9 資源有効利用促進	

A-01 特記仕様書（1）による

3 解体施工	<p>1 杭</p> <p>杭の解体 ・行う ・行わない [3.9.2]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引抜き工法 ・破碎工法 <p>②構内舗装、樹木等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹木等の伐採 ・行う ・行わない [3.11.1] ◎ 樹木等の伐採抜根 ◎ 行う ・行わない ・ 樹木等の移植 ・行う ・行わない <p>※ 対象樹木等は図示による。</p> <p>地下埋設物及び埋設配管等の解体 ◎ 行う ・行わない [3.12.1]</p> <p>④埋戻し、盛土及び整地</p> <p>解体後の埋戻し ・行う ◎ 行わない [3.13.1]</p> <p>盛 土 ・行う ◎ 行わない</p>
4 建設廃棄物の処理	<p>①再資源化等</p> <p>中間処理施設（ 廃棄物の種別に応じ許可を受けた施設 ） [4.4.1]</p> <p>再資源化施設（ 同上 ）</p> <p>※ 特定建設資材廃棄物は、再資源化を行う（再資源化が困難な場合は縮減）</p> <p>水銀使用製品産業廃棄物 ・行う ◎ 行わない</p> <p>硬質ポリ塩化ビニル管・継手 ・行う ◎ 行わない</p> <p>ガラス ・行う ◎ 行わない</p> <p>木材の縮減 ・行う ◎ 行わない</p> <p>現場での利用 ・行う ◎ 行わない</p> <p>2 産業廃棄物 広域認定制度</p> <p>産業廃棄物の広域的処理 ・行う ・行わない [4.4.2]</p> <p>③最終処分</p> <p>最終処分場（引渡しを受ける物及び再資源化を行うもの以外の物 ） [4.4.3]</p> <p>最終処分場（廃棄物の種別に応じ許可を受けた施設 ）</p> <p>4 処理に注意を要する建設廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ C C A 処理木材 [4.5.1] ・ ひ素・カドミウム含有石膏ボード ・ 上記以外の石膏ボード ・最終処分 ・再資源化 <p>⑤廃棄物管理票</p> <p>※ 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録（電子マニフェスト）により確認を行う場合は、この限りではない。</p>
5 特別管理産業廃棄物の処理	<p>1 施工計画調査</p> <p>特別管理産業廃棄物の分析調査 ・行う ・行わない [5.1.2]</p> <p>2 特別管理産業廃棄物の処理等</p> <p>特別管理産業廃棄物の処理等 ・行う ・行わない [5.4.1]</p> <p>P C B を含む機器類</p> <p>微量 P C B の分析調査 ・行う ・行わない</p> <p>P C B 含有シーリング材</p> <p>分析調査及び撤去 ・行う ・行わない</p> <p>廃油</p> <p>・焼却処分 ・中間処理施設での再生処理</p> <p>廃酸・廃アルカリ</p> <p>・中和処理 ・焼却処分 ・中間処理施設での再生処理</p> <p>ダイオキシン類</p> <p>サンプリング調査 ・行う ・行わない</p>
6 石綿含有建材の除去及び処理	<p>①一般事項</p> <p>労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等ばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。</p> <p>◎アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。</p> <p>石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への報告等を行うこと。</p> <p>◎石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。</p> <p>◎事前調査結果及び特定粉塵排出等作業の掲示を行うこと。</p> <p>◎アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。</p> <p>◎アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。</p> <p>②施工調査</p> <p>分析による調査 ・行う ◎ 行わない</p> <p>※書面調査及び現地調査の調査結果を監督職員に提出すること。</p>

章 項 目	特 記 事 項
1 一般共通事項	<p>1 工事実績情報の登録 ※請負金額が 500万円以上の場合は、登録を行う。 [1.1.4]</p> <p>※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うように努めること。</p> <p>2 工事の記録 ※工事写真については以下による。（編集工程写真はA4版程度） [1.2.3]</p> <p>※工事着工前 1部</p> <p>※工程写真 各工程毎に編集の上提出 1部</p> <p>※竣工写真 2部</p> <p>※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うように努めること。</p> <p>3 電気保安技術者 ・適用する ・適用しない [1.3.3]</p> <p>事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</p> <p>一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>4-1 週休2日制工事 「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」（令和7年12月9日改正）に基づく適用は下記による。</p> <p>4-2 施工条件 [1.3.5]</p> <p>・週休2日制対象外工事の現場閉所日については下記による。</p> <p>※土日閉所 ・土日以外閉所</p> <p>・現場閉所日、祝日、夜間に作業を行う場合は、事前に「休日及び夜間工事承諾願」を提出し、監督職員の承諾を得ること。</p> <p>・工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内</p> <p>・工事着事前に周辺住民への工事説明会が開催される場合は資料作成等に協力すること。</p> <p>・施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行うこと。</p>

A-01 特記仕様書（1）による

2 仮設工事	<p>①騒音・粉じん等の対策</p> <p>◎ 騒音、粉じん等の対策 [2.2.1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 防音パネルを隙間なく取り付ける。 ◎ 防音シートをジョイントの重ねと結束を十分に施し、隙間なく取り付ける。 ・ メッシュ金網、養生シート等を隙間なく取り付ける。 <p>なお、シート類は防災処理されたものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 防音パネル等を取り付ける足場等の範囲 ※ 図示による。 ※ プレーカー、穿孔機、圧砕機等による粉じん発生部には、常時散水を行うこと。 ・設ける。（規模・備品等の設置は下記による） ◎ 設けない [2.3.1] <p>②監督職員事務所等</p> <p>③工事用電力</p> <p>④工事用水</p> <p>※提出書類はA4版とする</p> <p>※産業廃棄物税</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。</p>
--------	--

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士 登録 第 号

四日市市諏訪町1番5号

工事名			
小山田分団車庫改築工事			
日付	図面名	縮尺	図面番号
令和8年 5月	特記仕様書（解体1）	—	KA-01
令和8年3月版			

6章 石綿含有建材の除去及び処理	③石綿含有吹付け材の除去	<p>石綿含有吹付け材の有無 ・有 <input checked="" type="radio"/>無 [6. 3. 1]</p> <p>除去吹付け材（ ）含有場所（ ）</p> <p>吹付け材の施工数量調査 ※行う</p> <p>石綿粉じん濃度測定 ※行う [6. 1. 3]</p> <p>表6. 4 石綿粉じん濃度測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点 (各施工箇所ごと)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>測定 1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各 2 点又は 3 点</td> <td>(注) 1</td> </tr> <tr> <td>測定 2</td> <td>施行区画周辺 又は、敷地境界</td> <td>計 2 点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">処理作業中</td> <td>測定 3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各 2 点又は 3 点</td> <td>(注) 1</td> </tr> <tr> <td>測定 4</td> <td>集じん・排気装置の入口</td> <td>1 点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>測定 5</td> <td>集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)</td> <td>1 点</td> <td>(注) 2</td> </tr> <tr> <td>測定 6</td> <td>施行区画周辺 又は、敷地境界</td> <td>4 方向各 1 点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後 (隔離シート撤去前)</td> <td>測定 7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各 2 点又は 3 点</td> <td>(注) 1</td> </tr> <tr> <td>測定 8</td> <td>施行区画周辺 又は、敷地境界</td> <td>4 方向各 1 点</td> <td>大気</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。</p> <p>(注) 2. 集じん・排気装置の性能確認</p> <p>石綿粉じん濃度測定方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>測定 3</th> <th>測定1, 2, 4, 6, 7, 8</th> <th>測定 5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計数機器</td> <td>位相差顕微鏡</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>メンブレンフィルタの直径</td> <td></td> <td>25mm</td> <td>47mm</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引流量</td> <td>1l/min</td> <td>5l/min</td> <td>10l/min</td> </tr> <tr> <td>試料の吸引時間</td> <td>5 min</td> <td>120 min</td> <td>210 min</td> </tr> <tr> <td>試料の透明化</td> <td colspan="3">アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法</td> </tr> <tr> <td>計数条件</td> <td>総アスベスト繊維数</td> <td>200本又は視野数50視野</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計数アスベスト</td> <td>直径3μm未満、長さ5μm以上、長さど直径比3:1以上</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>定量限界</td> <td>50 f/l</td> <td>0.5 f/l</td> <td>0.3 f/l</td> </tr> </tbody> </table> <p>作業場の隔離等 ※行う [6. 3. 1]</p> <p>除去工法 [6. 3. 2]</p> <p>※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>処分方法 [6. 3. 3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。 	測定時期	測定名称	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考	処理作業前	測定 1	処理作業室内	各 2 点又は 3 点	(注) 1	測定 2	施行区画周辺 又は、敷地境界	計 2 点	大気	処理作業中	測定 3	処理作業室内	各 2 点又は 3 点	(注) 1	測定 4	集じん・排気装置の入口	1 点	空気の流れを確認	測定 5	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	1 点	(注) 2	測定 6	施行区画周辺 又は、敷地境界	4 方向各 1 点	—	処理作業後 (隔離シート撤去前)	測定 7	処理作業室内	各 2 点又は 3 点	(注) 1	測定 8	施行区画周辺 又は、敷地境界	4 方向各 1 点	大気		測定 3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5	計数機器	位相差顕微鏡			メンブレンフィルタの直径		25mm	47mm	試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min	試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min	試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法			計数条件	総アスベスト繊維数	200本又は視野数50視野		計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さど直径比3:1以上			定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l
	測定時期	測定名称	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)	備考																																																																									
	処理作業前	測定 1	処理作業室内	各 2 点又は 3 点	(注) 1																																																																									
測定 2		施行区画周辺 又は、敷地境界	計 2 点	大気																																																																										
処理作業中	測定 3	処理作業室内	各 2 点又は 3 点	(注) 1																																																																										
	測定 4	集じん・排気装置の入口	1 点	空気の流れを確認																																																																										
	測定 5	集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	1 点	(注) 2																																																																										
	測定 6	施行区画周辺 又は、敷地境界	4 方向各 1 点	—																																																																										
処理作業後 (隔離シート撤去前)	測定 7	処理作業室内	各 2 点又は 3 点	(注) 1																																																																										
	測定 8	施行区画周辺 又は、敷地境界	4 方向各 1 点	大気																																																																										
	測定 3	測定1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5																																																																											
計数機器	位相差顕微鏡																																																																													
メンブレンフィルタの直径		25mm	47mm																																																																											
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min																																																																											
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min																																																																											
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法																																																																													
計数条件	総アスベスト繊維数	200本又は視野数50視野																																																																												
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さど直径比3:1以上																																																																													
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l																																																																											
④アスベスト含有仕上塗材の除去	<p>アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。</p> <p>アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 <input checked="" type="radio"/>無</p> <p>除去仕上塗材（ ）含有場所（ ）</p> <p>撤去の範囲 ・全面撤去 ・図示による</p> <p>除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> 水洗い工法 ・手工具ケレン工法 集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 <p>上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。</p> <p>除去工法の試験施工 ・行う ※行わない</p> <p>作業場の隔離及び養生</p> <p>「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏れ防止対策徹底マニュアル」による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 隔離養生不要 ・隔離養生必要(負担不要) ・その他（ ） <p>処分方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う 																																																																													
⑤石綿含有保温材等の除去	<p>石綿含有保温材の有無 ・有 <input checked="" type="radio"/>無 [6. 4. 1]</p> <p>除去保温材（ ）含有場所（ ）</p> <p>作業場の区画 ・行う <input checked="" type="radio"/>行わない</p> <p>処分方法 [6. 4. 3]</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。 																																																																													

⑥石綿含有成形板の除去	<p>石綿含有成形板の有無 <input checked="" type="radio"/>有 ・無 [6. 5. 1]</p> <p>除去成形板及び場所（分団車庫外壁下地:ケイ酸カルシウム板 t6、分団誌所外壁:モर्ट中空間出形材t15、分団誌所内壁(トイレ・便所):ケイ酸カルシウム板t6）</p> <p>作業場の養生 ・行う <input checked="" type="radio"/>行わない</p> <p>※石綿含有ケイカル板第一種の除去は、隔離養生（負担不要）を行う</p> <p>※その他成形板については、切断・穿孔・研磨等の作業を伴う場合は、隔離養生（負担不要）を行う</p> <p>処分方法 [6. 5. 3]</p> <p>石綿含有石膏ボード</p> <ul style="list-style-type: none"> ※管理型最終処分場で埋立処分する。 <p>石綿含有石膏ボード以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="radio"/>埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 <input checked="" type="radio"/>中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。 <p>※本工事に配置管理させる者（有資格者）</p> <p>※特定化学物質等作業主任者（H18. 3. 31以前の講習修了者）</p> <p>又は石綿作業主任者（H18. 4. 1以降の講習修了者）</p>
⑦ 特記事項	

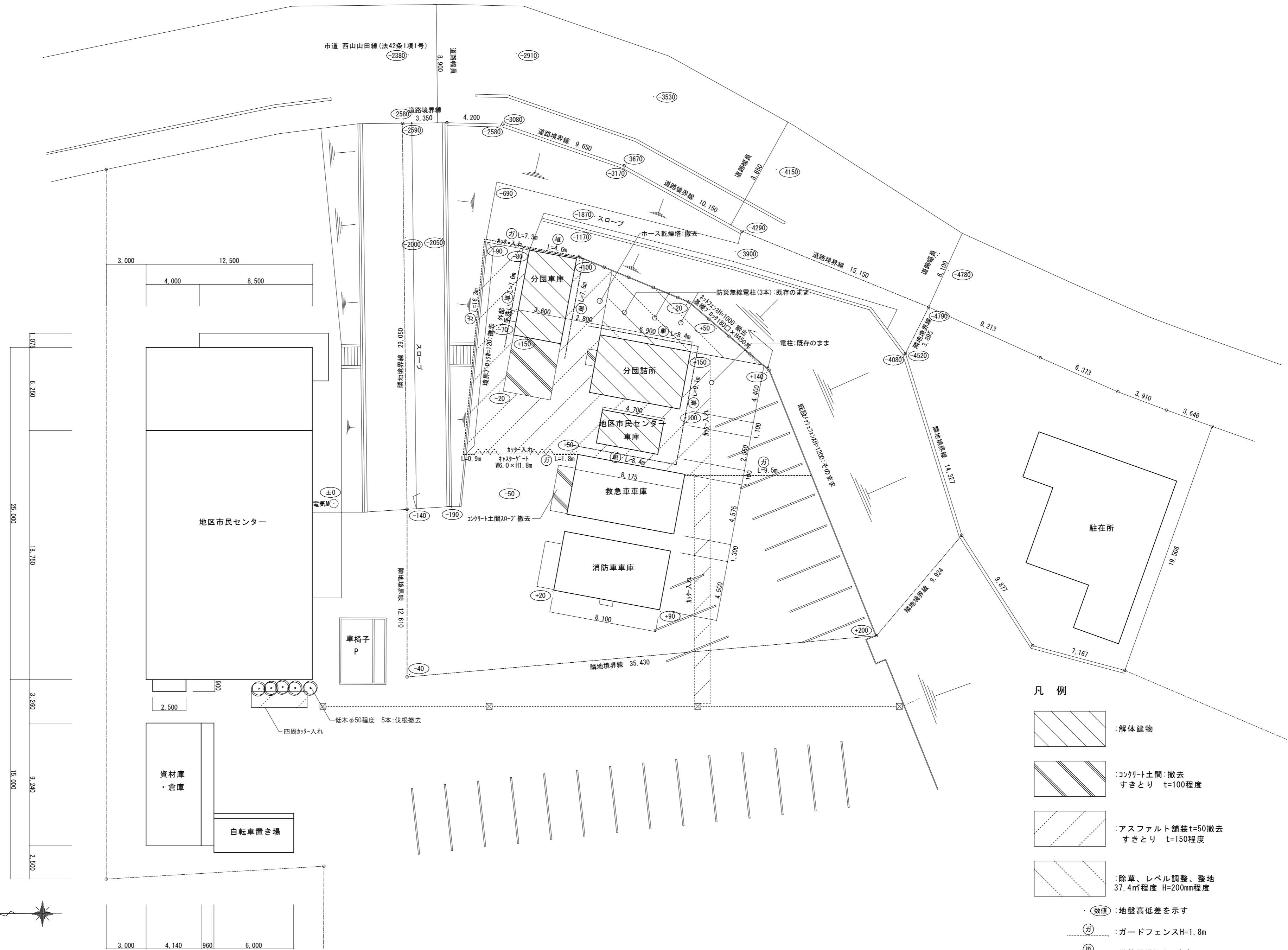
個人情報取扱注意事項	<p>個人情報の取り扱いに関する事項</p> <p>(基本事項)</p> <p>第 1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。(施工者の義務)</p> <p>第 2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第11条に規定する義務を負う。</p> <p>2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。(秘密の保持)</p> <p>第 3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。</p> <p>2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。(適正な管理)</p> <p>第 4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。</p> <p>3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。</p> <p>4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。(収集の制限)</p> <p>第 5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。(再提供の禁止)</p> <p>第 6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。</p> <p>2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。(複写、複製の禁止)</p> <p>第 7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。(持ち出しの禁止)</p> <p>第 8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。</p> <p>2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。</p> <p>3 前項の場合において、乙は、資料等に旋錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。</p>



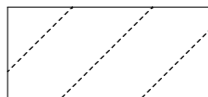
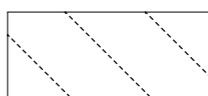

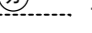

(資料等の返還)	
第 9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。	
2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。	
(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断	
(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕	
3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。	
4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。(研修・教育の実施)	
第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。(苦情の処理)	
第11 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。(定期報告及び事故発生時における報告)	
第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。	
2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。(監査及び検査)	
第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。	
2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。(契約解除及び損害賠償)	
第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	

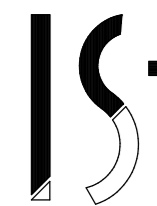
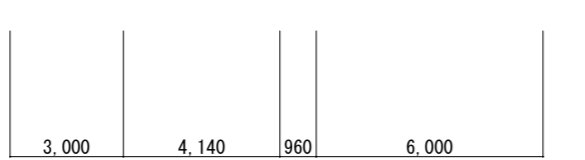
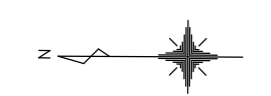
暴力団等不当介入に関する事項	<p>1. 契約の解除</p> <p>四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成28年2月12日告示第38号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。</p> <p>2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務</p> <p>(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。</p> <p>(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。</p> <p>(3) (1) (2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。</p>

障害者差別解消に関する事項	<p>1. 対応要領に沿った対応</p> <p>(1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。</p> <p>(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。</p> <p>2. 対応指針に沿った対応</p> <p>上記 1 に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。</p>

四日市市都市整備部営繕工務課	工事名	小山田分団車庫改築工事		
	日付	図面名	縮尺	図面番号
	令和8年 5月	特記仕様書（解体 2）	—	KA-02
	一級建築士 登録 第 号	四日市市諏訪町 1 番 5 号	令和8年3月版	/



- 凡例
-  :解体建物
 -  :コンクリート土間:撤去
すきとり t=100程度
 -  :アスファルト舗装t=50撤去
すきとり t=150程度
 -  :除草、レベル調整、整地
37.4㎡程度 H=200mm程度
 -  数値 :地盤高低差を示す
 -  ガ :ガードフェンスH=1.8m
 -  単 :単管足場H=4m+防音シート



アイ・エス建築企画

三重県知事登録(1)第1384号 一級建築士事務所 一級建築士 第227535号 生川 昌毅

Project

小山田分団車庫改築工事

Date

2025. 10. 17

Title

解体 配置図
仮設計画図(参考図)

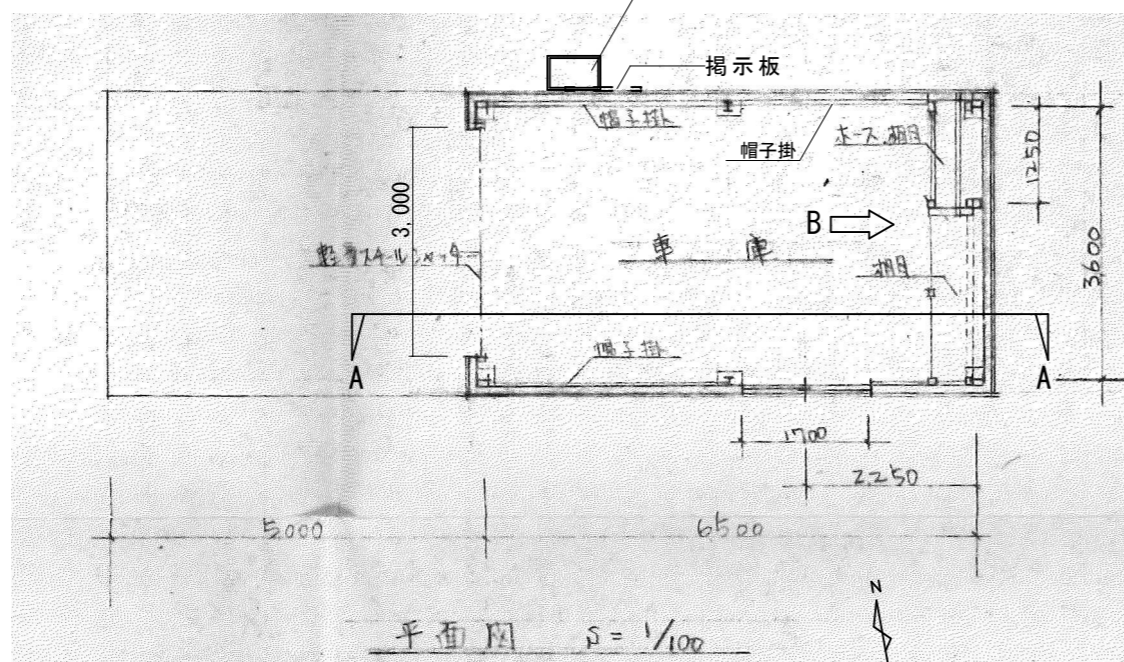
Scale

A2:1/200, A3:1/282

No.

KA-03

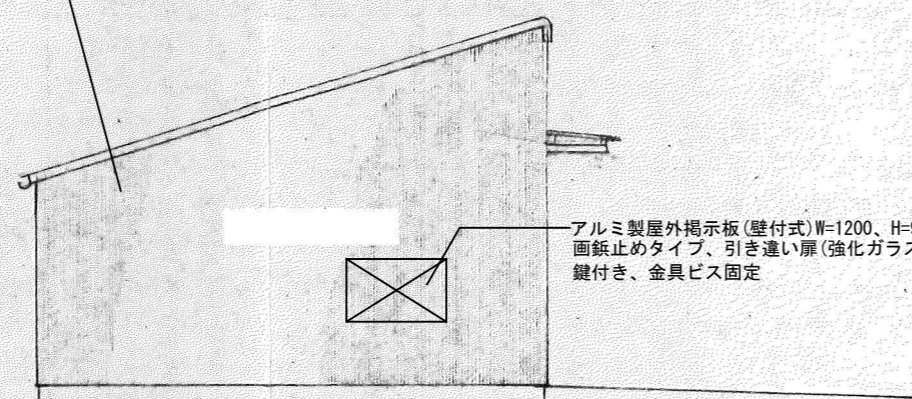
外部手洗い
 化粧タイル貼り
 W700×D450×H200
 架台:コンクリート 400×200×t120×2箇所



仕上表

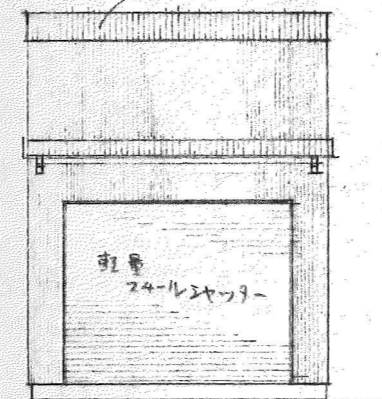
基礎	強化基礎鉄筋コンクリート造 見立りモルタル
床	土間コンクリート全工
屋根	M-F77H=88(角鉄板t=0.8)葺き 断熱材t=5裏貼り(S-N-7.1mm程度)
外壁	角波角鉄板t=0.4張り ケイ酸カルシウム板t=6下地(アスベスト含有)
窓	骨組 4ピッチ×2回 DP2回塗り
その他	ALCサッシ 1700×900 硝子 37ワイヤー 6.5mm 軒樋 塩ビ前高130、縦樋 VP75φ

角波角鉄板t=0.4張り ケイ酸カルシウム板t=6下地(アスベスト含有)

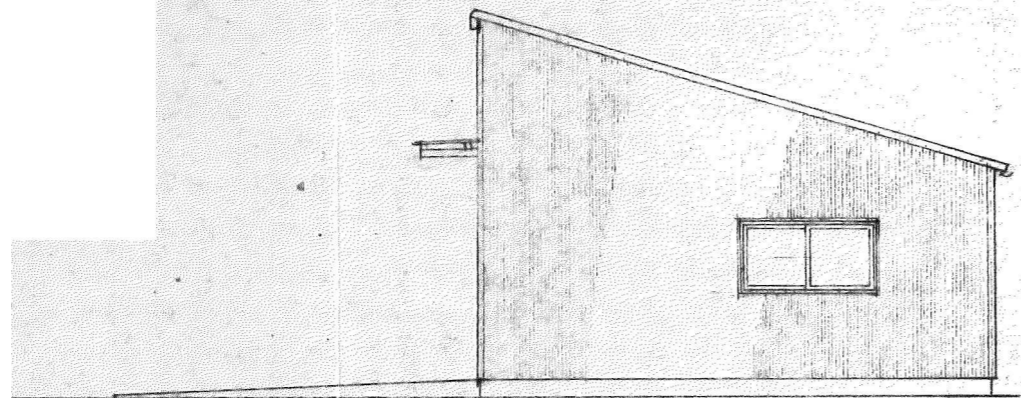


アルミ製屋外掲示板(壁付式)W=1200、H=900
 面紙止めタイプ、引き違い扉(強化ガラス)
 鍵付き、金具ビス固定

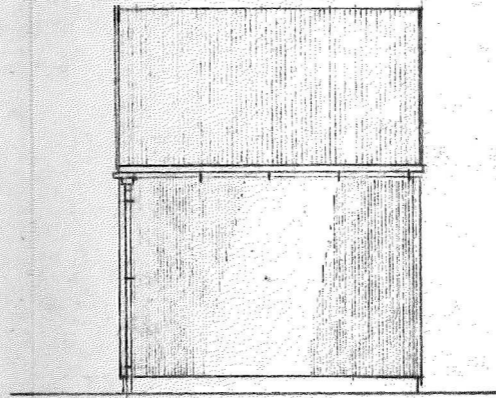
M-F77H(角鉄板t=0.8)葺き 断熱材t=5裏貼り(S-N-7.1mm程度)



南立面図 1/100



東立面図 1/100



※特記無き限り全て撤去



アイ・エス建築企画

三重県知事登録(1)第1384号 一級建築士事務所 一級建築士 第227535号 生川 昌毅

Project

小山田分団車庫改築工事

Date

2025. 10. 17

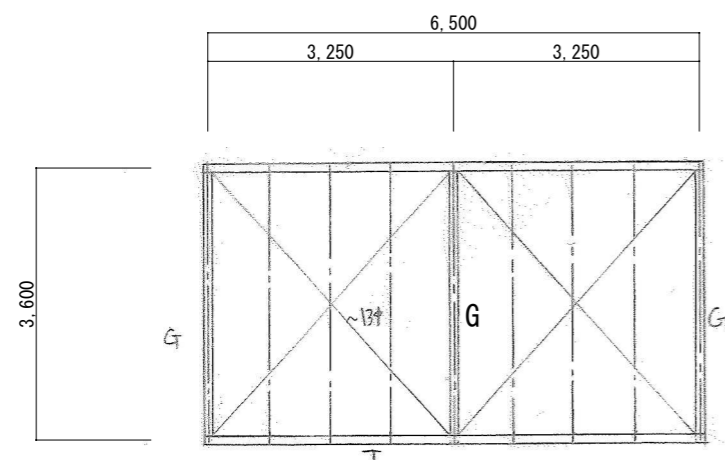
Title

Scale
 A2:1/100, A3:1/141

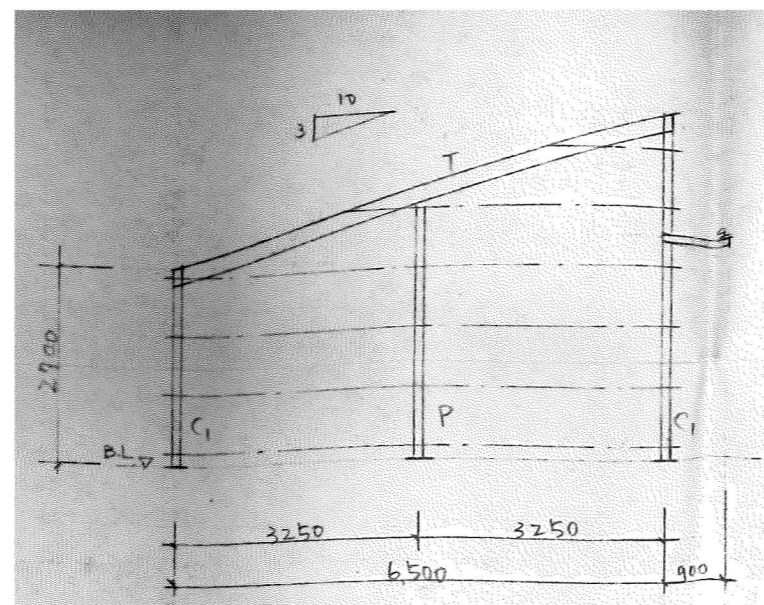
No.

解体 分団車庫
 平面図、立面図

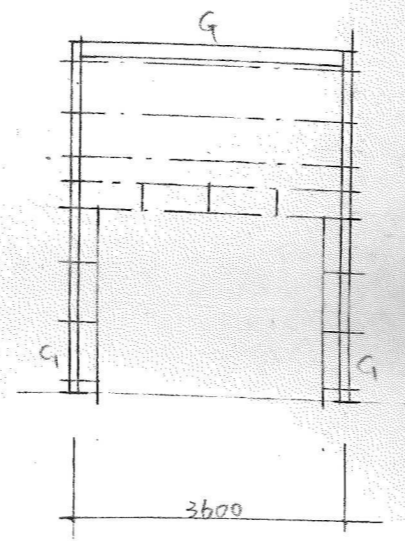
KA-04



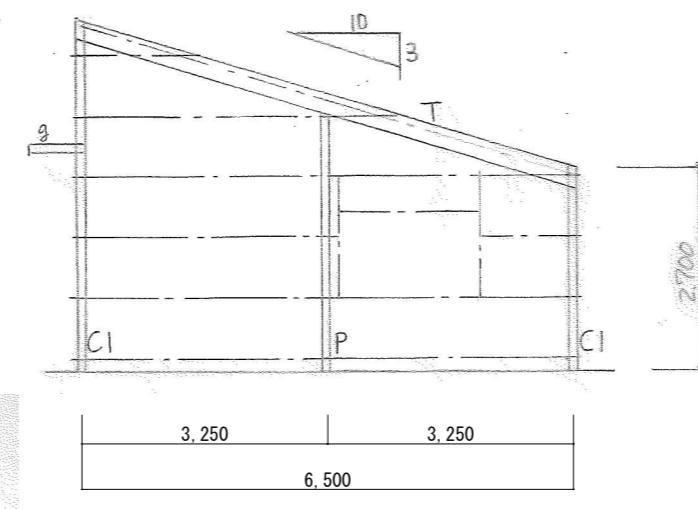
小屋伏図



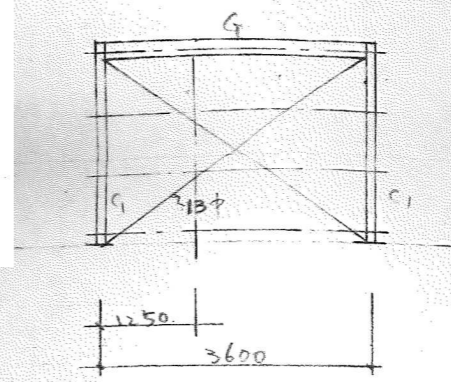
北軸組図 1/100



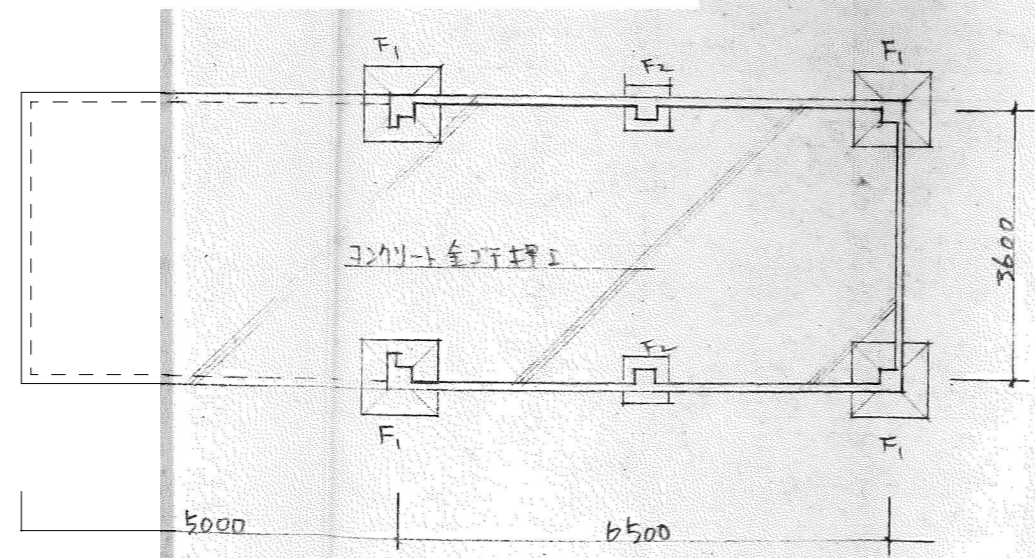
西軸組図 1/100



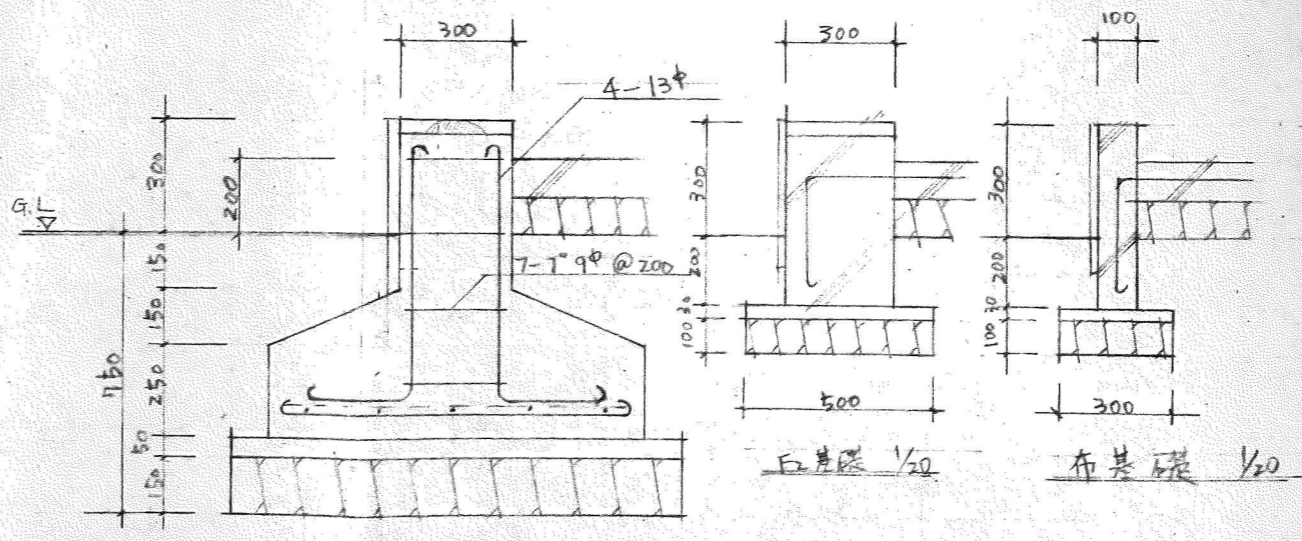
軸組図 1/100



東軸組図 1/100

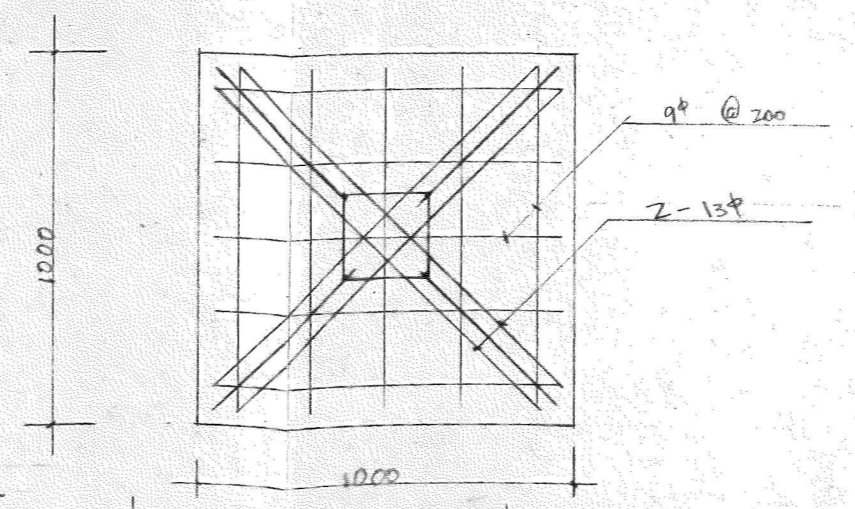


基礎伏図 1/100



白基礎 1/20

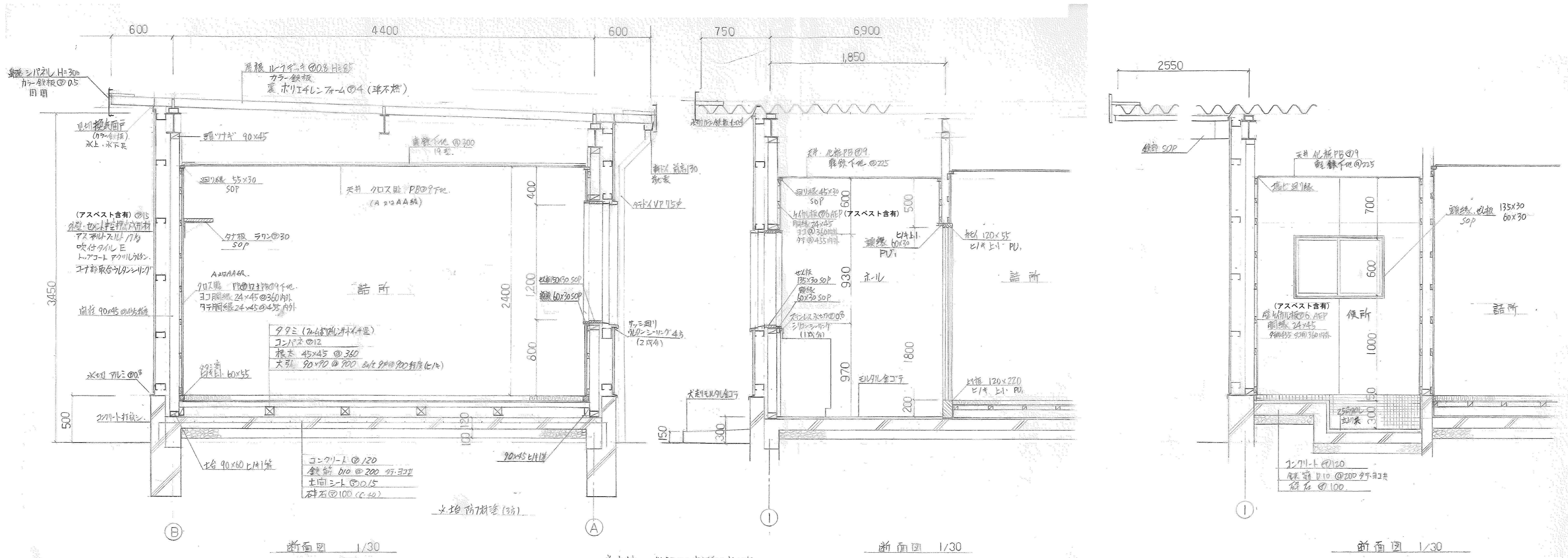
記号	形状寸法
C1	H-156×150×11×10
G	H-200×100×5.5×8
T	H-248×124×5×8
P	H-125×125×6.5×9
⊗	H-125×60×4.5×6.5
7 [#] L-ス	13 [#] 4-211-71L
母屋	C-100×50×20×2.3
	母屋 75×75×6 ℓ=150



配筋伏図 1/50

※特記無き限り全て撤去

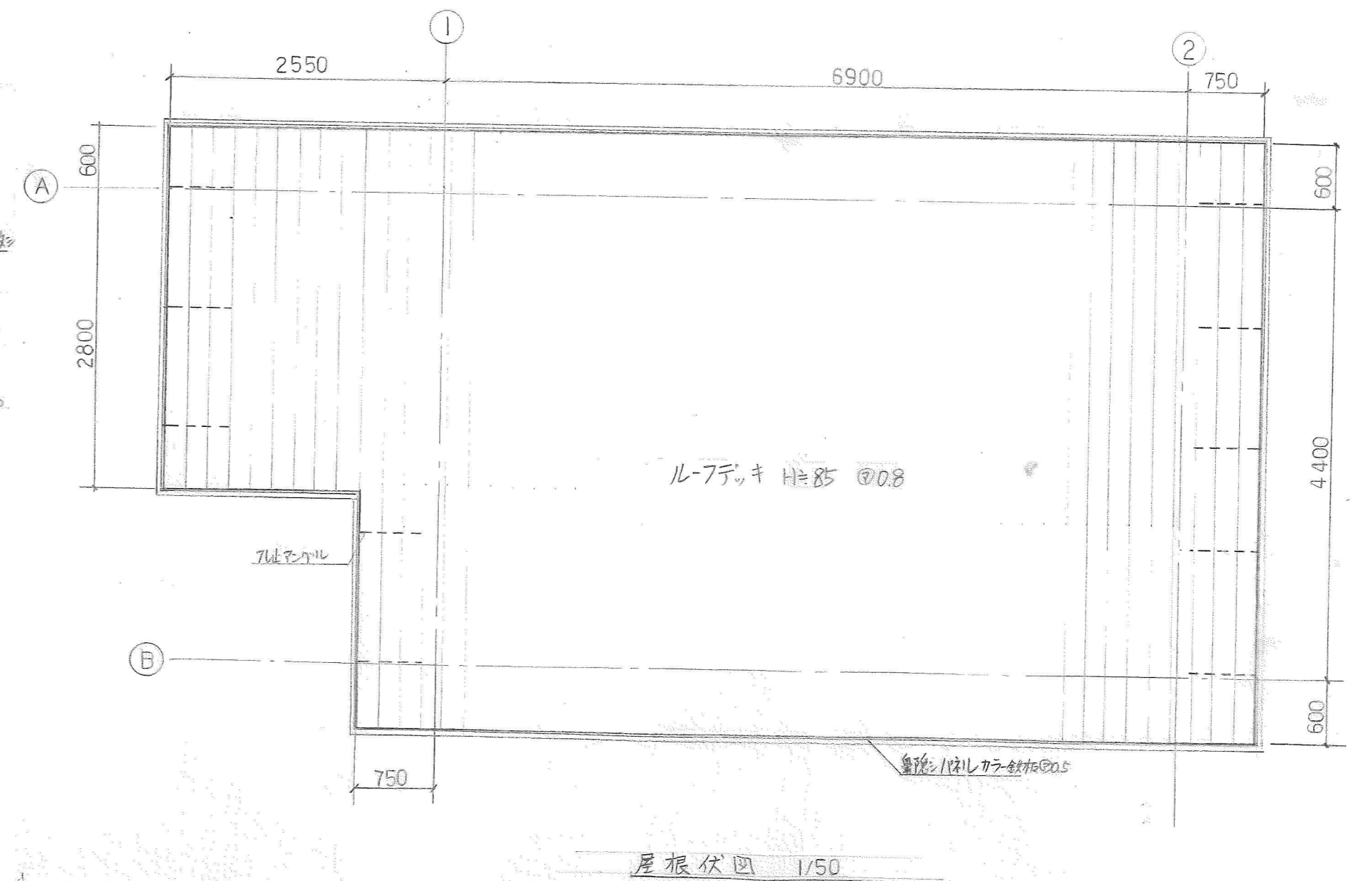
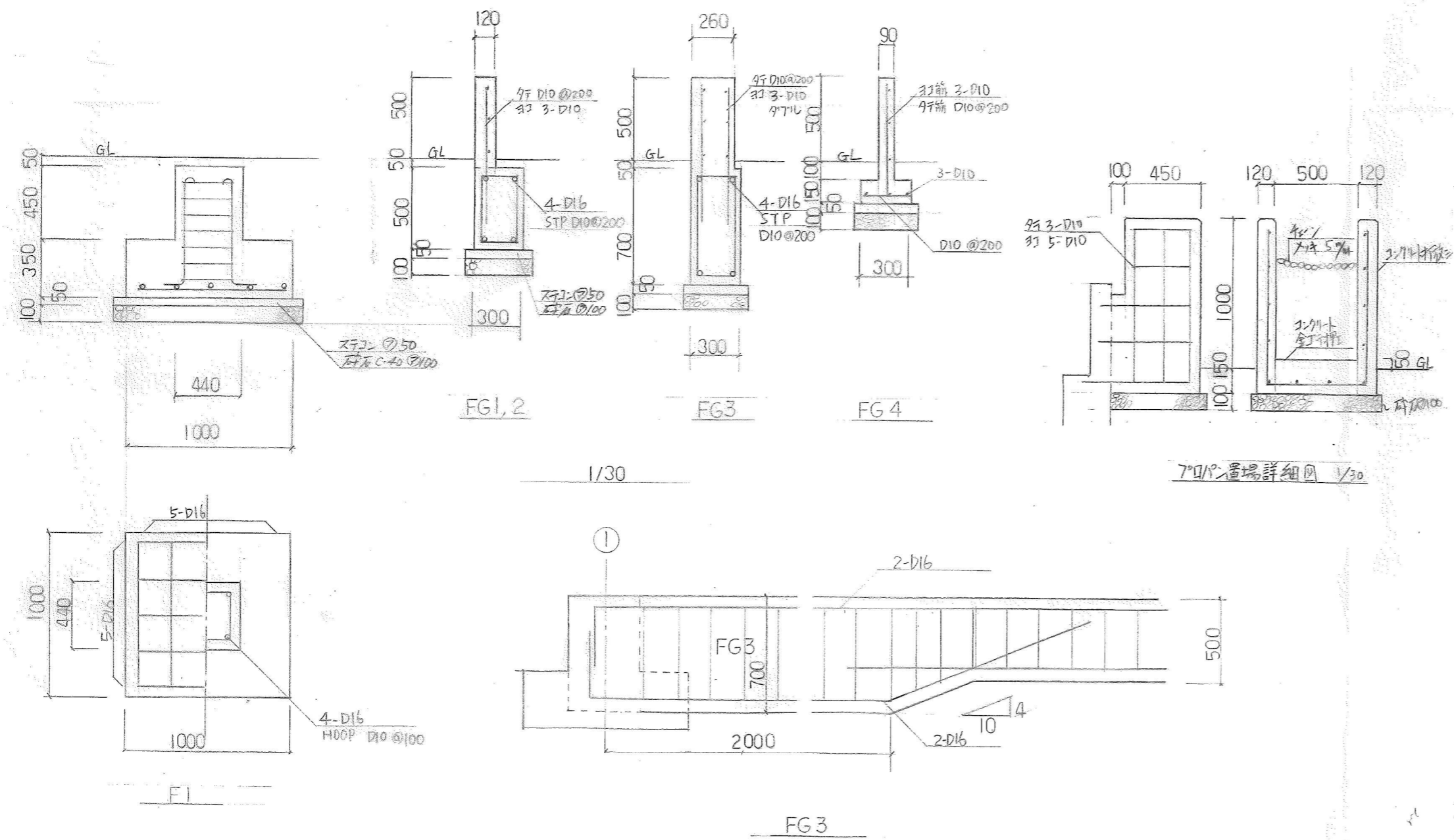
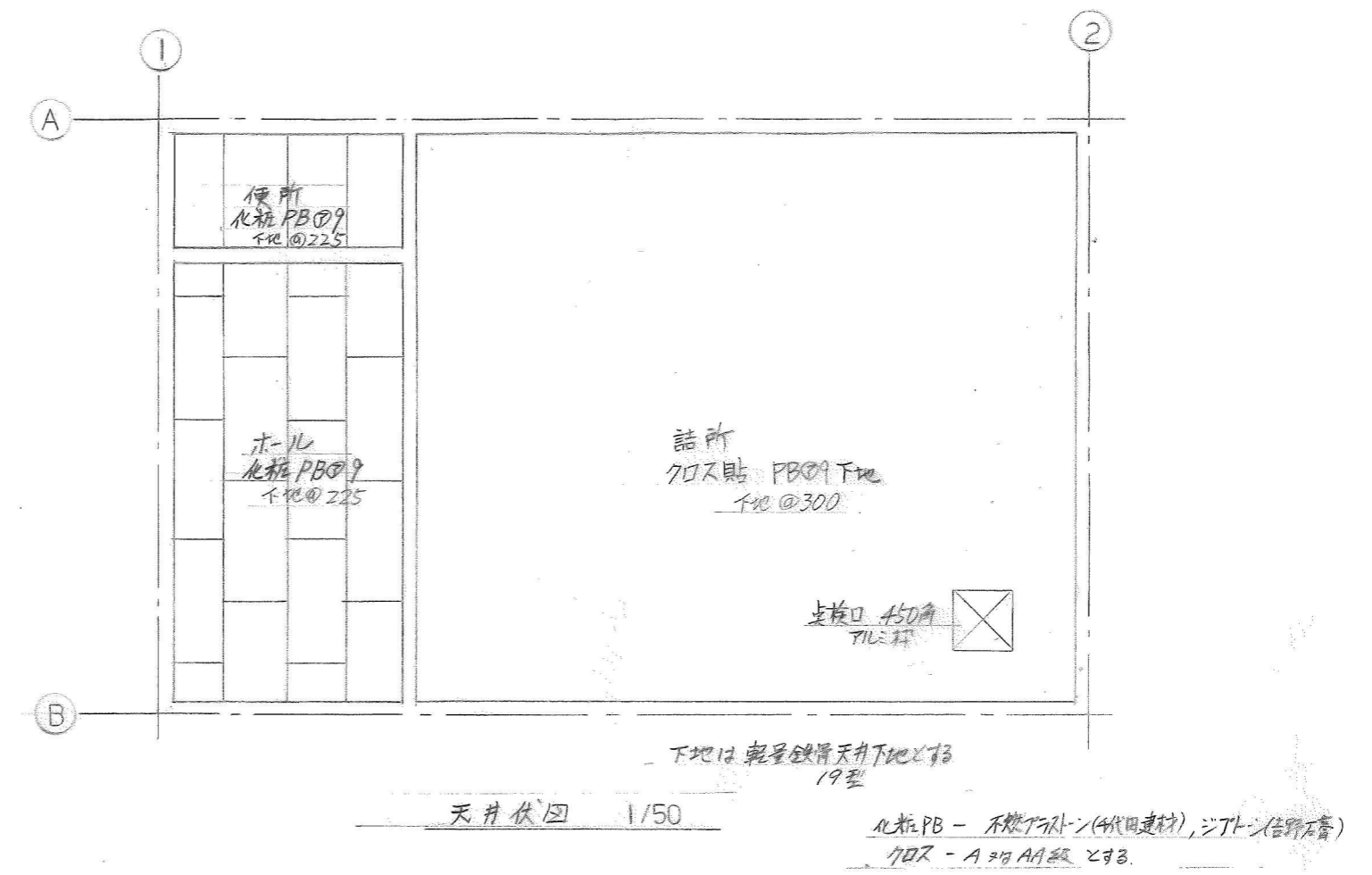
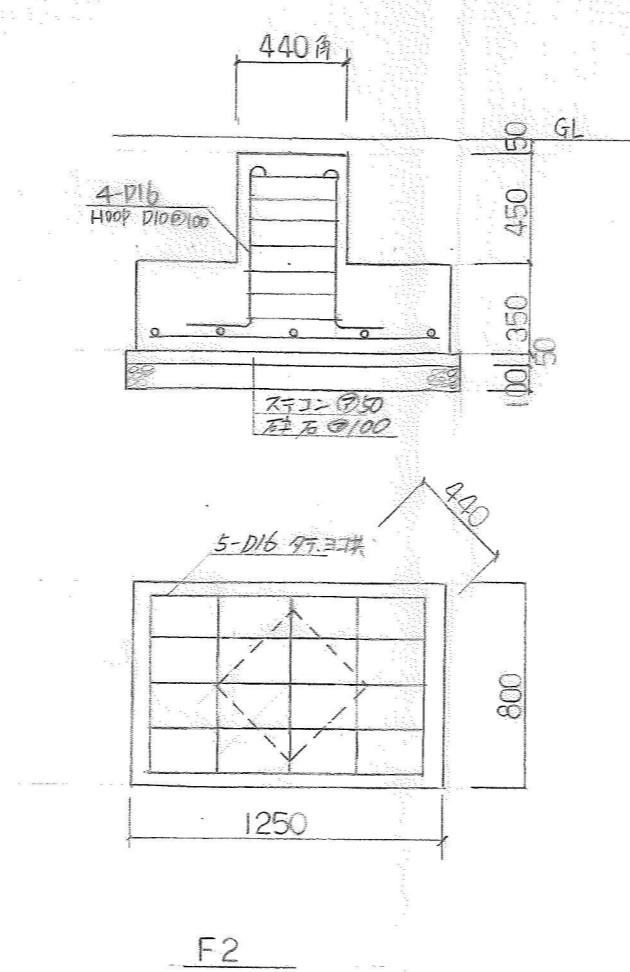
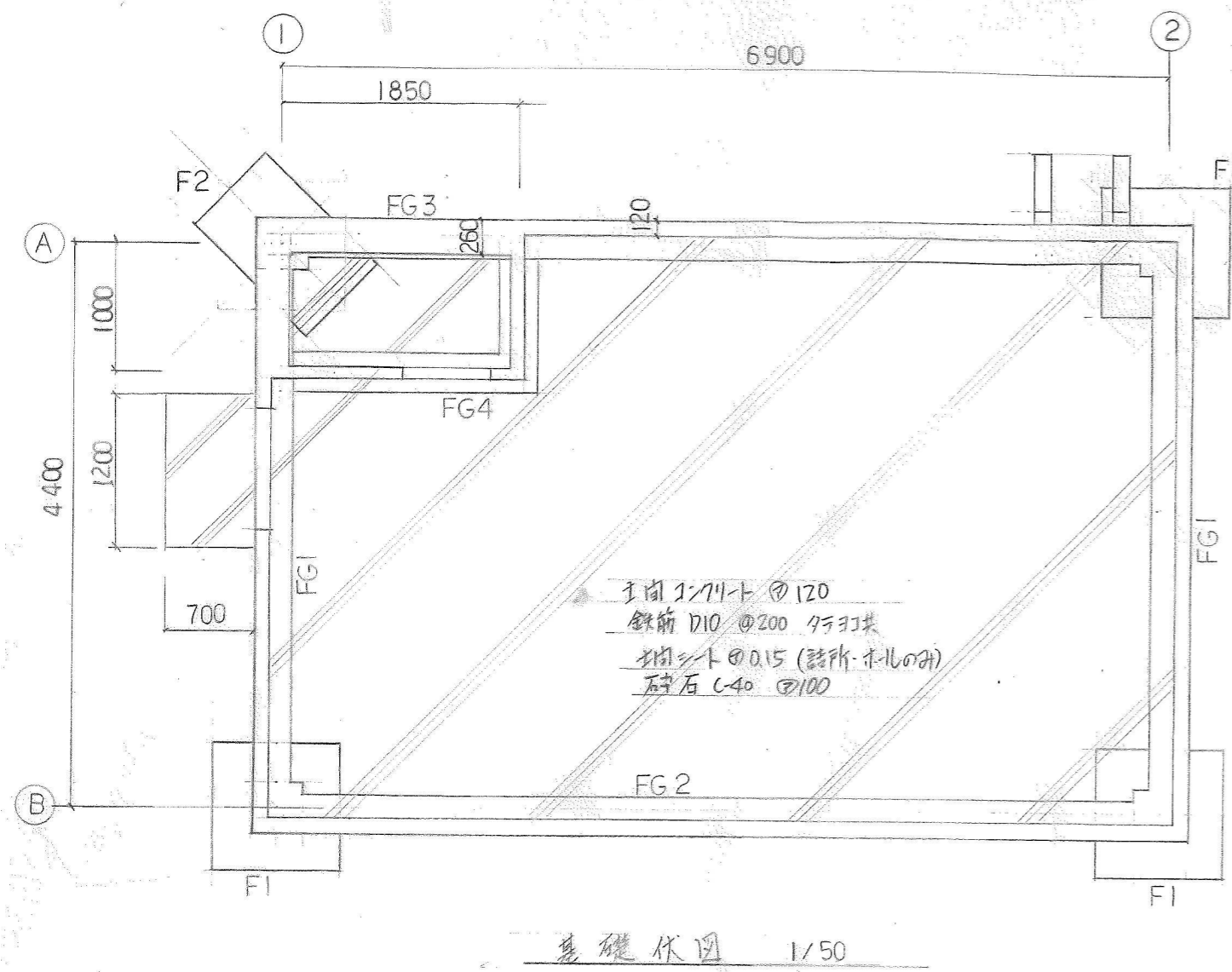




※木材 - 特記なき材種は杉と柏
構造材は一等乾燥材に準じ
ヒキ以外に代用材種不可

	① AV アルミカマド戸 1ヶ所	② AW アルミ引違戸 2ヶ所	③ AW アルミ引違戸 1ヶ所	④ AW アルミ引違戸 1ヶ所	⑤ WW 引違戸1ヶ所 1ヶ所	⑥ WC フラッシュ戸 1ヶ所
寸法						
見込	70	70	70	70	30	40
材質仕上	アルミ陽極酸化皮膜 9H 71A7H	←	←	←	銘板合板(3.5Hx1.5H) 押線アルミ押線	シヤベア④4 フラッシュ SOP
硝子	上-網入型板ガラス⑥.8 下-アルミ板③(1022x7)	網入型板ガラス⑥.8 (3.1022x7)	←	←	鉄網(新製) (話所側) ランパフ F.E.	←
金物	握玉シリコン錠 ドア金具 ステンレス3枚	ステンレス網戸	←	←	戸車 引手	握玉表示錠 ステンレス3枚
備考	内部 アルミパネル(3方) 外部 アルミ顔縁(3方) ①.5 用加工	内部 アルミパネル(4方) 外部 アルミ顔縁(3方) 水切 ①.5 用加工	←	←	←	←

※特記無き限り全て撤去

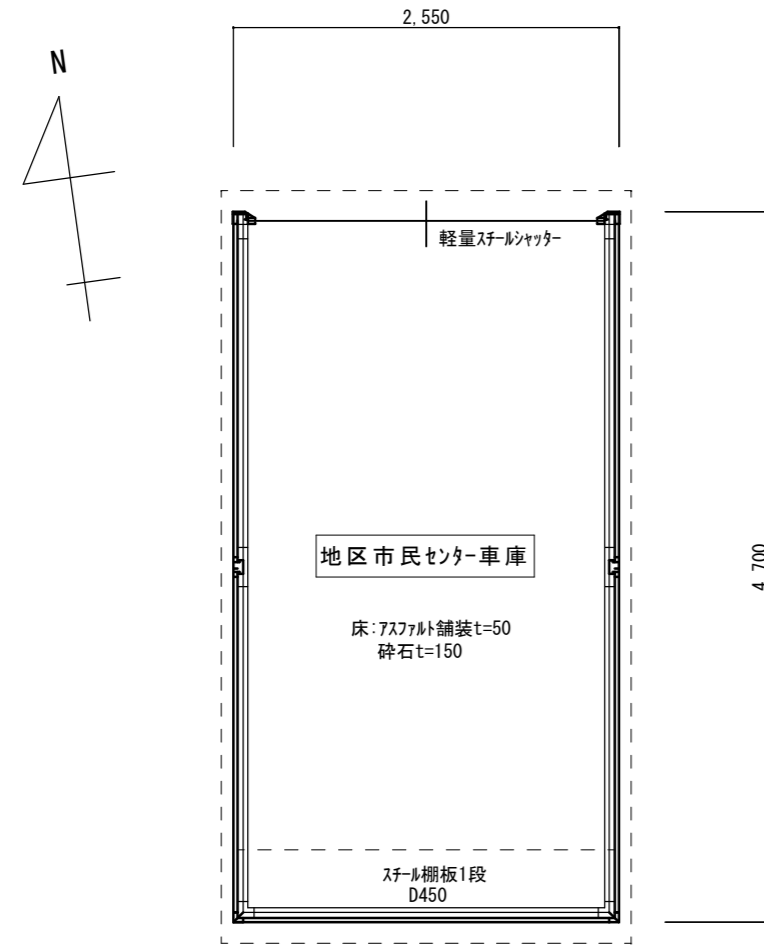


※特記無き限り全て撤去

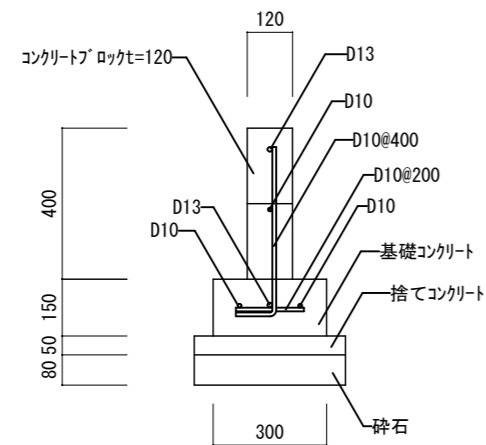


仕上表

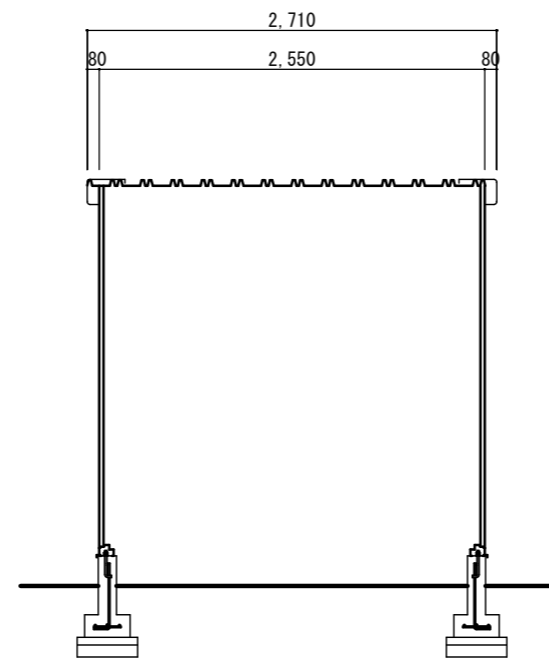
部位	仕上	
外部	屋根	屋根パネル(溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき-鋼板)
	外壁	壁パネル(溶融亜鉛めっき-鋼板)
	開口部	軽量鋼製シャッター(スラット:塗装溶融亜鉛めっき-鋼板t0.5mm)W2,260×H2,300
	軒天井	現し
	ケラバ、鼻隠し	溶融亜鉛-5%アルミニウム合金めっき-鋼板
	巾木	コンクリートブロック現し
内部	床	アスファルト舗装t=50、路盤碎石t=150
	巾木	コンクリートブロック現し
	壁	壁パネル(溶融亜鉛めっき-鋼板)
	天井	現し



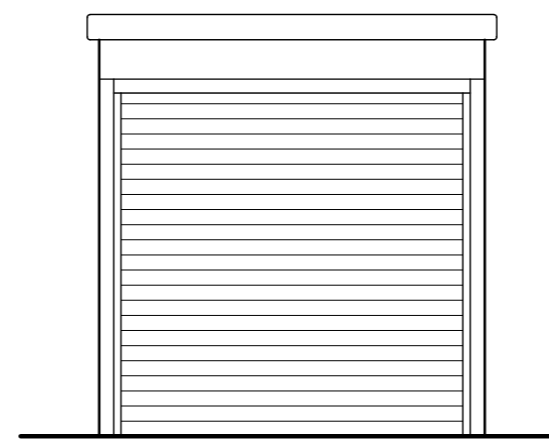
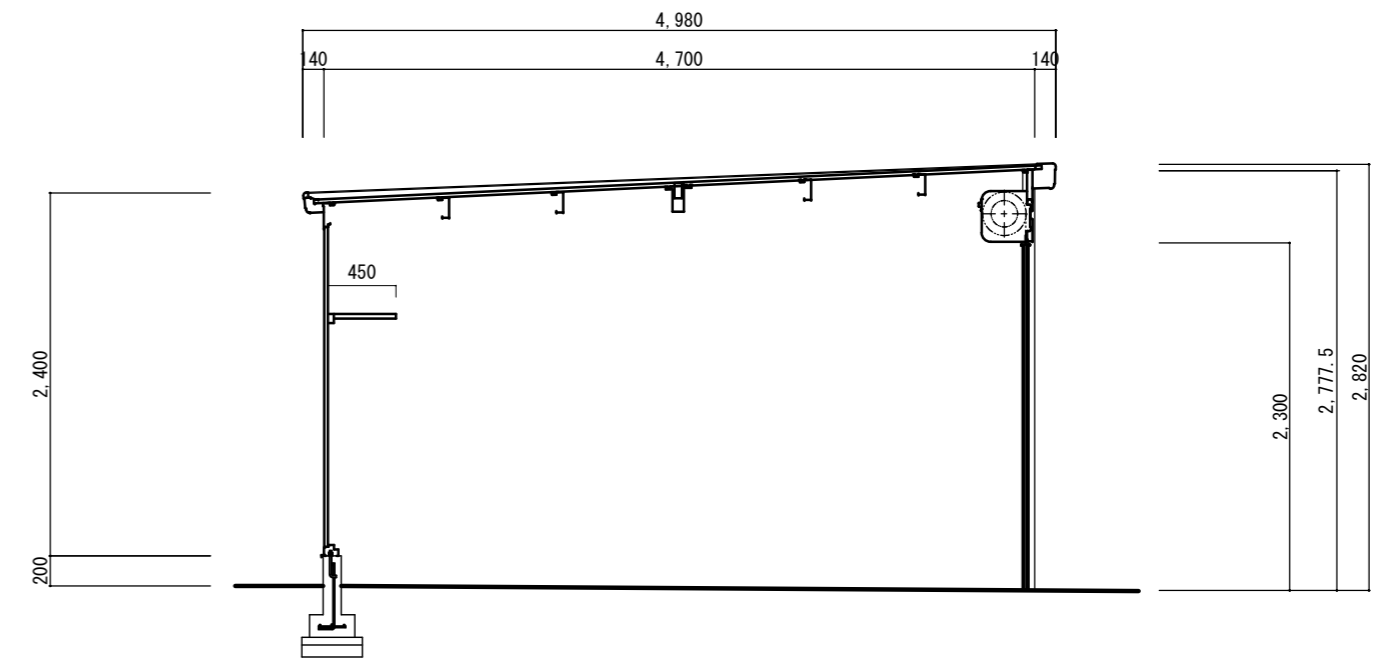
平面図 S=1:50



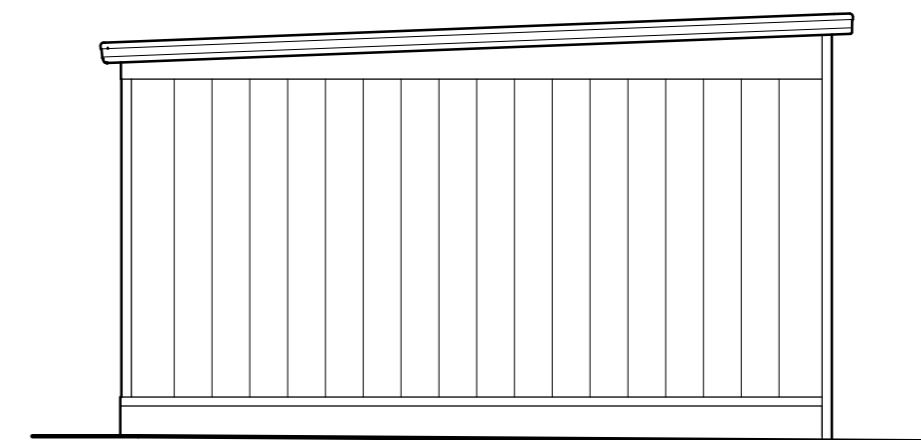
基礎詳細図 S=1:20



断面図 S=1:50



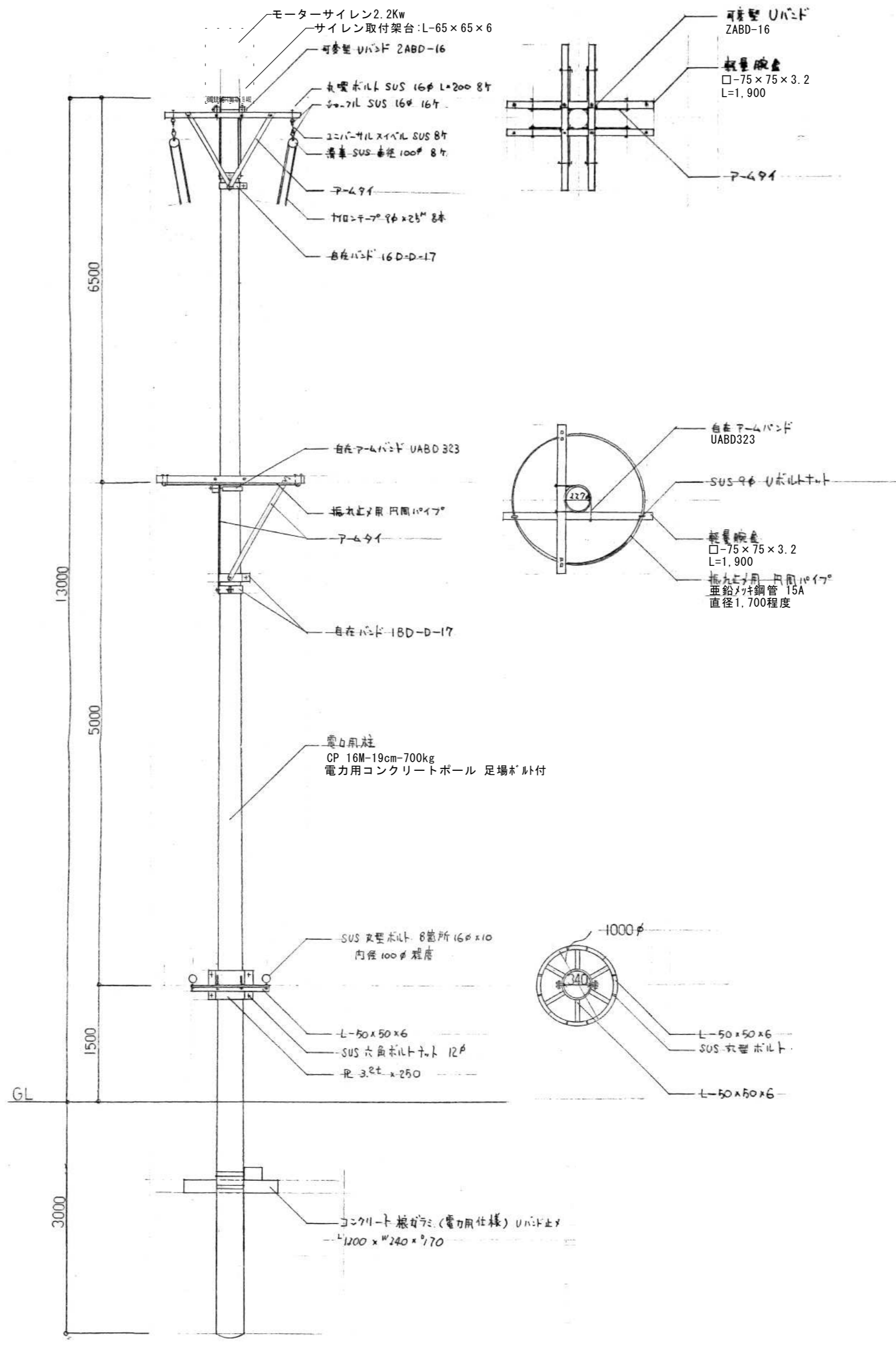
北面立面図 S=1:50



東面立面図 S=1:50

※特記無き限り全て撤去

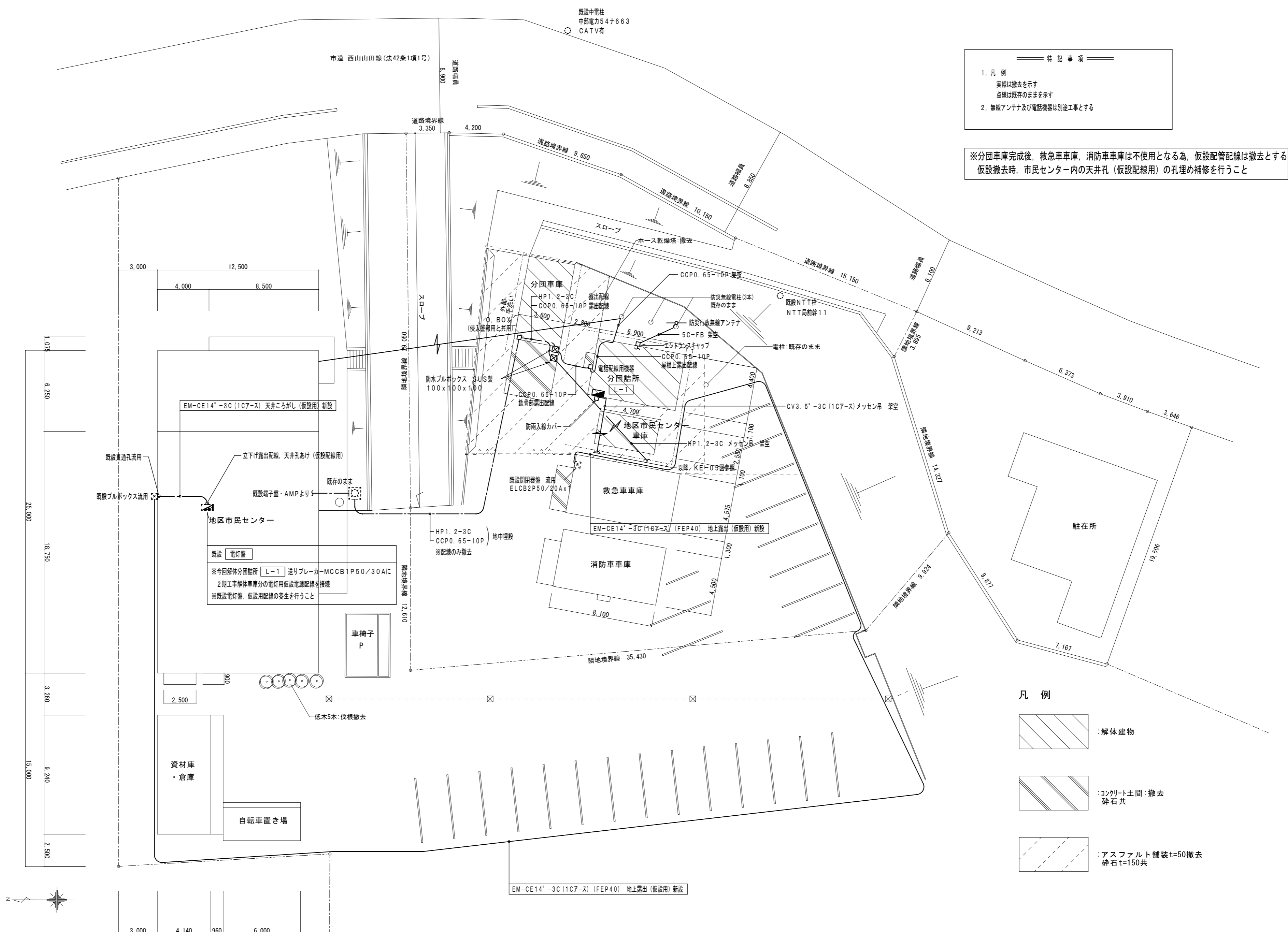




ホース乾燥塔

※特記無き限り全て撤去





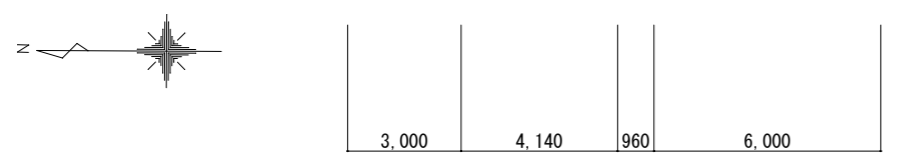
特記事項

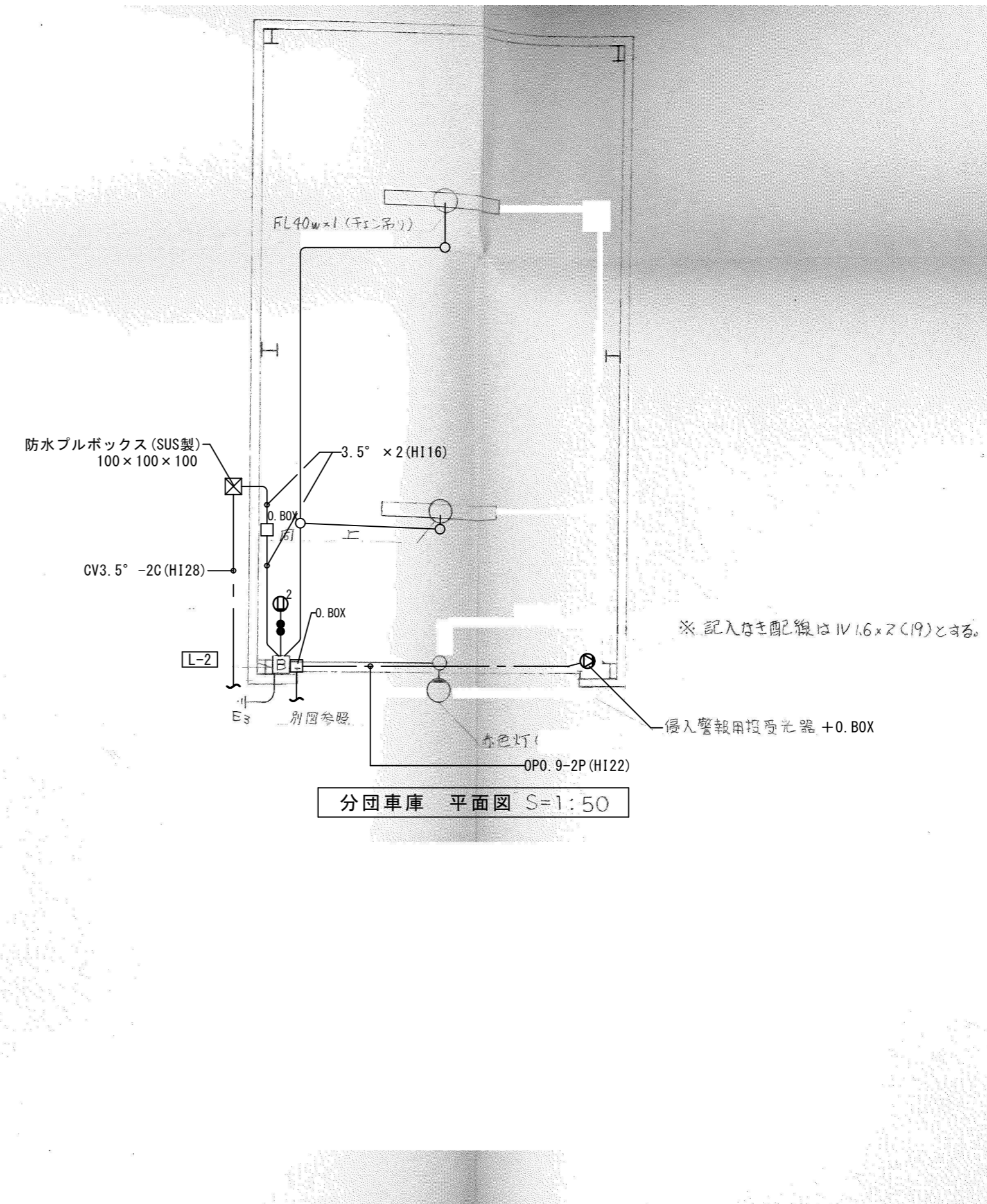
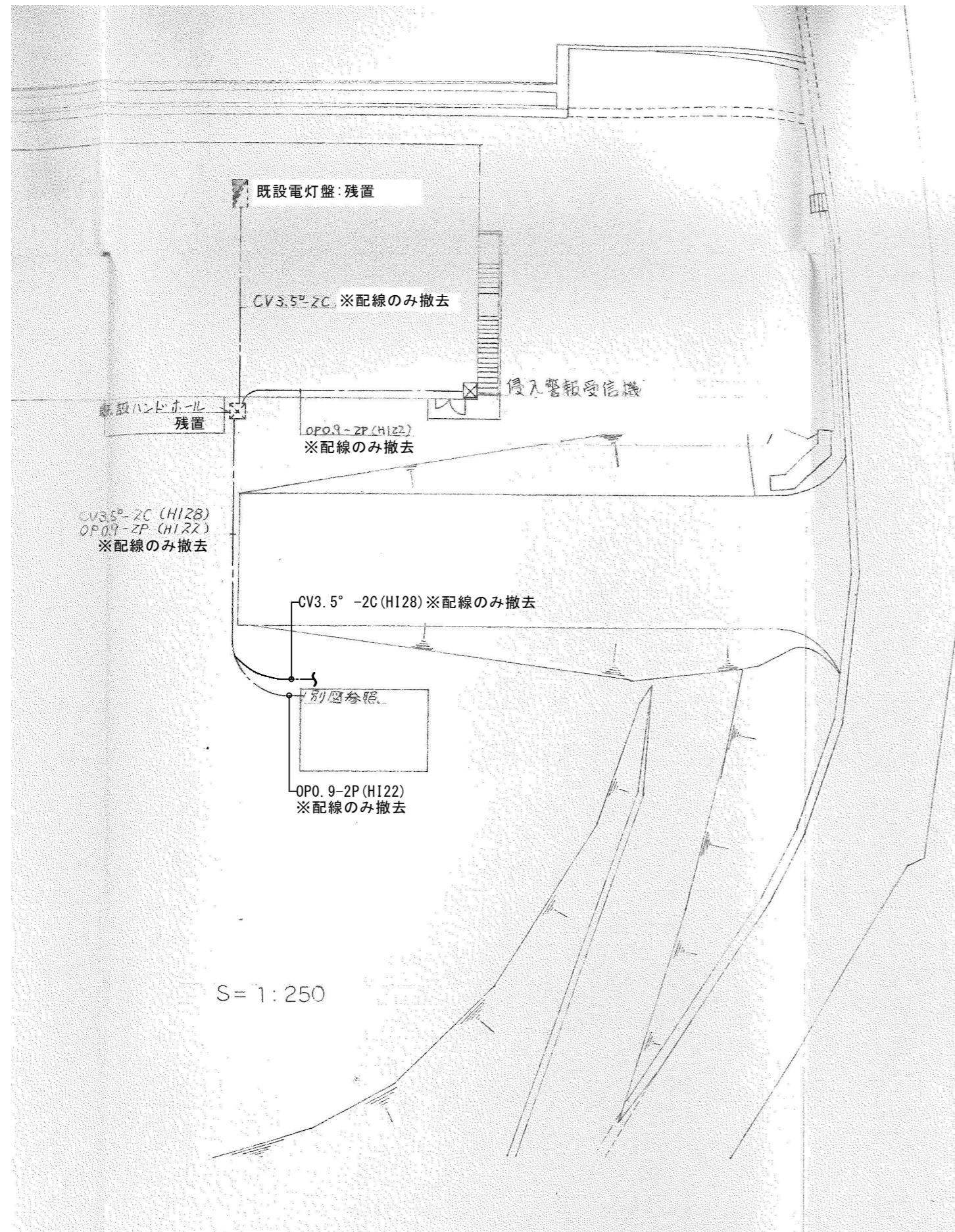
- 凡例
 実線は撤去を示す
 点線は既存のままを示す
 2. 無線アンテナ及び電話機器は別途工事とする

※分団車庫完成後、救急車庫、消防車庫は不使用となる為、仮設配管配線は撤去とする
 仮設撤去時、市民センター内の天井孔（仮設配線用）の孔埋め補修を行うこと

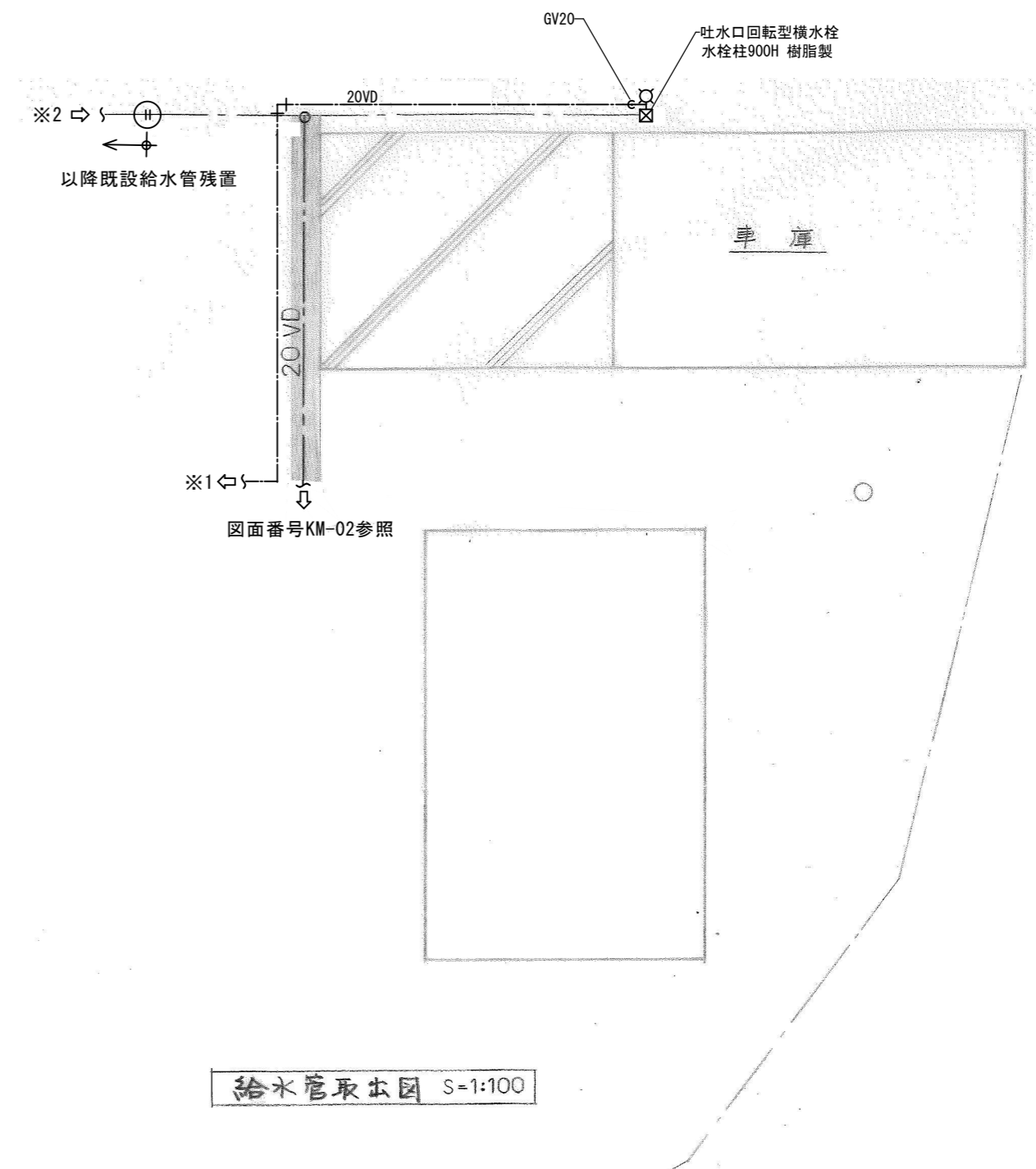
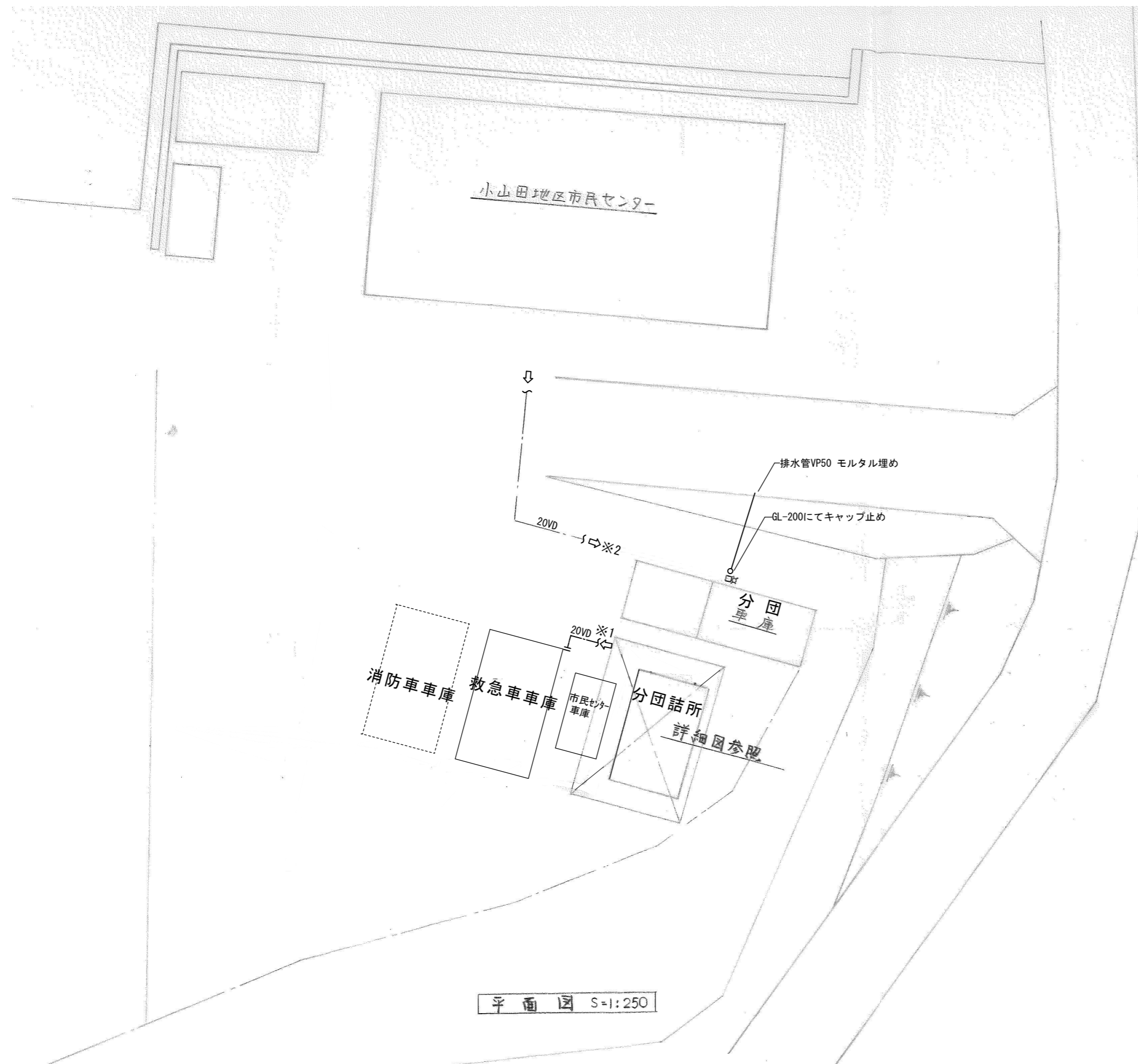
凡例

- : 解体建物
- : コンクリート土間: 撤去 砕石共
- : アスファルト舗装 t=50撤去 砕石 t=150共



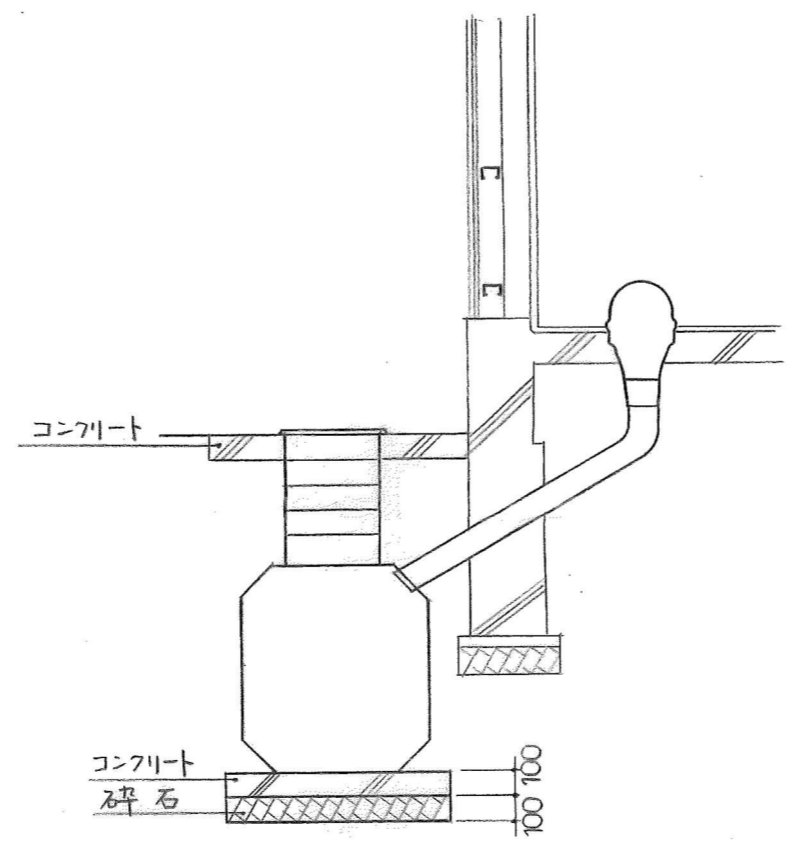
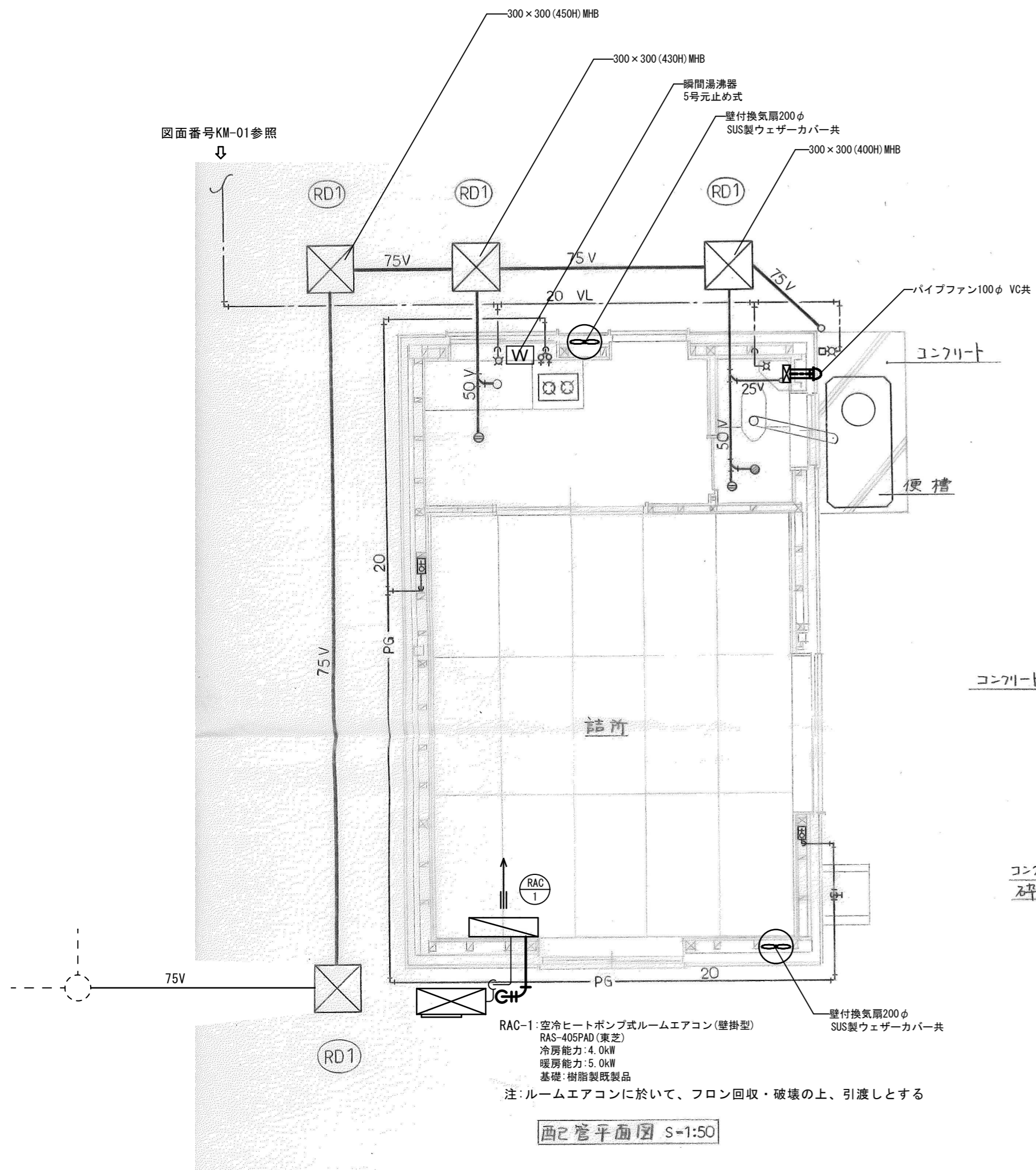


※特記無き限り全て撤去



※特記無き限り全て撤去





屋外設備

品名	記号	数	備考
簡易水洗用便槽		1	INAX(株) BT-600SR 1500×745×1140
吐水口回転形排水栓	13-F7(キ-式)	1	
水栓柱	H=1200	1	樹脂製

屋内設備

品名	記号	数	備考
簡易水洗和風便器 (手洗付)		1	INAX(株) TWC-200B (ステンレス紙巻器、止水栓共)
床排水トラップ	50-T5A	1	
台付自在水栓	13-F9A(泡洩)	1	
ペーパーガスコック		1	キューズ付
ニロコンロ		1	ガスホース付
床上掃除口	50-C0A	2	
ガスコンセントJ-7		2	壁形、キューズ付
瞬間湯沸器	5号元止め式	1	止水栓

(注)

- 給水配管で地中埋設部においては、給水用内外面硬質塩化ビニルライニング鋼管を使用
- プロパンガス配管で地中埋設部においては、外面ライニング鋼管(白管)を使用

※特記無き限り全て撤去